

第10回（平成20年度）

損保ジャパン記念財団賞 受賞者記念講演録

記念講演

著書部門

『帝国日本の植民地社会事業政策研究—台湾・朝鮮—』

中京大学現代社会学部 教授

大友 昌子

シンポジウム

『東北アジアにおける「社会事業の近代化」と日本の「帝国主義」』

コーディネーター：大橋 謙策（日本社会事業大学学長・
社団法人日本社会福祉教育学校連盟会長）

パネリスト：大友 昌子（中京大学現代社会学部教授）

（順不同） 沈 潔（浦和大学こども学部教授）

徐 明仿（八戸工業大学感性デザイン学部講師）

朴 貞蘭（韓国 仁済大学校人文社会科学大学副教授）

（敬称略）

* 日時 * 平成21年7月11日 午後1時より

* 場所 * 虎ノ門パストラルホテル新館1階会議室「鳳凰西」

平成22年3月

財団法人 損保ジャパン記念財団

第10回損保ジャパン記念財団賞贈呈式（平成21年3月25日実施）



佐藤正敏 理事長



厚生労働省 社会・援護局 朝浦幸男 総務課長



著書部門受賞者 大友昌子氏



大橋謙策 審査委員長



後列左から 宮武審査委員、白澤審査委員、福山審査委員、黒田審査委員、浅野審査委員

前列左から 厚生労働省朝浦課長、佐藤理事長、大友氏、ミネルヴァ書房杉田氏、大橋審査委員長

1. 主催者挨拶

財団法人 損保ジャパン記念財団
専務理事 高宮 洋一

ただいま紹介いただきました損保ジャパン記念財団の高宮でございます。本日の講演会、シンポジウムに当たりまして、主催者を代表して一言、ごあいさつさせていただきます。

御来場の皆様方、蒸し暑い中、ご参加いただきまして、まことにありがとうございます。本日の記念講演会、シンポジウムは、日本社会福祉学会様、東洋大学様との共催となっており、また、厚生労働省、日本地域福祉学会、日本社会福祉系学会連合、日本社会福祉教育学校連盟といった省庁、団体の皆様方にご支援、ご後援をいただいておりますので、ご報告申し上げます。また、スタッフとして東洋大学の大学院の方々を始め、各大学の大学院生の皆様方に多数ご支援、ご参加をいただいております。この場でご報告と、御礼を申し上げたいと思います。

私どもの財団は、昭和52年に厚生省の許可を得て設立いたしました。社会福祉分野の活動を中心にそれから32年間、活動を進めております。この取り組みの大きな柱の1つが、今回こうして皆様方と一緒にさせていただいております損保ジャパン記念財団賞の運営です。我が国の社会福祉分野のすぐれた学術文献、著作、論文を表彰させていただき、あわせて研究費助成をさせていただいて、それにより社会福祉学分野の人材の育成や学術的なレベルの向上に貢献するといった趣旨で運営している事業でございます。

この事業の運営に当たりましては、指定推薦者を学术界の権威の皆様方をお願いいたしており、そうした方々から多数の推薦文献を出していただいております。選考に当たりましては、推薦された多数の文献の中から、本日もご参加をいただき、本講演会・シンポジウムでも中心的な役割をしていただきます大橋謙策日本社会事業大学学長を始めとした斯界権威の各委員の皆様方に審査をお願いいたしました。

毎年、過去1年間、発刊されました著作、論文につきまして、5カ月以上の期間をかけて絞り込み、そして最終的に受賞者を選出させていただくといった運営をいたしておりますのでございます。例年ではございますが最終の絞り込み時には先生方には大変な激論もいただき極めて厳しいご審査をいただいて、受賞者を決定し、本日に至ったという経緯となっております。

なお、審査委員会の委員長につきましては、前年まで大橋謙策先生にお願い申し上げておりました。今年度からは白澤政和先生に引き継ぎをしていただきました。大橋先生、前年度までの審査委員長、大変ありがとうございました。この場を借りまして、心より御礼を申し上げます。また、白澤先生には、今年度以降ご指導よろしくお願い申し上げます。

損保ジャパン記念財団賞の受賞講演会は、毎年こうした形で開催し、今回は、10回目を数えております。また近年はあわせてシンポジウムを開催してきております。今回のシンポジウムにつきましては、浦和大学教授の沈潔先生、八戸工業大学講師の徐明仿先生、韓

国の仁済大学校人文社会科学大学副教授の朴貞蘭先生といった皆様方をパネリストとしてお招きしております。あわせて、大友先生にお入りいただきまして、前審査委員長でございます日本社会事業大学学長の大橋謙策先生にコーディネーターをお願いして開催いたします。

講演会につきましては、ご講演をお願いする受賞者でございます大友昌子先生に、まずは心からご受賞のお祝いを申し上げたいと思います。ご講演何卒よろしくお願い申し上げます。また、シンポジウムにご参加いただく各先生方にも、本日のご参加を心から御礼申し上げます。

最後に、本日も例年通り、講演会、シンポジウムが終わりました後、懇親会を用意してございます。そこで本日参加の先生方と親しくお話をしていただける機会を設けさせていただいておりますので、ぜひともそちらの方にもご参加いただきますようお願い申し上げます。

それでは、最後までのご参加、何卒よろしくお願い申し上げます。どうもありがとうございました。

2. 新審査委員長挨拶

損保ジャパン記念財団賞
審査委員長 白澤 政和

皆さん、こんにちは。ただいま御紹介いただきました大阪市立大学の白澤でございます。

大橋審査委員長にかわりまして、ことしの4月から審査委員長を拝命いたしました。2年間、審査委員を経験させていただきましたが、数多くの素晴らしい著書の中から選考するという、大変厳しい業務を選考委員会で行ってききましたが、今回は大友昌子先生が『帝国日本の植民地社会事業政策研究—台湾・朝鮮—』というタイトルの著書で、記念賞を受賞していただいたわけでありまして。大友先生、誠にありがとうございます。

そういう中で、本財団の審査は、大橋先生の前には三浦文夫先生が委員長をやっておられるという、大変重職です。私には大変荷の重い仕事でございますが、今後も記念賞にふさわしい著書を選考して参りたいと思っております。

きょうのシンポジウムに関して、少々思うことがございます。

第1点目は、大友先生のこの受賞は、日本の社会福祉研究に新天地を切り開く大きな転機になるのではないかと考えています。と言いますのは、現在、日本と韓国や中国との現状の社会福祉研究に関して交流が随分進んでまいりました。これは、台湾ともしかりでございます。そうした中で、我々は過去の社会事業について必ずしもきちんとした清算をして、今の関係をつくっているわけではないわけです。そういう意味では、植民地時代の社会事業なり日本帝国主義の社会事業というものを明確にし、両国の関係を清算し、新たなスタートを切っていく必要があります。そういう意味で、本日の記念講演並びにシンポジウムを通じて、私たちは新しい時代を迎えることができるなら、東北アジアの中で、ヨーロッパやアメリカにはない東洋の価値観のもと、各国が共生し合う社会福祉をつくり上げていく時期を迎える契機になるというので、大変感激深く、本日のシンポジウムを考えております。

もう1点は、損保ジャパン記念財団文献賞でございますが、この賞は、日本の社会福祉研究のノーベル賞だという高い評価を得ています。私も、社会的地位を上げていき、そういう賞にしていかなければならないと考えています。水色のパンフレットがございまして、記念財団賞の御案内ということで、次回は11回の賞の受賞の年になるわけでございますが、1枚あけていただきますと、受賞対象者は、社会福祉分野の研究振興のため、将来性が期待される若手・中堅の研究者ということになっています。しかしながら、大友先生の場合は、それ以上の功を成された先生です。逆に言えば、その賞は、今までの長年の研究を50歳、60歳でまとめられ、大成された研究と、もう一方は若い研究者が大学院の学位論文などをまとめられた優れた著書があります。両者をどう統合しながら、若い方々の賞でもあり、また長年の研究をまとめられた賞でもあるものに整理しながら、この損保ジャパン記念財団賞をさらにステータスの高いものにしていきたいと思っております。それには、皆さ

ん方から素晴らしい著書等を応募いただきながら、全体として社会福祉の研究のレベルを上げていくことにも貢献してまいりたいと思っております。

最後になりましたが、本日も忙しいところ、多くの皆さん方に御参加いただきましたことを感謝申し上げます、ごあいさつにかえさせていただきます。どうもありがとうございました。

3. 審査報告

損保ジャパン記念財団賞
前審査委員長 大橋 謙策

こんにちは。お忙しいところをきょうはたくさんお集まりいただきまして、ありがとうございました。

8年間、審査委員をやりまして、その中で6年間は選考委員長として、毎回、審査の講評をするという、ある意味では自分自身が審査されているような嫌な仕事をやらされてまいりまして、きょうをもって解放されるというのは、大変私にとってはうれしい限りでございます。いかにこの審査委員会が大変かということも含めて、少し話をさせていただきたいと思います。

お手元の受賞者記念講演会、シンポジウムの資料があるかと思いますが、その6ページをあけていただきますと、審査講評というのを書いてございます。毎年のことでございますけれども、全国の社会福祉関係の学会の理事、あるいは日本社会福祉教育学校連盟加盟校の学部長等の指定職の方から指定推薦をいただくということで、それをもとに審査をしているわけでございます。

今年度は著書部門で25編、ダブっておりますので22編、論文部門では15編の推薦をいただきました。それを3回にわたる審査委員会で審査をするということになるわけでありませう。審査委員会までにずっと本を読まなければいけないわけですが、ある意味では大変な作業をしているというわけです。同時に、たまたま推薦された中から選んだものが、推薦されなかった本よりも劣っているというのがあってはいけないということがございまして、その6ページの左側の中ほどに書いてございますが、一昨年19年4月から20年3月までの間に出版された136編の本について、一応目を通していただいております。したがって、広くは150編ぐらいの本の中から絞りに絞って1編を選んだということになるわけでございます。審査委員は6名でございますので分担をしますが、最後は全員が講評する。その講評に基づいて決めるということですから、本当にこの間、9月ぐらいから始まって1月の末までに審査を終えなければいけないわけですが、大変な仕事でございます。

ただ、このことを通していうと、いろいろな本をこの期間に、ある意味では読まされる。けれども、とても自分が勉強になるということは事実でございます。自分の専門分野以外の本を読まされるわけですから、つらいと言えつらいんですが、ある意味では一種の役得で本を読むことができたということでございます。

今回は大友昌子先生の本が受賞されたわけで、中身はこれから大友先生の講演と、そしてその後のシンポジウムで詳しく論議させていただきたいと思っておりますけれども、審査委員会がどういうことを考えたかということを書いております。後のシンポジウムのときにも話をいたしますけれども、実は戦前の厚生事業、あるいは植民地における社会福祉——当時の言葉でいけば社会事業、もしくは厚生事業と呼ばれるものに関す

る研究はほとんどなかったわけでございます。ある意味ではタブー視されていたわけで、そのタブー視された部分を大友先生がきちんとまとめてくれたというのは、大変勇気の要ったことですし、素晴らしいことだったと思っております。

その際に、本を執筆するスタンスをどこに置くかということが当然問われるわけで、シンポジウムでもそこはある意味では論議をしなければならない大きな課題でございます。その自分たちが執筆するスタンスというものをきちっとわきまえながら、日本の負の部分であります植民地時代の課題をきちっと実証的に整理したというのは、私はすばらしかったのではないだろうかと思っております。

その内容はこれから話をいただきますが、幾つか審査委員会で出された意見がありますので、それを言っておきます。

1つは、8ページの左側の下の方に、「抑制された近代化」の指標に関する課題があるのではないかと。近代化において重要な資本主義社会における社会問題対応策の観点と、その事項の取り上げ、分析ということが、やや不足しているのではないだろうか。近代化という指標を非常に重視して、そして植民地においてはそれが抑制された抑圧的近代化、あるいは抑圧された近代化というふうに言っておりますが、一般的に資本主義との関わりでみるその近代化との絡みで分析がやや十分ではないのではないかとという論議が1つありました。

2つ目には、参考文献の中に、台湾、朝鮮の側に立った資料が少ないというのが挙げられるということでございまして、これは後のシンポジウムで朴貞蘭先生からも指摘をいただければありがたいと思っておりますけれども、帝国主義的な圧政がいかに社会事業に影響したのかという点や、朝鮮や台湾の人々の生活が植民地化によりどのように変化し、それらの実態から生ずる抵抗や対峙に関しての視点からの分析が弱い。この点は先ほどもスタンスと言いましたけれども、大友先生自身が認められていることですから、ある意味ではないものねだりですが、やはりここは指摘せざるを得ないということです。

3つ目は、著者の用いる福祉文化的基盤、これも大変重要な概念で、もちろんシンポジウムで深めたいと思っておりますが、その儒教、宗族、本貫といった台湾、朝鮮の歴史的につくり出された民俗的制度とのかかわりについての考察が十分なされていないのではないかと。「福祉文化的基盤」というものがキーワードになっている割には、そこにかかわる考察が弱いのではないかとという指摘が審査委員会ではあったことは事実で、お伝えしておきたいと思っております。

そのような問題はありますけれども、先ほど書いたように、非常に素晴らしい労作だということでございます。従来、アジアの社会事業の歴史的な研究は非常に弱いわけございまして、後でまた朴貞蘭先生にもお話を聞きたいと思っておりますが、韓国では社会事業史に関する研究というのはほとんどないということでございます。台湾でもない。中国でも弱い。そういう流れの中で、社会事業史研究をきちんとしていくということはすごく大事な意味を持っている。それを大友先生がしてくれたというのは、本当に素晴らしいことだし、

それを踏まえないと、これから国際交流してもなかなか見えてこないのではないか。そういう点を我々は高く評価させていただいたということでございます。

そこに書いてございますように、「東北アジアの国々との社会福祉の共有課題を明らかにし、問題解決に協力しあう学問的基盤の確立が求められているという問題意識は、支配国・被支配国の枠組みを超えた歴史研究を具現化する契機となることも期待される」ということで、今後この分野での研究が日、中、韓、台湾を含めて進むことを大変期待したい、そのきっかけに大友先生の本がなるのではないかと、きょうのシンポジウムがそれになればと思っている次第でございます。

以上、審査委員会を代表して一言、あいさつと経過を述べさせていただきました。どうぞよろしくお願いいたします。ありがとうございました。

4. 記念講演録

著書部門

『帝国日本の植民地社会事業政策研究—台湾・朝鮮—』

中京大学現代社会学部教授 大友 昌子

ただいま御紹介いただきました大友昌子でございます。本日は暑い中、また、皆様、いろいろなお仕事、あるいはさまざまなことでお忙しい中、この会場にお越しいただきまして、まことにありがとうございます。

このたび私は損保ジャパン記念財団賞という栄えある賞をいただくことができました。この研究は、振り返ってみますと、私1人でできたことではございませんで、これまで私を支援し、支え、また直接的、間接的に交流してきてくださった多くの皆様との中から生まれた研究であると考えております。そして、その多くの方々の中には、かつて台湾や朝鮮半島で生きた方々、そういう方も含めて、私は直接、間接に私と交流してくださった人々というふうに感謝をし、そして、そうした方々に思いをはせたいと思っております。このたびはこのような賞を受賞させていただき、このように皆さんに発表の機会をいただきまして、大変ありがとうございます。

それでは、私の持ち時間が35分ぐらいということですので、早速パワーポイントを使いまして説明に移らせていただきます。

最初に、植民地研究の活発化ということで、世界的な植民地研究の動向について簡単にお話ししたいと思います。

植民地研究というのは非常にマイナーな研究ではないかと思われがちですが、世界では非常に活発に行われ、次々と新しい視点、見方が蓄積されつつある領域です。社会福祉領域ではそれほど植民地研究というのは目立ちませんが、教育、政治、経済等々、ほかの学問領域では植民地研究というのは大変活発に行われている。

どうしてでしょうか。それは、現代社会がなぜ現在のような世界構造になっているのかということを説明いたしますときに、その現在をつくり上げた前の時代の植民地時代というものを研究しなければ、現代世界を説明することが難しい。そういうことから植民地研究における研究は非常に活発ですし、しかも、かつてのように1国1国ごとの植民地の支配・被支配というような関係の研究ではなくて、世界的な交流史の中で植民地研究が行われるようになってきている。それが植民地研究のほかの学問領域も含めた最先端の視点でございます。

1の「植民地研究におけるグローバルな視座の登場」というのは、そういう意味でございます。現代世界を形成した帝国主義と植民地の時代——これからまた話をいたしますけれども、その時代というのが現在の世界構造の形成に深くかかわっているということです。

そして、2番目に「植民地統治下の異文化交流」。実際に異なる文化を持った土地に対して異なる宗主国——当時は支配する側を宗主国というわけですが、その支配者側の国が違

った文化をもって支配を始める、統治を始めるということです。そこでは異なる文化がぶつかり合うわけですから、そこに何が起きたのだろうかという研究が行われるようになってきております。

そうした研究もややブームが過ぎまして、現在どんな問題意識で研究が行われているのかというと、宗主国である植民地支配の大義というのがあったわけです。これは大変自分勝手な、支配する側が支配する正統性を何とか見出そうとして勝手に理屈をつけた、自分勝手な理屈でありますけれども、大義ですね。被植民地の文明化、近代化を達成するために宗主国は植民地を支配する。支配するかわりに文明化、近代化をもたらす。そういう当時の論理があったわけです。本当にその文明化、近代化という論理は具体化したのだろうか。もし具体化したのであれば、どのようなものだったのか。これが、現在、他の学問領域も含めた植民地研究の大きなテーマになっているわけですし、私もこうしたほかの学問領域の問題意識と問題意識を並べる形で近代化という1つのベクトル——ベクトルと私は考えていますが、そういうベクトルを使っただけの研究枠組みにしたわけです。

もう1つは、グローバルな視座の登場に関連しております。それは、近年、先ほど大橋先生の御説明にもありましたように、東アジア地域で非常に交流が活発になってきているわけです。こうした国を超えた研究の交流というのは、そのモデルといいたいでしょうか、その態様に、ヨーロッパの方でEU圏というのが登場いたしました。ヨーロッパの方でも国民国家の枠組みを超えて、EU圏を単位としたさまざまな文化交流や、あるいは植民地研究などの研究が始まっているわけですが、東アジアで私どもは連携し、相互に携えて、この地域の問題解決に当たる必要もあり、そのためにはどうしたらいいのだろうかという問題関心が高まってきているということであるかと思えます。

3番目に、もう1つ、これは研究方法の問題でありまして、植民地研究の中でどのような研究方法が最近に行われているのかという説明でございます。同一帝国内で地域別比較研究。私も日本帝国、日本の中で台湾と朝鮮を比較させていただきましたけれども、このように、例えば、1つの国の中だけでの支配・被支配、植民地化、近代化というものではなくて、2つ以上の地域を取り上げて研究する。これは近いところの教育学の中での植民地研究でも行われているわけです。

もう1つの新しい動きは、帝国主義国家の比較研究です。これは何かというと、日本とフランスで、フランスはアルジェリアを植民地化したときに同化政策をとったと言われております。では、フランスの同化政策と日本のアジア地域に展開した同化政策とは、どこに共通性がある、どこが違うのだろうかというような、植民地化を行った国々の比較です。このような研究が行われるようになってきております。

また、ここには書きませんでしたけれども、パレスチナ系アメリカ人のサイドという研究者が、文明評論ですけれども、「オリエンタリズム」という言葉を使いまして、欧米の文芸作品の中にあらわれたオリエンタリズム——オリエンを差別化してとらえる言説ですが、そのようなことを指摘したりしております。これはポストコロニアル研究といひまして、植民地後の研究で、現代社会においても植民地化された時期の影響が色濃く私

どもの世界に影響を与える、作用しているということを検証されたりしております。

そして、最初に申し上げなければいけないのは、植民地研究者のスタンスが問われているということでございます。植民地の歴史研究をする者にとりましては、被植民地であった地域からのアプローチと、私のように植民地をした側の国に属する人間、その道義的責任を今日でも十分に感じ、心得ながらの植民地統治側からのアプローチというものがございます。この歴史研究のときに注意しなければいけないのは、被植民地側の視点に立つものでなければ、再び研究レベルで植民地的収奪を起こしてしまうという危険性です。私はこの指摘は本質的な指摘であると受けとめておりまして、こうした問いかけに真摯に対話しながら、自分自身、どういうスタンスで研究をしているのかということを繰り返し繰り返し自分に問いかけながら研究を進めていくということが肝要であると自覚して、今回の本もまとめた次第です。

といっても、私の研究にはやはり限界がございまして、この研究の性格が被植民地側からの研究に対応する植民地統治側のデータを使用した相対的な研究であると、自分自身を位置づけております。ですから、そのことから来る限界性は明らかでありまして、私の研究がすべてを語っているわけではない。もちろん植民地統治の中で起きたさまざまな事柄、苦しみ、痛み、そういうものもひっくるめて、そのほんの一部を取り上げてみたにすぎない。自分自身もそのように考えております。

それでは、テーマにもございます現代世界を形成した帝国主義の時代というものがどういうものであったのかということ、大まかですけれども、説明させていただきます。

帝国主義の時代の話は、実は15～17世紀に始まるヨーロッパの「大航海の時代」から話を起こすことができます。皆さんも御存じのように、コロンブスがアメリカに到達し、これを「アメリカ大陸の発見」という言葉で示すことが適切でないということです。もともとそこにはその時に住んでいる人が、先住民がいたわけです。ヨーロッパの人たちによって「発見」されたというのが、歴史の中の言説として長く使われてまいりましたけれども、それは誤りであって、こうした視点から、その時代を「大航海の時代」と呼ぶようになってきております。この大航海の時代というのは、単なる文化の交流を超えまして、その後に関与する帝国主義的な世界大分割の時代を引き起こした、そのもともとの動因になっていくわけです。

帝国主義というのは何かということを2番目にまとめておりますが、「一つの国家が自国の民族主義、文化、宗教、経済活動などを拡大するため、もしくは新たな領土や天然資源などを獲得するために、軍事力を背景に他の民族や国家を積極的に侵略し、またそれを推し進めようとする思想や政策」を言うわけです。帝国主義は19世紀末に始まり、第2次大戦期のファシズムもこの範疇に含まれると学界では考えられております。帝国主義とは何を指すのかということにつきましても、大方の合意は学界の中でできつつも、まだまだ幅のある議論であることは確かです。

3番目に、欧米の帝国主義の対象となり植民地化されたのは、アフリカ、アジア、太平洋諸島でした。アフリカでは、私が見た限りでも、まだ6地域あるいは7地域が依然とし

て植民地下にございます。それから、太平洋諸島などは今でも14~15地域が、植民地もしくは植民地に近いような形で主権が制限されているという島々にございます。植民地の話は過去のもものではございませんで、現在でも世界のそうしたアフリカあるいは太平洋の島々に今でも厳然としてある。そういう時代の中に私どもはいるわけです。

アジア、太平洋、両方合わせまして私が振り返りましたら、帝国主義の時代に植民地にならなかった地域、土地、国というのは、たった3つしかございませんで、1つはタイ、もう1つは日本、そしてもう1つはトンガ王国です。たったこの3つであります。トンガ王国は今イギリス連邦の1つに入っていますけれども、ずっと主権は失いませんでしたので、この3つと言えるかと思ひます。このような世界大分割の時代です。

4番目のところで、こうした世界分割が進む国際状況の中で、帝国日本もまた政治・経済上の理由から周辺地域を侵略し、利益を追求する列強諸国と同じ行動、国策をとるわけです。これはインターネットの中にありました地図を拝借いたしました。1898年当時の帝国主義世界分割の状況です。ここでは、日本の場合には台湾だけが入っておりまして、それ以外の地域はまだ入ってきておりませんで、アフリカなどをごらんいただきまして、世界大分割の時代、本当にすごい世界が展開した時代だったと思ひます。

それでは、日本はどんな地域を支配したのか。ここに並んでおります。既に、皆様、よく御存じのところですが、現在の地域名だけ申し上げますと、台湾、ロシア東部、中華人民共和国北東部、大韓民国、朝鮮民主主義人民共和国、そして東北アジア以外に南洋群島なども統治いたしましたし、そのほか、短期間ではありますけれども、第2次世界大戦中に香港その他中国大陸の一部の地域を占領いたしております。

それでは、本研究、私自身の研究の問題意識、植民地社会事業の近代化というのは何であったのかということですが。

西欧帝国主義国家は植民地支配の大義を、おくれた国や地域に文明、文化をもたらすという使命に求めました。例えば、「暗黒のアフリカ」という言葉を皆様もお聞きになったことがあるかと思ひます。アフリカを「暗黒」となぜ言ったのでしょうか。暗黒という意味合いには、やはり非常に差別的な意味合いが込められているわけです。それから、先ほどサイドが明らかにいたしましたオリエンタリズム、これも差別化の構造を明らかにした研究です。ここには未開と文明という考え方がございまして。文明化した欧米と未開の国々、そして欧米はこうした未開の国々に植民地支配によって文明をもたらすという論理だったわけです。

帝国日本も西欧と同じ統治の論理を採用いたしました。また、大国主義、弱肉強食の論理、実際にこういう論理が政治家の口から、あるいは多くの人たちの口から、述べられました。強い国が弱い国を浸食していくのはやむを得ないというような、ある意味ではダーウィニズムのような、進化論のような背景があったのでしょうか、そういう論理が強調されました。しかし、これは国際連合ができて通用しなくなるわけです。その次に、「黄白論」という話で、白人の支配に対して、アジア人が団結して欧米の支配から脱却するんだというような議論、そういうところに帝国日本は大義を求めたわけです。しかし、いず

れも被植民地住民には受け入れられない、自国中心主義の発想であったことは言うまでもございません。

これまでは前提ですが、これから社会事業の話に絞っていこうと思います。

当時、帝国日本の一部であった台湾、朝鮮では、それでは、社会事業という領域で、果たしてこの大義の一部でありました近代化というものはあったのか、あったとすればどのような近代化だったのだろうか、こういう問題意識で私は研究を進めてまいりました。

今、私は近代化という言葉を使いましたが、実は近代化という言葉は非常に便利な言葉でもあり同時に、幅が広いために、近代化の意味をどのように特定するのかということにつきましては、大変難しい複雑な要件が絡まっております。

戦後、日本においても近代化論争というのが、これまで2回、トピックになってまいりました。1回目は戦後の1950年代あるいは60年代で、戦前の戦時体制に走ってしまった日本への反省と、再びそれを起こさないために、戦前には封建遺制があったと考えまして、それから脱却するためにどうしたらいいのかという近代化論争です。2回目は、今また再び近代化論という争点が出てきております。近年の近代化という指標の考え方は、単なるよきもの、あるいは西欧化すること——「西欧的定型化」というのは西欧化することでありますが、そうではなくて、西欧モデルが持っている合理性、効率性、組織化、計画化といったような絶え間ない、人々を動かす、あるいは組織を動かす、世界を動かす、こういう力、そういうものが世界全体に作用をし続けておりまして、一定の方向性へと導いている。それで、私はこの近代化を1つの力と方向性と持った性格の指標として、ベクトルという言葉でとらえております。

この近代化指標の有効な範囲というのはどの辺なのかということで、これも論者によって非常に幅がございまして、私は、近代から現代までこの近代化のベクトルはずっと貫いている、現在も変容過程が進んでいるわけですが、そうした指標として使うことができる、非常に汎用性の高い指標であると考えております。

しかし、この近代化のベクトルというのは、よくよく吟味して限定して使いませんと誤ってしまうことがあるわけですし、その点につきましては本書の中で詳しく展開しておりますので、御関心をお持ちの方はごらんくださいませ。

社会事業領域での近代化のベクトルというのは、今申し上げました合理性、効率性、組織化、計画化というようなことに合わせまして、1. 救貧策から防貧策への転換、2. 専門社会事業行政機関ができること、財政が設定されること、3. 組織化、計画化で、社会事業協会のような組織化が行われること、4. 社会事業教育が開始されること、です。

この近代化指標につきましてはこうした4点を私も挙げているんですけど、これが最初にどなたかが言い始めた指標なのかということは、私も調べましたが、明確ではありません。ただ、ヨーロッパでも、例えば、ドイツなどでもこうした指標は使われておりまして、別の言葉で、例えば、社会化、専門化、防貧化など、やはり4つの指標になっているのを、首都大学の岡田先生の論文で読んでおります。

この近代化のベクトルと社会事業の近代化の指標をどこにとるのかということにつま

しては、さらに研究が必要かと思っております。

日本では大体1918年から1932年の救護法の実施までの間にこれらのシステムが成立しております。

この研究は、近代化指標で植民地社会事業をとらえるという枠組みです。本研究の仮説としては——仮説であると同時に結論ですけれども、帝国日本の支配のもと、台湾、朝鮮の社会事業形成の到達点は、日本に比較して相対的に低い水準であったということです。それから、今度は台湾と朝鮮を比較いたしまして、社会事業形成の内容には共通性とともに大きな較差があり、台湾に比して朝鮮のそれがより低い水準にとどまってしまったということです。

この仮説につきまして、私は「抑制的近代化」、あるいは「抑制された近代化」という言葉をあてはめました。ほかにも「矮小化された近代化」というような案もありましたけれども、最終的に「抑制的」としたのは、「矮小化」というと自然現象で小さくなったように見えますが、「抑制」という言葉を使えば、抑制した主体が明確になるわけです。抑制したのは当然、宗主国である日本ということです。主体を明確にした言葉として「抑制」という言葉を採用いたしましたわけです。

その私の仮説の根拠になりましたのがこのグラフでございます。これは台湾、朝鮮、日本の年度別の社会事業設立数です。本にも載っておりますけれども、このグラフで、お手元の方ですと色がわかりませんが、一番上の黄色いのが日本、ブルーが台湾、ピンクが朝鮮でございます。

もちろんこれは事業の絶対数ですので、人口数で割らなければなりません。それがこの表でございます。本文150ページで、人口で施設・機関数を割ったものを示しております。これをごらんいただきますと、台湾3,786人。これは社会事業施設・機関を、いろいろな種類がありますけれども、すべてトータルにしたものです。朝鮮は7万8,178人に対して1カ所。日本は2,395人に対して1カ所ということになります。

しかし、もっと正確な数量的比較というのは、社会事業、特に植民地で展開された経済保護事業というのは、主として都市部において展開された事業ですので、本当は都市人口、利用の可能性の高い都市人口で割らなければ、実態に近い数字は出せないわけですが、都市人口をどう規定するかというのは大変難しいことですので、大ざっぱではありますけれども、総人口で割ったものでございます。正確ではありませんけれども、およその傾向を把握することができるかと思えます。

植民地社会事業の近代化指標による時期区分を私は行っておりますけれども、台湾と朝鮮、それぞれ日本が統治した期間、開始した時期も異なります。第1期は近代化の開始、植民地社会事業の創設期、第2期は近代化の進展、拡大期、第3期は近代化の中断、終焉期というふうに時期区分をいたしております。学問領域では時期区分を何によって行うのかというのがよく議論になりますけれども、そうした詳細につきましては、本書の方でございなければと思います。

今、私は3つに時期を分けましたけれども、それぞれの時期について簡単に御説明した

いと思います。

近代化の開始、植民地社会事業の創設期ですが、これにどのような要素が作用したのかということですが。

台湾では1895年から1920年、先立つ清朝時代について私は検討いたしました。清朝時代には、台湾は1680年代に清朝の支配下に入っております。その17世紀の後半から、清朝期のごく初期に、台湾では日本より充実した救済システムがつくられてまいります。これについても本書の方で詳しく書いてありますのでお読みいただきたいんですけども、シンポジウムでも議論の対象になります福祉文化的基盤というのは、清朝時代につくられた、そうした福祉文化を指しております。台湾総督府はこれを活用・再編して、後藤新平がここでも出てくるんですけども、先駆的な「台湾慈恵院制度」というものをつくり出しました。日本でも実現できなかった制度でございます。

朝鮮は、先立つ李王朝——これも500年続いた王朝ですが、その全盛期には王朝が主体となった救済システムを発達させました。ですけども、末期にはほとんど機能しない状態になりまして、朝鮮総督府の初期の社会事業政策というのは、貴族階層でありました両班の取り入れ策といいたいまいしょうか、両班に対する授産政策を実施したわけです。

第2期の近代化の進展の時期でございます。

台湾では、1921年に台湾議会設置の第1回請願書が出されました。それから、朝鮮では1919年に三・一運動という日本からの脱却、独立の民衆運動が起きるわけです。日本ではやはり同じ時期に米騒動が起きました。この時期は、支配をしていた日本でも、それから被支配地であった台湾、朝鮮でも、もちろん同等にこの問題を考えるはいけませんけれども、同じように民衆の蜂起、民衆の運動があったわけです。それに対しまして、日本の国内でも経済保護事業の新しい政策が取り入れられる。それと全く同じ手法が台湾、朝鮮についても移入されたということが言えるかと思えます。

このときには社会事業だけではなくて、広く軍事政策、同化政策、あるいは文化政治というものが、台湾、朝鮮にそれぞれ導入されるわけです。今申し上げました経済保護事業というのはどういうものなのかというと、社会事業の領域には、救護事業、医療事業、児童保護事業、婦人保護事業、社会強化、就学など、いろいろあるんですけども、その中でも経済保護事業が突出して、台湾、朝鮮において施行されたということです。

この経済保護事業というのはどういうものかということ、職業紹介、授産、宿泊保護、住宅供給、公設浴場、公設市場、公設質屋、浴場、理髪所、洗濯所というのものもあるわけです。それから、資金の貸し付けなどがございました。台湾、朝鮮では、経済保護事業の中でも何が展開されたのかということ、少しずつそのポイントが違ってまいります。この利用については、初期は台湾の人や朝鮮の人ではなくて日本人の利用率が高い。それが、次第に時間がたつにつれて、台湾の人たち、朝鮮の人たちの利用が高まってくる。こういう状況が見られました。

第3期、近代化の中断です。この時代は、台湾、朝鮮の上に植民地体制と戦時体制という二重の拘束、バインディングという要件のもとでの植民地社会事業政策が行われたとき

でございます。思想統制、同化政策も、あるいは皇民化政策も、一段と強くなっていく時代ですし、軍事救護事業が非常に拡大していく。台湾、朝鮮ともにそうです。そして、今回の研究の中でも明らかになりましたけれども、朝鮮においては特に職業紹介事業が非常に大きく社会事業の中でも拡大していくことになりました。

今まで事象的な説明をしてまいりましたけれども、研究というのは事象的な説明だけではいけませんで、論理的な説明を必要といたします。事象的帰結としては、先ほど言いましたように、「抑制された近代化」、そして、台湾と朝鮮との間に較差が生じたということです。

これは御参考までの表ですけれども、これは台湾、朝鮮、日本における1人当たり消費支出の推移です。一番高いのは日本です。それから、台湾が真ん中にあります。朝鮮が終始1人当たり消費支出が低くて、経済的な困難を抱えていたということが、このグラフからもわかります。

今、事象的な帰結を申し上げましたけれども、それに対しまして理論的帰結という説明です。社会科学というのは、言うまでもございませぬけれども、その研究をして正解というものはございませぬ。一定の枠組みと、一定の方向性、一定のキーワードを使って、あるいは一定のデータを使って分析していきますと、その先にある傾向性を把握することができるというのが、社会科学の研究の特徴でもあり、限界でもあるわけです。私の研究ももちろんそうした限界性の中で行ったわけですけれども、しかし、今、私の研究の中から理論的考察をどのように進めるのかということにつきまして、そこにありますように、政治的なメカニズムがどのように働いたのかということにポイントを絞りました。

そうしますと、創設期というのは、占領や戦争といった破壊に対する修復です。それから、拡大期の政治的メカニズムは、解体に対する社会統合。解体というのは、植民地統治が長期化してまいりますと、台湾の人々あるいは朝鮮の人々による主体的な政治的な営みではありませんから、外から統治をしているわけですから、時間がたつにつれて社会の解体が進むわけです。その進む社会解体に対して、いかにそれを一方で統合して秩序を維持するのかという問題が当局の大きな課題になってくるわけでありまして、この社会統合を進める政治的なメカニズムの中で、社会事業が社会統合という意味合いを持つということが言えるかと思えます。最後の終焉期の政治的メカニズムは、戦時体制です。しかも、植民地体制です。戦争が始まる中で台湾、朝鮮の人々は二重の抑圧の中に置かれるわけです。そのときに福祉がどういう働きをしたのかということです。実は福祉は人々の生活を守るという反面、台湾、朝鮮の人たちを、家族や個々の人たちを把握するといいますか、管理するといいますか、そういう側面を持つようになってまいります。

植民地における近代化政策というのは、政治的目的、今申し上げましたような破壊に対する修復、解体に対する社会統合、戦争に対する福祉という政治的目的を達成する範囲内の近代化政策で、非常に制限的で抑制的なものとなる。だから、社会事業が発展とか、発達とか、そういうことが表現上では出てまいりますけれども、実際には当初の政治的な目的の範囲内に限られた近代化政策である、非常に制限的であるということが言えるかと

思います。こうした政治的な抑制する力というのは、植民地だけではなくて日本の中でも働くんですが、それは植民地の中でより明確に政治的なメカニズムが作用するという事になります。

ちょっと時間が過ぎてしましまして申しわけございませんが、あと数分で終わります。

それから、理論的な帰結のもう1つのポイントというのがございます。私の結論の1つですが、上からの近代化政策でした。地元の人たちの主義、主張、主体性を取り入れたものではございません。それでは、地元の方たちというのは上からの近代化政策にやられっぱなしなのか。そうではないと私は見たいわけです。これに拮抗する被植民地社会の政治的な力、各社会が有する福祉文化的基盤の作用があったか、ここに注目したいわけです。

そこで生活している人たちの力というのはもちろん大きなものがあると思います。それから、歴史、伝統もありまして、それらを含めて福祉文化的基盤と呼びたいわけです。近代化に拮抗する福祉文化的基盤は、時間軸の中で、その土地や地域の中ではぐくまれてきたもの、人々のネットワーク、思想、理念、信仰、イデオロギーなどが組み合わされて形成されるもので、これが上から近代化の抵抗の盾となるわけでございます。

社会事業理論で、抵抗する言説あるいは活動というものを、私が見た範囲のデータの中でございますけれども、何とか見つけたいと思ったけれども、やはりそんなにたくさんはないわけです。1つは、台湾の有名な社会事業家、施乾という愛愛寮をつくった方が帝国日本の社会事業の近代化政策を批判しております。それから、朝鮮総督府の役人でもございましたユマンギョムという人が、やはり批判をしています。しかし、言説となって表面に出てまいりましたのはこれぐらいです。あとは、宗主国日本が用意する社会事業の近代化政策としての経済保護事業、例えば、質屋のようなもの、あるいは職業紹介、そういうものを利用しないという形で、積極的ではありませんけれども、消極的な抵抗があったと読みたいと思っております。これが上からの近代化に対する地元の人たちのせいぜいやることのできた抵抗ではなかったかと考えられるわけです。

これは社会事業領域に限定してのお話でございます。ほかにもいろいろ政治運動、社会運動があったわけですが、私は社会事業という領域の中に限っての抵抗を探したわけです。しかし、福祉文化的基盤というのは、場合によっては保守的に作用するという要素ともなり得るわけです。台湾の社会はボランティア活動が現在でも大変盛んな社会でありますけれども、日本が近代化政策を行ったときに、それと連結して台湾の人たちがみずから立ち上げる社会事業というのがかなりございました。そういう点で台湾と朝鮮は、私が見る範囲内では、やや差異があったかなと思っております。

これは最後の図でございますけれども、私は植民地社会事業政策に焦点を当てて研究をしてまいりました。植民地社会事業政策を規定するさまざまな要素をチェックして、そして、それがどのように決まってくるのか、そういう論理立てをするわけですが、ここに7つ挙げております。これは本書とは一部修正しておりますが、この7つの要素によって植民地社会事業政策は決定され、植民地社会事業が全体として形成される。こういう最後の全体的な概念図になるかと思っております。

私の研究は本当はこの1つ1つを丁寧に分析していかなければなりませんけれども、私の力量の及ばない限界がございまして、必ずしも十分なものではございません。本当にこうした概念図の中の一部を整理してみた、論理的に考えてみたというわずかな研究の成果でございます。

時間を10分も超過いたしまして失礼いたしました。御清聴、ありがとうございました。

第10回損保ジャパン記念財団賞
〔社会福祉学術文献表彰〕
受賞者記念講演会資料集

大友 昌子 氏

受賞著書『帝国日本の植民地社会事業政策研究 - 台湾・朝鮮 - 』
(株式会社 ミネルヴァ書房 2007年4月)

日時：平成21年7月11日（土）午後1時～4時30分

場所：虎ノ門パストラルホテル新館1階会議室「鳳凰西」

主催 財団法人 損保ジャパン記念財団

共催 日本社会福祉学会

東洋大学 社会学部社会福祉学科

後援 厚生労働省・日本地域福祉学会

日本社会福祉系学会連合

社団法人 日本社会福祉教育学校連盟



東北アジアにおける 「社会事業の近代化」と日本の「帝国主義」

平成20年度損保ジャパン記念財団賞

大友 昌子



植民地研究の活発化

1. 植民地研究におけるグローバルな視座の登場
 - ①現代世界を形成した「帝国主義と植民地の時代」とは？
 - ②植民地統治下の異文化交流、何が起きたのか？
 - ③宗主国の植民地支配の「大儀」であった被植民地の「文明化」「近代化」は具体化したのか？
2. EU圏の登場に触発された、東アジア地域歴史研究への関心の高まり。
3. 新たな研究方法の開始
 - ①同一帝国内での地域別比較研究。
 - ②「帝国主義国家」の比較研究。オランダ・イギリス・ドイツ・フランス・アメリカ・日本など

問われる植民地研究者のスタンス

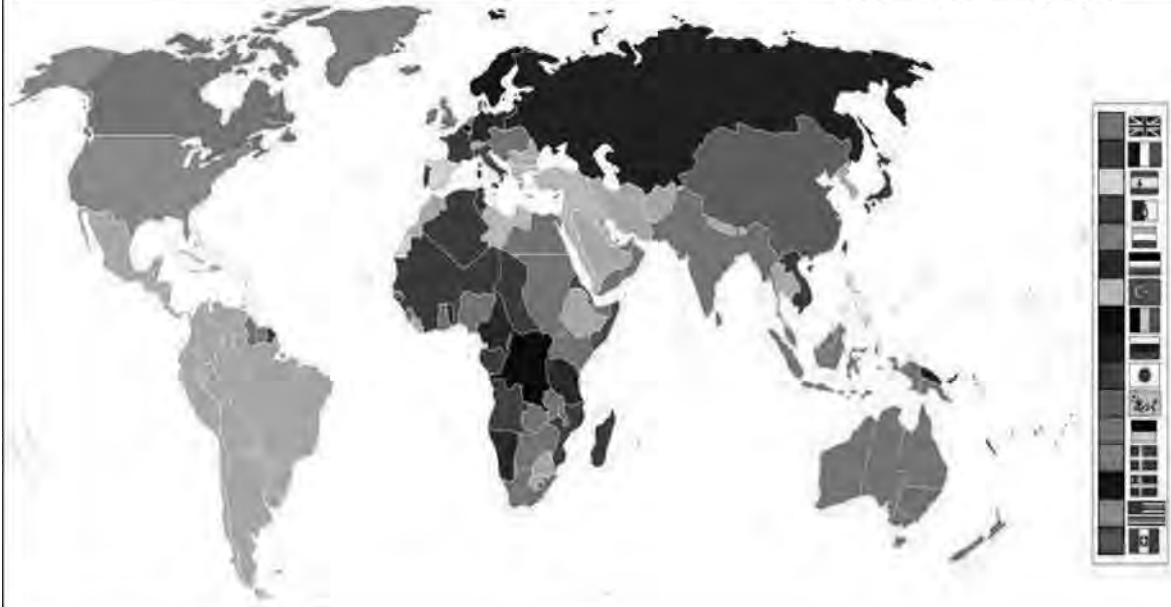
植民地歴史研究者の立脚点には、被植民地であった地域からのアプローチ、植民地統治側からのアプローチがある。歴史研究が被植民地側の視点に立つものでなければ、再び、研究レベルでの植民地的収奪が起きてしまう、という本質的指摘がある。こうした問いかけに、真摯に対話する必要性を自覚しつつ、この研究の性格は、被植民地側からの研究に対応する植民地統治側のデータを使用した相対的な研究であるという限界性を確認しつつすすめていることを、はじめに述べておきたい。

現代世界を形成した「帝国主義の時代」とは？

1. 15～17世紀にはじまるヨーロッパの大航海の時代は、単なる文化の交流を越え、「帝国主義」による世界大分割の時代をひきおこす。
2. 「帝国主義」とは、一つの国家が、自国の民族主義、文化、宗教、経済活動などを拡大するため、もしくは新たな領土や天然資源などを獲得するために、軍事力を背景に他の民族や国家を積極的に侵略し、またそれを押し進めようとする思想や政策。「帝国主義」は、19世紀末にはじまり、第二次大戦期のファシズムもこの範疇に含まれると、される。
3. 欧米の「帝国主義」の対象となり、「植民地化」されたのは、アフリカ、アジア、太平洋諸島など。
4. 世界分割がすすむ国際状況のなかで、「帝国日本」もまた、政治・経済上の理由から、周辺地域を侵略し、利益を追求する列強諸国の大勢に組みする国策をとった。

図一1 1898年当時の 帝国主義世界分割の状況

(Wikipediaより)



「帝国日本」の統治範囲と東北アジア 1895—1945



本研究の問題意識、植民地社会事業の 「近代化」とは？

- 西欧帝国主義国家は、植民地支配の「大儀」を、遅れた国や地域に、文明・文化をもたらす、という使命に求めた。
例:「暗黒」のアフリカ・オリエンタリズム(未開と文明の構図)
- 「帝国日本」は、西欧とおなじ上記の論理とともに、大国主義(弱肉強食の論理)や「黄白論」などに「大儀」を求めた。
- いずれも、被植民地住民には受け入れられない、自国中心主義の発想であった。

↓
ところで、「帝国日本」の一部である、台湾、朝鮮では、社会事業の「近代化」はあったのか？あったとすればどのような「近代化」だったのか？

植民地社会事業における 「近代化」指標の有効性と限界性

1. 戦後日本において、「近代化論争」は、これまでに2回の論争トピックとなっている。1回目は戦後1950～1960年代で、「封建遺制と近代化論争」。2回目は現在とり組まれている「近代化論」である。
2. 「近代化」を「よきもの」や「西欧的定型化」ではなく、西欧モデルが内包する合理性、効率性、組織化、計画化などの諸要素が絶え間なく作用し、一定の方向性へと導く、いわば「ベクトル」ととらえる。
3. 「近代化」指標の有効スパンは、近代から現代を貫き、社会事業から社会福祉への変容過程を把握し得る分析概念と考える。
4. その他「近代化」をめぐる課題の検討。

社会事業「近代化」の指標

「近代化」のベクトル＝合理性、効率性、組織化、計画化



社会事業「近代化」の指標

1. 救貧策から防貧策への転換
2. 専門社会事業行政機関の設置と社会事業財政の確立
3. 社会事業の組織化、計画化(社会事業協会の発足)
4. 社会事業教育の開始(専門職養成・研修)



日本の社会事業は1918年から1932年の間にこれらのシステムが成立した。

「近代化」指標で植民地社会事業を捉える

本研究の仮説

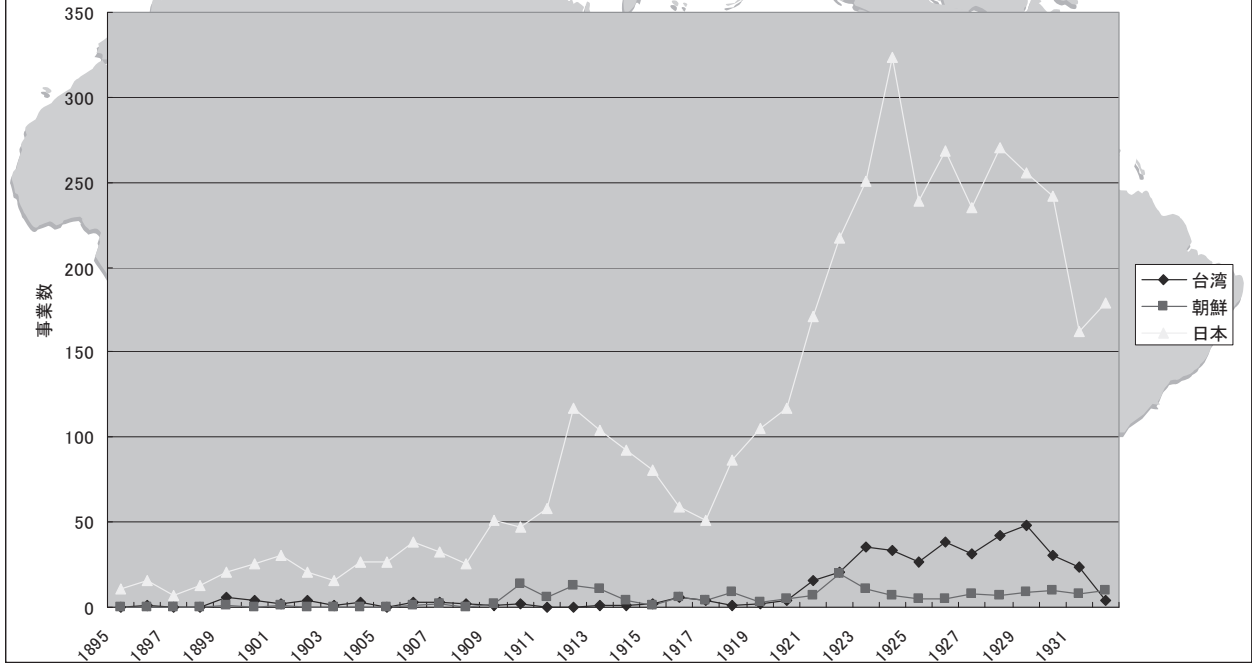
1. 帝国日本の支配のもと、台湾、朝鮮の社会事業形成の到達点は日本に比較して、相対的に低い水準にとどまった。
2. 台湾と朝鮮における社会事業形成の内容には、共通性ととも大きな較差があり、台湾に比して朝鮮のそれがより低い水準にとどまった。



本研究では、この仮説を、「抑制的近代化」「抑制された近代化」と表現している。

図一2 台湾、朝鮮、日本の
年度別社会事業設立数比較(1895~1932)
本文23頁

台湾・朝鮮・日本の年度別社会事業設立数比較グラフ



表一1 台湾、朝鮮、日本の社会事業施設・
機関1カ所あたり人口比較
(1935年度)本文150頁

	施設・機関数	人口 (人)	施設・機関1カ所 あたり人口
台湾	1,404	5,316,000	3,786人
朝鮮	280	21,890,000	78,178人
日本	28,909	69,254,000	2,395人

植民地社会事業の「近代化」指標による 時期区分と各期の検証

第1期 「近代化」の開始－植民地社会事業の創設期

台湾: 1895～1920 朝鮮: 1910～1918

第2期 「近代化」の進展－植民地社会事業の拡大期

台湾: 1921～1933 朝鮮: 1919～1932

第3期 「近代化」の中断－植民地社会事業の終焉期

台湾: 1934～1945 朝鮮: 1933～1945

第1期 「近代化」の開始 －植民地社会事業の創設期－

台湾、朝鮮における福祉文化的基盤の相違

台湾: 1895～1920

先立つ清朝時代には、台湾では、日本より充実した救済システムが機能していた。台湾総督府はこれを活用再編して先駆的「台湾慈恵院制度」を創出。

朝鮮: 1910～1918

先立つ李王朝は、その全盛期に、王朝が主体となった救済システムを発達させたが、その末期にはほとんど機能しない状態にあった。朝鮮総督府は抵抗の強かった両班(ヤンバン)の授産政策実施。

第2期 「近代化」の進展 — 植民地社会事業の拡大期 —

台湾: 1921~1933

時代背景と社会事業政策: 1921年台湾議会設置の第1回請願書。1919年10月、田健次郎が総督に。「文治政治」「同化政策」への転換。社会事業振興に関する依命通達。経済保護事業の枠組みの導入。総督府文教局社会課の設置。台湾社会事業協会の設立。社会事業講習会開催。

朝鮮: 1919~1932

時代背景と社会事業政策: 1919年3月「三・一運動」。1919年8月、斉藤実が総督に。「文化政治」の導入。(朝鮮は植民地化初期より「同化政策」方針が明確) 経済保護事業の枠組みの導入。総督府内務局社会課の設置。朝鮮社会事業協会の設立。社会事業講習会開催。



抗日ナショナリズムの高揚に対する緩和政策としての社会事業の拡大策の実施。

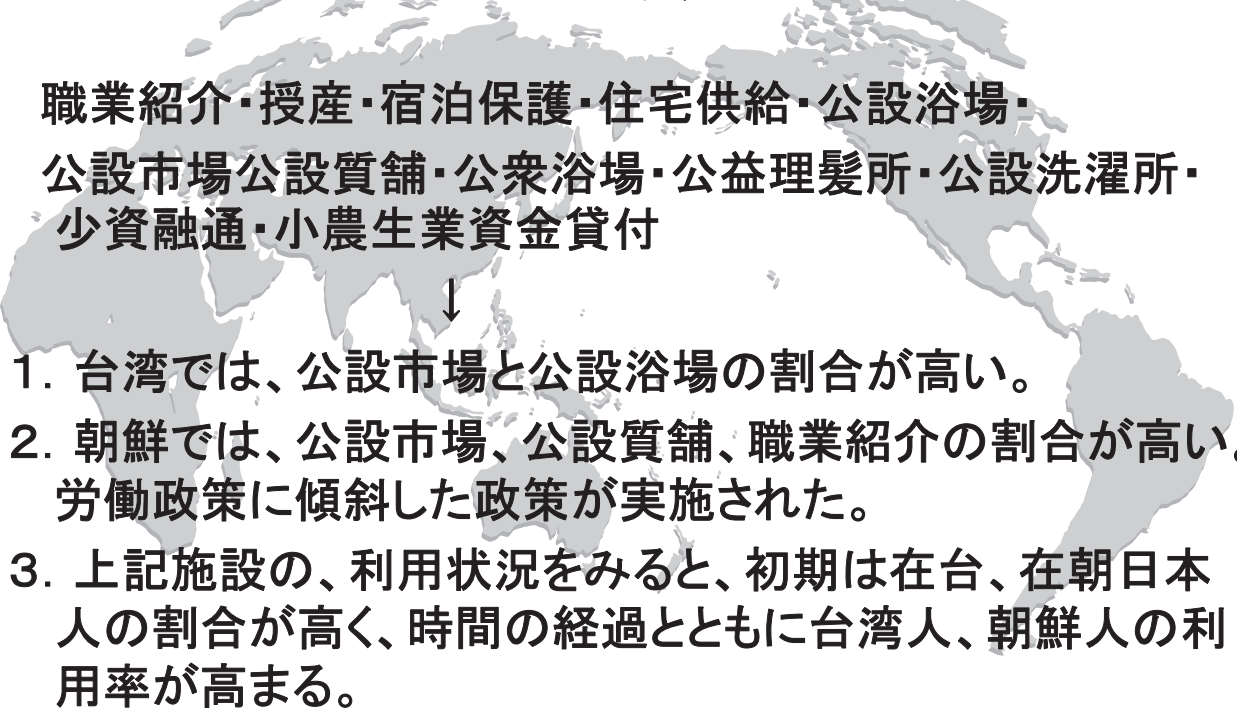
表一2 1935年社会事業の事業種類別数値と割合

本文151頁

事業分類	台湾(%)	朝鮮(%)	日本(%)
一般機関	184(13.1)	12(4.3)	2,504(8.7)
救護事業	291(20.7)	38(13.6)	308(1.1)
経済保護事業	388(27.6)	115(41.1)	2,488(8.6)
医療保護事業	79(5.6)	29(10.4)	916(3.2)
児童保護事業	250(17.8)	42(15.0)	18,427(63.7)
婦人保護事業	1(0.1)	—	26(0.1)
社会教化事業	197(14.0)	44(15.7)	4,329(14.7)
就学事業	14(1.0)	—	1(0.0)
計	1,404(99.9)	280(100.1)	28,909(100.1)

台湾・朝鮮に導入された防貧タイプの経済保護事業

職業紹介・授産・宿泊保護・住宅供給・公設浴場・
公設市場公設質舗・公衆浴場・公益理髪所・公設洗濯所・
少資融通・小農生業資金貸付

- 
1. 台湾では、公設市場と公設浴場の割合が高い。
 2. 朝鮮では、公設市場、公設質舗、職業紹介の割合が高い。労働政策に傾斜した政策が実施された。
 3. 上記施設の、利用状況を見ると、初期は在台、在朝日本人の割合が高く、時間の経過とともに台湾人、朝鮮人の利用率が高まる。

第3期 「近代化」の中断 — 植民地社会事業の終焉期 —

時代背景：植民地体制と戦時体制という二重のバインディングのもとでの、植民地社会事業政策。

台湾：1934～1945
軍事救護事業の拡大。台湾社会事業協会、台湾教化団体連合会傘下に編入。

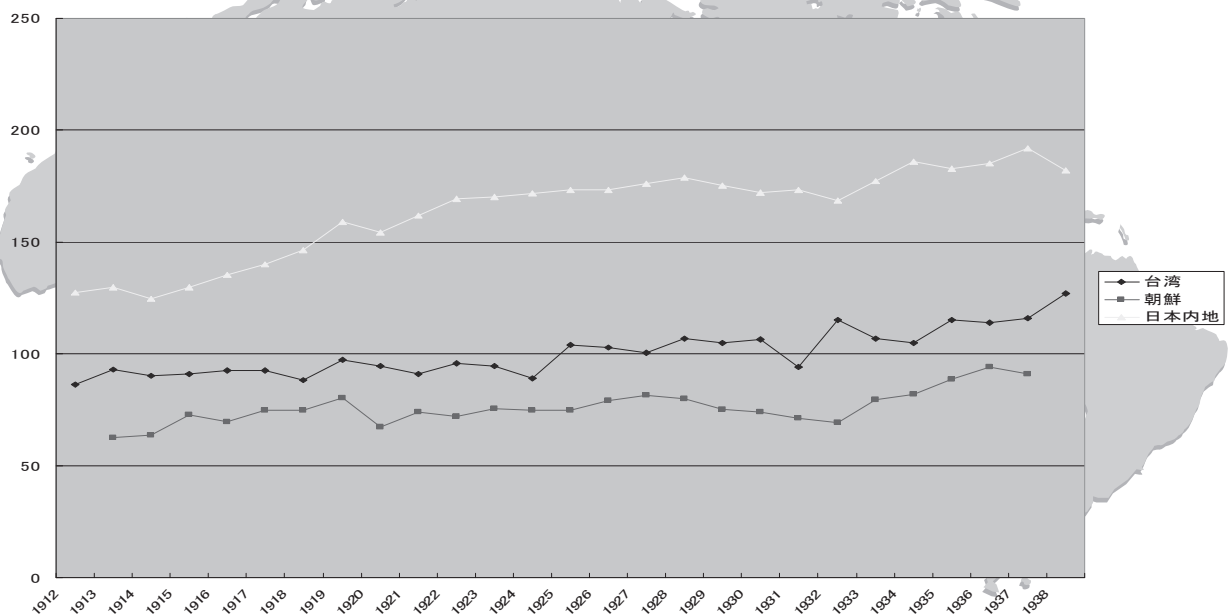
朝鮮：1933～1945
軍事救護事業の拡大。失業対策。労働力の確保と移送。朝鮮社会事業協会、朝鮮教化団体連合会傘下に編入。
朝鮮救護令制定（1944）。

なにゆえ、「抑制された近代化」となったのか？ — 事象的帰結と理論的帰結 —

事象的帰結

1. 帝国日本の支配のもと、台湾、朝鮮の社会事業形成の到達点は日本に比較して、相対的に低い水準にとどまった。
2. 台湾と朝鮮における社会事業形成の内容には、共通性とともにより大きな較差があり、台湾に比して朝鮮のそれがより低い水準にとどまった。

図一三 台湾、朝鮮、日本一人当たり消費支出の推移 1912-1938(単位 円) 本文144頁



なにゆえ、「抑制された近代化」となったのか？ — 事象的帰結と理論的帰結 —

理論的帰結1

創設期の政治的メカニズム — 破壊と修復

拡大期の政治的メカニズム — 解体に対する社会統合

創設期の政治的メカニズム — 戦争に対する福祉



こうした政治的目的を達成する範囲内での「近代化」政策は、制限的で抑制的なものとなり、植民地体制下ではこの政治的傾向が強まる。

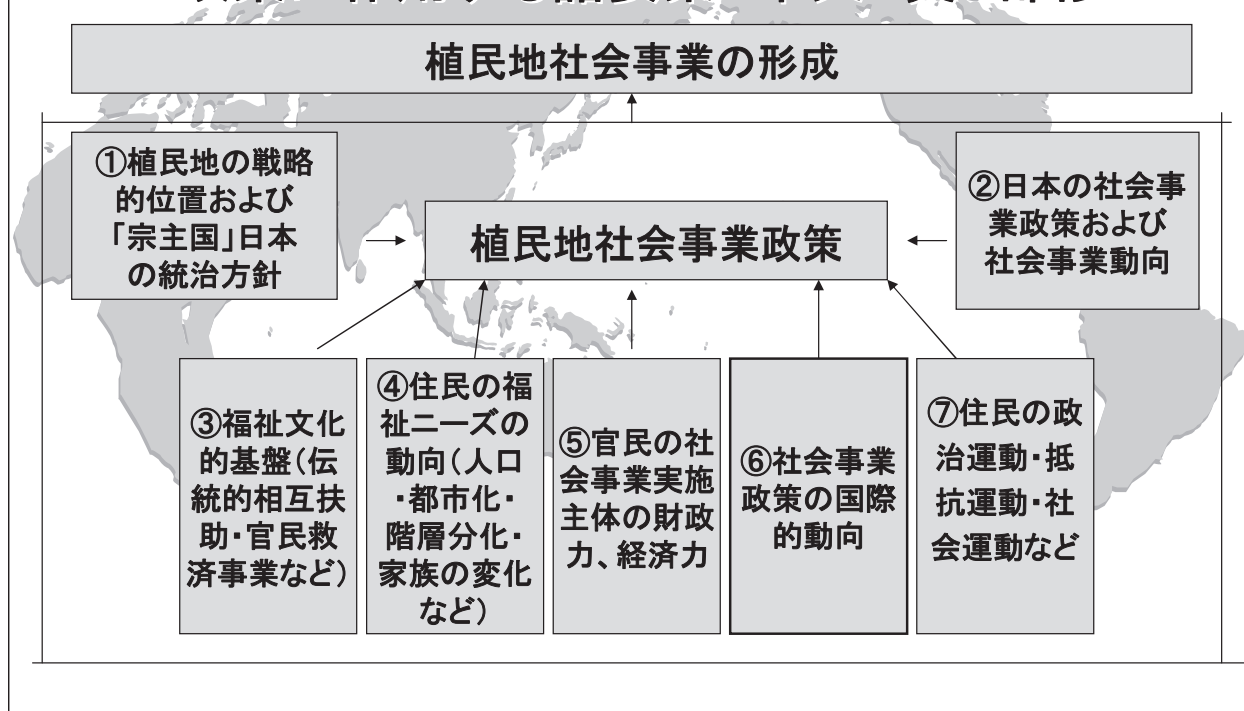
なにゆえ、「抑制された近代化」となったのか？ — 事象的帰結と理論的帰結 —

理論的帰結2

上からの「近代化」政策とこれに拮抗する被植民地社会の政治的力 = 各社会が有する福祉文化的基盤の作用

近代化に拮抗する福祉文化的基盤は、時間軸のなかで、その土地や地域のなかで育まれてきたもの、人々のネットワーク、思想、理念、信仰、イデオロギーなどが組み合わさって形成される。これが、上からの「近代化」の抵抗の盾となり、また保守的に作用する要素ともなる。

図一4 台湾・朝鮮における植民地社会事業
政策に作用する諸要素 本文4頁1部修正



5. シンポジウム

『東北アジアにおける「社会事業の近代化」と日本の「帝国主義」』

コーディネーター：大橋 謙策氏（日本社会事業大学学長・
社団法人日本社会福祉教育学校連盟会長）
パネリスト：大友 昌子氏（中京大学現代社会学部教授）
：沈 潔氏（浦和大学こども学部教授）
：徐 明仿氏（八戸工業大学感性デザイン学部講師）
：朴 貞蘭氏（韓国 仁済大学校人文社会科学大学副教授）

大橋 それでは、シンポジウムを始めさせていただきます。

審査委員長として責任を持ってコーディネートしろということで、このようなシンポジウムを重ねて4回目になるでしょうか。今年も大変重いテーマですが、これからシンポジウムを始めさせていただきたいと思います。

お手元の10周年記念シンポジウム資料集の1ページ、2ページをお開きいただければと思います。そこにあるように、損保ジャパン記念財団賞シンポジウム、テーマ『東北アジアにおける「社会事業の近代化」と日本の「帝国主義」』ということで、これからシンポジウムを始めるわけでございます。

今回のシンポジウムのねらいは、大友先生の労作であります『帝国日本の植民地社会事業政策研究—台湾・朝鮮—』についていろいろ深めるということもありますが、その本を素材にさせていただきながら、テーマである『東北アジアにおける「社会事業の近代化」と日本の「帝国主義」』ということでシンポジウムをしたいと考えました。

そもそもこのテーマでございしますが、日本の社会福祉の歴史研究において、戦前の厚生事業時代や植民地の歴史についての研究蓄積は必ずしも厚くないところがございます。ある意味で非常に少ないと言った方がよろしいかと思えます。それは、ややもすると、それを取り上げることに一種のタブー視に近い戸惑いがあったのではないかと思っております。この分野においては、実は中国や韓国からの留学生の研究に負うところが大変多かったわけでございます。きょうご登壇いただいております朴貞蘭さんも『韓国社会事業史』という本がミネルヴァ書房から出ておりますし、沈潔先生も『満州国社会事業史』（ミネルヴァ書房）という本を書かれています。朝、書齋から持ってくることができなくて持ってこなかったんですが、大変分厚い本を書かれているわけでございます。実はそれに匹敵するような日本人研究者による研究というのはほとんどなかったわけでして、今回、大友さんの『帝国日本の植民地社会事業政策研究』というこのミネルヴァ書房刊行の本は、そういう意味では非常に重要な位置を示す研究になっているということでございます。

そのことを受けて、本シンポジウムでは、帝国日本の植民地政策の一環としての社会事業を取り上げてみたいと思っているわけでございます。そして、できれば日本の過去を反

省して、今後、東北アジアの福祉社会実現に向けた研究と実践上の新たな協力関係をどうつくるか、そんなところまで話が行けばと思っております。

討議のポイントでございますが、5つほど挙げさせていただきました。

1つは、先ほどの大友先生の話にもあるわけですが、日本の文献を中心に論及していつて宗主国日本の立場で植民地政策を明らかにしていくという限界があって、当然それは被支配層の立場からも真摯に受けとめなくてはいけないという言葉がありましたけれども、そういうこともあります。そのことを十分に認識しつつ被植民地の立場から日本の植民地時代の社会事業を研究されてきた方々に、きょうは大友先生の本をどう評価するのかということ率直に聞きたいということです。大変つらい思いをさせるわけですが、きょうは韓国から朴先生、中国東北部、「旧満州国」の研究をされた沈先生、そして台湾の研究をされている徐先生にコメントをいただこうということでございます。

そのコメントを踏まえた上で、大きく2つになるわけですが、1つは、大友先生が言った社会事業近代化の指標というものをどうとらえるのかということでございます。それが1つになります。2つ目には、4のところに書いてございます植民地社会事業の近代化に拮抗する対抗軸として福祉文化的基盤ということを大友先生が言われているわけですが、その福祉文化的基盤というのは、『「福祉文化」とは、生きることの質的向上や生活の安定をめざす精神や生活形成の様式のことをいい、そこには物心両面の成果である衣食住、技術、学問、芸術、道徳、宗教、政治などを含めている。さらに、「福祉文化的基盤」とは、「福祉文化」を支える社会的基盤をいい、「生存のための共同性」を核とした地域社会の社会的共同性や伝統的な救済事業等の活動をここではいう』と整理されています。では、台湾、朝鮮では、どのような福祉文化的基盤があって、それが近代化の対抗軸としてどのように働き、それが抑制的近代化にどうつながったのかということ論議したい。この2つでございます。この2つのキーワードは、ある意味では大友先生の本の最も大事な核心部分にかかわる部分でございます。それをめぐって論議ができればと考えたところでございます。

これらにつけ加えて、実は、今、大友先生の話聞いていて、どうもそれだけではまづいのかということも考えました。それは総督府の政治的な権限というのは一体どういう権限だったのかという問題がありますし、それはかなり日本の政府からオートノミーを持って展開できる部分があったのかどうか。もしオートノミーがあって展開できるとすれば、かなり総督の個人的な思想、考え方に左右されてしまう部分もあるのではないか。その辺を政治的メカニズムとしてどう考えるのかということきちんとしておかないといけないなということを実は改めて感じました。

それから、近代化、社会事業近代化ということで、近代化という言葉が幅広いと言われましたけれども、少なくとも社会福祉の歴史の中で近代化と言った場合には、資本主義的な社会問題がどういうふうにか創出されて、それに対する政策としてどのように展開されてきたのかというのが1つの目安になるとすれば、台湾や朝鮮半島にどれだけ資本主義的な

生産様式が展開していたのか、していなかったのかということも少し実態的に明らかにしなくてはならないという問題もあるかなということが2つ目です。

3つ目には、社会事業という言葉は慈善、救済、社会事業、厚生事業、そして戦後の社会福祉あるいは社会福祉事業というふうに歴史的な言葉で使われますが、実は社会事業という言葉にはかなり思想性が色濃くあるわけですし、積極的社会事業と消極的社会事業という側面があるわけですので。戦後の社会福祉は社会事業の消極的側面を色濃く継承していますが、積極的社会事業の部分というのは、戦後の社会福祉にはほとんど入っていないわけですので。戦前も社会事業のときには、積極的社会事業と消極的社会事業との統合というふうにとらえる発想が思想としては非常に強くある。実は社会福祉研究の人たちには、積極的社会事業の部分の研究がほとんど抜け落ちてしまっているんですね。その辺をどう考えたらいいかということのも、実は大きな論点になりそうだなと思っております。

時間の関係でそこに行けるかどうか、わかりませんが、とりあえず1ページ、2ページに書いたところを中心に話をさせていただいて、シンポジウムを進めたいと思っております。

シンポジウムの進め方ですが、シンポジストの方々には本をみんな読んでいただいておりますし、そして、なおかつ、きょうも大友先生の話聞いていただきましたので、まず被植民地の立場で研究をされてきた3人の先生に、大友先生の著作をどう見るのかということ、そして、この5つの柱に即して、特に抑圧された近代化と福祉文化的基盤についてどういうふうを考えるのかということをお話しいただきたいと思っています。お一人20分ずつお話をいただいて、その上でまた大友先生に、反論ではないけれども、それに対するコメントをいただく。そこで1つの区切りにして、後半部分は、先ほどの柱に即した形で討議を展開できればと思っております。

とても休憩時間をとっている暇もございませんし、フロアの皆さんから質問を受けたいのは山々ですけれども、質問の出方によっては全然シンポジウムの流れと関係ないところの質問が出たりしてしまう危険性がありますので、申しわけございませんけれども、お手元に紙が行っているかと思しますので、質問したいことがありましたら、その紙に書いていただいて、私の方に提出していただければありがたいと思います。それを見ながら、私の質問なり、討議の柱を立てるときに、それを組み込んで話をさせていただきますので、どうぞ御了承いただければと思っております。

それでは、早速シンポジウムを始めたいと思います。まず最初に浦和大学の沈先生ですが、本当に日本と中国のかけ橋の仕事をずっとやってきていただいて、かけがえのない先生です。沈先生は、後にお話しいただく韓国の朴先生の本も書評をされておりますし、大友先生の本も書評をされておりますので、トップバッターは沈先生にお願いしたい。そして、2番目に韓国の朴先生、3番目に台湾の徐先生にお願いするという順序でこれからお話をいただきたい。

それでは、沈先生、よろしく申し上げます。

沈 先ほど御紹介していただいた沈潔と申します。シンポジウムのメインテーマはとても重いので、ときどきしながら今ここで座っています。

まず、このたび、研究の仲間であり、友達でもある大友先生が受賞されたことを大変うれしく思っています。

うれしいということは、個人としては3つあります。

1つは、これまで、特に日本国内で、日本国内だけではなくて中国、韓国、台湾を含めて、植民地社会事業の研究は余り取り上げていなかった。なぜか、いろいろな敏感な問題と絡んで、なかなか難しい。そういういろいろな政治的、あるいは感情的なことで、こうしたテーマの研究にみんなが敬遠してきました。私たちには、大友先生ほか、今座っている朴さんなど、ほかの何人かの先生と、10何年前から植民地に関する資料集をつくる仕事に着手して、その当時の気持ちには、まず資料を集め、事実を確認する。次には、若手の研究者の次の研究の土台をつくる。最初はこのような仕事はとてもこっさりやっているような感じで、当時、私の方も、最初はこのようなテーマを取り上げましたが、10年の間、敬遠してしまいました。なぜか。かなり難しい。両方からの非難、中国側からの批判と日本側からの批判があって、一体どう研究したらいいのか。しばらく冷却した方がいいということで、結局、私の方は、10年の間、このテーマには触れてなかったんです。今回このような御著書が受賞されたことがすごくうれしいです。特に仲間たちも同じ気持ちだと思います。

もう1つうれしいことは、関連して、先ほど大橋先生の話の中でもおっしゃったように、これまで日本国内で植民地社会事業のテーマを取り上げている方は大体被植民地の留学生たちです。これまで何冊かの本が出されましたが、ほとんど、被植民地の立場から取り上げたものです。今回、大友先生には別の立場でこのような本をまとめられて、これから対話することができるといううれしさがあります。

3番目のうれしいことは、このご著書は長崎純心大学で博士論文をとられたということで、当時、私が副査として審査にかかわったことがあります。実際には会場の中で長崎純心の指導教官や、仲間たちがわざわざ長崎から会場に参りました。研究の仲間がだんだんふえたということがうれしいと思います。

まだ本題に入っていないですが、早速本題に入らせていただきます。

まず、大橋先生から受けた宿題を、1つ1つクリアにしたいと思います。手元の資料の中の42ページに簡単なコメントを書いています。

ご著書の評価について、私が高く評価したいことは、その新しい研究手法であります。今までの歴史学の研究手法や研究の枠組みにこだわらなく、社会学の角度、人類学の角度、そして歴史学の視座から、そうした複眼的な手法で取り上げてまとめたことにとっても感心します。今後の植民地社会事業の研究に対して新しい道を開いてくれたのではないかと思っています。

そして、次には具体論に関しては、若干重い話になりますが、建設的な議論ができたらと思って、1つ1つの課題に対して私なりのコメントをさせていただきたいと思っています。

まず大橋先生が提示した福祉文化的基盤のとらえ方に関してどう考えるのか、私本人としては、このようなとらえ方は独創的な、斬新的な提起であると思っています。具体的話は先ほど大友先生が詳細に話をしましたので、ここで若干の補足あるいはコメントをしておきたいところです。

1つは、福祉文化的基盤の提起について、かなり体系的にまとめられましたが、しかし、その中の1つのプロセスが若干弱いのではないかと感じる場合があります。特に福祉文化的基盤を形成させ、あるいは変化させ、特に植民地支配の時期にどのように外部からの圧力によって形成されたか、変化させられたかというプロセスに関する考察は若干不十分ではないか。もう1つ、実際には植民地に対して実施された社会事業自体は1つの文化的な政策に位置づけられている。(当時もそのように位置づけられていた。)このような文化的植民地政策と、今回提示された福祉文化的基盤との相互作用があるかどうか、この部分に関して何か解明、あるいはヒントを出していただければ、ありがたいなと思っています。

もう1つは、福祉文化、あるいは福祉文化的基盤、その中で軸になっているのは生活だと思えます。本当は具体的な生活、庶民たちの、現地の人たちの生活の具体像を通して、関連づけながら分析した方が、より明確な結論に結びつくのではないかと考えます。そして、次の課題に対しては、特に近代化のとらえ方に関して、領域によってそのとらえ方が若干違うと思えます。今まで近代化をとらえるときに、まず欧米を1つの鏡として、欧米に照らして私たちの近代化はどこまで到達したか、されたかという傾向があります。今回、大友先生は社会事業の領域、もしくは社会福祉の領域の中に近代化の指標をどうとらえるかについて、4つの指標を提示してくれました。今までの研究の中で私たちがあいまいにしていた、戸惑っていたことを、明確にまとめて提示してくれたということにとっても感心します。

それぞれの立場によって近代化のとらえ方が違うと思えます。先ほど紹介したように、被植民地支配の立場に立って近代化を考えるときに、1つは、自国主体的近代化と植民地支配型近代化の2つの近代化が存在すると思えます。その2つの近代化の違いはどこにあるか。1つは、自国主体の近代化、みずからの意思に基づいて選択し、そして、その利益のほとんどが自国に還元される、このようなことは言うまでもなく1つの近代化として考えられる。植民地支配型の近代化には、逆に植民地で実施されたものがみずからの意思になっているか、あるいは、利益の還元先は本当に現地の住民に還元されたか、そこは大きな違いがあるのではないかと考えます。近代化のとらえ方に私は余り深く研究したことがないのですが、直感としては以上のような見方があるのではないかと考えます。

次に、本書の中での大きな柱、あるいは、この領域の研究に大きく貢献された、「抑制された近代化」の論点をどう評価することです。福祉文化的基盤と近代化が拮抗しながらそ

の中に見出したこのような「抑制された近代化」の実態が明らかにされましたのは、この領域の研究の中で初めてです。1つの有望な研究手法として、これまでは社会事業の研究だけではなくて、教育の研究とか、あるいは経済の植民地研究とかでも、結果を重視する傾向はあります。大友先生は結果重視よりむしろ動的なものの考察を重視し、動態を考察した上で、このような結論を見出した。独創性のあるものです。しかし、このような動態的な部分を重視する分析は限界があると思います。なぜかという、動的なものだけでとらえると、全体的な部分は若干見えにくくなる。そうすると、当時、植民地社会事業の背景になった全体の植民地支配の構造の中に、社会事業をどのように位置づけられるか、その本質な部分はかえって見えにくくなる。私には動態あるいは実際をとらえると同時に、結果を見る必要があるのではないかと思います。もし結果と動態を相互に見た場合には、全体像やその問題の本質が見えてくるはずだと思います。個人としてはそういう意見があります。

最後の課題に関しては、今後の国際研究のあり方ですが、最近、東アジア共同体ということがあらゆる分野で取り上げられています。しかし、かつて20世紀において大東亜共栄圏というような構想がありました。今の東アジア共同体と20世紀の大東亜共栄圏は完全に無関係ではないと私は思っています。このような歴史的な連続性と非連続性があるわけですが、本質的な違いがあるかと思えます。

20世紀のこのような構想はむしろ対抗を軸としたもので、対抗はもちろんアジア対欧米にもあるし、ほかにアジアの中に植民地支配と被支配との対抗もあります。いずれにしても20世紀に提示されたこのような構想は対抗を軸にしたものです。しかし、今、東アジア共同体という新しい構想は、連携を軸にするものです。そこはやはり根本的な違いがあります。しかし、関連性はないわけではなく、と思えます。

今後、東アジア社会福祉を研究するとき、具体的にどう考えたらいいのか。数点にまとめて申し上げます。まず、これまで戦前のこのような植民地地域の社会事業がずっとタブー視されてきた。このような断絶性の問題を解決する必要があるかと思えます。また、未来に向かって真の歴史、あるいはこれから真の東アジアの福祉社会をつくっていくために、やはり話し合うことはとても重要です。被害者、加害者双方が過去に発生したことや歴史について話し合うことはとても重要です。もちろん話をするときにとってもつらいかと思えます。しかし、このようなつらさは自分自身の歴史感覚を豊かにすることにつながると思えます。

2番目は、共同作業に参加することです。実際に今既に着手し始めました。しかし、人数は少なく、影響力はまだ弱い。このような共同作業も大切です。

3番目は、アジア連携の困難さを認識しなければならない。実際には簡単なことではない。それぞれの立場、それぞれの後ろに自分の祖国が見ている。そこはすごく難しいところで、この困難を乗り越える勇気が必要です。このような困難さに対して長期的な作業をやっていく覚悟も必要があります。

最後の1つは、今まで私たちの研究はむしろ文献資料が中心で、そこは限界があります。当事者の話を聞いて第1次資料をつくって残すこともすごく大事だと思います。

時間がややオーバーになりました。一応ここまでで終わらせていただきます。

大橋 ありがとうございました。

沈先生が言ってくださいましたように、本当にこういう場で率直に話をできるのは初めてかもしれません。これを積み重ねることが大事かと思います。

沈先生のお話は、きょうの資料集35ページにあるように、日本社会福祉学会の機関誌でございます「社会福祉」に書評を出されました。そこに書いてありますことをそのままもう一度確認させてもらえればと思っております。35ページの一番左の方に、日本人の研究者でこのような研究をしたことはないということを、私と同じようなことを言っております。問題は、36ページの左下で、下から5行目ぐらいですが、「検討の結果は、台湾、朝鮮、日本共にほぼ同一枠組みの社会事業「近代化」策が行われたが、台湾、朝鮮における近代化の政策の質、量は共に低い水準に抑えられた」と言っているわけです。右上に、「台湾においては公私の救民救助事業を拡大し、朝鮮においては深刻な窮乏化を背景に、貧困策として「労働政策」や「救農政策」にその重点が移行した」ということで、具体的に「抑制された近代化」といったことを主張しているということです。

問題は、この朝鮮と台湾の違いがどうして出てきたということの論議をもう少し深めないといけないのではないだろうかということだと思います。これは後ほど論議をしたいと思います。例えば、きょうの大友先生の講演の資料集の中に、本文の150ページ、資料集の4枚目ぐらいところに表-1というのがあったと思います。表-1で、「台湾、朝鮮、日本の社会事業施設・機関1カ所あたり人口比較」というのがありまして、朝鮮は施設・機関数が非常に少ないと述べています。例えば、先ほど都市人口で割る必要があると言われましたけれども、都市人口の規定が難しいので総人口で割ったということですが、施設・機関数の少ない違いというのは、1つは、資本主義的な生産様式の違いがあったからこうなったのかということもありますし、朝鮮は台湾以上に儒教という国であったので、その福祉的な基盤を大事にするということの政策があったのかということと言わないと、単純にこれだけでどうだと言えるのだろうかということも含めて考えておかないといけない。だから、朝鮮の労働政策という意味がどういう意味なのかということに関係づけて後ほどお話しいただければありがたいなということも感じました。

それから、「抑制された近代化」——沈先生は「奇形的な近代化」ということも言っているわけですが、そもそも近代化、上から、下から、近代化の指標、日本国内における近代化ということと、植民地化された中の近代化が同じ指標であるわけではないのではないかと。そうすると、それは「抑制された近代化」と言えるのかということも論点の1つの課題として問題提起されているのではないかと思うので、後ほどこれは教えていただければと思います。

それでは、続いて、韓国の朴貞蘭先生にお話をいただきたいと思います。よろしくお願

いします。少し自己紹介も含めてお願いします。

朴 こんにちは。韓国仁済大学から参りました朴と言います。

皆さんと違ってごく短いレジюмеで申しわけございません。主催側からはちゃんとメールをいただきましたが、自分が添付ファイルを忘れて自分勝手な論点を書き込んでしまいました。なるべく大橋先生が出された論点に沿ってお話したいと思います。

私は1997年に日本女子大学で「植民地韓国の社会事業研究」というテーマで博士学位をいただいております。それを整理したものが、最近、ミネルヴァから出されております。それから、関連資料として、95年、96年あたりの社会福祉学会誌や社会事業史学会誌などに掲載されておりますが、参考になさってください。

最初にまず大友先生の本の評価ですが、多くの皆さんが言われるように、確かに植民地歴史研究というのは、今までは植民地の個別国中心の研究で、例えば、韓国の国内で植民地研究がなされた場合、どういうふうにやられたかということに焦点が当てられ、その先入観をもって行われるという傾向がありました。その点は日本の植民地だったほかの国々との相違や特徴などを明かす研究には及ばなかったということになります。大友先生の研究は、同じ植民地だった台湾と韓国の比較と、また植民地台湾と韓国、対、宗主国であった日本との比較という視点から研究がなされた点が、非常に特徴的で評価できるということになります。

もう一つは植民地の歴史研究の対象になる植民地がもともと持っていた文化的な基盤、福祉文化的な土壌というのは、議論の余地は大いにあると思いますし、それは後からお話ししたいと思うんですが、この福祉文化的な土壌というのが植民地社会事業を展開する上でどのような役割をし、またどのような影響を与えたかということを検討対象にしたという点が非常にすぐれた点ではないかと自分では解釈しております。

2番目は、近代化のとらえ方です。普通でも近代化というのは何かというのはいろいろな議論の余地があるものだという事は、大橋先生からも、沈先生からも言われたんですが、特に過去、植民地だった国々において近代化の意味合いを探るとするのはとても難しい問題です。韓国でも植民地近代化論と、植民地収奪論という2つの理論が対立しております。対立していると言われても、それが対等な比重で扱われているわけではなくて、主流になるのは植民地収奪論であります。最近、政権もかわりまして、ニューライトの側にあります歴史研究者などからは、植民地化によって近代的制度が導入されたことは確かではないかということ積極的に評価しようという動きはありますが、先ほども言いましたように、これはまだ韓国国内で広く支持はされておられません。

この2つの理論の争点は、やはり近代化の主体です。だれが近代化を進めたかということ、その近代化によって市民社会が形成されたのか、またその過程が市民社会を形成するものだったのかということ、それは民族の発展につながったのかということ、資本主義の発展の進みぐあいとの関連、封建時代の打破が完全にできたのかといった、幾つかの争点があります。韓国で主流を占めるのは、植民本国日本による近代化では韓国人は主体では

なく、日本の意図は日本の発展のための最小限の装置にすぎないという考え方です。

社会事業の近代化というのは、植民本国の意図ももちろん大事なところですが、近代的精神を持ったその当時の実践家の存在を忘れてはいけないということと、また植民支配という最も不合理的、劣悪的な状況を打開しよう、打破しようとした民衆の抵抗は帝国日本にとっては常に暴動だったんですが、民衆の抵抗の存在から認識されるべきではないかということだと思えます。

それに関連して、大友先生は「抑制された近代化」という表現をなされていますが、私の考えでは、帝国日本の発展のためにやむを得ない最小化された近代化ではなかったのかということ。それは、教育分野にしますと、帝国日本は韓国で民間の私立学校がつくられるのはとても抑制しました。弾圧しました。それから、産業といっても、1920年まで韓国で産業と言えるものはほとんどありませんでした。30年代に入って、いわゆる満州事変、中日戦争で、日本の戦争遂行のための最小化された産業が少し始まるわけですが、その意味でも最小化というふうに言われます。

それから、私は一番大事だと思うんですが、日本による近代化というのは、近代精神に欠けた近代化だったのではないかということ。近代精神にしる、近代性にしる、大友先生はこれを合理性、計画性、効率性というふうに表示されていますが、それに加えて平等精神や社会改良の精神などを加えますと、日本の近代化というのはいわゆるスピリットのない形式的な近代化にすぎなかったという結論が出されます。というのは、文化というのは、自分の名前が使えず、自分の国の言語が使えない土壌で、福祉文化的な土壌があったとしても、それが発展できるかということ。ですから、その文化の基盤づくりというのは、もともと弱かったというより、日本によりさらに弱くなったということが言えると思えます。

それから、福祉文化的な基盤と関係して、先生は台湾より韓国は国による救済が中心だったので、植民地になった後、その動因がなくなったという解釈をしていらっしゃるんですが、私の考えではそれはむしろ逆です。韓国の場合、プリントにあります。官と民間の比重の一律的な比較は容易でないですが、仏教が国教であった高麗時代はお寺を中心とした慈善事業が盛んに行われました。これは仏教だったので、これは民間と官の協力で行ったということで公共領域に含まれると思っています。それから、朝鮮時代は儒教を政治原理に強力な王道政治が行われましたけれども、これは民間が慈善事業で隅々地域でやってきたということに比べたら足りなかったわけです。隅々まで救済政策が届かずに、その空白のほとんどは地域の相互扶助の慣行で賄われたということです。これは契、社倉、ドゥレ、プマシという用語で韓国では言っていますが、例えば、社倉は官との協力で、官まではないかなくても、支配層との協力でそれが行われたという経緯もありまして、必ずしも官の役割が大きかったかということについては疑問がありました。

それから、先生は地域隣保として朝鮮の郷約というのをとてもピックアップされていますが、郷約というのは日本にとっては教化事業のかわりに利用され、契というのがありま

したけれども、その契というのは日本の貧弱な救済政策のかわりに住民同士でみずから経済保護しなさいということで大きく奨励され、利用されたという点があります。

普通韓国伝来の風習は日本により抑制されましたが、植民地社会事業政策の一環で郷約や契のように奨励されたりもしました。これは日本の植民地韓国に対する一貫性のない社会事業政策をうかがわせるということです。例えば、韓国伝来の風習の中でも社還米制度は最初は軍事的に流れるおそれがあるということで禁止して、また、郷約や契には全然興味を持たなかったんですが、それが中日戦争以後になりますと、植民地政策を強化する中でとても都合のいいものだったので、これを改めて復活させて利用するところが封建制の打破どころか、封建制の復活ということにつながったということです。

それから、韓国の伝来の福祉風習を抑制したところで何をかわりにしたかということ、日本の文化的基盤で代替したというところがあります。

その1つの例ですが、例えば、儒教ということがあるんですが、先ほど大橋先生も言われたんですが、植民地を通して韓国では老人福祉というところが非常に貧弱でした。韓国は親孝行の国だから老人福祉は要らないというのが公文書にはっきり明記されているわけです。そういうふうにご利用される場所もあります。儒教の扱い方の違いですが、台湾では儒教というのは宗教として認めました。韓国では儒教は宗教として認められなかったわけですね。儒教というのは、今もそうですが、韓国人にとっては宗教というよりは行動様式を拘束するものと考えています。ですから、それはとても強い民族性を持っているというふうには日本は解釈したと思います。ですから、これは宗教として公式化するととても独立運動などにつながるおそれがあるというふうには帝国日本は解釈して、韓国の儒教はとても抑制されたということです。

もう1つは、植民地韓国では東学の後身であります天道教というのがあって、その天道教の少年運動は今の観点から見てもとてもすぐれた内容を持っているんですが、日本はまず宗教として天道教を迫害し、宗教弾圧を行いながら、そこに日本の仏教と神道などを植えつけ、文化的土壌を抹殺しようとしたということが言えます。

最後になりますが、今までの歴史研究では、当然ながら、現在を生きる研究者の視点を中心になって記述されてきましたが、先ほど大友先生は、著作の限界として、日本人であるご本人がこの研究をするに当たってのいろいろな限界をおっしゃいましたが、社会事業の歴史というのは民衆の生活史でなければならないということは、よく一番ヶ瀬先生から教育されました。ですから、その時代を生きた人々の観点から見ると、もっと哲学的観点、仮説が必要ではないかということです。私も余り詳しくはありません。これは質的研究という最近はやりの研究方法だと思います。その質的研究を通して、その当時を生きた経験者の主観的解釈で研究がなされたら、もっとこのような被植民地側の研究者の立場や宗主国研究者の立場を問わず、当時の生活史に一番近い研究ができるのではないかということが言えます。

以上です。

大橋 ありがとうございます。

朴先生、李氏朝鮮時代は千何百年から始まったんでしたっけ。1200年ぐらいでしたっけ。

朴 600年ぐらい続きました。この際、申し上げたいことがあります。先生も、今、李氏朝鮮という表現をなされたんですが、韓国人は李氏朝鮮という言葉嫌うんです。というのは、李氏朝鮮という国はありません。李氏朝鮮というのは、植民地期に日本が韓国を矮小化するために、いち李氏の集団が統治したことにすぎないという意味が込められているんですね。

大橋 何と言うんですか。

朴 それは朝鮮時代です。朝鮮という国名があって、その次に大韓帝国というのがあります。その次に植民地になるわけです。ですから、私はあえて植民地韓国という言葉を使うのは、何も北朝鮮との関係ではなくて、大韓帝国を継承するという意味で韓国です。済みません。

大橋 いえ、いえ。そういうことも含めて、何でそういう話をしたかということ、つまり、朝鮮時代が約600年続くわけでしょう。その間に、それをどう評価するかは別として、一定の国家なり、文化なり、政治機構というのが確立してきますね。台湾の方は、先ほどの大友先生の話でいうと、大体1680年代に中国大陸の清の支配下に入るわけでしょう。そうすると、そこの地域の政治機構なり、国家なり、国民のアイデンティティの形成のされ方が違うわけですね。そのことが福祉文化的基盤にどういう意味を持つのかということを考えないと、抵抗勢力というのが、台湾と朝鮮とは違うんだと思うんですよね。そんなことも視野に入れて検討しておかなくてはいけない課題かなと思ったので、ちょっとお聞きしました。

それから、もう1つ、朴先生の話の中で、93ページに郷約と契というのが出ていますが、これは朴先生の『韓国社会事業史』の中に結構詳しく出ています。1930年代に入ってそれが復活するというんですが、1930年代というのは日本本土も実は農山漁村更生運動の時代です。農山漁村更生運動により資本主義的な矛盾があちこち出てきているものを、農村との関係の中でどういうふうに整理するかというのが非常に大きな課題になっているわけです。だから、単純にそれを朝鮮だけが適用されたということではないのだと思うので、その辺の比較はすごく大事なわけです。日本本土で資本主義の矛盾が非常に激化する中で農山漁村更生運動をやるのと、朝鮮で1930年代に郷約や契を復活させていくということの意味の違いみたいなものを押さえておかないと、福祉文化的基盤も当然違うから、それをもって「抑制された近代化」と言うのはちょっと無理があるかなとも思ったので、それもまた大友先生からお答えいただければありがたいなと。

大変ですね。

さて、それでは、もう一方、台湾の状況について、徐先生、よろしくお願いします。

徐 皆さん、こんにちは。御紹介いただきました徐明仿と申します。

本日はパネルにお招きいただき、ありがとうございます。大変恐縮な気持ちでここに座

らせていただいております。なぜかといいますと、実は博士論文に最初に取り組むときに、自分の専攻である高齢者福祉このキーワードを取り上げて検討する場合、植民地という時代的背景もあり、その時代から、台湾は日本からどのような影響を受けたか。高齢者福祉制度の歴史を見わたす際、お互いにどのような関連を持っているのか、そして、もし何らかの関連性を持っていれば、将来に向けて、それをどういうふうに関わらせていくべきなのかを論文に取り上げて明らかにさせたかったのですが、その後、いろいろ壁にぶつかりまして（諦めざるをえませんでした）。

（日本の植民地時代の社会事業について）台湾の素直なとらえ方をまず触れておきたいと思います。2つ簡単な例を挙げますと、同じく台湾出身で日本留学の経験を持つ先生がいらっしゃいまして、その先生に博士論文の進捗状況や主な内容を聞かれたことがあります。私は次のように返事しました。「博士論文の中に、植民地時代の社会事業がもし存在していたならば、それはどういう形なのかを整理してまとめたい」と。その先生のとっさの反応としては、「(植民地時代に社会事業は) ありましたか。そもそも植民時時代において社会事業は無かったのではないのでしょうか」と言われました。もう一つの例は今年のことでしたが、去年まで台湾の社会政策学会の会長を、6年間2期、務めていた先生にお会いした時のことでした。その先生のとっさの反応も、「無いんじゃないでしょうかね」というものでした。自分も台湾の社会福祉の歴史についてまとめた専攻研究をいろいろ読みましたが、植民地時代の51年間は丸々ブランク、空白の状態でした。どういうことかといいますと、清朝よりさらにさかのぼって、唐や宋の時代までさかのぼることができると思いますが、儒教の理念に基づいてそれぞれの時代でどのような施設が建てられて、各施設がどのような役割を果たしてきたのか、について詳細な分析が行われましたが、(植民地時代の51年間についての関連記述がほとんど見られないまま、) 急に1950年以降の福祉システムの考察に入ったような著書がほとんどでした。つまり、台湾のいろいろな教科書、福祉関係の本を読みあさっていても、ほぼない状態でした。

それで、今回この大役をいただいたことによって、大変いい勉強させていただきました。特に台湾の福祉文化基盤、民間活力、民間資源。台湾においては、植民地時代が終わった後、38年間も及ぶ世界一と言われているほど、長い戒厳令が敷かれました。この戒厳令の下で、民間の社会組織の結成や社会活動の実施がなかなか認められず、厳しい状態が長らく続きました。(長らく活動が抑制されたため民間活力が衰退したかのようにも思われましたが、) しかし、戒厳令解除の1987年よりも前に、1980年代以降にいろいろな民間団体が活動しはじめ、戒厳令の解除に伴い、その活動がさらに勢いを見せました。この現象について当時、台湾学者の学説としては、戒厳令時代に民間団体がいろいろなことを展開し活動したくても、様々な抑圧が敷かれたため、活動がなかなか実現できずにいました。ようやく80年代以降に入って外部からの圧力が解放されて、それで今に至って民間活力は大変多様、多種にわたっていろいろな活動が行われるようになりました。この学説は確かに一理はあるけれども、しかし、やはり釈然としていないところがありました。それで、大友先

生の本を読ませていただいたところで、自分の中で、長らくもやっとしていたものが晴れたような感じです。

そもそも植民地時代に見られた民間活力による諸活動は清の時代から展開されたものでもあります。台湾はそもそも移民から成り立っているところです。中国の沿岸部、特に南部の人たちが台湾に開墾にやってきた歴史があります。なおかつ、台湾の現住民として――先住民とも言いますが、2008年現在、台湾政府に正式に認められたのは14族があります。すなわち、台湾はもともといろいろなところから違う人種が移り住み、生活の基盤が築かれました。亜熱帯の気候風土に医療技術の遅れ、多様な人種による違う生活習慣が同時に成り立っていましたため、当時、伝染病や風土病が流行っていて、死亡率は大変に高く、死と隣り合わせていた時代でもあります。こうした生活環境の中でみんなお互いに支え合っていないと生き延びることすらできないほど、生活しづらいところでした。

清の時代、もちろんもっと前の時代に儒教の考え方が台湾に入ってきた際、見事に仏教の考え方も融合され、ともに生きる、今でいえば共生という言葉ですが、死亡率の高かった台湾では少しずつ浸透するようになりました。それに加え、当時の富は一部の人が握っていたため、富裕層にとって自分の富を維持し、生活基盤を確立させていくためにも、困っている人たちの生活を何らかの形で支え合っていく必要があります。慈善的な考え方、自分の生活基盤の維持など様々な要素が絡んでいました。その後、植民地時代に入り、富裕層による個人的な救済的活動、または行政によるごく限られた救貧活動は、最初は抑圧されていましたが、それでも当時の総督府の考え方で、この民間の資源や蓄積が違う形で再編成され、この51年間、何らかの形でふたたび生かされていました。

この点についての分析は先生の論文を通して明らかにされており、大友先生にお礼を言わなければいけないと思っております。一方、台湾の研究者はいろいろな視点から植民地時代を取り上げて多分野にわたり研究が進められてきましたが、しかし、なぜ、社会事業という視点から研究が行われてこなかったかと言いますと、台湾学者の中には、暗黙の了解で、1つは、先ほど説明したとおりに、そもそも社会事業は存在しなかったのではないかと、そして、どのような定義づけを用いて社会事業と言えるのか。例えば、大友先生の著書の中に公共浴場という設備を社会事業の例として取り上げられました。しかし、これはある意味で社会開発、あるいは社会建設としての取り組みではなかったのかというところは、台湾の中で実は今なお強かったわけです。もう一点は、ごく限られた救貧的な事業が社会事業と言えるのかということです。もともと台湾社会の中に見られた事業、ある意味で生活に利用された1つの取り組みを、社会事業と言えるのかということです。この社会事業についての定義が台湾で明確にされていないこともあって、植民地時代の社会事業についての研究が今まで進められてこなかった大きな理由になります。

その意味で、まず皆さんのお手元の資料の中にも書かれてありますように、植民地時代の社会事業についての研究は、今のところ、検索できたのは1件のみです。そして、関連文献や資料はもちろんございますが、もっぱら行政の文献になり、中央政府と地方政府の

ものが大半でした。その意味で、大友先生の高著は、台湾にも発信できるのではないかと思います。もう一度冷静になって、植民地時代の51年間を振り返るときに、当時、慈善的あるいは救済的な取り組みは、近代化に向けてどのように再評価すべきなのか。この点において、もし大友先生にもご高著が台湾で翻訳されるようなことをお考えになっているなら、きっと台湾にとっても大きな波紋を呼び起こす論文になるのではないかと考えております。

次に2点目と3点目は合わせてお話させて頂きたいと思います。まず、大友先生が取り上げた日本の社会事業近代化を図るための4つの指標が妥当かどうかについてです。先行研究をいろいろ調べたところ、2003年に岡田英己子先生が発表された論文の中に次のように触れてあります。結論からいいますと、予防性、科学性、組織性、専門職性というこの4つのキーワードの発展に応じて、社会事業も近代化に向かって進んでいくということです。この岡田先生の4つのキーワードは、大友先生が取り上げられたキーワードと共通性があると見る事ができるでしょう。それぞれのキーワードの成熟度と発達の度合いはまた別にして、近代化に向けての要素はまず整えられたのではないかと考えております。

これは日本国内に向けての話ですが、他方、植民地—台湾を見る時はどうでしょうか。自分がとくに気になることは、植民地時代の社会事業そのものが、当時の生活基盤、すなわち、植民地の皆さんがどのような生活環境に置かれて、どのような課題に直面していて、その生活者の皆さんは何に困っているのか、何を求めているのか、それに基づいて打ち出された社会政策は必要なものなのか、あるいは、必要とされているものなのか、ということが大事ではないかと思います。これらの視点から見れば、植民地時代の1930年ごろまでに、日本政府対植民地台湾の統治の仕方は、農業政策が中心であり、農業が長らく1つの大きなキーワードでした。工業政策が進められたのは1930年代以後のことでした。

そして、大友先生が触れられた社会事業の救貧と防貧の機能ですが、当時、台湾の社会事業実践は、先生が指摘されたとおりに、救貧、貧しい生活からまず何とかしてほしいという要望を持つ台湾住民が多かった中で、まず救貧的な施策が取り入れられました。政策効果の有用性を高めるためにも、住民に対しての意思疎通・教育はなにより大事です。防貧の施策とは何なのか、なぜその施策が行われたのか。それを利用してどのような効果があるのか、自分にプラスになるのか。これらの点について住民に説明する必要があるでしょう。しかし、当時は台湾住民に向けての教育、相互の会話やコミュニケーション不足、そもそも、その必要性が感じ取れなかったことで、結果的には、救貧施策は一定の効果を上げたかもしれませんが、残念ながら防貧施策の有効性の低下に結びつくことになりました。

それに加え、大友先生が取り上げた指標の中に質屋がありました。論文の中に先生もお触れになっているのですが、結局、台湾住民の中に質屋を利用したくても質物が手元になかったため、目には見える施策ではありますが、実際には利用できなかったということも一つ大きな理由になっています。結果的には、残念ながら、施策の理念はすばらしかっ

たのですが、でも、当時の住民にとって、施策の必要性・有効性は、教育、コミュニケーションの不足に加え、施策の利用を満たす条件を住民が持っていなかったため、有効な施策とは言い切れませんでした。植民地時代が終わって国民党政権の時代に入りましたが、植民地時代で整備された社会事業の大半は切り捨てられました。もし国民党政権が植民地時代の施策を受け継いで良いところを取り上げて活用することができたら、きっと今日の台湾の社会福祉、社会保障制度全般は違う展開を見せたに違いないでしょう。大友先生の論文の中に面白い記述がありましたが、植民地時代において、公の役割と公共の領域は特に台湾の方が強く機能していました。しかし、今日の現状を見渡す際、公の役割、すなわち台湾政府が担っている役割は、日本よりも、そして韓国よりも弱いのが現状です。そして、幸いにも、民間団体の民間活力はいまだに強く機能しています。

済みません。話が脱線してしまいました。

そして、4つ目のトピックについてですが、福祉文化的基盤に焦点を絞ってお話をさせていただきたいと思います。台湾の場合は、福祉文化的基盤を見るときに、実は1つ大きなキーワードとして、宗教団体があり、昔も今も福祉の推進において担ってきた役割が大きいのです。

実はヨーロッパにおいて教会を基盤にして地域福祉が発展した経緯があり、教会組織が担ってきた役割がずっと大きかったわけです。そして、一定の影響力も持っています。台湾においては、もちろん仏教のお寺、そして民間信仰の道教で見られる神社、また儒教は見事に民間信仰の道教と仏教の中に取り入れられて、広く台湾の人々に受け入れられています。それでは、なぜ台湾ではお寺や神社を基盤にして地域福祉がなかなか発展していかなかったのでしょうか。その背景には1つのジレンマがあります。儒教の考え方にしても、そして仏教、道教の教義にしても、次のようにうたっています。親孝行をしなくてはなりません。親の介護も含めて、子供たちは何らかの形で親孝行をすべきですし、家族扶養機能の土台はまず子供にあります。

台湾でもキリスト教やカトリック教を信仰に持つ人が存在し、教会を拠点施設に地域福祉を展開し、各地で発展しています。そして住民のニーズの変化や多様化にともなってソーシャルワーカーを取り入れて、専門性を高めながら地域福祉に取り組んでいます。お寺や神社は、救貧的なサービスの提供や元気な高齢者を対象にした交流の場の提供という面で実践が行われていますが、その影響力はキリスト教やカトリック教と比べてそれほど強くありません。これから台湾も少子高齢化社会がどんどん進んでいきますので、仏教及び道教の教義を現代社会に合わせて、少し教義を直していかないと、また壁にぶつかるのではないかと思います。

そして、最後に、今後の国際研究のあり方についてです。このシンポジウム用の原稿を提出した後、もう1つのキーワードをいただきまして、今後21世紀におけるアジアの共生的福祉社会づくりに向けてどう社会福祉研究、実践をしていったらいいのかという大変難しいトピックをいただきました。このトピックをこの一週間ずっと考えたところ、もしか

してこれから台湾への取り組みは、ある意味で1つのアジアの共生的福祉社会づくりになるのではないかと気付かされました。

少し説明を加えますと、日本のような介護保険制度は台湾ではまだ整備されておられません。台湾政府の工程表によりますと、今年12月末までに台湾版の草案を制定させて、2年後の2011年に介護保険制度を発足させるという工程表となっています。そして、介護の担い手不足は日本も台湾も同じく課題として浮上しています。台湾では、日本よりいち早く、1992年という早い段階から外国人介護労働者を取り入れています。勤務先として、日本は福祉施設に制限を設けていますが、これに対して台湾は福祉施設に加えて要介護者の自宅も開放しており、その割合としては1対9となっています。今、自宅に住み込みの形で台湾で働いている外国人介護労働者は、15万6,000人ぐらいおられます。そして、福祉施設は8,000人ぐらいとなっています。外国人介護労働者の受入政策について今まで台湾政府の方針としては、外国人スタッフの人数を減らして、台湾人の若者を介護専門職に育成して、台湾人で台湾人の介護をやっというものです。そして、先月6月に出された行政の報告書では大きな方針転換を見せました。外国人介護労働者の勤務先をデイケア、デイサービス、そして派遣型の訪問介護にも拡大させていこうというものとなっております。

私の立場としては、外国人介護労働者の活力とその資源を活用した方が台湾の現状に適した取り組みかと思えます。なぜかと言いますと、今まで台湾の若者にとって社会福祉の専門職といえば、ソーシャルワーカーの方になります。ホームヘルパーの担い手は、今まで中高年の女性か、原住民の女性、そして1992年以降は、イコール、外国人介護労働者という考え方が既に定着しています。台湾の若者にとっても、介護の仕事、福祉の仕事といえばソーシャルワーカーが主流でして、それに加えて、OT、PTなどの専門職になります。既に16万6,000人ぐらいの外国人介護労働者が台湾で活躍されていますので、それを活用した方が……。

すみません。私はもしかして大変時間オーバーをしてしまいました……。

結論から言いますと、台湾では今後、外国人介護労働者をさらに受け入れる方向で台湾版介護保険制度が整備されることになりましたら、心の通ったサービスの提供を前提にして介護の一部は外国人の皆さんに担ってもらい、その相乗効果で、ある意味で違う形の共生社会が構築されていくことも可能ではないかと思えます。今、外国人介護労働者が台湾での勤務年数は9年間と制限されていますが、国際連携の形で、台湾での介護勤務の実績を日本で認められるような仕組みが構築されましたら、共生的福祉社会づくりに向けての実践にもなりますし、国境を越えた介護人材不足に向けての一つの打開策にもなるのではないかと思えます。

まとまりのない話で大変申しわけなく思います。ご清聴どうもありがとうございました。

大橋 ありがとうございました。

きょうのシンポジウムの資料集の72ページをあけていただきたいんですが、徐先生は近代化のとらえ方で、一番下のところですが、『大辞泉』では「封建的なものを排して、物

事を科学的、合理的に行うようにすること。産業化・資本主義化・民主化などの視点からとらえられる」。ウィキペディアを引用して、73ページの上で、「近代化とは、社会が近代的な状態になること。社会全般の産業化がその前提となる」ということを書いています。ですから、近代化という言葉を使うときには、資本主義との関係というのが非常に大きいわけで、大友先生の近代化の指標の1つが、救貧から防貧へということで、この防貧の持つ意味というのが、資本主義的な生産様式との関係でどういうふうに政策が展開されたかということになるんだと思います。果たして朝鮮、台湾は、この資本主義的な生産様式というものが一体どういうふうに展開していて、それは本土とどう違っていたのかということをも改めて論議しておかないといけないのかなということも、聞きながら考えました。

もう1つ、74ページの中ほどですが、台湾の民間窮民救助事業には2つの類型があるとして、清朝時代からの云々と、窮民救助の防貧の側面や社会的防衛的機能に傾斜した新たなタイプの窮民事業で、単独の社会事業家、地方有志者によるものということも挙げているわけです。後でまた時間があれば徐さんに話を聞きたいのは、台湾には、韓国が言っている郷約や契というのがあったのか、なかったのかというのが大きいんだと思うんですね。日本でいうと講や結といったいわば地縁をもとにした相互扶助機能がかなりあったわけですが、台湾ではその辺がどれだけあったのか、なかったのかということが、実は台湾の救貧政策の中で意味を持つんだと思うんですね。大友先生もこの本の中で、植民地社会事業創設期は台湾にあっては先駆的な救貧システムの成立により、近代化の先取りが行われ、朝鮮にあっては、日本と同様、制限的で恩恵的な救貧システムが成立して云々と書いてあるんですが、なぜ日本と韓国は隣保相扶的なものにずっと偏っていったのか。逆に言えば、台湾はなぜ救貧システムをつくったのか。まさに福祉文化的基盤の違いというのはこの辺にあるだろうと、1つ考えておく必要があるのかなと思ったわけです。

今、徐先生が言われましたが、実は韓国も台湾もその国の社会福祉の歴史に関する研究というのは余りないわけです。これをどう考えるのかというのがあって、先ほど韓国はアメリカのソーシャルワーク実践が中心だからという話も出ていたんですが、今、空白で、社会事業というのはなかった、日本が勝手に社会事業と言っているけれども、台湾では社会事業はなかったと言われると、植民地というのは一体どういう意味を持ったのか、その面からも考えないといけないなということを感じた次第でございます。

さて、一通り私なりの解説もしながら3人の方々のお話を伺いました。本来なら時間をとって休憩をしたいと思うんですが、とてもその余裕がありませんので、3人のコメント等に大友先生自身はどう考えられるのか。

よろしゅうございますか。それでは、お願いします。

大友 シンポジストの先生方、大変ありがとうございました。いずれも私の本を読み込んでいただきまして、私も今、皆様のお話を聞きましてまず第一に、勉強させてもらったなという実感を持っております。このような話し合いが行われることの意義の大切さというのをまた改めて、目からうろこのような気持ちで受けとめております。

今それぞれのシンポジストの方から御指摘をいただきました。それからまた、大橋先生からもそれぞれのシンポジストについてまとめた上でのさらに課題の御指摘があったわけです。私も一生懸命メモをしましたが、非常に多岐にわたっておりまして、1つ1つにお答えすることができない、私の能力を超えていると思います。それで、今3人の方と大橋先生のとめのお話を聞きながら、私がここで頭の中に浮かんだことについて話をさせていただきまして、後ほど、これはどうしても言ってもらいたいというようなところがありましたら、考えたいと思います。

今回、シンポジストの方の話を聞きまして、まず1つ、私は希望を持ちました。それは、共有できる認識というものをつくり上げることができるかもしれない。それぞれ異なった歴史、支配と被支配という関係性、そうした大きなハードルはあるんですけども、そういうものを大切にしながら、なおかつ、社会事業領域で今ここに並んでいるシンポジストの間で共有できる認識というものを1つでも構築することができないだろうか。そういうところが出てくれば、自分自身の研究が未来に向けて少しでも役に立つといいますか、そういうことにつながっていくのだろうというふうに思いました。

共有できる認識をつくるというのは、なかなか難しいことなわけです。まず前提としては、日本の道義的な責任、あるいは贖罪というものを十分に行う必要がございます。

私も、最近、別の研究のテーマで、よくヨーロッパに参ります。ドイツの戦没者の研究、お墓の研究、どう祀られているかという研究で、日本の靖国問題とも関連してくる研究ですけども、ヨーロッパに行きますと、ドイツはヒトラーのことなどもございまして、戦争に対する戦争責任とそれへの反省、贖罪、謝罪というのを徹底的に行っているわけです。日本ではそれを十分に行っていないということが、ドイツなどと比較すると明らかであります。その上で、ヨーロッパではドイツの徹底した——ほかの国々もそうですけれども、ナチスの追求などを踏まえて、贖罪、謝罪から和解へと方向性が向かっている。そこまで歴史の流れの中で見えてきているというところがあるかと思えます。

東アジアではなかなかそこまで行き着かないわけで、私が生きている間には難しいかもしれませんが、半歩でも4分の1歩でもそうした方向に進むことができればと思うわけです。その第1の条件が、共有できる認識をお互いにつくり上げることだろう、と思います。この社会事業の領域でもそうした努力をしたいと思えます。

その際に私の研究手法について、沈先生から、社会福祉の歴史学の中に新しい手法をもたらしたとおっしゃっていただきました。私も図表といいますか、数字を随分取り扱って、本の中では多用しております。この図表、数字というのは魔物ですから、数字が示すものが果たして真実なのかというと、それはわかりません。しかし、一応、私どもが共有して見ることができる、意見を闘わせ合うことができる、とりあえずの可能な材料として、この図表や数字をめぐって議論がさらに深められれば、実質的な共有の認識へとつながっていくのではないかと考えるわけです。きょうのシンポジウムでは無理ですけども、この後、そういう機会を設けてそういうことができればと思います。

もう1つは、私の研究の中で御指摘をいただきました福祉文化的基盤という言葉と概念です。これは、私も実はもともと台湾の研究をしておりまして、台湾一国だけをやってきたときには出てこない考え方でした。それが、朝鮮半島を視野の中に入れることによって、私の中で台湾と朝鮮、そして日本のその歴史的な積み重ねの中できり上げてきた福祉文化という概念、あるいは福祉文化的基盤という概念でくくることができる、非常にとらえにくいんですけども、何かそういうものがあって、それがそれぞれの社会に作用を与えている。それはまさに人類学的、あるいは民俗学的と言えるのかもしれませんが、そういう長い歴史の中で、人々が、民衆がくり上げてきたものが、こうした政策、特に植民地支配下での政策を考えるときに、政策を考える上での1つの要素として取り上げなければいけないし、しかも、かなり重要な要素として位置づけなければいけないだろうと考えたわけです。

しかし、これは私の研究の限界でもあり、技量のなさでもあるわけですが、福祉文化的基盤というのは、例えば、家族の研究や親族の研究、あるいは先ほどから出てきておりますが、地域の契や郷など、日本では五人組制度などがあるわけです。そういうところまで入り込んでいかなければいけないわけです。これは私の力量を現在のところでは超えているということと、それは家族制度の研究、あるいは家族の研究というふうに、別にテーマを立ち上げて研究しなければならないテーマであろうと思います。こういうふうに科学というのは、先ほど私の話の中でも申し上げましたけれども、一定の枠組みと一定の概念を使って一定の傾向性を把握するという、科学が求める厳密性という性格があるわけです。その科学の求める厳密性に照らし合わせますと、私の本の中で家族制度について、あるいは郷や五人組のような地域のフォークロアの、あるいは人類学的な、そこまで話を拡大することはできなかった。これはまた別個のテーマとして取り上げる必要があるかと思えます。

しかし、私もそういう方向にかなり強い関心を持っておりまして、何がどうして違うのだろうかということは、自分なりに幾つかの本を読んで勉強いたしました。恐らくは、その一端で恐縮ですが、朝鮮半島と日本というのは家族制度において共通点がございます。それは、一子相続です。韓国もやはり長男相続の一子相続です。ところが、今、中国はたくさんの民族がいる国であり、社会でありますけれども、共産党を頂点とした中国の政治も社会も漢民族が非常に多数を占めていると思われるわけです。この漢民族の社会というのは、日本や朝鮮半島とは全く違う家族制度になっておりまして、基本的には均分相続です。私は初めて勉強したとき、何と合理的なというふうにも思いましたけれども、すべての子供は親の財産を均分に、男性も女性も基本的には平等に分けるという制度です。中国の場合には、親の扶養なども、だれが扶養するとは原則的には決まっていない。日本では何となく、あるいは朝鮮半島もそうですけれども、長男、男の子がという暗黙の社会の慣習がございますけれども、中国ではそれが無い。ですから、親もだれと一緒に住むことになるのか、子供もだれが扶養するのかということは、基本的には明確でないらしい。

沈先生が専門ですから、後で補足をしてもらわなければいけません。というわけで、場合によっては親御さんが子供のところをぐるぐる回っていく、扶養されるということも起きると聞いております。そのように家族のあり方は社会の基本構造ですから、その違いにまで踏み込んだ福祉文化的基盤を明らかにしていくというのが、私は今回はできなかったということです。

それで、私は、自分自身の研究の限界でもあるんですけども、逆に家族に踏み込まずに、家族以外のところで、つまり、家族や親族というのは一応フェース・トゥー・フェースで非常に濃い関係にあるんですけども、そうではない他人を社会的に救済したり、支援したりする制度というのがあるのかどうか、そこに焦点を合わせる研究にいたしました。

本書の中でも最後の方に、漢民族の清朝時代以降の歴史を踏まえた台湾社会の福祉文化的基盤、朝鮮半島の福祉文化的基盤、日本の福祉文化的基盤というのを図式化して説明いたしましたけれども、これはたしか私の資料の中にも入っているかと思います。資料の31ページの図は賛否両論のある図であります。恐らくそうだろうと思います。私も非常に大胆なことをしたものだと思っておりますけれども、試論的に、私が今申し上げたような清朝時代——先ほど高麗時代の話が朝鮮半島で出てまいりましたけれども、そこまでさかのぼることができませんで、せいぜい李朝の朝鮮時代といわれる時代、それから、日本が統治する以前の台湾の清朝、それから日本の明治以前、近代以前というところで、近代化直前の状況というものを福祉文化的基盤と考えて、このように図式化してみたつもりです。

この3つの地域を調べてみると、先ほど言いましたように、家族制度の違いなどもございますけれども、共通点として中華の影響というのがいずれの地域にも色濃いいということです。これが共通するといえれば共通するわけです。中華の影響——中華という言葉を使っているのかどうか、私も最近また悩み始めておりますけれども、中国は長い間の時間の中で形成されてきたさまざまな制度を持っております。それが朝鮮半島にも伝わり、日本にも伝わってきておりますし、私も素人ではありますけれども、朝鮮半島というのは中国と大陸続きでありますから、地続きですから、日本以上に中国の影響がより大きく出ていると思われまして。日本は朝鮮半島を通して中国の影響と朝鮮半島の影響と両方受けている。非常に大ざっぱですけども、そのような感想を持っております。

私の福祉文化的基盤につきましては、いろいろ言葉上の定義もいたしましたけれども、定義の妥当性はまだまだ修正の部分が必要かと思うんですけども、一国研究では出てこなかった認識が、2カ国、あるいは3つの社会を研究することによって出てきたというのは、私自身も自分で驚きました。従来の一国研究では出てこなかった視点が出たということで、自分でも驚いた次第です。

それから、先ほどもう1つ、話がランダムになりますけれども、植民地支配下の研究が韓国、台湾ともにこれまでほとんどなかった、今も余り行われていないということを私はどのように認識するかといいますと、これこそ植民地支配のマイナス面です。私も台湾に行って、台湾で日本が51年間統治したんですが、そのときの総督府文書というのが膨大に

宝物のように残っておりまして、その目録づくりの仕事をさせていただいてきております。これが私の今回の研究の下地になっていったわけです。初めてその目録を見たときに、これでは台湾の人は歴史研究ができないと思いました。自分たちの社会の過去にさかのぼって研究しようと思ったら、日本語の文字が資料として並んでいるわけです。これでは研究できない。それは韓国も同じではないかと思います。それで、やはり歴史研究がどうしても空白になってしまうということが当然出てくる。これは日本が植民地統治をした過ちが現在でもこうした形であらわれているということの1つの証拠です。

このことは未来永劫消すことができない。100年たっても、200年たっても、300年たっても、日本語を読めるように練習して日本語に熟達しなければ、その時代の研究を地元の人ができないわけですから、未来にわたって残る植民地支配の禍根であると思っております。そうした意味でも、日本語の資料を使って日本の人が、私もその1人ですけれども、研究することについては、日本の文字をよく読めるわけですから、十分な配慮と自分自身への研究の厳格性といったような自己規制を認識した上での研究をすることが必要だろうと思っております。

大きな話をしてみましたが、では、実際に「抑制された近代化」や近代化の指標について、それから、朝鮮半島ではどうして政策の違いが出たのだろうかというような具体的な事象についての質問もございました。この点については、今回、私の研究の中でも、政治レベルでの話、政策レベルでの話、文化宗教思想などのレベルでの話がいろいろ入り混じっていたので、皆様からそうしたご指摘をいただいたかと思います。その中で大橋先生が指摘された、どうして台湾と朝鮮は違ったのか、朝鮮はどうして労働政策に傾斜したのかについてお話しすると、私も自分で調べていって大変驚いたのですが、第一に日本が台湾を日清戦争によって領有したのが1895年です。この時の日本の条件、それから朝鮮半島を併合したのが1910年。この1895年と1910年というのは、日本の中でも政治的な力関係とか、物の考え方とか、そういうのが随分違っているわけです。その日本の中での政治的な主義主張、権力闘争、あるいは思想などの違いが、当初から台湾、朝鮮半島への支配の開始のときに、この社会事業の領域に限定いたしましても作用したということです。支配の時期が、台湾と朝鮮では時間軸の中でずれておりましたから、そのときの日本の政治状況、社会状況、文化状況が反映されて、植民地化初期の社会事業政策になったということです。これは今度の研究で明確に把握することができました。

台湾支配のときには、台湾領有のときには、日本にとりましても植民地経営というのは初めての経験で、どうやって植民地の経営をしたらいいのか試行錯誤した。そのときには欧米の諸外国も念頭におきながら、ちゃんとした植民地経営をしなければいけないというような妙な緊張感があった。変ですけれどもね。ちゃんとした植民地経営なんてあり得ないわけで、基本的に誤っているわけですから、植民地支配に関する問題で、きちんとした支配などということはあるべきではないんですけれども、日本の中ではそういうことが意識されていたわけです。

それは後藤新平にも代表される……。後藤新平も、いいこと、悪いこと、いろいろやっているわけで、必ずしも高く評価できる人とは言えないわけですが、しかし、彼は科学的植民地支配ということを言いまして、台湾では民政長官として大変大きな影響を与えたわけです。日本の国内でもできなかった恤救規則の改正——彼は日本国内で3回も帝国議会の恤救規則の改正を提案しているんですが、国内では通らない。それを台湾で、当時、後藤新平はドイツに行って勉強してきておりますから、ドイツのワイマールの社会保険制度を学んで、その一部を台湾の救貧政策の中に組み込んだりしております。というわけで、当初、日本では実現できないような救貧法を台湾で後藤新平はつくっていくわけです。そういうことの細かい話は本書の中にいっぱいありますのでごらんいただければと思います。

一方、朝鮮半島の方はどうかというと、当時は1910年という時代で、陸軍系の勢力が日本の政治の中で強くて、こういう人たちが朝鮮半島支配に乗り出していったということです。そこでは当初から恩賜という言葉にも出てまいりますように、皇室の恩恵としてのお金として、朝鮮半島に最初に3,000万円でしたか、それだけのお金を持っていくわけです。それらのお金はどのように使うかということ、はじめに王室とこれを支える両班、王室は当初、併合という名目ですから、最初からつぶすとは言っていないわけです。時間がたつにつれてもちろん滅ぼしてしまうんですけれども、当初は併合です。そして、貴族階級でありました両班という人たちがいて、その人たちが生産的な仕事についていなかったわけです。ちょうど日本の近代が始まったときに、身分制を廃止して士族が食べていけるように士族授産という政策を、日本の中でも近代化の当初に行いますけれども、それと同じような形で両班の人たちにお金を支給して、働いて自活して生きていけるような、そういう政策を行っております。

それから、朝鮮半島の場合には、これは大きな問題ですけれども、総督府の財政経営は、終始、日本からお金を出していたわけです。ところが、台湾の方は、台湾自身の基本的な豊かさ、あるいは経営のうまさがあったのかもしれませんが、独立財政になっております。その辺は朝鮮半島と台湾とで大きく違っていました。それで、朝鮮半島には、そのように、最初、両班から始まった授産政策、これは労働政策の一種であると思いますが、この労働政策が最後まで続くわけです。

先ほども触れましたけれども、朝鮮半島では1919年に三・一運動——これは民衆の蜂起、独立運動ですが、それから、1921年に台湾では独自に自分たちの議を設置しようという抵抗運動が起きるわけです。ちょうど同じころ日本でも米騒動が起きて、社会事業という新たな政策が出てくるわけですが、日本でも米騒動が起きたときに、政府は大変慌てました。ちょうどロシア革命や中国大陸の清朝政府を倒した辛亥革命であるとか、国際的な動向の中の遠因がありましたけれども、そういう中で政府も日本の中で起きた米騒動に驚いて、これを軍隊を出して鎮圧いたします。それと同じような時期に、台湾、朝鮮半島でもそうした民衆の蜂起があるわけです。

それに対してどういう政府がどのような手を打ったのかということです。日本では社会事業がそのときに成立したのです。同じように、台湾、朝鮮半島では何をすればいいのか。当時の官僚の文書を読んでおきますと、実は決め手になる政策というのはなくて、みんな、迷ってやっているんですね。官僚が、そういう状況に対して何をしたいか、わからない。日本の国内では経済保護事業で防貧という政策を始めるわけです。経済保護事業というのは、先ほど言いましたように、公益質屋を建てたり、職業紹介、公衆浴場を建てたりするわけです。そういうのは可視的、目に見えるタイプの文化政治なわけです。可視的だから、これを台湾、朝鮮半島でもやろうということになったのではないかと思います。しかし、当時の、例えば、朝鮮総督府の役人の文書を見ましても、どうしてこれをやるのか、これが効果的なのかどうか、よくわからないと言っております。しかし、それしか案がなかったんでしょね。それで、日本と同じように経済保護事業政策を台湾、朝鮮でも行うわけです。

しかし、それは有効ではなかったわけです。どうして有効ではなかったか。これは先ほど大橋先生が何度もおっしゃっているように、資本主義、つまり、産業化の成熟度合いが、日本の国内とは違っていたからです。産業化の成熟度は、事実、戦時下に入ってから、朝鮮半島でも台湾でも1930年代の後半以後、ようやく産業化の芽が出てくるわけです。社会事業というのは、救貧から防貧というもともとの理念、それから考え方も、産業化の進展による労働者階級の増大に対して防貧的な施策を行う。本当に生活が苦しい人については救貧、ボーダーラインにいるような階層については防貧によって貧困に陥らないようにする、そういう政策が社会事業の柱です。しかし、台湾でも、朝鮮半島でも、こうした社会事業、特に経済保護事業を柱とした社会事業というのは、結論として言えば、現実には合っていなかった、つまり、ミスマッチだったということははっきり言えるかと思います。しかし、一応形だけ近代化のふりをした。文化政治のふりをした。そういうふうに行うことができるかと思います。

今そろそろまとめてという紙がまいりましたので、話をやめなければいけませんけれども、ミスマッチではあったということは明らかです。そして、文化政治に切りかえたときに、台湾では田健治郎が、朝鮮半島では斎藤実が派遣されるわけです。それぞれ似たような文化政治を行います。しかし、その文化政治の水準というのが、私が資料を見た限りで言えば、台湾の方がより内容も濃くて高い。朝鮮半島で斎藤実が出した改革というのは、社会事業の領域だけについて言えば、台湾に比べると高いものではなかった。

日本が台湾を領有したとき、日本の社会福祉の水準は台湾より低かった、台湾の方が水準が高かったというのが私の評価です。これは私だけではありませんで、柘淵義房という植民地時代に台湾の社会事業に大きくかかわった人がいますけれども、この人もそう言っています。

というわけで、朝鮮半島では、結論からいうと、全体的な貧困というのが非常に深かった。社会事業が有効ではなかった。台湾の方が朝鮮半島より生活水準が上だった。だから、

社会事業の有効性というのが働いた。それから、台湾には、先ほど民間活動が活発だという話が出ていましたが、そういうふうに自主的に活動を起こす人たちと総督府の政策とが結びついて、より活発な社会事業の展開を見るということがあった。こういう差が実際に出ているというのが、私の研究から明らかになったことです。

話がまだまだありますが、このへんでやめておきます。

大橋 どうも。司会をしていて、どうしたらいいんだろうかと混乱をしていました。

少し柱を立てて、皆さんにもう一度と思ったんですが、時間が、この会場がどんなことがあっても4時半には退散しないとならないということで、あと10分しかないのですが。

1つは、今の太友先生のお話を聞いていても、実はこれから本格的に、私は司会ではなくて1人のシンポジストとして論戦をしたいなと思ったのは、日本の社会福祉研究が余りにも労働経済学の視点の救貧思想、救貧制度にとらわれ過ぎているんだと思います。大河内一男先生が昭和13年に出した「我国に於ける社会事業の現在及び将来」で整理されたあの考え方に非常にとらわれ過ぎているかという気がしてならないわけです。そこに資本主義との関係の近代化を持ってくると、余計がちがちになってしまう。それと福祉文化的基盤を含めた研究とはちょっと違うのではないかと。きょう資料集に私の放送大学の『社会福祉入門』の2章のところを引用したのは、社会福祉研究の仕方を少し変えないといけないのではないだろうかと思っているわけです。太友先生は吉田久一先生のお弟子さんでもあるからしょうがないのかもしれませんが、一番ヶ瀬先生も、吉田先生も、結局、労働経済学の枠組み、その枠から逃れ切れない。それが科学的だというふうにずっと思い込んでいる。ちょっと違うのではないかと。官のとらえ方も含めて違うのではないかと。ことを、若い人もきょう随分来ていますから、本当に研究しないといけないのではないかと。私は一種のポツダム研究だと。戦前はみんな悪くて、戦後はいいと。その戦後の社会科学はマルクス経済学をもとにした論議になっていないか。そのいい面と悪い面というのをもっと社会福祉は考えないといけないのではないかと。その論議を実はしたかったわけです。

もう1つ、それとの絡みで言うと、先ほど冒頭に述べましたが、社会事業というのは積極的社会事業と消極的社会事業の問題があって、単なる歴史的な用語ではないんですね。社会事業というのは思想性があるわけなので。例えば、きょうの太友先生の資料集の8ページ目に表-2というのがあると思いますが、表-2に1935年社会事業の事業種類別数値と割合というのがあるわけです。ここで事業分類で、一般機関、救護事業、経済保護事業とずっと書いてあって、社会教化事業、就学事業まで挙がっています。その社会教化事業のところを見ると、台湾も14%、朝鮮も15.7%、日本も14.7%です。実は同じぐらいの比率なわけです。先ほど朴先生も言われたんですが、もし社会事業が支配国である日本の社会装置の1つで行われたのだとするならば、実は社会教化事業というところの比率がもっと高くなるわけにはいかないわけです。ですが、日本本土と変わらないわけです。これは何を意味するのかということを考えないといけないわけです。

社会事業は生活困窮者を救うだけではなくて、救済の精神ではなく精神の救済だ、物を与えるだけではだめで、その人が自分で自分の人生を切り開いていくような人間になることを要求するわけです。それを脅かす社会システムを改良しようというのが積極的社会事業なわけなのです。それは社会教化と異なっていますので、一概に社会教化でくくるのはやや気になりますけれども、実は社会教化事業の中にそういう側面を持っているわけです。人間改良とか、人間教育とか、社会改良という側面が非常にあるわけです。もし植民地支配を有効に成り立たせるための社会装置としての社会事業というふうにもし位置づけるのだとすれば、この比率がもっと変わらなくてはいけない。この比率が変わっていないのをどう見るのかというのを、もっと実証的に我々は研究しなくてはならないのではないか。

社会事業というのは、今、後藤新平の話も出ましたが、韓国、中国も含めてすごく開明派です。社会事業というのは一種の社会開発の問題も含めて考えているわけです。したがって単なる労働経済学とは違う発想で社会事業という言葉を使っているということの持つ意味を、もっと分析しておかないとまずいかなという感じが実はしていて、それも論議をしたかった2つ目の問題です。

3つ目の問題は、福祉文化的基盤というのに、大きく分けると2つあるんだと思うんですが、従来、自然発生的に、あるいは歴史的につくられてきたであろう相互扶助的な機能と、もう1つは、植民地支配という中での政治メカニズムの問題とがあるんだと思うわけです。

民俗的な、フォークロア的な側面の福祉文化的基盤というのは、例えば、きょうの大友先生の資料でいきますと、31ページと32ページのところは実はとても大事な問題で、先生は図の方を説明されたんですが、文章の方でいうと、「台湾が朝鮮、日本と異なるのは、福祉の公共領域の厚さである」と言っているわけです。中ほどのところに、「日本の場合は朝鮮に比較しても前近代の救貧、救済体制は極めて貧弱であったと考えてよい」。日本の場合は、「単発的で清朝や李朝のような規模の大きい組織的な取り組みではない」と言っているわけです。

そう言っているながら、次の32ページの右の方でいうと、ちょっと違う記述です。この辺の分析が正しいかどうかというのは、実は論議したかったことの1つです。中ほどに「台湾では植民地社会事業創設期はもちろん、拡大期においても福祉の公共領域において形成されてきた福祉文化的基盤が、社会事業の「近代化」政策に取りこまれ、日本の植民地統治下においてもその活力と作用は途切れることがなかった」と言っているわけです。そして、「一方、朝鮮では台湾とは異なり、日本が朝鮮を占領した折には、福祉の公共領域は形成されておらず、かつて隆盛だった官による福祉体制も李朝末期の混乱のなかで衰退していた。福祉の公共領域が形成されていない場合、国家が崩壊すると人民はただちに福祉の支援ネットを失ってしまう。朝鮮では福祉文化的基盤における官の役割が大きかっただけに、福祉の公共領域は形成されず、住民の官への依存度が高かったといえる」というふ

うに分析しているわけです。

そうすると、先ほどのきょうの講演会資料集の表-1のところ、何で朝鮮はこんなに社会事業施設数が少なかったのか。官に依存だったらもっとこれは強く出なくてはいけないのではないのか。逆に、台湾は公的な福祉領域では豊かにあったとすれば、こういうふうにならないのではないのか。ちょっと分析の仕方が違ってしまうわけです。

大友 これは時代が違う。

大橋 時代が違うからということですが、そういうことも含めて福祉文化的基盤というのは大変難しいんだけど、私もずっと関心を持っていながら、研究がやりづらくて、やっとなごく最近、何かを言えるようになりました。そのことが、どうも難しいから労働経済学的なところから社会福祉を考えていってしまうんですが、もっと福祉文化みたいなところを大事にしていく必要がある。先ほど家族制度の違いもありましたが、やはり大きいと思うんですね。なぜ朝鮮と日本は一子相続になってしまったのか。中国はなぜそこが違ったのか。多分それは、中国は同じ農村地帯でもちょっと違うんだと思うわけです。非常に流動性というか、移動性が強い中国で家族を守るという仕組みと、土着性、共同性の強かった朝鮮と日本との違いみたいなことがあるのではないのか。私はその違いのキーワードは相続というふうに考えてみたんですが、中国では、ここの相続が持つ意味というのは、華僑に代表されるように、地域ではないですね。血のつながりそのものです。日本は血のつながりよりも生産手段である田んぼの相続です。朝鮮はそこところは真ん中になっているわけで、そこは台湾はどうなっているのかということ、もう少しこれから研究しないといけないかなというようなことも論議をしたかった点です。

それから、もう1つ、やりたかったのは、きょうは実は沈先生に、時間がなくて申しわけなかったんですが、沈先生は1996年に先ほど述べました『満州国社会事業史』というのを、やはりミネルヴァ書房から出しているんですね。きょうは、どういうわけだか、ミネルヴァの社長の杉田さんがいらしてくれているけれども、3人が書いたものはみんなミネルヴァ書房から本が出ています。満州国の社会事業と台湾、朝鮮とは違ったのか。実は全部、日本が1928年に始めた社会事業研究生制度に基づいて養成した社会事業主事を全部配属しているわけです。全部配属して、同じように社会事業協会をつくらせて、同じように機関誌を出したわけです。台湾社会事業、朝鮮社会事業、満州社会事業。それは日本の社会事業のシステムを全部持ち出したわけです。では、朝鮮と台湾と、それから中国の一部に満州国を勝手につくってしまってやったやり方とはどういう違いがあったのかということを見ないと、実は植民地日本の社会事業政策の持つ意味というのは見えてこないかなと思ったんですが、きょうはそれも残念ながら時間がなくなりました。これは沈先生とぜひまた続けてやらないといけない問題かなと思っております。

それから、もう1つ、先ほど言った福祉文化的基盤のことでいくと、抵抗集団の成立、日本の植民地政策に対する抵抗集団の成立の問題と、社会事業における下からの政策化の

要望というものとのかわりはどうだったのかというのを見ないといけないわけです。日本は植民地ではなかったけれども、日本の中でも上からと下からが当然あったわけで、それによって社会事業から厚生事業にずっと流れ込んでいく部分というのはあるわけですから。そういう、上から、下からという問題と、それから、政治支配された被植民地の抵抗勢力の動きがどういうふうにつながるのかということも分析しないといけないかなということを感じて、そこも実は論議をしたかったということです。

きょうは、事実上、植民地社会事業政策のシンポジウムの第1回ということで、これは2回、3回、続けるといけないかなということも思いました。もう時間が来てしまいました。最後に、せっかく遠いところ、韓国やいろいろなところから来ていただきましたので、一言ずつ、感想も含めてで結構ですが、言っていただければと思います。

では、朴先生からどうぞ。これだけは言うておかないと帰れないというのがあるでしょうから。

朴 そんなことはないですが、舌足らずで誤解をお招きしたところもあるかと思うんですが、私の発表の中には福祉的基盤ということをとくさん言わせていただきましたが、私は分析の手段としてそれはとても正しく大事だと思うんですが、ただ、その内容で先生とは考え方が違うということです。それから、どうしても台湾と韓国（朝鮮）を比較する場合、植民地になった経緯というのは、比較の観点で欠かせないことかなと思います。

大橋 では、徐さん。

徐 お礼を申し上げたい気持ちでいっぱいです。

最後に感想ということですが、東アジア型福祉文化的基盤という言葉が最近よく使われておりますが、少なくとも台湾の場合には家族の機能、役割、そして位置づけは、必ずしも正しく評価されてこなかった傾向が強く見受けられました。これからは超少子高齢化社会に向けて家族のとらえ方や位置づけを再定義する必要があると思います。具体的に、どこまで家族が担うべきか、どこからは地域のみんで支え合っていくのか、そして、行政の役割とは何か、これらのことを、今後きちんともう一度議論して考えていかなければいけないところだと思います。

本当にありがとうございました。

大橋 沈先生。

沈 最後は一言で。繰り返しの話になりますが、やはり私が最後に言いたいのは、特に現在行っているいろいろな東アジア社会福祉の研究の中に、植民地時期に行われた福祉政策や福祉活動を視野に入れてませんでした。やはり歴史から学ぶ意味でその時期の歴史を現在とつなげて研究していくべきだと強く思っています。このような断絶性の問題が何かの形で解決できたら良いと思っています。

大友 本日は大変ありがとうございました。私のために遠くから、またこのようにたくさんお集まりいただきまして、お聞きいただきました。感謝にたえません。私の小さな研究が、今後、東アジアの若い人と、福祉の水準の向上に向けてこうした話し合いの材料に

なっていけばと願っております。今後ともどうぞよろしく願いいたします。また、会場の皆様、ありがとうございました。

大橋 今、何人かの方から出ましたけれども、日本社会福祉学会、日本地域福祉学会などを中心としてアジア型ソーシャルワーク教育の共同研究を今進めているわけでございます。北京大学の王思斌先生や韓国の金聖二先生などを中心にしながら、中国、韓国、日本の研究チームがほぼでき上がりました。

未来志向に向かって研究を進めているわけですが、一度は通り抜けなければいけないのは、やはり日本帝国主義による植民地支配であり、それが社会福祉分野にどういう影響を与えたのかということをやっておかなくてはいけないわけです。なかなかそれを取り上げるきっかけはできませんで、どうしても未来志向の方でやってきたわけです。幸い大友先生がこの本をまとめてくださりまして、これに力を得て、きょうこのようなシンポジウムをさせていただきました。

当初、日本帝国主義という言葉を使うと右翼が押し寄せてくれるのではないかと脅かした人もいるわけです。私も内心、こういうことで損保ジャパンの名前に傷をつけてはいけないなということを委員長として考えながら、ですが、一度は通り抜きたい。反省すべきところは反省し、できれば客観的に共同研究していくことが必要ではないかということで、大友先生に受賞していただきましたし、あえてこのテーマでシンポジストにさせていただいたわけでございます。

とても2時間半のシンポジウムでは深められませんが、今後、第2回、第3回のシンポジウムをできればやっていく必要があるということを思っております。損保ジャパンとは離れた形になるかもしれませんが、考えてまいりますので、また機会がありましたら参加いただいて、一緒に日本の植民地というものをどう考えて、そして、新たな21世紀の未来に向けて我々はどのようなアジアの福祉社会をつくっていくのか、共同のあり方を深めていただければありがたいと思っている次第でございます。

きょうは朴先生は韓国釜山から駆けつけてくださいましたし、徐さんは青森からでございますし、本当に遠いところから駆けつけていただいて、一緒に論議できたことをうれしく思っております。シンポジストの皆さん、本当にありがとうございました。また、大友先生、ありがとうございました。

これをもちましてシンポジウムを終わりにさせていただきます。どうも大変ありがとうございました。

第10回損保ジャパン記念財団賞
〔社会福祉学術文献表彰〕
受賞者記念シンポジウム資料集

日時：平成21年7月11日（土）午後1時～4時30分

場所：虎ノ門パストラルホテル新館1階会議室「鳳凰西」

主催 財団法人 損保ジャパン記念財団

共催 日本社会福祉学会

東洋大学社会学部社会福祉学科

後援 厚生労働省・日本地域福祉学会

日本社会福祉系学会連合

社団法人 日本社会福祉教育学校連盟

目 次

シンポジウム『東北アジアにおける「社会事業の近代化」と日本の「帝国主義」』

◇ シンポジウムのねらい・・・・・・・・・・・・・・・・・・1P.~2P.

● 大橋先生

『新たな社会システムを切り開く地域福祉』（『日本の地域福祉』2008年3月）所収
・・・・・・・・・・3P.~5P.

『「社会の制度」としての救済制度の思想と社会哲学』

（『社会福祉入門』2008年3月20日）所収・・・・・・・・・・6P.~11P.

● 大友先生

『帝国日本の植民地社会事業政策研究—台湾・朝鮮—』（序章・終章）
・・・・・・・・・・12P.~33P.

書評：『帝国日本の植民地社会事業政策研究—台湾・朝鮮—』 富江直子

（『社会福祉研究』第101号2008年4月）所収・・・・・・・・・・34P.

書評：『帝国日本の植民地社会事業政策研究—台湾・朝鮮—』 沈潔

（『社会福祉学』第49巻第1号2008年5月）所収・・・・・・・・・・35P.~41P.

● 沈先生

『東北アジアにおける「社会事業の近代化」と日本の「帝国主義」』
・・・・・・・・・・42P.~45P.

『東アジアにおける福祉政策・理論の源流を求めて』

（『社会福祉学』第48巻第4号2008年2月）所収・・・・・・・・・・46P.~51P.

『「満州国」社会事業の展開—衛生医療事業を中心に—』

（『社会事業史研究』第31号2003年12月）所収・・・・・・・・・・52P.~70P.

● 徐先生

『東北アジアにおける「社会事業の近代化」と日本の「帝国主義」』
・・・・・・・・・・71P.~81P.

「台湾における地域ネットワーク構築の現状と課題」・・・・・・・・・・82P.~92P.

● 朴先生

「植民地社会事業研究の到達と課題」・・・・・・・・・・93P.~94P.

損保ジャパン記念財団賞シンポジウム

テーマ「東北アジアにおける『社会事業の近代化』と日本の『帝国主義』」

(シンポジウムのねらい)

大友昌子氏が執筆された労作『帝国日本の植民地社会事業政策研究 一台湾・朝鮮一』（2007年4月、ミネルヴァ書房）に対し、第10回損保ジャパン記念財団学術文献賞が授賞された。

日本の社会福祉の歴史研究において、戦前の厚生事業時代や植民地の歴史についての研究蓄積は必ずしも厚くない。それどころか、ややもするとそれを取り上げることに一種のタブー視に近いとまどいがあったといえる。その分野における研究は、中国や韓国からの留学生に負うところがおおかった。大友昌子氏の労作は、それらの課題に果敢に挑戦した研究成果である。

本シンポジウムでは、ややもすると論議を避けてきた嫌いのある“帝国日本の植民地政策”の一環としての社会事業を取り上げ、大友昌子氏の労作に即しながら、その実態がどうなっており、どう評価するのかを検討したい。その検討を通して、日本の過去を反省し、中国、韓国、台湾、日本という東北アジアの、福祉社会実現に向けた研究上の、実践上の新たな協力関係を築く礎になればと願っている

(討議のポイント)

1. 大友昌子氏は、自らその著書が日本の立場からのものであり、日本の文献を中心に論究している研究上の“限界と問題点”を指摘しているが、そのことを十分認識しつつも、“被植民地”の立場から“日本の植民地時代の社会事業”を研究されてきた方々は、大友昌子氏の著書をどう評価するのか、評価のポイント、問題点を指摘頂き、討議する。
2. 大友昌子氏は、“日本の社会事業近代化の指標として、①救貧策から防貧策への転換、②専門行政機関の設置および社会事業財政の確立、③社会事業の組織化、計画化、④社会事業教育の開始”を挙げ、日本は1918年から1932年の間にこれらのシステムがほぼ確立したと述べている。この“近代化”の指標が正しいのかどうかについて討議する。それらの指標が成り立つ背景には、資本主義的社会問題との関わりで“近代化”を考えざるをえない側面があり、その点が“植民地”ではどうだったのかが問われる。
3. また、その“近代化”の指標を基に、“植民地の社会事業”は、「抑制的近代化」あるいは「抑制された近代化」であったと述べ、その「抑制」的な状況をつくりだす要因はなんであったかについて考察するとしているが、そのような分析の視点と枠組みで良いのかについて討議する。
4. 更に、大友昌子氏は、“植民地社会事業”の「近代化」に拮抗する対抗軸として「福祉文化的基盤」に着目している。「福祉文化」とは、生きることの質的向上や生活の安定をめざす精神や生活形成の様式のことをいい、そこには物心両面の成果である衣食住、技術、学問、芸術、道徳、宗教、政治などを含めている。さらに、「福祉文化的基盤」とは、「福祉文化」を支える社会的基盤をい

い、「生存のための共同性」を核とした地域社会の社会的共同性や伝統的な救済事業等の活動をここではいうと整理している。

では、台湾、朝鮮では、どのような「福祉文化的基盤」があり、それが「近代化」の対抗軸としてどのように働き、それが「抑制的近代化」にどうつながったのかについて討議する。

5. 日本が近隣諸国の人びとに与えた“不幸な過去”を反省し、今後21世紀におけるアジアの共生的福祉社会づくりに向けてどう社会福祉研究、実践をしていったら良いのかについてのあり方を討議する。

「新たな社会システムを切り開く地域福祉」

—新しい社会哲学と地域福祉—

大橋 謙策

戦後の地域福祉に関わる実践や政策課題を時期区分するとすれば、その根拠を詳しく説明する紙幅がないが、1970年までを第1期、1970年～1990年を第2期、1990年～2000年までを第3期、2000年以降を第4期と区分する事が可能であろう。少なくとも、第2期までは措置行政に基づく社会福祉6法体制が強固な枠組みとしてあり、地域福祉はそれら社会福祉行政の枠外の、“その他の福祉”が地域福祉であり、それは実質的に社会福祉協議会の活動の事だと考えられてきたことは否めない。第3期に入り、地域福祉はそれらの枠組みを超えて新たな展開を指向する。第4期で問われている地域福祉は、第3期で指向した考え方をより明確に発展させた社会福祉の新しい考え方であり、かつ新しい社会福祉システムの構築を求めている。それは、属性分野毎の福祉サービスの提供ではなく、属性分野を超えて横断的に福祉サービスを必要としている人や家族の地域自立生活が可能になるように支援する機能であり、そのためのシステムである。

しかも、地域福祉が求める地域での自立生活支援のあり方を考えるとそれは国、都道府県、市町村という政治・行政機構と任意な住民組織・活動との関わりについて新たな社会システムを求めることになると同時に新たな社会福祉の哲学を求めることになる。従来の社会福祉は、社会のあり方を経済の論理で考え、その基本を労働力の確保に置き、自らの労働力により家計

を維持する自助を前提とし、それが遂行できない際の救貧システムである。その救貧システムは歴史的には社会保険制度や教育制度、公衆衛生の制度などの社会サービスという一般施策が整備されてくることにより時代とともに変化するが、社会福祉はその発展との関わりにおいてそれら制度化された一般施策では解決できない課題・分野を扱う一般施策の補充、代替機能を担う分野として扱われてきた。そのような救貧システムは行政責任において、行政が直接提供すべきであると考えられがちであった。かようなことは、地域福祉に関わる実践・政策課題にも当てはまるもので、第3期まではどちらかといえば救貧システムの一環としての位置付けであったが、第4期に入り、いま求められている地域福祉はそのような経済秩序に基づく社会哲学の一環としての位置ではなく、新しい社会哲学に基づく新しい社会システムづくりにつながるものとなったと考える必要がある。社会福祉、とりわけ地域福祉は一般施策の補充・代替制度ではなく、福祉サービスを必要としている人々を地域から排除することなく地域での自立生活が可能になるように支援する対人援助を軸とした福祉コミュニティづくり、社会システムづくりに貢献する活動と捉える必要がある。

従来の救貧システムの哲学で考えた時、地域福祉の原理ともいえるノーマライゼーションやソーシャルインクルージョンといった社会福祉の思想はどう考えたらよいのであろうか。また、

地域自立生活支援には行政による制度的サービスだけではうまくいかず、近隣住民によるインフォーマルケアが必要であるといわれるが、それは労働力関係を軸とする経済秩序とは異なる思想であり、哲学である。今日では、互酬、信頼、協働という価値に基本におくソーシャルガバナンスや社会哲学の基本を弱者保護、自主性としての自由等の価値に据えた政策を展開すべきであるという「第3の道」という考え方もあり、従来の救貧システムからでは説明がつかない。それらは、行政が住民を統治するのではなく、社会を構成しているさまざまな機関、組織、担い手（アクター）が対等の立場で相互関連をもちつつ、新しい社会システムを創ろうというもので、いわば多様な関係者がともに助け合う共助の関係性を尊重した「ネットワーク型ヨコ社会」への転換を求めるものである。日本の社会構造の特色といわれた「タテ社会」から、多様なアクターが対等の立場で、新しい共助の関係性を創る「ネットワーク型ヨコ社会」が地域福祉の原理である。更には、2001年の世界保健機関（WHO）が提起したICFの考え方は、参加と活動を重視した自己実現サービスモデルであり、少なくとも従来の救貧システムの思想では対応がしにくい考え方である。

このように見てくると、今求められている地域福祉は従来の救貧システムの延長にあるものではなく、新しい社会福祉の哲学や社会システムを創り出すことと連動するものである。

（新しい地域福祉に求められる研究課題）

このような新しい地域福祉を考えた時、何が地域福祉学として、あるいは地域福祉実践として課題になるかである。

第1には、地域にどのような生活問題を抱えた人や家族がいるのかに関するニーズ把握と那些人々が地域社会から疎外、排除されないように住民に働きかける福祉コミュニティづくりが重要になる。

従来の社会福祉行政では申請主義であったためにアウトリーチ型のニーズ把握という考え方

が弱かった。また、救貧システムでは、劣等処遇の意識を醸成しても、積極的に福祉サービス利用者の権利や自己実現を図ること、あるいは地域住民として支えるための多様なソーシャルサポートネットワークを形成することは重視されてこなかった。新しい社会福祉の哲学や社会システムではこれらに関する理論化と実践が求められることになる。

第2には、行政と住民をはじめとした関係者が新しい社会システムの理念である対等の共助の関係性を創るとして、その具現化の例として挙げれば、行政の政策決定や計画作りへの住民参画のあり方や地域福祉のシステム及びその運営管理のあり方、あるいは共助の関係性を創る事が可能な“地域”の範囲の設定の仕方、更には住民自身の民度や主体性の確立等の問題があり、それに関する理論化と実践が未だ十分ではない。

第3には、地域住民が必要としているサービスが既存のサービスで対応できない時、新しいサービスを開発する機能に関しての研究、実践も十分ではない。制度として必要な新しいサービスは行政が策定するものという依存性が措置行政の中で作られ、民間企業のように顧客の市場調査を行い、商品を開発し、商品を販売するという視点とそのセンスを社会福祉分野では形成出来なかった。今後、大量生産、大量消費型とは異なる、「すきま産業」的な福祉コミュニティビジネスが求められてくる。カウンセリング的ケースワークではないソーシャルワーク機能として、このようなサービス開発機能が求められている。

第4には、このような上記の課題と機能を誰が担うかの問題である。新しい地域福祉の考え方の最も基本となるコンセプトは共助の関係性づくりの基本でもある住民参画である。しかしながら、農業を中心とした産業構造の中で自然発生的に形成されてきた“地域”の関係性は産業構造や生活様式の変容に伴い都市も農村も事実上壊れている状況において、新しく地域を基

態とする社会システムを創ろうとしてもその担い手が自然発生的に登場してくるとは考えにくい。もちろん、そのことはそれらのことに気がついた住民がボランティア活動を發揮して参画してくることを排除することではない。そのようなことがより容易にできるような新しいシステムを考えなければならないが、一方で無関心な住民に地域の生活問題に関心を寄せてもらい、参画してもらえよう働きかける機能のあり方も考えなければならない。そこではコミュニティソーシャルワーク機能が重要である。その機能を駆使できる専門職をどう位置づけるかが問われてくる。コミュニティソーシャルワーク機能を發揮する専門職は、とりわけ住民との関係性や他の関係者とのコーディネートやネットワークづくりを意識してソーシャルワークを展開する必要がある。

このように、今後の地域福祉の研究と実践には多様な課題があるが、何と言ってもその中核になるものはコミュニティソーシャルワーク機能である。その核になるコミュニティソーシャルワーク機能を展開する専門職がどのように養成されるかが大きな問題であり、かつそのことに関し地域福祉学の研究はどうあるべきかが問われることになる。2007年11月に改正された「社会福祉士及び介護福祉士法」を反映させた新しい養成カリキュラムでは、上記のようなソーシャルワーク機能の視点を踏まえた養成が考えられている。しかしながら、それを具体的な実

践事例に即して教育しようとしたときに、それを学べる教材が少なすぎる。これまでも地域福祉に関する実践記録はたくさんあるが、実践者が地域の生活問題をどう把握し、どう分析し、それをどのように解決、改善しようとしたのかの実践者の実践仮説が明確に書かれているものが少ない。また、それらの実践仮説をどのような方法で、どのような資源をコーディネートして展開したのかの実践プロセスに関する記述も十分でない。このように、地域福祉実践に関するプログラム評価に関する研究が十分でない。また、これからの社会福祉士実習は実習指導出来る資格を有している人しか実習指導できないと改正された。だとすると、求められる新しい地域福祉の理念・考え方とそれを具現化する実践とその担い手の養成の全体も考えた地域福祉学の研究が必要であり、かつ地域福祉実践の科学化、科学化された地域福祉学で養成される教育、それを臨床・臨地現場の実習指導で再確認するというそのサイクルが廻らないと研究も実践も豊かにならないことになる。

日本地域福祉学会としての使命は、地域福祉研究と地域福祉実践とを車の両輪として回転させることを通して日本の社会福祉の向上を図ろうと考えたわけで、改めて明確化された実践仮説に基づき展開された地域福祉実践の記録化を推進し、そのプログラム評価を通しての理論化する作業を学会挙げて取り組まなければならない。

(おおはし・けんさく：日本地域福祉学会会長
・日本社会事業大学学長)

「社会の制度」としての 救済制度の思想と社会哲学

大橋謙策

《本章の学習目標&ポイント》 人類の歴史において、「鰥寡孤独」（か
んかどく）は常に大きな課題であった。それらに対し、家族や村落
共同体が有していた自然発生的な相互扶助機能では対応できなくなり、
かつ個人的な慈善に頼ることもできず、「社会の制度」として社会福
祉が確立されてくる。最近では、「介護の社会化」と呼ばれ、介護保
険制度がつくられてきたのもその1つである。人々が抱える自立生活
上の困難な課題に対し、どのような「社会の制度」が確立してきたの
か、その背景となる社会思想やこれから求められる社会哲学について
学ぶ。

《キーワード》 社会装置, 社会哲学, 社会の安寧秩序, 社会統制, 共
済活動

◎はじめに

人間は誰しもがこの世に生を受けて生まれてきたものとして、幸福を
願い、自己実現を図りたいと思うのではないであろうか。日本国憲法も
第13条で国民の幸福追求権を認めている。

人類の歴史において、「生病死」は大きな関心事であると同時に、
それと関わりの深い「鰥寡孤独」の問題は幸福追求を脅かすおそれのあ
るものとしてどう対応するかが常に大きな課題であった。

これらの課題は家族や生計維持に深く関わる地縁の集団により対応さ
れるが、その課題が自然災害や飢饉、あるいは社会構造上の課題として

《用語解説》

- ◎ 鰥：61歳以上で妻のない人
- ◎ 寡：50歳以上で夫のない人
- ◎ 孤：16歳以下で父のない人
- ◎ 独：61歳以上で子のない人

大量に発生すると家族や地縁集団では対応できなくなり、他の救済方策が求められるようになる。

その1つとして古今東西を問わず、多くの宗教家による救済が行われてきた。宗教と社会福祉との関わりは深い。しかしながら、歴史のうえでは、宗教家によらずに、住民を統治するうえで必要な社会装置の1つとしての救済制度が確立してきている。しかも、それは飢饉や災害のような一時的対応としてではなく、恒常的に必要とされる制度として確立されてくる。その確立の過程自体の中に、社会福祉の思想、救済制度の思想がある。

1. 個人の生活課題と社会的対応が求められる生活課題

私たちの生活は、日々平穏無事な、平坦な日ばかりではなく、そのライフコースにおいてさまざま生活上の課題が生ずることを学んだ。それらの多くは家族の力で解決されるか、親類関係が豊かにある地縁集団によって解決されることになる。しかしながら、中にはそれだけで解決できないものも存在する。それでは、家族などの力で解決できない生活課題がすべて「社会の制度」としての救済制度や社会福祉制度の対象になるかといえばそうならない。家族などの力で解決できない生活課題が、「社会の制度」としての救済制度や社会福祉制度の対象になるためには、それが住民を統治するうえで必要な社会装置であるという判断がなされなければならぬ。その判断をする際の基準が問題であり、そこに救済制度や社会福祉制度確立の思想があり、その思想を認める社会哲学がある。したがって、救済制度であれ、社会福祉制度であれ、個人が抱える生活課題を解決しようとする営みは同じであっても、その思想、目的は異なることを十分踏まえておかなければならない。

では、どのような基準で判断されるかである。第1は、家族や地縁集団が解決できない生活課題が社会的にどれだけあるかという量が基準になる。少数の人たちが抱える生活課題への対応は、社会的理解や共通認識になりつづらく、「社会の制度」として対応が遅れがちである。それだからこそ、多くの人々がその必要性を訴えるために社会活動を展開することになる。

第2には、労働力の確保が社会の発展の基礎となることから、労働力の確保に関する立場から「社会の制度」を進めることがある。

第3には、住民が抱える問題を放置しておく、社会不安が起こり、社会統制が乱れる可能性が多にあるとその時の為政者が考え、社会の安寧秩序を図る社会装置として「社会の制度」化を進めるものである。

第4として、人が家族や地縁集団を超えて人を助ける行為や、あるいは血縁関係、宗教集団とは異なって、新たに相互の生活助け合いの機能をつくり、助け合うという営みもある。古くは、講や結いと呼ばれる人為的組織もあった。それは、近代以降では生活協同組合などと呼ばれ、生活の多方面での共済活動が展開されている。その延長上の考え方として、住民自身の生活協同防衛、サービスを住民の共同利用資源という考え方からの「社会の制度」化も進む。

第5には、社会の発展に必要な思想、哲学として考えられ、それが制度化されたものがある。

このように、社会福祉の思想は多様であり、単純に困っている人を救済することであると考えるわけにはいかない。社会福祉の歴史は、このような思想やその社会の、その時々々の政治的力学の中で揺れ動き、今日に至っている。

さらに、我々が忘れてならない点は、これらの力学の中で揺れ動いている社会福祉制度は、前述したように個人の生活課題にすべて対応して

くれるものではなく、住民が求める制度と行政により制度化されたものとの間には何らかの“乖離”があることを考えておかなければならない。この“乖離”をどう埋めていくのかが今日問われている。

2. 労働力の確保と 救貧制度および社会福祉制度の思想

労働力の確保と救貧制度および社会福祉制度との関わりもいくつかに類型化ができる。第1は、強制労働の仕組みを救貧制度の中に持ち込んだ思想、考え方である。

日本の歴史の中でも、江戸時代などには「逃散」や流民が大きな為政上の課題であった。逃散とは、“中世および近世、農民が領主の誅求に對する反抗手段として他領に逃亡すること”（『広辞苑』）といわれるが、それほど抵抗意識がないままでも領地を離れて流民化することは、為政者にとっては税収（年貢）の元になる労働力を確保できないことから、大きな課題であった。ここでは、何らかの事由により食べられないかなくなった人々を労働能力のある人となしに人に分けて、強制労働をさせてきた。イギリスの救貧制度の歴史においては、逃散、流民化した農民の額に烙印を押して、見せしめにするなどということも行われた。また、日本でも「人足寄せ場」に収容して働かせるということもあった。

第2のパターンは、労働力の確保のために、労働者の生活を向上させるための装置として、社会保険制度などを整備するが、一方で厳しい労働を強いたり、政治的抑圧を行うという方法である。よく言われる、ドイツのビスマルクが展開した“鉛と鞭”の方策である。

第3には、より良質な労働力を得るために、目先の安価な、低賃金労働力を禁止し、児童に義務教育を受けさせる政策などもある。児童労働力の禁止なども単純に児童の労働は非人道的だから禁止するという側面

ばかりではない。

第4には、将来の労働力を確保するために、児童扶養の負担を減らすために児童手当を支給したりするものも1つの方策である。

第5には、女性が子育てをしつつ、安心して働ける労働条件を整備することこの範疇に入る。

このように、働けない、あるいは働いてない人の生活保障のあり方を考えるだけでなく、そのことが社会を維持発展させる政策とどう関わっているのかを考えなければならぬ。その関わりだけを見ていても多様な方策がある。今日の状況でいえば、ホームレスといわれる路上生活者や働きたいと思っても働けない障害を有している人々に対し、どのような対応策を考えるかという場合に、その背景にある思想が問われることになる。

3. 社会発展の考え方と 救貧制度および社会福祉制度の思想

「社会の制度」としての社会福祉制度を住民が抱えた生活問題の尻ぬぐいのための制度と考える考え方は結構多くの人にある。それは、生活上の問題解決は基本的には家族が対応し、それができない場合の代替機能として社会福祉制度を位置づけるからである。しかしながら、家族の生活をより安定させ、家族構成員の自己実現を積極的に図る視点からの社会福祉制度を確立する考え方もある。戦後、児童福祉法が制定される際の考え方として、保育所は今日のような“保育に欠ける状態”の子どもに対し、親の代りに保育を担うという発想ではなく、民主国家・文化国家をつくるためには女性の社会参加を促すことが必要で、そのために保育所が整備されるべきと考えられていたし、また児童は集団の中で一つの方がいいので集団保育の機会として保育所が必要だとしていた。

あるいは、戦前、対症療法的に問題対応する消極的社會事業だけでなく、社會生活のあり方を積極的に改善、改良する活動も含めて積極的社會事業（社會福祉の歴史から考えると社會事業という用語は大正中期から昭和30年頃までの時期に使用された）という考え方を唱えた人もいる。日本の場合、戦前の歴史においては社會事業における精神性と物質性との関わりが大きな問題であった。井上友一に代表されるように、やもすと住民の相互扶助機能や生き方や生活の仕方という精神性を重視し、結果的に行政による物質的援助負担を軽減しようと考え方もあれば、小河滋次郎のように、物質的援助は行政が責任をもって行い、精神的援助は地域で友人が行うべきであると考え、今日の民生委員制度の原型をつくった人もいる。

このように、社會の發展に社會福祉はどのように貢献できるのかという観点から社會福祉のあり方を考えなければならぬ面もある。

歴史的にみても、世界的にみても社會の發展に社會福祉はどのような貢献できるのかという観点から考えた場合、3つの思想を取りあげておきたい。

第1は、フランスの近代市民革命の際にうたわれた「博愛」の思想である。封建的な身分差別に抵抗し、それを改革するために社會契約思想、天賦人權思想に依拠して自由と平等を戦い取ったフランスにおいて、「博愛」は自由と平等を担保するために必要な理念だったと考えられる。この世に生まれきたものはいずれも幸福を願ひ求める権利があり、かつすべての人は出自によって差別されることなく平等であるという理念は大變魅力的である。しかしながら、この世に生まれきた人の中には生まれながらにして知的な面において、言語の面において、あるいは労働するうえで身体的に障害を有していたりして、自らの幸福を求め、世に働きかけることもかなわぬ人がいることをどれだけ意識し、考えて

くれているだろうか。そのような人々の幸福追求権は認められないのであろうか。そこには、自分さえよければいいというエゴの自分しかいないのであろうか。天賦人權思想から考えて自分の自由と平等を保証してほしいければ、これら自らの幸福追求ができない人々をどのように位置づけるかが問題となる。そこに「博愛」の理念が必要になる。自ら幸福を追求できない人を社會的に救済することを理念として考え、フランスは人權宣言にそのことを盛り込んだ。また、そのような崇高な理念はエゴイステイックな日常生活をおくる住民にはなかなか身につくものではないと考え、大人の公教育の必要性を指摘した。それは、今日の生涯学習の原点ともいえる。

第2の思想は、ノーマライゼーションやソーシャルインクルージョンといった思想である。この世の中は、老いも若きも、男も女もいるのが普通であり、また自然界の法則からいっても障害を有している人が生まれてくるわけで、障害を有している人がいるのも普通ではないのか。なのに、なぜ障害を有している人を“一般社會”から排除、隔離し、障害を有している人たちだけで生活させるのか。多様な人間がお互いを尊重して生活できる社會こそがいろいろな困難を乗り越える力を有することになるのではないか。このような社會のあり方として、ノーマライゼーションを訴えた人物がデนมマークのバンク・ミケルセンで、自らのドイツのナチズムへの対抗と知的障害者への支援活動を通して提唱された。

最近では、ヨーロッパ諸国を口心にソーシャルインクルージョンという考え方が登場してきている。自立生活を送るうえで何らかの支援を必要としている人を社會から排除するのではなく、同じ社會を構成する仲間として包含していく社會こそがあるべき社會だとするソーシャルインクルージョンという思想もある。

第3の考え方は、住民の生活課題が家族や地縁集団で対応できなくな

ってきた時、為政者や行政がつくる国家の「社会の制度」に頼るのではなく、自分自身たちで相互扶助組織をつくり、対応しようとする考え方である。ヨーロッパの国々に多い協同組合方式による助け合いである。今日では、それをより発展させた形で、ソーシャルガバナンス、¹第3の道」などとよよばれている、住民と行政との関係を上下の関係で捉えるのではなく、住民の自立と連帯を前提にし、対等の立場で問題解決を図る新たな社会哲学、社会システムが求められ、社会福祉のような歴史的に国の「社会の制度」として発展してきたものも従来にない発想が求められている。

世界的には、社会福祉の歴史はその国の住民の生活をどう保障するかということから一國の「社会の制度」として発展してきたが、これからの国際化を考えるとこのような社会福祉の思想をより発展させ、国際的に安定した平和な社会と世界規模での恐怖と欠乏から免れるヒューマンセキュリティをどうつくり、そのための社会哲学と社会制度がどうあるべきかを考えることが必要である。

4. 「社会の制度」としての救貧制度の発展と分化

このように、「社会の制度」としての社会福祉や救貧制度は多様な思想を背景に発展してきた。歴史的には、多くの場合家族や地縁集団の相互扶助を前提として、その機能が十分でない時に、その機能の補充、代替として制度化が進んできた。

ところで、社会福祉制度の整備の歴史的背景にはあるもの、生活上の事故に対する対応策は大きく4つに大別することができる。

第1は、生活上の事故を起こす要因をできるだけ減少させる方法である。無知から生ずる事故を減らすためには、できるだけ情報を提供し、かつ情報を理解し、主体的に判断できる能力を身につけさせるための教

育制度を社会サービスとして普及させることである。また、不潔な生活環境や住宅がもたらす影響を減少させ、健康を守るためには公衆衛生を普及させるとともに、住宅を整備し、スラム地区をなくし、上下水道を整備することである。また、労働で生計を成り立たせることができるような就労の機会を提供することで多くの生活課題は防ぐことができる。したがって、これらに関する社会サービスを整備することが最も肝要で、救貧制度よりも防貧制度としての社会サービスの整備が重要である。

第2には、そのような社会サービスを整備しても何らかの生活上の事故により生計を成り立たせることができない場合の対応策である。しかも、この生活上の事故への対応は金銭的給付を行うことにより解決できるものと、金銭的給付だけでは対応が困難なものに分けることができる。そういえば金銭的対応ではほぼ解決できるものに対しての方法としては、その金銭給付の財源が税金によるものか、社会保険によるものかに分けることができる。金銭的給付を受けるものが自ら社会保険料を負担することなく、税金によってその給付が賄われる方式が生活保護制度に代表される公的扶助制度である。金銭的給付の財源がそれを受給する人たちの社会保険料で賄われているのが社会保険制度である。このような金銭的給付の方式が第3の対応策である。児童手当のように、税金で賄われている制度も以前は公的扶助の範疇に入れていたが、今日では別の枠組み（社会手当）として考える場合もある。

第4の方式は、生活上の課題が金銭的給付では解決することができない場合の対応策である。その内容は自ら身体的自立が困難で介護や養育を必要としている場合、あるいは判断の力が十分でなく家計管理や生活技術が十分でない場合、他者に危害を与えたり、虐待をしている場合、薬物依存があり、社会生活が送れない場合などは金銭的給付では解決できず、継続的な対人援助が必要となる。これこそ今日求められている対

人援助としての社会福祉である。

このように、生活上の課題を解決する対応策としても多様な方式がある。それらをまとめ一般的に社会福祉と考へ、生活を安定させ、豊かにする制度の総称として使ってきたが、今やこれだけ対応策が整備されてきた状況を考へると一概に社会福祉の充実と抽象的に言わずに、どのような対応策が必要なのかを明確にして使い分けていく時代であろう。そうしたことから本書『社会福祉入門』では、社会保険制度や公的扶助制度とは異なる「社会の制度」として、金銭的給付では対応できない対人援助としての社会福祉に焦点をあてて論述している。

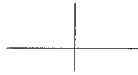
32

《学習の課題》

1. どのような発想から社会の発展の基本となる労働力の確保が行われたか、それが社会福祉の整備とどう関わっているかを整理しなさい。
2. 社会福祉が社会の発展に貢献できると思われる3つの思想についてまとめなさい。
3. 生活上の事故に対する対応策とその考へ方を整理しなさい。

《参考文献》

- ①池田敬正『福祉原理を考へる』高宮出版、2005年
- ②岡村重夫『社会福祉原論』全国社会福祉協議会、1983年
- ③古川孝順『社会福祉原論』誠信書房、2003年
- ④渡野一郎・渡藤興一編著『社会福祉の原理と思想』岩崎学術出版社、1998年
- ⑤中西洋『〈自由・平等〉と〈友愛〉』ミネルヴァ書房、1994年
- ⑥宮川公男・大守隆編著『ソーシャル・キャピタル』東洋経済新報社、2004年
- ⑦神野直彦・澤井安勇編著『ソーシャル・ガバナンス』東洋経済新報社、2004年
- ⑧京極高直『社会福祉学とは何か』全国社会福祉協議会、1985年



序 章 植民地社会事業という問い

第一節 問題の所在

一八九五年から第二次世界大戦終結の一九四五年までの五一年間に、日本は台湾、南樺太（サハリン南部）、関東州と南満州鉄道附屬地（中国東北部の一部）、朝鮮、南洋群島へと支配地域を拡大し、さらに満州国を立国支配した（図序1）。占領や支配の形態、方法は各地域によって異なるものの、すべての地域で共通して行われた施策の一つに社会事業政策がある。占領地、植民地統治下の社会事業は、当時の為政者などから「善行」や「仁政」として評価される一方、社会事業もまた植民地支配の「欺瞞」や「ムチ」に対する「アメ」であるとの歴史的評価もあり、両者の立場のギャップは大きい。

本研究は両極の評価をぶまえながら占領や植民地支配という抑圧的な政治状況のもとで行われる社会事業政策の意味と特質について明らかにすることを意図し、日本統治下の占領地、植民地のなかから台湾と朝鮮に着目して、社会事業形成の展開を具体的に追究することを目的としている。

ところで西欧の先進工業国において社会事業は第一次世界大戦と第二次世界大戦の戦間期に成立期をむかえた。その成熟度は国によって異なるが、日本の場合も同様であり、一九一八年の米騒動を境に急速な発展を遂げる。西欧と共通

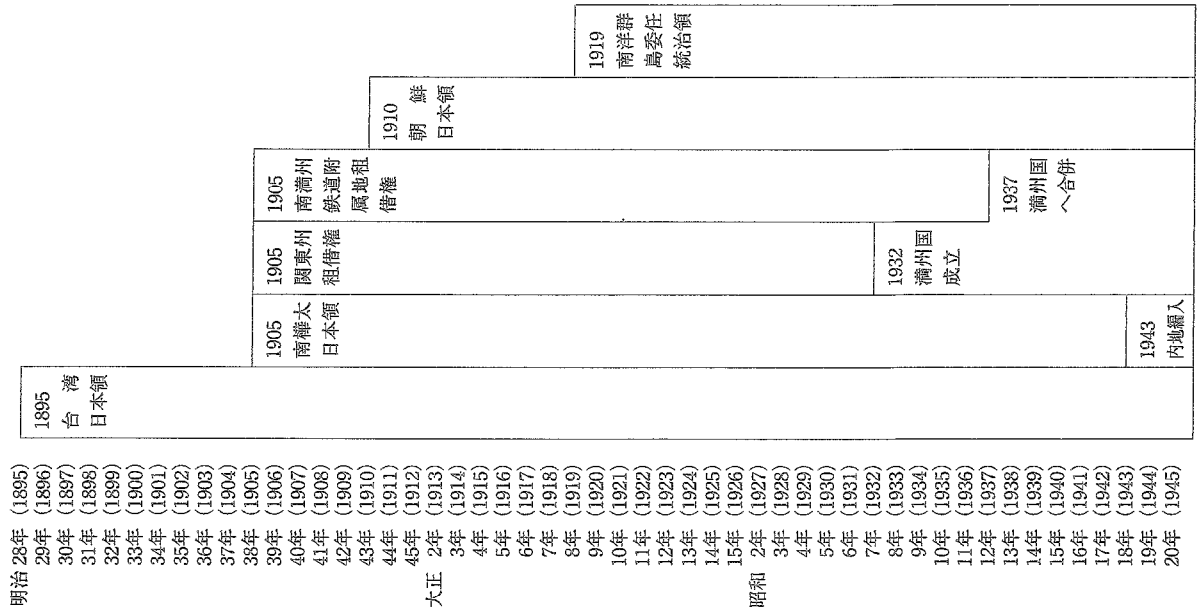
する社会事業近代化の指標として、①救貧策から防貧策への転換、②専門行政機関の設置および社会事業財政の確立、③社会事業の組織化・計画化、④社会事業教育の開始をあげることができるが、日本では一九一八年から一九三三年の間にこれらのシステムがほぼ確立した。こうした日本の社会事業の「近代化」に対して、同じ帝国日本の一部であった占領地、植民地の社会事業形成はどのような展開をたどったのか、日本と同じ「近代化」の道をたどったのか、もしたどったのであればそれはどのような「近代化」であったのか、本研究はこうした問題意識にもとづいて行われる。

本研究の仮説は台湾、朝鮮ともに社会事業の形成は「抑制的近代化」あるいは「抑制された近代化」であったのではないかと、いう点にある。この仮説は植民地社会事業の形成を上記の問題意識にもとづき、後述するように台湾、朝鮮および日本の社会事業設立動向の計量的な比較分析から導き出したものである。この仮説の内容は以下のような二点からなっている。

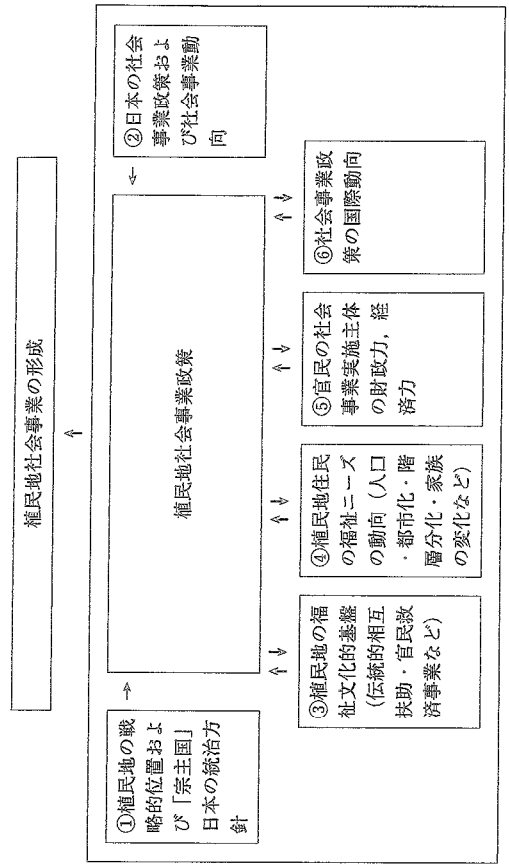
- 一、帝国日本の支配のもと台湾、朝鮮の社会事業形成の到達点が日本と比較して相対的に低い水準にとどまったこと。
- 二、台湾と朝鮮での社会事業形成の内容には共通性ととも大きな較差があり、台湾に比して朝鮮のそれがより低い水準にとどまったこと。

以上の仮説にもとづき、台湾と朝鮮の社会事業政策の具体的な解明をつうじて仮説の検証をすすめることがこの研究の課題である。歴史的社会的事象は人為的な行為の結果であるから、「抑制」したのは「宗主国」である「日本」であったことはいうまでもない。本論で述べるように、台湾と朝鮮の間で較差が生じたことについては日本占領時の両地域の福祉文化的基盤、すなわちその初期状況が異なっていたことが要因の一つであったと考えているが、台湾の場合、日本の占領当時の福祉文化的基盤は日本より水準も高く豊かであったにもかかわらず、植民地統治終了時点では日本より低い水準にとどまったのには、やはり日本の植民地社会事業政策による抑制的な力が働いたと考えている。

この研究全体を貫く仮説は植民地社会事業形成が日本と比較して、その水準を低く抑える「抑制的近代化」あるいは



図序-1 日本による占領地、植民地また植民地的支配を行った地域の全体概要
注：筆者作成。



図序-2 植民地社会事業形成の諸要素

注：筆者作成。

「抑制された近代化」という特質を示したという点にあるが、それではこのような「抑制」的な状況をつくりだす要因は何であったのかについて考察をすすめる必要がある。以下、本研究ではこの事象を「抑制された近代化」と表記する。社会事業形成を促す条件は非植民地と植民地とは異なり、非植民地の社会事業の場合は、当該社会の福祉文化的基盤、住民の福祉ニーズの動向、社会事業の国際動向、そして実施主体となる民間の経済力および国や各地方自治体の財政力、そしてこれらの条件に規定される社会事業政策を主要な要素として形成されるが、植民地社会事業形成では、これらの要素に加えて「宗主国」としての植民地の戦略的位置と「宗主国」の社会事業政策・社会事業動向の二つの要因が加わることが特徴的であろう。

植民地社会事業形成の方向性がいかなる要素との関連で定まってくるのかという問題を整理したのが図序-2である。植民地社会事業形成が一つの日本帝国内にあつて地域ごとに異なってくるのは、この図に示したような植民地支配に特徴的な多様なファクターの作用を受けることにあると考えられる。

- ① 植民地の戦略的位置および「宗主国」日本の統治方針
- ② 日本の社会事業政策および社会事業動向
- ③ 植民地の福祉文化的基盤 (伝統的相互扶助・官民救済事業など)

と)

- ④ 植民地住民の福祉ニーズの動向 (人口・都市化・階層分化・家族の変化など)
- ⑤ 官民社会事業実施主体の財政力、経済力
- ⑥ 社会事業政策の国際動向

これらの諸要素には一方的に植民地社会事業政策に作用する①②と、政策との間で相互に影響しあいながら変化する③④⑤⑥のような要素がある。植民地社会事業はこれら諸々の要素と植民地社会事業政策の総和として形成され、その特質もまた各要素間のダイナミズムおよびこれらに規定される植民地社会事業政策の動向によつて形成されると考えることができる。台湾と朝鮮における植民地社会事業の形成過程とその到達点である「抑制された近代化」の解明はこれらの諸要素の検討をつうじて確認されることになると考えている⁽¹⁾。

ことに本研究では、植民地社会事業の「近代化」をとりあげることから、これに拮抗する対抗軸として「福祉文化的基盤」に着目していく。ここでいう「福祉文化」とは、生きることの質的向上や生活の安定をめざす精神や生活形成の様式のことをいい、そこには物心両面の成果である衣食住、技術、学問、芸術、道徳、宗教、政治などを含めている。さらに「福祉文化的基盤」とは「福祉文化」を支える社会的基盤をいい、「生存のための共同性」を核とした地域社会の社会的共同性や伝統的な救済事業等の活動をここではさしている。

図序-2に示したように、この研究では植民地社会事業の形成全体を展望しつつ、植民地社会事業政策に焦点をあてるという方法をとることとなる。

はじめに本研究で使用する「植民地社会事業」という用語について次のように規定しておこう。占領地、植民地における社会事業は「宗主国」による政治的かつ文化的な支配と抑圧の状況下におかれることで、植民地化以前、以後の被植民地社会の社会事業とも、支配する「宗主国」の社会事業とも異なる、相対的に自律的な特質と展開を示すという仮定にもとづき、この時期の社会事業に「植民地社会事業」という用語を使用する。植民地支配期の社会事業の展開をそ

の前後の時代から区別し相対化することによって、植民地社会事業期が各国、地域の社会福祉史の展開のなかでどのような位置と意味をもつにいたるかは、今後の歴史的評価のなかで定まってくる問題であると考えているからである。「植民地社会事業」には、占領地、植民地における社会事業の理念、政策、制度、システム、事業活動そして援助技術などの社会事業事象全体を含んでいるが、本研究では主に社会事業事象のなかから政策、制度およびシステムを考察の対象としていくこととする。

なお本研究で使用する国および地域の呼称は、植民地時代の呼称に従い、現在の台湾は台湾、韓国および北朝鮮はあわせて朝鮮、日本は日本と表記し、植民地を含めた当時の日本全体を表記する際には「帝国日本」という呼称を用いることとする。

第二節 先行研究と本研究の位置

植民地社会事業史研究の理論、視点は第二次世界大戦を境にして大きく変化することから、ここでは先行研究の動向を戦前と戦後にわけて概観し、そのうえで本研究の位置について検討しておこう。

(1) 第二次世界大戦前、植民地統治下の社会事業史研究

第二次世界大戦終結までの植民地体制下の時期にも台湾や朝鮮の社会事業史をまとめる試みは行われてきた。台湾については杵淵義房『台湾社会事業史』（一九四〇年）、井出季和太『台湾治績志』（一九三七年）中の社会事業の記述、朝鮮については朝鮮総督府編『朝鮮総督府二十五年史』および『朝鮮総督府三十年史』中の社会事業関連の記述、朝鮮総督府の機関誌『朝鮮』に李覚鍾「朝鮮に於ける救済制度の沿革」（一九二二年）、『朝鮮社会事業』に竹内清一「朝鮮社会事業年史」（一九三三―一九三四年）、俞萬兼「朝鮮の社会事業」（一九三三―一九三四年）、朝鮮総督府学務局社会課『朝鮮の社会事業』（付録として年表付き一九三六年）などが発表されている。しかし、植民地体制下での歴史研究はその

時代的制約から植民地体制を相対化して社会事業との関連を論ずることは当然のことながら難しく、植民地体制を「特殊事情」と認識して区別、差別したり、日本占領以前の社会事業事象の整理や皇室の恩賜政策を称揚する内容が多くみられる。

たとえば、すでにあげた戦前期の植民地社会事業史研究のなかの代表的な優れた大著『台湾社会事業史』は現時点では二つの意義を有していると考えている。その一つは日本占領以前の台湾社会事業史を理解するうえで多くの文献を渉猟した豊富な内容を含んでいること、もう一つが日本占領以後の記述については統計や総督の発言内容の記録、各種事業の沿革などの記述が中心ではあるものの、恩賜政策の宣揚にはじまる淵源が叙述されていることから、こうした叙述表現そのものが植民地体制下での社会事業史研究言説としての特徴を示していることの二つである。それゆえ、杵淵の叙述をそのまま対象化し、同時代史的コンテキストのなかで解釈する必要があると考えている。なお杵淵の叙述は二二五〇頁におよぶが、そのうち日本占領後の部分は全体のおよそ一五%ほどで、叙述の主力は日本占領以前の台湾社会事業史に注がれている²⁾。

以上の動向から戦前期の社会事業史研究は、本研究にとって社会事業事象を把握するための先行研究として、また何ゆえそのような結論となったのかを検討する資料的対象としての両方の意義をもっていると考えている。

(2) 第二次世界大戦後の植民地社会事業史研究の動向

第二次世界大戦の終結後、植民地社会事業史の研究は長く空白の時期が続いた。戦後の日本において植民地社会事業史研究が本格的に着手されたのは在日外国人の研究者による一九八〇年代以降のことである。一九九〇年代に入り研究書や論文が発表され、資料集が編纂されるようになり、最近一〇年間ほどの研究蓄積にはそれまでの空白期に比較すると急速な進展がみられる。今日、日本における植民地社会事業史研究は第二の段階に入っていると考えられる。

第一の段階は一九六〇年代から一九八〇年代にかけての研究動向の流れをふまえた植民地社会事業史研究で、植民地支配の帝国主義的特徴を明らかにすることに力点がおかれた。そこでは支配と被支配の政治的メカニズムや構造的な差

別性、人権侵害の状況およびこれに対抗する抗日民族運動の検証がなされ、植民地社会事業は植民地支配のムチに対するアスとしての統治手段、あるいは支配の正当化や補強をはかるものであるとの性格解明に焦点があてられた。そして植民地統治という一定の限界のもとでの社会事業の成立が検証されてきた。この段階の研究に属するものに植英弘著『近代朝鮮社会事業史研究——京城における方面委員制度の歴史的展開』（一九八四年）、次いで尹殿郁著『植民地朝鮮における社会事業政策』（一九九六年）、沈潔著『満州国社会事業史』（一九九六年）があげられる。一方、日本の研究者による植民地社会事業史研究も一九九〇年代に入つて発表されるようになる。遠藤興一は一九九二年から一九九七年にかけて台湾、朝鮮、満州、樺太の植民地社会事業史を各国、地域別に一〇編にのぼる『研究ノート』⁽³⁾にまとめた。

第二段階は、戦後五〇年を迎えた一九九〇年代半ばから現在までで、旧植民地地域や日本において帝国日本による植民地支配は「旧植民地」と「日本」に何をもたらしたのか、植民地支配下では何が変わりまた変わらなかつたのかを冷静にふりかえる視点が出てきた。こうした問題関心への移行とともに、日本では旧植民地全体を視野にいた研究が新たな切り口でこの問題に取り組むようになった。その一つは植民地経験とは「宗主国」、旧植民地双方にとって異文化接触であり、そこで何が起きたかの解明に焦点がそそがれる。この流れに植民地社会事業史領域で最初に発言したのが永岡正己である。永岡は第一段階の研究や問題関心の重要性をふまえながら、植民地社会事業史研究のなかに「民族差別と多文化社会」そして「多文化社会と異文化間交流への展望」の課題があることに言及している⁽⁴⁾。もう一つの課題は植民地支配の大義が旧植民地の「文明化」「近代化」にあつたことから、果たしてこの大義がどこまで現実的、具体的であつたのかを検証する研究が開始されはじめたことである。植民地社会事業史研究領域においてはこうした問題意識からの「近代化」をめぐる研究はまだ開始されていない。

以上の植民地社会事業史研究の動向をふまえ、本研究では「近代化」のベクトルと被植民地の「福祉文化的基盤」という二つの軸の緊張関係の交点に植民地社会事業が形成されることに注目する。「近代化」という絶え間ない力と一定の方向性に、被植民地の福祉文化の力が拮抗する。そして支配する「宗主国」もまた「近代化」のベクトルのなかにあつて、従来の福祉文化を援用し、あるいは切りすて、改編を試みる葛藤と創造の過程にあることはいうまでもない。本

研究では「近代化」を主軸に「福祉文化的基盤」を伏線として二つのロジックのなかでの植民地社会事業政策の展開とその具体相について考察する。

第三節 研究方法

(1) 研究の目的と歴史研究の視点

はじめに、本研究で何ゆえ「近代化」指標を台湾、朝鮮および日本の社会事業形成の分析概念として採用するかについて考えておきたい。

その理由は、この植民地社会事業史研究を行う筆者の研究目的と関わっている。すなわち一九九七年以降の中国都市における新社会保障・社会福祉システムの成立によつて、北東アジア諸国・地域は社会保障・社会福祉システムの確立期にはいつたと考えられる⁽⁵⁾。システム確立までには各国・地域ごとに時間差があり、また現時点におけるシステムの成熟度にも差異があるものの、北東アジア全体の福祉水準の向上は比較研究を可能にし、各国地域が共同して福祉課題や問題解決に取り組む共通基盤がつけられつつあることを意味している。それゆえ北東アジアの国々・地域が共有する社会福祉の課題を明らかにし、問題解決に協力しうる学問的基盤を用意することが今日求められており、北東アジアにおける近代社会福祉史の研究は、こうした基盤研究の一つとなるものである。

今日、中国、台湾、韓国、日本など北東アジア地域の社会福祉システムの骨格、考え方、機能などはそのモデルを西欧においたものであることが明らかであり、たとえば社会保険、公的扶助、社会福祉サービスなどの大きな枠組みや援助方法はいずれも、ドイツ、イギリス、北欧諸国、アメリカなどにおいて開発されたものが、近代から現代にかけて北東アジアへと導入されたものである。北東アジア地域には、前近代に中国をモデルとした中華文化圏独自の伝統的救済事業や慈善事業が発達した長い歴史があり、これは北東アジアモデルともよべるシステムであつて、北東アジア地域の福祉文化的基盤を形成する基本枠組みとなつた。しかしながら近代以降、国民国家形成の内側で成立した近代社会事業

は、それぞれの地域の伝統的救済事業や慈善事業の影響を受けつつも、その基本枠組みは西欧システムをモデルとしたものにほかならなかった。したがって、現代社会福祉システムに連なる近代社会事業形成の分析には、西欧システムモデルを「近代化」の指標として積極的に採用する歴史的経緯および現代的要請があるということが出来る。

このような研究目的と関連して本研究の歴史認識について述べておきたい。歴史認識には大きくわけて二つの視点があると考えられよう。第一の視点は現代的要請からの歴史認識であり、これは現代の諸事象を理解し、将来を予見すべく現代から歴史を解釈し過去を照射する視点であり、第二の視点は過去の歴史的事象が、その同時代的コンテクストのなかで何ゆえそうであったのかを解明する同時代史的視点である。植民地社会事業史に限らず、筆者の社会福祉史研究のスタンスは現代的要請からの取り組みを重視する第一の視点におきながらも、第二の視点をも考慮することが重要であると考えている。同時代史的な視点は被植民地、占領地の福祉文化的基盤、すなわち伝統的救済事業や社会的共同性が社会事業の「近代化」政策によつてどのような葛藤を人々の間に生ぜしめ、またいかなる作用を受けることになったのか、あるいは国際的な社会福祉の相互交流のなかで北東アジアの地域がいかなる特質を示していたのかという課題を解明するおりに大切な視点となってくる。

また本研究での分析指標とした「近代化」指標の時間的スパンはどの範囲で有効であるのかということもあらかじめ考えておく必要がある。本研究では「近代化」指標が近代から現代までを貫き、社会事業から社会福祉への変容過程を大きく把握しうるかなり長期の時間的スパンの分析概念として有効であるとしてとらえている。北東アジアにとって「近代化」とは単純な「よきもの」や「西欧的定型化」ではなく、西欧モデルが内包する理念、合理性、効率性、組織化、計画化などの諸要素が絶え間なく作用する運動であり、必然的にさまざまな課題や問題をともないつつ社会事業を一定の方向に導くいわば「ベクトル」である。この力と方向性をもつたベクトルが社会事業政策となつて植民地支配と重なる時、どのような特質と作用を被植民地の住民にもたらすのかを見定めることが、北東アジアの社会福祉史研究にとっての共通の課題であるとの認識に筆者は立っている。

さらに植民地歴史研究の課題として、はすすことのできない研究者のスタンスの問題がある。植民地の歴史研究には

二つの立脚点があり、一つは被植民地であつた台湾や朝鮮の立場からのアプローチであり、もう一つは植民地支配を行つた「日本」側からのアプローチである。歴史研究が植民地住民の視点に立つものでなければ、再び研究レベルでの植民地的収奪が起きてしまうという指摘は本質的問題提起であると筆者は理解しているが、「日本人」という枠のなかにあり、「日本時代」の植民地統治者側が作成した史料を主に使ながらの筆者の研究の立場と方法は、植民地住民とまったく同じ視点に立つことの困難を有することを認めざるをえない。植民地研究は研究者の研究のスタンスを問うた問題を基底に抱えこんでおり、植民地研究は真摯にこの問いかけと対話しつつ行われる必要があると考えている。台湾、朝鮮の植民地時期の社会事業史は各地域の近代社会福祉史の一時期を構成するものであるが、同時に日本の近代社会福祉史の一部を構成している。筆者の問題意識や研究方法が日本の近代社会福祉史研究の立場からの植民地社会事業史へのアプローチという性格に傾斜していることを自覚的にとらえ、この研究の性格が被植民地側からの研究に対応する「日本」側からの相対的な研究であるという限界性を確認しておかなければならないと考えている。

(2) 「近代化」指標をめぐる諸検討

さて次に植民地社会事業政策を論じるうえで、「近代化」指標を分析概念として用いることの有効性と限界性について考察しておこう。

日本における社会福祉の歴史研究はこれまでいくつかの歴史観を枠組みとして行われてきたが、その主流となつてきたのはマルクス経済学史観である。資本主義経済の発展にともなう労働者階級の創出と社会構造の変容が社会事業成立の契機となつたことから、社会事業の成立と展開を解明するうえで、マルクス経済学史観は大きな成果をあげてきた。本研究はこうした研究成果に依拠しつつも、社会事業形成過程を経済のメカニズムによつて分析、解釈するのではなく、社会事業の形成や展開そのものが示す諸事象を「近代化」の指標によつて整理する方法を採用している。このような「近代化」指標を本研究の分析概念とした理由は、次の二点にある。

一つめは、植民地社会事業政策の特質を台湾、朝鮮の二つの地域の比較から明らかにするためには、社会事業そのも

のが示す展開の諸事象を一定の指標によって整理分析することが、比較研究法との関連で有効であると考えられるからである。植民地社会事業政策の研究ではその一定の指標として「近代化」指標を用いて整理分析することが可能である。

一つめは、「近代化」指標はこれまでにさまざまな領域で歴史分析の枠組みの一つとして用いられてきた実績があり、「近代化」指標による整理分析は社会事業の関連領域である労働、衛生、医療、教育などの領域とのリンクや比較を可能とし、また他国、他地域の社会事業形成との比較を可能とする汎用性の高い指標であり分析概念であると考えられる。以上の理由から、本研究は「近代化」指標が植民地社会事業形成の特質を把握するうえで有効性の高い分析概念であると考えている。

しかしながら「近代化」を歴史認識の指標とする方法についてはこれまで多くの論争がなされ、また「近代化」が現代社会にもたらした課題や限界性についてもさまざまに論じられてきた。それゆえ植民地社会事業形成分析に「近代化」指標を用いるうえであらかじめ検討しなければならない問題がいくつかあり、次にこうした点について検討を加えておこう。

問題の第一は、植民地体制下の社会事業事象はその欺瞞性や粉飾性からすでに「近代化」の検討対象とはならないという主張、また朝鮮の場合のように一貫して低水準に終始した社会事業の動向に政策的発展の指標をみることはできないという見解も成立するが、筆者は植民地体制という強い政治的文化的抑圧下ではあるものの、一定の限界のもとでのシステム化、組織化が行われたことから、これらの動向がいかなる意味と役割を有していたのかを「近代化」の指標にそつて検討の対象とすることが可能であるとの立場に立っている。植民地社会事業が「近代化」の外皮をまといつつ、抑制的であるとはどのような事態なのかを問うことがこの研究の中心となるテーマである。

問題の第二は、社会事業の「近代化」とは社会事業の理念、政策・制度・システム、事業活動そして援助技術を含む事象全体の変容過程であることとらえることができるが、植民地社会事業の「近代化」過程は植民地住民の了解を得ることのない一方的な「近代化」ではなかったかという点である。社会事業の「近代化」を実体のあるものにするためには外部からの指導や誘導だけでは不十分であつて、当該社会住民の主体性や当事者性が不可欠だからである。植民地社会

事業の「近代化」過程において民意がどれほど反映されたものであつたのかという点に留意することが本研究をすすめるうえでの一つのポイントである。

問題の第三は、台湾、朝鮮はもとより日本など北東アジアの社会事業の「近代化」を西欧と共通する「近代化」指標によって分析することの是非である。この問題は西欧とは異なる歴史文化を有するアジア地域の社会事業事象を西欧モデルの「近代化」指標によって整理分析することの妥当性についての問題である。この問題について本研究では次のように考えている。一九二〇年代から三〇年代は資本主義先進諸国においては社会事業政策や社会事業システム整備が国際的標準になつていた時期であり、日本が資本主義先進諸国と肩を並べるためには、内政政策における西欧標準の社会システム形成を必要としていた。社会事業は他の教育、衛生、医療などと並んで近代国家としての整備が必要な内政政策と考えられていたからである。それゆえ本研究において用いる社会事業「近代化」指標を西欧と共通の指標に求めることは不合理ではなく、すでに述べたところの同時代的な歴史研究の方法論からも妥当性が高いと考えている。しかし植民地社会事業の「近代化」はもとより日本と同一条件のもとにはなく、植民地社会事業には二重のフィルターがかけられていたことに留意する必要があるだろう。一つめのフィルターは、西欧標準の社会事業が日本においていつたん取捨選択的に導入され、その後台湾、朝鮮に移入されたこと、もう一つのフィルターは、日本で取捨選択的に導入された西欧標準の社会事業がさらに植民地支配というフィルターにかけられて、台湾、朝鮮のそれぞれ異なる統治政策のもとに取捨選択的に移入、具体化されたことである。本研究では同じ植民地の立場にあつた台湾と朝鮮の間の社会事業形成の比較を行うが、この二重のフィルターのもとでの「近代化」であつたことに留意していく。

問題の第四は、社会事業の「近代化」そのものが内包している課題で、たとえば日本と同じく台湾、朝鮮においても展開された方面委員制度のように、社会事業の拡大とシステム化そのものが福祉の確保を目的とした合理的な住民管理の体制を創り出す側面をもっており、植民地統治下にあつてはこの側面が植民地住民に対する管理体制として機能したのではないかという問題である。社会事業の「近代化」とは救貧を脱皮して救貧と防貧の体系的な社会的ネットを整備していくプロセスであり、このことが植民地支配体制のもとでは政治的性格を帯びる傾向があり、こうした点への着目

表序-1 日本・朝鮮・台湾人口センサスによる人口
(単位：人)

	構成員	1920年	1930年	1940年
日本	日本人	55,884,992	67,972,025	71,810,022
	朝鮮人	40,764	419,009	1,265,049
	台湾人	1,703	4,611	22,499
	韓太人・南洋人	34	40	1,235
	計	55,927,493	68,395,685	73,098,805
朝鮮	日本人	346,496	527,016	707,748
	朝鮮人	16,891,289	20,438,108	23,547,465
	台湾人	0	19	226
	韓太人・南洋人	0	15	2
	計	17,237,785	20,965,158	24,255,441
台湾	日本人	164,266	228,281	312,386
	朝鮮人	69	898	2,376
	台湾人	3,470,507	4,313,681	5,510,259
	韓太人・南洋人	0	0	1
	計	3,634,842	4,542,860	5,825,021

出所：梅村又次・溝口敏行編『旧日本植民地経済統計』東洋経済新報社、1988年、204～205頁より作成。1920年の日本内地人口には「ア
イヌ人」15,575人が別計されている。

表序-2 旧日本帝国の面積・人口構成比

	日本本土	台湾	南薩太	関東州	滿鉄付属地	朝鮮	南洋群島
面積	1890	100.0	-	-	-	-	-
	1900	91.4	8.6	-	-	-	-
	1910	83.5	7.8	0.8	0.1	-	-
	1920	56.3	5.3	0.5	0.0	32.6	-
	1930	56.2	5.3	0.5	0.0	32.4	0.3
	1938	56.2	5.3	0.5	-	32.4	0.3
人口	1890	100.0	-	-	-	-	-
	1900	93.9	6.1	-	-	-	-
	1910	92.7	6.2	0.1	0.9	0.1	-
	1920	71.6	4.8	0.1	0.9	0.2	22.4
	1930	70.8	5.1	0.3	1.0	0.4	22.3
	1938	70.5	5.6	0.3	1.2	-	22.3

出所：梅村又次・溝口敏行編『旧日本植民地経済統計』東洋経済新報社、1988年、5頁より引用。

もまたこの研究の課題の一つである。

以上、「近代化」指標を枠組みとする分析にはいくつかの課題があることを検討してきたが、こうした限界を認識しつつ、本研究では植民地社会事業の「近代化」指標による検討をすすめる。このことは前述したように植民地社会事業形成の歴史的経緯と研究の現代的要請にもとづくものである。

(3) 歴史研究の手続きとしての比較法

次に研究方法である植民地社会事業形成をめぐる「近代化」過程の比較研究法について検討しておこう。

この研究は日本の社会事業動向を補助的な比較要素とし、二つの地域、すなわち日本統治下の台湾と朝鮮の社会事業事象を比較分析することを試みる。比較研究の手続きの一つは社会事業事象の計量的比較であり、二つめは社会事業事象の質的比較である。比較には社会事業政策、また社会事業政策に直接、間接に影響を与える各社会の人口、経済、都市化などの規定的要因や福祉ニーズの動向および福祉文化的基盤のもつ作用などが含まれる。ここでいう「福祉文化的基盤」とは当該社会のもつ社会的共同性の特質や伝統的救済事業のあり方をさしている。本研究では、前者の計量的分析と後者の質的分析とを組み合わせる。比較法の有効性は比較する対象の共通性と差異性を明らかにしていくことが可能な点にあり、帝国日本内の二つの地域の植民地社会事業形成の特質を具体的に解明する方法としてこの比較研究法が有効であると考えている。

本研究でとりあげる台湾と朝鮮は日本による占領地、植民地のなかで人口、面積ともに大きな割合を占め(表序-1)(表序-2)、また台湾、朝鮮、日本はともに中華文化圏のなかにあつて歴史的文化的な共通性が高い。また台湾、朝鮮は日本統治下にあつたことから、政治的、社会的諸要素に共通性がある。また、日本による占領時期が台湾は一八九五年～一九四五年、朝鮮は一九一〇年～一九四五年と、ほぼ重なり合うことも、台湾と朝鮮の比較研究が可能な条件である。

比較の柱は、社会事業システム成立の指標を日本と共通のものとするために、「近代化」の指標である①救貧から防

貧への転換、②専門行政機関の設置と財政の確立、③社会事業の組織化、④社会事業教育の開始の四点とし、台湾、朝鮮の実態を各指標にそつて明らかにするとともに比較研究を行う。

第四節 時期区分

日本統治下植民地社会事業の五一年間を「近代化」という一つのベクトルにそつて整理分析すると、社会事業事象の変容過程にもとづく時期区分とその特質をみいだすことができる。表序-3は縦軸に時期区分を、横軸に「近代化」指標を置いて、主要な社会事業事象を示した植民地社会事業形成の全体像ともいべき仮説的枠組みである。時期区分は第2期の「植民地社会事業の拡大期」を中心に、その前の第1期を「植民地社会事業の創設期」、その後を第3期「植民地社会事業の終焉期」とし、四つの「近代化」指標にそつて台湾と朝鮮における社会事業事象を表にしたものである。各時期区分の特質をまとめると次のようである。

- 第1期「近代化」の開始——植民地社会事業の創設期
- 第2期「近代化」の進展——植民地社会事業の拡大期
- 第3期「近代化」の中断——植民地社会事業の終焉期

(1) 「近代化」の開始と福祉文化的基盤

第1期は植民地社会事業「近代化」開始の時期であり、台湾、朝鮮ともに日本による占領支配が開始された時点から、台湾は一九二二年の「社会事業振興に関する依命通達」が出される前までの期間、朝鮮は総督府内務局に社会課が設置される一九一八年までの期間である。第1期は植民地社会事業「近代化」の開始にあたる時期であるとともに、台湾はその後の五一年間の、朝鮮は三六年間の植民地社会事業形成の基礎が築かれた時期である。この創設期での検討課題は二点あり、第一点は日本占領初期の台湾、朝鮮各地域の前政府時代に形成された福祉文化の特質と実情を把握すること

表序-3 台湾・朝鮮における植民地社会事業形成の時期区分と「近代化」指標による全体枠組み

時期区分	特質	地域	年	社会事業システム「近代化」の指標			台湾・朝鮮に影響を与えた日本社会事業の動向
				①救貧から坊貧への転換	②専門行政機関、財政の確立	③社会事業の組織化 ④社会事業教育の開始	
第1期「近代化」の開始	植民地社会事業の創設期	台湾	1895 ∩ 1920	清朝時代末の救済事業 台湾窮民救済規則の制定(1899) 先駆的台湾慈善院制度の創設(1904)	総督府民政内務部庶務課で「義倉及賑恤救済」を取り扱う(1896)	旧慣調査 恩賜財団明治救済会(1912) 恩賜財団大正救済会(1915) 社会事業助成団体の普及	植裁規制改正運動。3回にわたる改正救済法の未成立(1890)(1897)
		朝鮮	1910 ∩ 1918	李氏朝鮮時代末、統監政治期の救済事業 朝鮮総督府済生院の設置(1912) 恩賜賑恤資金窮民救済規定の制定(1916)	総督府内務部地方課で「救恤及び慈善事業」を取り扱う(占領初期) 内務部地方局第二課で「社会事業に関する事務」取扱(1912)		内務省地方局長「国費救助ノ灌漑矯正方ノ件通知(1908) 第1回感化救済事業講習会開催(1908)
第2期「近代化」の進展	植民地社会事業の拡大期	台湾	1921 ∩ 1933	社会事業振興に関する依命通達(1921) 地方行政の窮民救済事業の拡大 経済保護事業の設置 方面委員制度の開始(1923)	社会事業費国庫予算計上(1922) 総督府内務局市街庄課に社会事業係設置(1922) 総督府文教局社会課の設置(1926)	台湾社会事業協会の設立(1928) 『社会事業の友』発刊(1928) 方面委員後援の普及 社会事業調査の実施 社会事業大会開催(1928) ④社会事業講習会開催	中央慈善協会結成、『慈善』の発刊(1908)。のちに中央社会事業協会に改組(1924) 岡山県救世顧問制度設置(1917) 救済事業調査会設置公布(1918) 内務省地方局救済課を社会課と改称(1919)
		朝鮮	1919 ∩ 1932	小農保護事業の設置 経済保護事業の設置 失業対策への傾斜 方面委員制度の開始(1927)	総督府内務局社会課設置、社会事業の専門管轄(1919)	朝鮮社会事業研究会の設立(1921)のちに朝鮮社会事業協会となる。 ④社会事業講習会開催(1922) 『朝鮮社会事業』の発刊(1923) 社会事業調査の実施	内務省に社会局設置(1920)
第3期「近代化」の中断と浸透	植民地社会事業の終焉期	台湾	1934 ∩ 1945	軍事救済事業の拡大		台湾社会教化要綱決定、台湾教化団体連合会設立、社会事業協会も傘下に編入(1934)	『国民精神作興詔書』の頒布(1923) 中央教化団体連合会設立(1928) 救済法の制定(1929)施行(1932)
		朝鮮	1933 ∩ 1945	軍事救済事業の拡大 失業対策、労働力の確保と移送 朝鮮救済令(1944)	労働課を社会課から分離独立(1940) 社会課をあらため厚生局を設置(1941)	教化指導綱領の制定、朝鮮教化団体連合会設立、社会事業協会も傘下に編入(1933)	国民精神文化研究所設置(1932) 厚生省の設置(1938)

注：筆者作成。

であり、第二点は台湾と朝鮮の占領時期の時間差と日本および総督府社会事業政策の相違である。台湾では一八九五年前後の日本の社会事業状況が、朝鮮では一九一〇年前後の日本の社会事業状況がそれぞれの地域に影響を与えた。台湾占領開始の一八九五年と朝鮮占領開始の一九一〇年では日本の社会事業動向が日露戦争をはさんで大きく変化しており、日本の社会事業政策との関連を問うことにより、植民地社会事業政策が台湾に高く朝鮮に低い傾向をその後の植民地全期間にわたってもたらすこととなったその基点として、第1期の考察を行う。たとえば、台湾占領の一八九五年前後、日本では救貧法である恤救規則の改正運動があり、帝国議会への改正提案が三度にわたって未成立に終わった経緯はこれまでにも明らかにされてきたが、日本では実現できなかった新たな救貧法が形を変えて台湾で実現したことはこれまで言及されてこなかった。その背後には日本の救貧法改正をめぐる政治家と官僚の存在が浮かびあがってくる。恤救規則の改正運動に深く関わった改革派の一人が後藤新平であり、改正を阻止する側の保守派の代表が内務官僚の井上友一である。日本で成功しなかった恤救規則改正の構想を後藤は民政長官となった台湾で慈恵院制度に具体化したことが一九〇四年の台湾慈恵院規則の成立経緯にうかがうことができる。一方、日露戦争で疲弊した財政引き締め策のなかで濫救を警戒する井上友一らの方針と、強まる家族国家観のイデオロギ―政策のもとでの感化救済事業や地方改良運動の動向が、朝鮮の占領初期の「恩賜」を強調する授産政策と一九一六年の「恩賜賑恤資金窮民救助規定」につながっていった一つの流れである。

こうした日本の動向と台湾、朝鮮の植民地社会事業との間には強い関連がみいだされることが第1期で明らかとなり、この傾向は第2期以降においてもみいだすことができる。従来の研究では朝鮮、台湾それぞれに日本と別々の枠組みのなかで社会事業の展開が検討されてきたが、両地域の比較分析と日本との関連性を問うことにより、植民地からみた日本の社会事業政策動向という視点を析出しうると考えている。また救済事業や慈善事業は独立した事業ではなく当該地域の信仰、倫理、慣習、イデオロギ―、階層性、共同性、住民自治と名望家の存在などの社会的、文化的基盤と密接に結びついているところから、日本の占領以前の福祉文化的基盤の水準や性格が台湾と朝鮮の社会事業形成に差異をもたらした重要な要素だという点を明らかにすることも第1期の課題である。

(2) 防貧策の成立と「抑制された近代化」

第2期は植民地社会事業の拡大期であり、本研究の主題である植民地社会事業と「抑制された近代化」について考察する期間である。この拡大期は台湾、朝鮮ともに社会事業振興策が行われた時期であり、救貧より防貧に政策の重点が移行するとともに社会事業の専門行政機関が設置され、社会事業財政が中央、地方において確立し、社会事業協会が設立されて社会事業の組織化がすすみ、また社会事業講習会が行われて社会事業教育が開始され、社会事業システム「近代化」の四指標が整備される。ところで社会事業の「近代化」とは救貧タイプの社会事業と防貧タイプの社会事業が車の両輪のように並立して相互に補完的なシステムを形成し、貧困層および低所得層の救済と転落防止をはかるところにある。しかしながら台湾、朝鮮においては、この拡大期に制度化されることが緊要であった日本の「救護法」に相当する救貧タイプの体系的救貧システムが欠落していた。したがって、台湾、朝鮮の社会事業「近代化」では経済保護事業など新しい防貧タイプの社会事業サービスのみが実施に移されるといった事態となった。ここに、植民地社会事業が「抑制された近代化」となる最大の要因があつたといえる。この結果、台湾と朝鮮はともに日本と比較すると社会事業の到達点は低い水準に据え置かれ、また台湾と朝鮮でもその到達点に大きな較差が生じた。

第2期では台湾と朝鮮の「抑制された近代化」の具体相について考察する。第1期と同じく救貧政策および防貧策としての経済保護事業をとりあげて比較分析を行う。体系的救済システムの欠落は帝国日本の統治下社会事業政策における最大の差別の構造化であつた。その結果、台湾においては台湾慈恵院制度のほかに、公私の窮民救助事業の拡大があり、社会事業助成団体の数多い成立などがあつた。他方朝鮮においては深刻な窮乏化を背景に、貧困対策として小農保護事業や労働政策にその重点が移行した。第2期は積極的な社会事業振興策の開始から戦時体制に社会事業が組み込まれ、「近代化」過程が中断する時期までの期間を対象とする。この期間には植民地社会事業の拡大期という性格づけを行い、台湾、朝鮮の社会事業「近代化」政策の具体的な比較とこれに拮抗する両地域の「福祉文化的基盤」を伏線においた考察を行う。

(3) 植民地戦時体制と「近代化」の中断

第3期は植民地社会事業「近代化」の終焉期であり、これまでの創設期、拡大期と連続的にとらえてきた植民地社会事業政策の検討に区切りをつけ、植民地体制下の戦争と社会事業という異なる理論的枠組みによる考察を必要とする。すなわち、本研究の特質は社会事業政策を「近代化」指標によって分析検討を加えるところにあるが、この第3期は一定水準に発展した植民地社会事業の「近代化」過程が戦争とその遂行体制によって中断されて以降の時期となる。

植民地社会事業「近代化」の中断期である戦時体制と社会事業の関係の具体相のなかで最も顕著な動向は二つある。その一つは方面委員制度の拡大であり、もう一つは社会事業協会を中心とした戦争遂行体制への再編化の動きである。戦時体制というのは目的合理的に人々を統制し、組織する大きな力であり、それは防貧、救貧の社会的ネットをはりめぐらすという社会事業政策の目的合理性や社会事業の組織化と相似た特徴である。社会事業「近代化」のベクトルが戦時体制の確立と重なり合ってしまった限界が、この第3期において発現したとみることができよう。

本研究では第1期、第2期との関連性を問う意味で、第3期を植民地社会事業「近代化」の結末を検証する時期として位置づけ、「近代化」政策によってシステム化され、組織化された社会事業が国家優先主義と直結し、再編されて戦時体制の一部分を担うこと、そして戦時体制下の強い統制力によって目的合理的な社会事業の組織化が行われるパラドキシカルな状況について考察を行う。社会事業の「近代化」による防貧ネットの整備や人々に認知され組織化されてきた社会事業が皮肉にもその組織力によって後方戦力充実のための装置となつていき、軍事援護や戦時労働力の確保に活用され、さらには方面委員自体が戦時体制下の「文化工作」要員となつていくのである。植民地体制下にあることと、さらに加えて戦時体制下に組み込まれていくなかで、台湾、朝鮮の植民地社会事業はさらに政治的意味合いを強めていくのがこの第3期である。第3期は戦時体制強化のための国民精神統合をはかる日本の中央教化団体連合会の設立に連なる台湾、朝鮮両地域の教化団体の設立時をそのはじまりと位置づける。台湾には一九三四年に台湾教化団体連合会が、朝鮮には一九三三年に朝鮮教化団体連合会が設立されて、台湾、朝鮮ともに社会事業協会がこの連合体に吸収され急速な戦争遂行のプロパガンダの役割を果たすようになっていき、一般住民の防貧や社会事業の啓蒙的教化から国家主義精

神の社会教化や軍事救護へと活動の重点が移されていく時期である。台湾、朝鮮において軍事救護が本格的となるのは一九二七年七月の日中戦争開始以後であつて、日本との間に時間差が見いだされるものの、社会事業界の大勢は日本と軌を一にするものであつた。

さらに植民地支配期の全期間をつうじて、台湾と朝鮮の戦略的要地としての位置づけが社会事業政策に影響をおよぼす要因の一つであつたことを解明する必要がある。日本をとりまく国際関係のなかで、台湾と朝鮮は覇権主義的拡大方針をとる「帝国日本」の戦略的要地としての位置づけが異なり、特に一九二七年の日中戦争の開始以後、台湾は南進政策、朝鮮は北進政策の拠点となり、台湾、朝鮮の各住民は食料生産兵站基地の担い手として、あるいは労働力資源の担い手として位置づけられた。台湾と朝鮮の戦略的要地としての位置づけの違いが社会事業政策にも反映したことは、特に朝鮮の労働力政策としての経済保護事業、労働政策などに顕著にみることができる。このことは一九三〇年代後半以降の戦時体制下でより明確になっていく。社会事業政策がこうした政治的文化的抑圧下の社会的安定や統合、また秩序の維持をはかる植民地統治装置のひとつとなつたことはいうまでもない。第3期はこうした視点からの検討を行う。

時期区分をこのような3期と比較的大きく区分したのは、本研究が台湾と朝鮮の両地域を視野に入れていることから、両地域に共通する時期区分を試みたこと、また社会事業現象を「近代化」指標によって分析する方法をとっている本研究では、局面の転換ことに細かく区分するのではなく、「近代化」という方向性と力をもったベクトルの指標を基準とした時期区分を行ったことによる。

もとより本研究は筆者の力量もあり、この仮説的枠組みの総体的かつ通史的研究を行おうとするものではなく、このような植民地社会事業形成の全体的枠組みを念頭におきながら、各期と「近代化」指標がクロスする範疇のなかからいくつかの下位仮説を設定して、それぞれの検証を行おうとするものである。

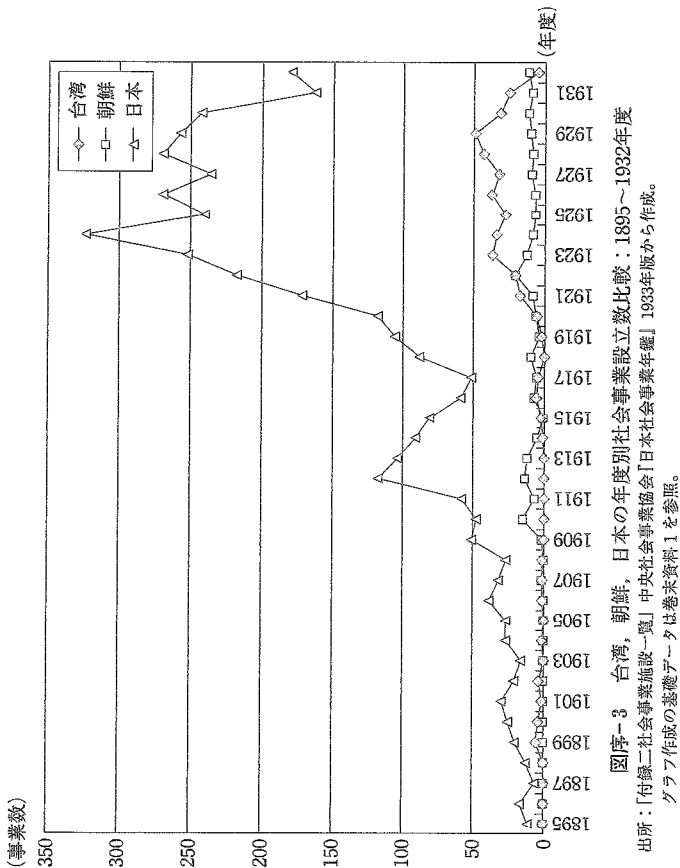
第五節 研究の課題

本研究は台湾、朝鮮両植民地の社会事業形成が「抑制された近代化」という特徴を示したのではないかと、この仮説のもとに行うことはすでに示した。ここでは、この仮説を導いた計量的分析について述べ、本研究の課題としてはじめに明確化しておく。

歴史的、社会的事象には計量的にその動向を把握しやすい事象と当該社会の基底にあつて変化しにくく、計量的には把握の難しい社会的事象があるといえよう。植民地社会事業政策という複雑で多くの諸要素を組み合わせて解明する必要がある社会事象の領域では計量的分析と質的分析とを組み合わせた手法が有効であると考えている。本研究では植民地社会事業政策の特質を台湾と朝鮮の比較のなかから把握しようとの方法論から、はじめに計量的に把握しえるデータの整理、分析を行い、そこから析出した傾向にもとづいて仮説を設定し、次にこの仮説を史資料等によつて質的に検証していくという研究手順をふもつてしている。本研究の仮説は以下に詳述するように、データの計量的分析から析出したものであつて、はば広く興行きの深い社会事業事象全体のなかからその一角を計量化して仮説の設定を行つたものすぎない。しかし、このわずかなデータが台湾と朝鮮の植民地社会事業政策の傾向を見事に示すものとなつたことは、歴史研究における計量的手法が有効に働いた例の一つといえるのではないだろうか。

以下ではこの研究の仮説を導き出したデータおよびその計量的分析過程について述べていく。

この研究の仮説を析出するために使用したデータは『日本社会事業年鑑 昭和八年版』の「付録二社会事業施設一覧」である。この社会事業施設一覧には施設・事業の名称、組織、設立年月日、所在地が記されている。これらのデータソースの信頼性については当時にさかのぼつて検証することが難しいことから、ここに記されたデータ内容に全面的に依拠することとなつた。『日本社会事業年鑑』を編集する中央社会事業協会はその事業の第一に「調査研究」をあげており、調査研究の第3項に「社会事業及社会事業施設の調査」があつて「社会事業の現状、動向並に個々の社会施設



に関する調査を行う」こととなつている。植民地の動向については台湾、朝鮮それぞれの社会事業協会からの報告にもとづくデータであつたことが推測され、ここで使用したデータは現時点で入手しえる信頼性の高いものであると考えている。またこのデータは一九三二年時点で存続している社会事業施設・機関であるから、一八九五年から一九三二年までの間に設立され、かつ廃止されたものについては、ここには含まれてこない。仮説を導き出したこのデータにはいくつかの限界があるものの、十分に分析対象として使用しうるデータであつて、このデータからおおよその傾向を把握することに大きな誤差はないと考えている。このデータにもとづいて作表したものが「台湾・朝鮮・日本の種類別社会事業設立数一覧：1895～1932」（巻末資料1）であり、縦軸に時間軸を、横軸に台湾、朝鮮および日本の地域ごとの社会事業種類の数値を示したものである。

次にこのデータにもとづいて日本統治下台湾、朝鮮の社会事業設立数の推移を日本のそれを比較補助基準として取り込みながら図表化することにより、台湾、朝鮮両地域の植民地社会事業形成の傾向性を

把握しうるグラフを作成した。それが図序3である。

次に図序3から読みとれる台湾、朝鮮、日本における社会事業設置動向の大きな傾向について検討してみよう。

グラフ全体をみると、社会事業の設置数はすべての期間をつうじて日本が台湾、朝鮮に比較して圧倒的に多いことが示されている。また台湾と朝鮮を比較すると台湾の方が朝鮮より全体として設置数が多いことがわかる。次に台湾、朝鮮それぞれの動向をみると、台湾の増加期は二回あって、第一増加期はグラフ上ではわずかなが、占領から四年を経過した一八九九年にあり、これは台湾慈恵院の成立によるものである。台湾の第二の増加期は一九二二年から一九三三年の間で、社会事業の振興策が行われ、日本と同様に社会事業の成立期にあたり、グラフの推移は台湾と日本がほぼ相似形を示している。朝鮮の増加期も二回あり、第一増加期は占領直後の一九一〇年から一九一三年の間であり、この時期は日本、朝鮮ともに感化救済事業政策のもと司法保護事業が急増した時期である。朝鮮の第二増加期は一九二二年にあり、日本、台湾と同様に社会事業の成立期にあたるが一九二三年以降横ばいの状態を示し、日本や台湾のような急激な社会事業施設の拡大はみられなかったことがこのグラフから読みとれる。

この一八九五年から一九三三年の台湾、朝鮮、日本の年度別社会事業設立数の推移と比較のグラフから次の二つの傾向が明らかとなる。

一、社会事業設立数の推移は、植民地であった台湾、朝鮮は日本に比較して相対的に低い水準にとどまった。

二、社会事業設立数の推移から台湾に比較して朝鮮は相対的に低い水準にとどまった。

特に社会事業の拡大期にあたる一九二〇年代は日本、台湾、朝鮮ともに従来の救済中心の社会事業システムから新たな防貧の社会事業システムが導入、移入され、いわゆる社会事業の「近代化」が行われる時期である。この時期に台湾、朝鮮においては上記の二つの傾向が顕著であることから、この特徴をとらえる用語として、また研究の仮説および結論を表現する用語として「抑制された近代化」ということばを用いた。

以下の各章では、なにゆえこのような特徴を示すことになったのか、その背景について考察をすすめる。

本研究では台湾と朝鮮を比較する方法によって両地域の植民地社会事業政策の特徴を導き出すことを試みようとして

いるが、筆者がこれまで台湾研究に傾斜してきた経緯もあり、台湾と朝鮮を等分に、またその叙述内容の質や量と同じように比較する状況にはない。したがって、台湾の分析にその比重が傾く傾向があることをあらかじめ断っておきたい。

第六節 資料について

植民地統治下の社会事業政策をとりあげた本研究では、行政資料が研究の土台となっている。それらは台湾総督府および朝鮮総督府が刊行し、活字化された統計書類、行政資料群および「年史」類、各総督府が行政行為の結果書き残した台湾総督府文書、朝鮮総督府文書である。そして行政資料を読み解くために、為政者もしくは行政担当者の個人文書として「後藤新平文書」「斎藤実文書」を使用した。民間の社会事業活動を記録したものとしては、台湾総督府文書、朝鮮総督府文書、台湾社会事業協会が刊行した『社会事業の友』（その後誌名を『厚生事業の友』に変更）、朝鮮社会事業研究会および朝鮮社会事業協会が刊行した『朝鮮社会事業』（その後誌名を『同胞愛』に変更）、中央社会事業協会が刊行した『日本社会事業年鑑』を主な資料として使用した。その他台湾、朝鮮両地域で発行された行政関連の雑誌、「台湾日日新報」、「京城日報」などの新聞も一部使用した。資料はほぼ一〇〇パーセント近く日本語で書かれた史料を使用している。植民地体制下の研究とはいえ、筆者の史料収集能力の限界でもあるが、漢文あるいはハングルで記された史料はわずかである。植民地期の歴史研究が今日においても日本人はもちろん、台湾人、また韓国人にとっても、日本語の文献に依拠せざるを得ない状況は、ポストコロニアル期においても植民地状況が再生産されていることを示しており、政治的文化的な問題状況は深刻である。本研究では断り書きのない限り、使用した史料は日本語によるものである。

終章 植民地社会事業をめぐる事象的帰結と理論的帰結

本研究の最初の問題意識は、一九一八年以降の日本の社会事業「近代化」に対して、植民地における社会事業の「近代化」はあったのか、あったとすればそれはどのような「近代化」であったのか、という問いにあった。この問いの答えを求めて、植民地社会事業政策の分析に「近代化」の四つの指標をあてはめ、指標にそって検証をすすめた。

その結果、台湾、朝鮮における植民地社会事業は「近代化」の特質を示したこと、その内容は日本に比較して相対的に「抑制された近代化」であったという結論をえた。

社会科学的研究の結論には自然科学のような正解はないが、一定の方向性と方法による研究によって一定の結論はえられる。そこで社会科学的研究では、なぜこうした結論になるのかという、結論に至るプロセスを議論することが重要であり、また実際の社会事象にもとづいた理論的な検討を行うことが必要となる。すなわち、①社会事象の実際の事象的帰結とその過程を明らかにすること、②事象的帰結に対する理論的検討を行うこと、の二点である。

終章では以上の二点について、事象的帰結のまとめとこれに対する理論的考察を行う。

第一節 事象的帰結

台湾、朝鮮における植民地社会事業は「近代化」の特質を示したが、その内容は日本に比べて「抑制された近代化」

であったという結論を得た。その内容は次のとおりである。

- 一、帝国日本の支配のもと台湾、朝鮮の社会事業形成の到達点が日本に比較して相対的に低い水準にとどまったこと。
- 二、台湾と朝鮮では社会事業形成の内容に共通性とともにより大きな較差があり、台湾に比して朝鮮のそれがより低い水準にとどまったこと。

本研究のすすめ方は、各部、各章ごとに下位のサブ仮説を設定し、これらサブ仮説の検証を通して日本統治下植民地社会事業の「抑制された近代化」を検証するという手続きを踏んだ。そこでつぎに各部、章ごとのサブ仮説を示すことによつて、この研究の事象的帰結のまとめにかえることとする。これらの仮説はその検証を十分に行うことができたものと、さらに検証が必要なものがあるが、本研究のなかで検討の対象とした仮説をあげることで、課題と事象的帰結の再確認を行うことができる。

第I部 植民地社会事業創設期——破壊と修復

- 一、日本占領初期の台湾、朝鮮の各福祉文化的基盤の水準が台湾に高く朝鮮に低いという較差を胚胎していたのではないか。
- 二、台湾占領の一八九五年前後と朝鮮占領の一九一〇年前後では救貧政策をめぐって日本の社会事業政策に大きな相違があり、この日本の社会事業政策の相違が台湾、朝鮮の植民地社会事業政策を方向づけ、両地域の較差をもたらしたのではないか。

第II部 植民地社会事業拡大期——解体と社会統合

- 一、台湾、朝鮮ではともに「救護法」に相当する救貧タイプの社会事業システムが欠落した。したがって、これにかわる救貧システムとして台湾では地方政府と民間の窮民救助事業が拡大し、朝鮮では窮民救済のための土木事業や

小農保護などの労働政策が「救護法」にかわる役割を担ったのではないか。

- 二、経済保護事業を柱とする防貧タイプの拡大期植民地社会事業システムは台湾および朝鮮社会の双方にとって不整合だったのではないか。
- 三、社会事業の組織化と社会事業教育の開始は植民地住民の「近代化」への馴致とともに、結果として戦時体制構築の一部を担うことになったのではないか。
- 四、第2期植民地社会事業拡大期においても、第1期の創設期と同じく福祉文化的基盤の差異が台湾、朝鮮双方の社会事業「近代化」の到達点の較差につながったのではないか。

第III部 植民地社会事業の終焉——一九三〇年代、一九四五年度の方面委員制度にみる戦争と福祉

- 一、「救護法」や「方面委員令」の実施をみない植民地社会事業政策のもと、方面委員制度の普及が台湾に高く、朝鮮に低い傾向となった背景には、各総督府の方面委員制度政策、また救護財源の確保、さらに福祉文化的な基盤に相違があったからではないか。また法的裏づけのない「救護」はいずれもその水準が日本より低く抑えられたのではないか。
- 二、植民地社会事業「近代化」にともなう調査機関として創設された方面委員制度は、「防貧」「救貧」のための合理的な行政ネットワークへと転換し、国家と住民を直接結びつけるための住民の中間管理システムの創出であったとともに、植民地体制+戦時体制という二重のバインディングのもとでは、植民地住民を戦争国家へと再編する「文化工作」として機能し、このことは植民地社会事業「近代化」の限界を示す意味をもっていたのではないか。

本研究は、以上八項目のサブ仮説の検証を行い、日本統治下の植民地社会事業が「抑制された近代化」であったという結論へと結びつけることができた。また、支配者側にとつて、植民地統治における社会事業の含意する政治的意味づけが、植民地化初期、拡大期、そして終焉期と変化したことが、以上の検討から明らかとなった。そしてまた、被植民地住民にとつても、日常生活における社会事業の位置づけは変化したということがいえる。

もう一つここで検討する必要があるのは、結論を導くために使用した社会事業「近代化」指標の妥当性である。その指標は①救貧策から防貧策への転換、②専門行政機関の設置と社会事業財政の確立、③社会事業の組織化、計画化、④社会事業教育の開始である。西欧や日本と共通する四指標を植民地社会事業にあてはめることの妥当性については、序章において検討したが、実際に適用した結果、これらの指標の有効性も確かめることができた。四つの指標はそれぞれが独立したものではなく、「救貧」から「防貧」へと社会事業政策が転換するなかで必然的に整備が必要となった指標であることが、本研究のなかで確認された。国家的なスケールで「防貧」をすすめるためには、規模の大きい用意周到なシステムを必要とし、これを運営する行政や民間の組織化、財源、そして「防貧」の目的と手法をよく理解した人材が必要となるからである。台湾と朝鮮においては、いずれもその規模は両地域で大きく異なるものの「防貧」のためのシステムが形成されたといつてよい。ただし、④社会事業教育の開始では、専門職教育は新たな人材の養成というよりは、すでに業務に携わる社会事業担当官や社会事業関係者の研修という形で始まったことが明らかとなり、社会事業教育を学校教育のみに限定せず、幅広い視野のなかでとらえる必要があった。

これらの四指標は、今後、西欧、北東アジア以外の地域にもあてはめて、「社会福祉の近代」と「近代化」を把握し、比較しえるツールとして有効性が高いと考えている。

第二節 理論的帰結

ここでは、植民地支配と社会事業政策をめぐる二つの論題、すなわち「抑制された近代化」という事象的帰結をもたらした①植民地社会事業政策の政治的メカニズムに関する理論的検討と、②本研究の理論的枠組みとしてきた植民地社会事業の「近代化」と「福祉文化的基盤」についての理論的考察を行う。

(1) 植民地社会事業政策の政治的メカニズムをめぐる理論的考察

まず「植民地社会事業政策の政治的メカニズム」という論題をめくり、本研究から導き得る理論的帰結について考察する。

本研究では植民地社会事業政策を三つの時期にわけて検討してきたが、既述のように、社会事業政策の政治的含意および被植民地住民にとっての位置づけもまた各時期ごとに異なることから、植民地体制下の社会事業政策を読み解く理論的帰結も、三つの時期ごとに異なり、これらをわけて提示する必要がある。植民地支配のもとでの社会事業政策の政治的作用は次のような対語で示すことができると考えている。第1期植民地社会事業創設期では破壊と修復、第2期植民地社会事業拡大期では解体と社会統合、第3期植民地社会事業終焉期では戦争と福祉である。

これらの対になっている用語の組み合わせは、破壊、解体、戦争が植民地における各時期の政治的社会的状況をあらわし、修復、社会統合、福祉がこれに対応する植民地社会事業政策の政治的作用を表現したものである。「破壊」は植民地化初期における武力や暴力をともなう支配する側の政治的行為であり、被植民地社会の仕組みや住民生活に対する直接的な破壊行為とその状況をあらわしている。この「破壊」状況は可視的であり、支配者は継続的支配体制確立に向けて、自ら行った「破壊」行為の結果を「修復」しようとする。「修復」には新たな支配の正当性を付与し、被植民地住民の生活の安定をはかるため、破壊されたインフラ再建としての土木事業などとともに社会事業政策が行われる。第2期の「解体」は支配者側の継続的支配により、被植民地社会の文化、社会、組織、政治が徐々に破壊されていく過程である。初期の武力行使のように可視的ではないが、政治制度、教育、衛生、医療、生活慣習などさまざまなレベルで、被植民地社会の主体的な社会制度の構築や文化の変容を抑圧する力が働く。一方で支配者側の論理にもとづく被植民地社会の再編がすすめられ、再編は政治制度を含む教育、衛生、医療、生活慣習などにおよび、社会事業の「近代化」政策もこうした関連内政政策の一つとして行われる。再編は被植民地社会の「社会統合」を含意とする政治的プロセスである。第3期の「戦争」は被植民地体制そのものが被植民地住民にとって「戦争」体制の継続ではあるが、さらに、「宗主国」の「戦争」体制が植民地におよび、植民地体制と戦時体制が二重に被植民地社会を拘束する状況をあらわし

ている。この「戦争」体制のもとで、被植民地住民は「宗主国」のエゴイズムに巻き込まれていくのであるが、社会事業政策の有する社会的再分配という機能、「福祉」の再分配に加えて、「犠牲」の再分配の論理が付与される。軍事援護による「福祉」の給付が行われるのは、「犠牲」の裏づけがあるからである。社会事業政策の有する再分配の論理が、このような意味に転化しうることを明らかにすることがここでの筆者の意図である。これらの政治的作用は「破壊」と「修復」、「解体」と「社会統合」、「戦争」と「福祉」が相互に対抗する力でありながら、同時に密接な内的関係性を有していることを示している。そしてこれら第1期、第2期、第3期を貫く植民地社会事業政策に作用する政治的な論理的帰結、すなわち「抑制された近代化」という事象的帰結に対応する理論的帰結が第2期の政治的作用、すなわち「解体と社会統合」である。そこで、各時期ごとの理論的考察を研究内容にもとづいてすすめてみよう。

第1期 植民地社会事業創設期——破壊と修復

植民地の占領初期は武力行使を背景とする被占領地の破壊の過程である。特に台湾では漢民族、また原住民と日本軍とのあいだでの武力闘争が長期にわたって続いた。朝鮮では日本の武力を背景に併合という大韓帝国の破壊があり、李王朝の断絶と日本の天皇制への従属を促すナショナル・プライドの破壊の過程があった。こうした破壊の政治に対して修復の政治が社会事業政策である。

台湾では日本の侵攻によって破壊された旧養濟院の復活、皇室財源からの慈恵救済資金の交付が行われた。一方朝鮮では、三〇〇〇万円にのぼる多額の臨時恩賜金が交付され、支配層の貴族、官吏、地方支配層の両班、儒生等と全一二府三七郡に対して配分された。多額の金銭の交付は日本および朝鮮総督府にとって、韓国併合前の朝鮮支配層をとりこみ、地方政府に新たな支配の楔を打ち込むための先行投資でもある。臨時恩賜金は授産、教育、凶歉費として各地方に交付されたが、むしろ従来への批判と新たな総督府支配の正当性を主張するための材料である。この占領初期の修復政治において台湾と朝鮮が異なるのは、台湾では武力行使によって破壊された社会事業システムの再建に総督府当局が取り組んだのに対して、朝鮮は多額の恩賜金を配分して、各地の失業者の授産をはかった点である。朝鮮の失業

者のなかには地方の支配層である両班、儒生から貧しい農民までが含まれていた。台湾での修復の政治が「近代化」し、合理化した福祉システムの再構築であったのに対して、朝鮮での修復の政治が、やや誇張した表現ではあるが、金銭のバラマキであったことは、無策の修復政治であったといわざるを得ない。しかしまた単純に無策とはいえない朝鮮社会の全般的貧困状況であったことも否めない。

植民地社会事業創設期では「破壊と修復」の政治的論理が働き、社会事業政策は「修復」の政治的役割を担ったという理論的分析を加えることができよう。

台湾の占領体制下に成立した台湾慈恵院制度の先駆性は、こうした修復政治の過程のなかで生まれた。修復政治に権力者の理想が入り込むことがあることを、この台湾の例が示している。こうした例のアナロジーは第二次世界大戦後の日本におけるアメリカの占領と先駆的な社会福祉枠組みの導入にもみることができる。福祉は戦争による破壊後の修復の「先兵」なのである。

第2期 植民地社会事業拡大期——解体と社会統合

植民地支配の初期的混乱が表面上おさまって、支配の常態化がすすむようになると、総督府にとって政治的安定の確保が第一義的な目標となり、この目標に向けて被植民地住民に対する抑圧、分断と社会統合の画面的な政治が開始される。一九一九年三月の朝鮮での「三・一運動」、一九二一年の台湾議院設置運動など台湾と朝鮮における抵抗運動はこの時期とく違し、総督府はさまざまな手法や武力によってこの抵抗運動を抑圧する。ことに朝鮮では「三・一運動」の武力鎮圧以後も、抵抗運動や抗日感情の沈潜化がすすんでいるという認識が当局者のなかにあった。総督府は抵抗運動への抑圧と分断をすすめるとともに、抵抗力を削ぐための被植民地住民の統合化を行った。社会事業の拡大政策や「近代化」政策が植民地住民の統合化の作用を果たす政策となったことはいうまでもない。抑圧と分断の政治的作用は被植民地社会の「解体」を意味するものであるが、これに対する「社会統合」のための政治の一つが社会事業政策である。

植民地支配下の統合には政治統合、文化統合、社会統合が認められるが、社会事業政策は主に社会統合の作用を担っていたといえよう。

社会統合は、社会を秩序ある一つのまとまった全体として構築し、分散、抗争する諸要素を統合して生活の共同性を高めようとする政治的な作用である。その政治的作用は治安や秩序維持の機能を有する。植民地社会事業政策は植民地体制という限定された範囲において、抑圧と分断、すなわち被植民地社会の解体の対極にある社会統合の政治的作用を果たすものとして位置づけられた。この期待された政治的作用の範囲内で社会事業政策の拡大と「近代化」は行われたのである。それゆえ植民地社会事業の「近代化」が「抑制された近代化」に終わり、日本に比して低い水準に抑えられたのは、こうした「解体」と「社会統合」の政治的論理が社会事業政策に働いたからにはかならない。

第3期植民地社会事業終焉期——戦争と福祉

植民地体制と戦時体制という二重のバインディングのもと、社会事業政策の政治的役割は再度変貌する。戦時体制は被植民地住民も含めた「国民」を前線の兵士と同じく戦後の戦士とみなすようになる。戦争国家となった帝国日本のために戦う戦士として、一律等質の負担を担わなければならない。一九四〇年、日本社会事業研究会が案出した戦時体制下の「犠牲の均分化」の論理である。そのための徹底したイデオロギ―統制が行われるが、その手法の一つが「文化工作」である。植民地社会事業の「近代化」政策によって誕生した台湾社会事業協会も朝鮮社会事業協会も、また戦時体制のもとで普及した方面委員制度も、「文化工作」の一端を担うようになった。台湾の方面委員の改姓名の例にみられたように、社会事業関係者そのものが、武官政治に変わった總督府による「文化工作」の最初のターゲットとなったのである。こうした視点からみると、植民地戦時体制下では社会事業政策の内部に地域社会の解体と分断の政治手法も組み込まれていたと考えてよい。「文化工作」は世論誘導、情報操作のための政治手法である。植民地戦時体制下において社会事業が戦後の援護のみならず、世論誘導の担い手となったのである。

しかしながら、このように戦時体制下での社会事業政策がイデオロギ―統制の作用をとともなうことは、この時期、こ

の地域に限られたことではない。

福祉活動が公共性に関わる倫理性や道徳性をともない、戦時下であるとなしにかかわらず、「文化工作」、すなわち世論の啓発や誘導をはかるという特質をもつことは、教化性の強い中国前近代の福祉活動から、今日の社会福祉時代まで一貫した特徴である。すなわち「福祉の政治性」は各時代の主流となっている公共性をめぐる社会的思潮や政治的イデオロギ―を取りこんできた長い歴史を有している。公共性は当該社会において広く正義や利害を説明する概念であるが、公共性の意味するところは時間軸、空間軸のなかで変容する。帝国日本の戦時体制下における福祉の政治性は、戦争遂行に際する公共性イデオロギ―を取りこんだが、同じ戦時体制下でもイギリスのビバリッジ報告にみられるように、日本の社会事業とはまったく異なる公共性イデオロギ―をとりこみ、福祉国家を構想する場合もある。近代以降、繰り返して行われてきた戦争という大規模な破壊と犠牲は、これを修復し、国民や地域住民を統合する福祉政策を必要としてきた。このように福祉の政治性は戦争と密接な内的関連性を有しているのである。

以上、植民地社会事業政策の政治的メカニズムの理論的検討を二期にわけて行ってきたが、植民地社会事業政策にあらわれた「抑制された近代化」の事象的帰結を説明する理論的帰結は抑圧と分断をその内容とする被植民地社会の「解体」という政治状況に対する「社会統合」という政治作用に収斂される、という結論をえた。

(2) 植民地社会事業の「近代化」と福祉文化的基盤をめぐる理論的考察

植民地社会事業政策の理論的帰結が「解体」に対する「社会統合」であるのに対して、植民地支配を通じて行われた一方的な「近代化」政策とこれに拮抗する被植民地社会の政治的な力が「福祉文化的基盤」である。

本研究をとおしてえられた知見の一つに、台湾、朝鮮、さらには日本にそれぞれ相異なる福祉文化的基盤とカテゴリーイズできる要素が確かにあつて、この各地域の福祉文化的基盤のあり方が植民地支配という強権的な体制のもとにおいても、社会事業政策や社会事業形成に作用していることが随所にみいだされた点である。

当該社会が形成してきた福祉文化的基盤は、支配者による一方的な「近代化」の政治的力に対抗して、植民地住民が

これをコントロールし、受容を拒否したり、選択的に受容したり、改変して受容したりするフィルター装置としての政治性をもつ。被植民地住民の植民地支配に対する対抗と懐柔の政治的力が、この福祉文化的基盤のなかにみいだせる。このことは第一期の台湾の慈恵院制度とその成立のプロセス、第二期の台湾、朝鮮における「近代化」批判、また被植民地住民の社会事業サービス利用度の低さなどのなかにみいだされる。福祉文化的基盤のもつ政治性は明確なイデオロギ―の形態はとらなけれども、生活のなかに「近代化」を取りこむか否かが被植民地住民の判断にかかるものであり、可視的ではないがゆえに、支配者側からは最も統御することが困難なポイントであり、被植民地住民にとってはみえないう抵抗の橋となる。

既述のように「社会事業」の実践上の有効性は当該社会の社会的共同性、なかでもその福祉文化的基盤と切り離れた施策では実体化できず、このことは非植民地におけるよりも植民地体制下においてより明確にあらわれる。植民地体制下の新たな福祉システムの形成にあたっては、福祉文化的基盤の実績が一つの政治的力として作用することが認められる。

こうした被植民地の福祉文化的基盤と「宗王国」の新たな施策との関係は、第二次世界大戦後の日本におけるアメリカ占領下の戦後福祉改革にも同様の状況が生じたといえることができる。すなわち、植民地や占領といった支配体制下で実施される新たな社会福祉の政治的、文化的作用は、それ以前の社会状況との連続性のなかで把握する必要があることを示している。

それでは植民地社会事業の福祉文化的基盤とはいかなるもので、どこに求めることができるのかをめぐって考察をすすめる。

本研究の範囲内から言及しえる福祉文化的基盤は、時間軸では各地域の植民地社会事業期の前に位置する前近代に形成され、空間軸では前近代に東アジアの文化形成に大きな作用を果たしてきた中華文化のもとに形成された様式に求めることが妥当であろう。「中華」とは漢民族が文化的に遅れているとみなした周辺各民族に対して、自らをその中心にある文化国家であると自称した用語である。確かに、台湾はもちろん朝鮮も日本もその前近代において中華文化圏に

属する地域であった。台湾は漢民族が大勢を占める「中華」の福祉文化的基盤を形成する地域であり、朝鮮はその地勢的な位置関係から日本に比べて中華文化の影響を直接的に受容し、日本は中華文化の影響を中国から直接的に、あるいは朝鮮や琉球などを経て間接的に受容した。こうした北東アジア地域の長い時間軸のなかでの交流によって、台湾、朝鮮、日本の福祉文化的基盤のあり方には共通する性格が形成されるとともに、各地域に独自の特徴をもつ福祉文化的基盤が形成された。

台湾、朝鮮、日本における前近代の政権は長期にわたり、李朝は五一九年間、清朝は一九七年間、そのうち台湾が清朝支配下にあつたのは一六八四年から一八九五年の二一一年間におよぶ。一方、日本も一六〇三年の江戸幕府開設から明治維新の一八六七年までの間、二六五年間の長期にわたる政権が存続した。こうした長期にわたる政治体制のもとで、各地域は中華文化の作用を受けつつ独自の福祉文化的基盤を形成してきたといえる。無論、この間に福祉文化的基盤の消長はあつた。ことに台湾、朝鮮、日本ともに前近代の末期にはそれまでの安定した社会システムは弱体化し、福祉文化的基盤も十分な機能を果たさなくなつていた。

この前近代末期に属する福祉文化的基盤を各地域ごとに図示するという試みを行ったのが図終-1である。

円の中心に位置する「福祉の私的領域」とは、家族、親族、集落をいい、構成メンバーは互いを熟知しあう *face to face* の相互依存の関係性を結んでいる点で台湾、朝鮮、日本ともに共通する。まん中の円は「福祉の公共領域」を示し、その範疇には互いに相知らない他者を含み、民間人、もしくは民と官が協働して福祉実践の主体となる。この円は台湾に厚く、朝鮮、日本に薄い。円の一番外側は「福祉の官領域」で、国家や領主、地方政府などの為政者や権力の掌握者が福祉実践の主体となる。その範疇は、その政治的共同体に属するすべての住民を対象とし、台湾は厚く、朝鮮は日本より厚いが台湾より薄く、日本は最も薄い。

この前近代末期の福祉文化的基盤のイメージ図は、表4-1に示した前近代末期の各地域における救貧、各種救済事業の一覧にもとづき、福祉の対象の範囲と実施主体によって区分し、考案したものである。北東アジア地域における前近代末期の救貧、救済体制については、まだ不明な点も多いが、この表4-1からは清朝体制下の中国、台湾の救貧、

救済体制が優れて整備されていることがわかる。

台湾が朝鮮、日本と異なるのは、福祉の公共領域の厚さである。福祉の公共領域には台湾では民間人が組織的に行う善会、善堂の活動、義塚、寄棺、棄児保護、寡婦保護、動物保護、善書の普及や田畑の寄付、養捐、勸捐、題捐などの制度化された寄付行為が含まれる。これらの事業や寄付行為には官も参加するので、福祉の公共領域は民のみが主体となるわけではなく、官と民が協働する場合も多い。これら清朝期の福祉の公共領域において行われる慈善事業は倫理や道徳の普及をはかるための教化的意味が強調された事業であったことは、既述のように夫馬進や梁其姿の研究で明らかにされている。またこれら慈善事業の担い手が地域の紳士富商であることも本書のなかで明らかにした。

朝鮮については李朝末期には社倉米制度、地域隣保（郷約制度）の救貧、救済体制がかりうじて機能していたと考えられるが、その全盛期には多種類の救済事業が展開されていた。一般人民を対象とする義倉に相当する各種救荒事業、鰥寡孤獨者の保養、活人署、惠民署などの救済機関などが整備された。また、結婚・葬儀に対する国庫補助も行われたのである。朝鮮の場合、これらの事業がすべて官主体によって行われたところに大きな特徴がある。朝鮮では福祉の公共領域はほとんど発展せず、官が大きな役割を担った。日本の場合は朝鮮に比較しても前近代の救貧、救済体制は極めて貧弱であったと考えてよい。日本の場合、地域によっては江戸の七分積金制度、秋田の観音講、各地の赤子養育米制度、罹災の際の農具、種籾などの貸し出し、炊き出しといった救荒事業や制度をみることはできるが、単発的で清朝や李朝のような規模の大きい組織的な取り組みではない。福祉の公共領域が発展しなかった点で、朝鮮と日本は共通している。さらに日本では朝鮮のような福祉の官領域も発展しなかったから、もっぱら福祉の私的領域に全面的に依存していたといつてよい。人々はイエ制度を中心とした「生存のための共同性」を形成して人生と生活のリスクに備えた。前近代における日本の福祉文化的基盤は台湾、朝鮮に比較して福祉の公共領域も官領域も形成されない弱体な状況であったといえる。

前近代の台湾、朝鮮、日本の三地域の福祉文化的基盤にこのような較差が生じ、福祉の公共領域が朝鮮、日本ともに発展しなかった背景は、仮説の域を出ないが、文化を発信する地域とこれを受容する地域との差異であると考えている。

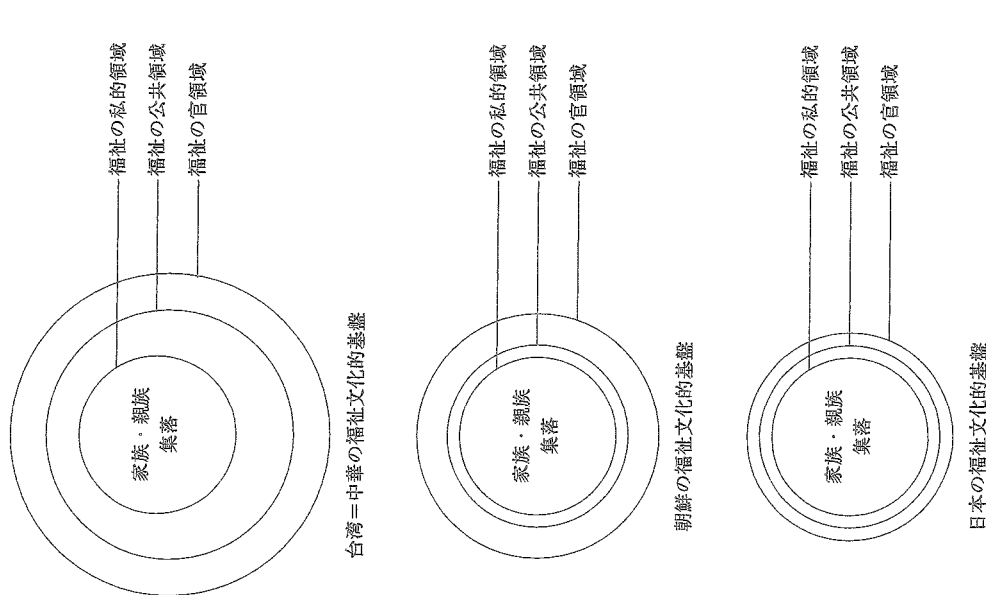


図1-1 前近代末期における北東アジア中華文化圏地域の福祉文化的基盤

注：筆者作成。

中華文化における福祉文化の創造過程で、地域の経済的政治的中枢にあつた紳士富商等は自らの価値観や社会規範を慈善事業に託して普及をはかった。これが福祉の公共領域を形成したのである。政権交代は頻繁に生じたが、中国における代々の権力者もまた救済事業には意をつくす王者の規範があつたから、官と民双方が窮民の救済や慈善事業を展開した。一方、朝鮮や日本では中華の福祉文化に接触し、多くの情報をとり入れることができるのは権力者、為政者であり、特に朝鮮では中華の福祉体制に触発されて官による整備が積極的に行われた。日本と朝鮮の差異は、これも仮説の範囲をでないが、地勢的な遠近による中華文化の伝播の強弱にあり、また中華文化のとり入れ方が朝鮮と日本の間で相違する点があつたからであろう。日本には中華文化に加えて、さらに朝鮮文化の作用もあつた。目を転じれば、前近代の東北アジアの政治的な構図のもとで、こうした福祉文化の伝播にも朝鮮と日本では差異が生じたであろうことが十分推測される。

日本による植民地支配と社会事業の「近代化」政策はこうした台湾と朝鮮の福祉文化的基盤のうえに行われたのであつた。

台湾では植民地社会事業創設期はもちろん、拡大期においても福祉の公共領域において形成されてきた福祉文化的基盤が、社会事業の「近代化」政策に取りこまれ、日本の植民地統治下においてもその活力と作用は遂切れることがなかつた。その結果台湾では、植民地社会事業体制における「近代化」政策も一定の意義を有したとみてよい。総督府による社会事業の「近代化」政策と台湾社会の福祉文化的基盤は相互に拮抗しながらも作用しあい、植民地化以前とは異なる福祉システムを創造して一定の成果をあげた、といえる。

一方、朝鮮では台湾とは異なり、日本が朝鮮を占領した折りには、福祉の公共領域は形成されておらず、かつて隆盛であつた官による福祉体制も李朝末期の混乱のなかで衰退していた。福祉の公共領域が形成されていない場合、国家が崩壊すると人民はただちに福祉の支援ネットを失つてしまう。朝鮮では福祉文化的基盤における官の役割が大きかつただけに、福祉の公共領域は形成されず、住民の官への依存度が高かつたといえる。福祉文化的基盤が弱体化していた朝鮮では植民地社会事業拡大期以後の社会事業「近代化」施策も、朝鮮の福祉文化的基盤を軽視してすめられたから、

植民地社会事業の「近代化」政策と福祉文化的基盤とが相互に作用して新たな福祉システムを創造するという状況はみられず、植民地体制下における社会事業「近代化」の作用も小さいものとなつたといえる。

以上の考察から、福祉文化的基盤の内容と輪郭が明らかになってきた。ここでは「福祉文化的基盤」を次の三つの項目によって説明できると考える。

- 一、福祉文化的基盤とは貧困者や生活困難者を社会的に包摂するための共同性の思考様式や行動様式をいい、価値判断を有する特定の集団や階層によってつくられる。
- 二、その思考様式や行動様式は具体的に福祉の私的領域、公共領域、官領域における制度、システム、事業、行為となつて現象する。
- 三、福祉文化的基盤は不変不動ではなく、ある種の様式を再生産しながら、その内部条件、外部条件の変化にあわせて内容や様式が変化する。

「福祉」の意味や範疇は時間軸、空間軸のなかで変化するが、ここでいう「福祉」とは、その基本形を「生存のための共同性」ととらえている。「生存のための共同性」は基本形であるから、時空間の変化とともにバリエーションの形態が創出、形成される。

明確化した「福祉文化的基盤」の概念は、他の類似する状況に応用することができるものでなければ科学的ツールとならない。今後、この概念をつかつて各地域の福祉文化的基盤について一定のパターンを検出することが考えられ、西欧型や北東アジア型などの福祉文化の型を見出す可能性を有する。また福祉文化的基盤をどうつくりあげていくか、という戦略的思考にも応用が可能であると考えている。

次に本研究のなかで使用した二つの用語と概念、すなわち「福祉文化」と「福祉文化的基盤」について整理しておく。

「福祉文化的基盤」が「福祉文化」を支える社会的な福祉の構造基盤をいうのに対して、「福祉文化」は福祉の学問、技術、芸術、宗教、言語、政治など、人間の精神生活や「援助の技術」というような技術を含む概念としてここではとらえている。「福祉文化」と「福祉文化的基盤」は相互に作用し合ういわば「上部構造」と「下部構造」の関係にある。「福祉文化」の用語と概念は一九七〇年代に一番ヶ瀬康子によって提起され、その後スポーツ、リクレーション、教育、メディア、企業活動、科学技術、建築との関係を問うなど、「福祉の文化化」「文化の福祉化」をめざした用語の拡大と概念の深化がはかられてきている。筆者の「福祉文化的基盤」という用語の設定と採用は、一番ヶ瀬等による「福祉文化」研究に連なる試行的な分析概念ツールの提起であると考えている。

第三節 残された課題

筆者の研究目的は序論において述べたように、一九九七年以降中国都市部における新社会保障・社会福祉システムの成立によって、北東アジア諸国、地域が社会保障・社会福祉システムの確立期にはいつたと考えたところにある。北東アジアの国々や地域が共有する社会福祉の課題を明らかにし、問題解決に協力しうる学問的基盤を用意することが今日求められており、北東アジアにおける近代社会福祉史の研究は、こうした基盤研究の一つとなると考えた。

この当初の研究目的に対して、本論文の提示した内容には多くの課題が残った。

まず、この研究は、時間軸では一八九五年から一九四五年までの植民地社会事業の創設から終焉までを、また空間軸では台湾と朝鮮を比較し、さらに必要に応じて日本の動向もとりこんで、植民地社会事業全体の傾向性を把握することを試みた。そのため細部にわたる検証が不十分となったことは否めない。またこの他にも、①台湾、朝鮮は日本による植民地社会事業政策を明らかにするうえで的一部分であること、②分析の対象が社会事業の政策、制度、システムに偏ったものであり、植民地統治下の事業活動や実践という人間の営みにふれることが少ないこと、③政策決定過程についての分析が不十分であること、④台湾原住民についてとりあげることが少ないこと、⑤検討対象を「救貧・防貧」政策

に絞ったところから、その他の社会事業事象とあわせた考察が必要であること、そして、⑥使用する資料が主に統治者側である日本の資料に限られていることから、その限定された資料からの研究であり、今後、被植民地の資料によってさらなる研究の深化が必要であること、などの課題と問題点があげられる。

以上のような本研究の目的と問題点への反省をふまえて、今後の研究の展望についてまとめると次のようである。

- 一、上記の本研究の問題点について、今後の研究のなかで補完していくこと。
- 二、現在の北東アジアの福祉の諸課題についての把握に努め、植民地社会事業史を含む歴史研究の視点から、現代の諸課題への取り組みに、新たな視座の提供や知の転換が行えるよう実証的、理論的な洗練を重ねること。
- 三、北東アジアにおける「社会福祉の近代」を相対化するために、全アジア的、あるいは世界的な視野での社会福祉の交流史を念頭におきつつ、北東アジアの社会福祉史を構想すること。

以上のようにやや飛躍した内容も含まれるが今後こうした点に留意しつつ研究をすすめることが筆者の研究の展望を含めた課題である。

大友昌子著

MINERVA 社会福祉叢書②⑩

帝国日本の植民地社会事業政策研究—台湾・朝鮮—

A 5判 463ページ 8,000円(本体) 2007年 ミネルヴァ書房

評者：東京大学人文社会系研究科助教 富江直子 とみえなおこ

植民地社会事業研究の重厚な労作

本書は、日本の植民地支配下にあった台湾と朝鮮における社会事業の形成と展開の比較を通じて、植民地支配の下で行われる社会事業政策の意味と特質を考察した重厚な研究書である。植民地体制と戦時体制という文脈の中で社会事業「近代化」をとらえる視座、そうした視座から読み解かれる膨大な資料から得られた興味深い知見、詳細かつ貴重な事実の解明、そして比較研究への示唆に富む考察が詰まった、読み応えのある労作である。

本書全体を通じて著者が問うのは、日本の社会事業「近代化」に対して、日本の植民地支配下に置かれていた台湾、朝鮮における社会事業に「近代化」はあったのか、あったとすればそれはどのような「近代化」であったのか、という問いである。著者は、社会事業の「近代化」のあり方をとらえるために4つの指標を用いる。①救貧から防貧への転換、②専門行政機関の設置と社会事業財政の確立、③社会事業の組織化、計画化、④社会事業教育の開始、である。これらの社会事業「近代化」指標によってとらえられた台湾、朝鮮の社会事業の特徴を、著者は「抑制された近代化」と呼ぶ。「抑制された近代化」とは、第1に、台湾、朝鮮の社会事業形成の到達点が日本に比較して低い水準にとどまったこと、第2に、台湾と朝鮮での社会事業形成の内容には共通性ととも大きな較差があり、台湾に比して朝鮮のそれがより低い水準にとどまったことを意味している。

さらに著者は、この「抑制された近代化」という事象的帰結を踏まえて、そうした「抑制」が何によってもたらされたのかを考察する。「近代化」の「抑制」の要因を解明するために著者が着目するのは、「宗主国」日本がもたらす社会事業「近代化」と、これに拮抗する台湾、朝鮮それぞれの「福祉文化的基盤」という、2つの政治的・文化的な力の相互作用である。日本の植民地支配以前の台湾、朝鮮に存在していたそれぞれの「福祉文化的基盤」すなわち地域社会の社会的共同性や伝統的な救済事業などの活動のあり方が、日

本による植民地支配の下で進められた社会事業「近代化」政策とどのように作用し合い、どのような社会事業を形成していったかが丁寧に分析され、両国の共通点と相違点が明らかにされていく。そして、植民地社会事業の創設期、拡大期、終焉期という3つの時期における社会事業の政治的作用が、破壊と修復、解体と社会統合、戦争と福祉という対のキーワードによってとらえられ、植民地社会事業のアンビヴァレントなあり方の危うさが浮き彫りにされていく。さらに、台湾、朝鮮と日本の三国の間の福祉文化的基盤の較差に着目したきわめて興味深い比較が行われる。

本書全体を通じて読者が印象づけられるのは、社会事業の「近代化」というものの一筋縄ではいかない手強さである。著者は、1937年以降の台湾、朝鮮における社会事業「近代化」が、植民地住民の総動員の補助システムとして機能したという事実を、社会事業の「近代化」の「限界性」と呼び、このことに繰り返し注意を喚起する。その一方で著者は、社会事業「近代化」の指標である効率的で目的合理的なシステムの構築が、その延長線上で総力戦を戦うための道具となるということに対する注意も忘れてはいない。つまり、著者は、総力戦のための動員のシステムという社会事業の「負の側面」と社会事業「近代化」との関係性を、逆説と順接の両方でとらえている。本書が描き出した社会事業と戦争との密接な関係は、「近代化」の「限界性」なのか、それとも「近代化」の論理的帰結そのものなのか。決して一面的にはとらえられない「近代」というものに対する深い問いが、読者の前に投げかけられる。

本書は、西洋対日本という関係の中でとらえられることの多かった日本社会事業の「近代化」をめぐる議論に、台湾、朝鮮と日本との関係への視点を取り入れることによって、日本社会事業における「近代」を北東アジア地域の中で相対化してとらえる枠組みを提供してくれる。北東アジアにおける近代社会福祉史研究の基盤となっていく研究成果として、大きな意義と存在感を持つ一冊であると言えるだろう。

社会福祉研究 第101号 2008年4月

書評

大友 昌子 著

帝国日本の植民地社会事業政策研究：台湾・朝鮮

ミネルヴァ書房

判型：A5判

総頁数：524頁

発行年：2007

定価

本体8,000円+税

浦和大学 沈 潔

東西冷戦の崩壊後、日本では植民地関連分野の研究が活発になってきた。特に1980年代の韓国、台湾のめざましい経済成長を背景にした研究の視点は「帝国主義と植民地」という伝統的な方法論から植民地支配をアジアの「近代化」の文脈で捉え直す視点に移行しつつ、ひとつの潮流を形成することとなった。さらに、1990年代に入ってから、ポスト・コロニアル論、政策史、社会史、人類学史などの研究の影響を受けて、植民地研究の裾野がより広がり、研究手法の多様化もみられた。たとえば、複数の植民地と日本本土との構造的関連を横断的にとらえる研究や文化史、政策史、政治史の角度から総合的にとらえる研究など、百花が一気に咲き出す季節を臨んできたように感じる。本書の『帝国日本の植民地社会事業政策研究：台湾・朝鮮』は、まさにその百花園に新たな1本の芳しいバラを加えたようである。

社会福祉領域において、植民地社会事業の研究は長く空白の時期が続いた。近年、一部の研究者の努力でこれまでの研究空白は薄い色に塗りつぶされたが、まだ貧弱な研究状態におかれているといわざるを得ない。そうした状態を一新し、そして当該分野の研究次元を押し上げたのが本書である。本書の意義はそれだけではない。実は近年、当該分野において在日韓国人、中国人の学者による研究業績は注目されていたが、それと対話できる日本人学者の研究成果が待たれていた。なぜならば、植民地の歴史に関する研究は被植民地の立場からのアプローチが必要であるとともに、植民地支配側からのアプローチも重要だからである。現在、日本側からのアプローチの象徴となる本書

の登場によって、東アジア社会事業近代化への追究を目指し、不幸な歴史を形成した隔たりを超えた双方の対話・協働の実現がさらに近づいてきたと実感した。

さて、本論に入ろう。本書は500頁を超える堂々たる大作であり、著者の精力的な仕事ぶりやスケールの大きさには本当に圧倒される思いである。また、本書の内容も台湾、朝鮮、日本など多岐にわたっており、紙面の制限があってそこで編別構成のみを紹介し、編別ごとに検討していくことにする。

序章 植民地社会事業を問う

第1部 植民地社会事業の創設期：破壊と修復、第1～4章の構成となる。

第2部 植民地社会事業拡大期：解体と社会統合、第5～8章から構成される。

第3部 植民地社会事業の終焉：1930年代から1945年の方面委員制度に見る戦争と福祉、第9～12章より構成される。

終章 植民地社会事業をめぐる事象的帰結と理論的帰結

主な論旨を整理すれば、第1部の創設期においては、著者は破壊と修復という2つのキーワードでこの時期の特徴を書き出した。つまり、植民地初期には暴力や武力の行使が、被植民地住民の生活やその社会を破壊する。これに対する初期的な修復の1つは、社会事業政策である。著者のこのような評価は妥当であるように思う。具体的に日本占領初期の台湾、朝鮮の伝統的救済事業、相互扶助的隣保事業、罹災救済を考察し、日本、台湾、朝鮮の福祉文化の底流の特徴を検討した。そ

の結果、日本占領前後に台湾・朝鮮両地域の福祉文化的基盤に大きな格差が生じ、このことが植民地全期間を通じて両地域の社会事業の近代化に作用する結果となったことを指摘した。また、占領時期が台湾1895年、朝鮮1910年と時間的差異があり、それぞれの時期の日本の社会事業政策の状況による両地域の占領初期の社会事業に与えた影響が強かった。台湾においては、日本の恤救規則改正運動に深く関わった改革派の後藤新平が台湾で先駆的な慈恵院制度の成立および救貧システムの二重構造をつくり、朝鮮においては、日本の財政引き締め策のなかで濫救を警戒する井上友一らの方針と強まる家族国家観のイデオロギー策の下での感化救済事業や地方改良運動の動向が朝鮮の占領期の「恩賜」を強調する助産政策と「恩賜賑恤資金窮民救助規定」につながっていったと主張する。

確かに従来の研究では、朝鮮、台湾それに日本と別々の枠組みのなかで社会事業の展開が検討されてきたが、両地域の比較分析と日本との関連性を問うことにより、植民地からみた日本の社会事業動向という視点を析出しうる可能性を提示したことにたいへん感銘している。

第2部では、植民地社会事業拡大期における植民地支配の過程を被植民地社会の解体過程を丹念に分析し、植民地社会事業政策を支配者による社会「統合」のための社会装置であると、位置づけられていた。著者はどのような「近代化」であったのかという問いの下に日本を軸にした台湾・朝鮮との比較を行い、本書の主題である植民地社会事業と「抑制された近代化」について考察する。検討の結果は、台湾、朝鮮、日本共にほぼ同一枠組みの社会事業「近代化」策が行われたが、台湾、朝鮮における近代化の政策の質、量は共に低い水準に抑えられた。また、社会事業の「近代化」に不可欠な、日本の「救護法」にあたる体系的救貧システムが、台湾、朝鮮では欠落していたことが明らかにされた。ここから帝国日本による植民地

社会事業政策における最大の差別の構造化であったと著者は指摘した。よって、台湾においては公私の窮民救助事業が拡大し、朝鮮においては深刻な窮乏化を背景に、貧困策として「労働政策」や「救農政策」にその重点が移行した。これによって台湾、朝鮮の社会事業の近代化は日本と比較すると相対的に低い水準に抑えられる「抑制された近代化」となったことを主張する。一方、社会事業近代化政策に拮抗する「福祉文化的基盤」を伏線において「抑制された近代化」の具体相について実証分析を行った。

特に著者は、①救貧から防貧への転換、②専門行政機関の設置と財政の確立、③社会事業の組織化、④社会事業教育の開始といった4つの社会事業近代化の指標と福祉文化的基盤を交差しながら、独自の枠組みに立ち、日本、台湾、朝鮮における社会事業事象および支配者と被支配者との間に生ずる諸問題を立体的に解明したことがたいへん興味深い。

第3部の植民地の終焉期において、戦争と福祉をキーワードとしてこれまで築いた近代化が国家優先主義の風潮の下で戦争遂行体制に合流していく過程を明らかにし、植民地社会事業の特質および限界について論じた。

従来の植民地社会事業研究にはたいへん不十分だった戦時期の諸問題に挑戦して、これまで解明されてなかったいくつかの事実を描き出しており、特に社会事業政策が戦争遂行体制に合流していく過程を詳細な事実によって究明されたことは、たいへん重要な意義をもっていると思う。

本書から得た示唆を数点、列挙しておく。本書の大きな特徴といえば、従来の植民地社会事業研究のあり方そのものに対して問題提起がされていることである。著者はこれまで植民地統治下の社会事業に対して、為政者などから「善行」、「仁政」としての評価や植民地支配の「ムチ」に対する「アメ」であるとの両極の評価を踏まえながら、近代化の指標で植民地支配という抑制的な政治状

況の下で行われる社会事業政策の意味と特質を再評価することである。よって、著者は植民地社会事業の形成は「抑制された近代化」であったという結論を提示した。しかし評者は「抑制された近代化」という結論より「奇形的な近代化」という表現のほうが直接的で、分かりやすい表現ではないかと思う。

本書の独創的な部分は、なによりも「福祉文化的基盤」の概念を提起することであろう。著者は植民地社会事業近代化の対抗軸としての福祉文化的基盤があくまで植民地的近代性のもつ抑圧制に起因すると主張している。著者は実証研究によって朝鮮の近代化が台湾に比してより低い水準にとどまった主な要因は、占領以前の台湾・朝鮮両地域の福祉文化的基盤の格差にあり、また、台湾を占領した当時の水準は日本よりも高いにもかかわらず、終焉時になった段階に台湾の近代化水準は日本より低い水準となったことを析出した。

評者は植民地社会事業の研究において福祉文化的基盤がいかに重要であることを私たちに再認識させ、著者による問題提起および独白の主張の是非に、学術的な見地から高く評価すべきと思う一方、若干のコメントも述べたい。まず、「福祉文化的基盤」その概念の構造、内包は、まだ明確化されたとはいいいにくい。終章のなかで著者は福祉文化的な基盤の構成について家族・親族、集落と

いう福祉の私的領域、福祉の公共的領域および福祉の官領域からなるとまとめているが、本書に取り上げられた考察内容は、必ずしも一致しているとはいえない。独創的な枠組みを作り上げたことから、それを立証できる理論的な根拠、社会事業研究領域での普遍性などについてより堅実な実証研究および説明が必要であろう。また、福祉文化的基盤の重要な要素である被植民地住民たちの労働運動、反植民地支配運動について、残念ながら真正面からの言及はなかった。実際、台湾と韓国は植民地政策に対する受け止め方が若干異なっていて、その姿勢の相異によって植民地政策の中身も変わっていた。換言すれば、抵抗が強ければ植民地政策の推進が鈍くなり、抵抗が弱ければ推進が容易に加速できる。このような要因も台湾、朝鮮の近代化の到達点を測る際に視野に入れるべきと思う。

最後に、500頁を超える大作ではあるが、非常に読みやすくまとまっている。また、数量や事例などのデータもうまく活用しているように思う。特に著者の資料発掘にかけたすさまじい努力と知的情熱に敬意を払いたい。

いずれにしても、本書の登場は植民地社会事業研究、および東アジア社会福祉政策研究に新たな1頁を開いた。

帝国日本の植民地社会事業政策研究： 台湾・朝鮮

中京大学 大友 昌子

植民地社会事業史研究の先達である沈潔氏には、過大な評価と貴重な提言をいただき、感謝申し上げます。この小稿は書評のなかで指摘いただいた3つの論点を中心に、今後の研究の進展に結びつくよう、筆者の考えを深め、明確化していく機会として生かしたいと思えます。

書評のなかで指摘いただいた論点は次のような3点であった。

(1) 植民地社会事業近代化の特質を表現する「抑制された近代化」という結論に対し「奇形的な近代化」という表現が直接的で分かりやすいのではないか、という代案を示された。

(2) 「福祉文化的基盤」の独創性を指摘されたうえで、その概念の構造、内包はまだ明確化されていないこと、また終章で筆者が提案した前近代末期の台湾＝中国、朝鮮、日本の「福祉文化的基盤」の概念図は、そこに記している、福祉の私的領域、公共領域そして官領域についてのまとめは、本書中に十分な考察がなされておらず、さらに社会事業研究領域でのこの概念の普遍性を立証するための実証的研究の必要、理論的根拠の明確化が必要であること、を指摘された。

(3) 「福祉文化的基盤」の重要な要素である被植民地住民の労働運動、反植民地支配運動について真正面からの言及がないこと、また、抵抗が強ければ植民地政策の推進は鈍くなり、抵抗が弱ければ推進が容易に加速できるため、この要因を台湾と朝鮮の近代化の到達点を図る際に視野に入れるべきこと、を指摘された。

以上のように、重要な論点を沈氏は明快に指摘

されたが、これに対し以下において1点ずつ論考を進めよう。

(1) 植民地社会事業近代化の特質をどのように表現するのか、これにはさまざまな選択肢があり得よう。沈氏が提案された「奇形的な近代化」という表現もまた植民地社会事業近代化の特質を表現する1つの提案として示し得ると考えられるが、ここでは、筆者が選んだ「抑制的近代化」あるいは「抑制された近代化」という用語の背景をめぐってその論拠を示しておきたい。

歴史的現象の特質を短い言葉で象徴的に語ることは、歴史認識の基本に関わるものであり、研究の姿勢やパースペクティブと深く結びついている。本書のなかで述べたように、この研究では社会事業現象を政治的なダイナミズムのなかにとらえること、すなわち静的な把握ではなく植民地社会事業現象の動的な状況把握を目指すところから、動的なプロセスや主体と客体の力動関係を示し得る表現を模索した結果が「抑制された近代化」という表現となった。この研究は、すべての社会現象は人間によって引き起こされ、あらゆる社会現象は政治性、すなわち力の作用を含んでいるという社会科学の「公準」に基づいている。植民地社会事業現象における「抑制」はこれを行う主体と「抑制」される客体の関係を前提とし、「抑制」を行った主体の責任の所在を明確にしている。「抑制的近代化」および「抑制された近代化」の表現はこうした筆者の研究のスタンスとパースペクティブに基づいて用いたものである。同様の考え方で、第1期の植民地社会事業政策の政治的メカニズムを表す「破壊と修復」も、第2期の「解体と社会統合」も主体である「宗主国」の政治的行為と責任の所在を示す語を用いた。沈氏が指摘するように「抑制された近代化」という用語は、分かりにくい表現であることは否めないが、社会事業「近代化」の特質を政治性の動的なダイナミズムで表す用語を筆者が意図的に採用したことを、以上の論拠からご理解いただけるのではないだろうか。

もう1つ、筆者の「抑制された近代化」という思考の論拠について明確にしておきたい。沈氏が提案される「奇形的な近代化」の「奇形的」とは、その前提として「正しい形の近代化」「正常な形の近代化」があるという論理が隠されている。この考え方は「近代化」をめぐる重要な論争点であって、いわゆる西洋の「近代化」をモデルとして、これを「正しい形の近代化」とし、それ以外の地域の「近代化」を「正しい形」ととらえない、という枠組みのアナロジーであると認識している。筆者は、歴史的な事象を含む社会事象の評価に「正しい形」や「奇形の形」もしくは「正常」と「異常」という考え方をとらない立場に立っている。比較研究は、相対的な相違点や較差を明らかにすることを目的のひとつとするが、一方が「正しい形」もう一方が「奇形」というようなことはない。むしろ「近代化」が帝国によって進められるとき、地域住民にとってどのような意味をもつのかという、力動的な視点こそが、植民地社会事業研究では大切なポイントとなってくると考えている。一筋縄では解き明かせない「近代化論」を、本研究における中心軸に採用するにあたって、この点は筆者が研究の当初から慎重に留意した点であることを評者にお伝えしたい。

(2) 「福祉文化的基盤」の用語は、地域ごとに特性を示す「福祉文化」を生み出す文化的社会的な地域特質の傾向性を把握するために考え出した概念化ツールである。社会的共同性のあり方や救済、慈善、社会事業のあり方が地域ごとに異なることを、植民地社会事業の比較史研究のなかで明らかにする必要があることから、こうした用語と概念を設定した。

確かに、「福祉文化的基盤」の概念の構造、内包はまだ明確化されていない、との沈氏の指摘は否めないが、本書のなかで述べるように、「福祉文化的基盤」は福祉をめぐる学問、思想、芸術、技術、宗教、言語、政治などの「福祉文化」に対し、これを支える福祉の社会的な構造基盤を指している。「福祉文化」と「福祉文化的基盤」は相

互に作用し合ういわば、上部構造と下部構造の関係にあると考えており、さらに「福祉文化的基盤」を今後の研究上の有効な概念化ツールとするために、筆者は次のような3点を挙げて定義した(本書427頁)。

- ①「福祉文化的基盤」とは貧困者や生活困難者を社会的に包摂するための共同性の思考様式や行動様式をいい、価値判断を有する特定の集団や階層によってつくられる。
- ②その思考様式や行動様式は具体的には福祉の私的領域、公共領域、官領域における制度、システム、事業、行為となって現象する。
- ③「福祉文化的基盤」は不変不動ではなく、ある種の様式を再生産しながら、その内部条件、外部条件の変化に合わせて内容や様式が変化する。

沈氏が指摘され、また本書でも述べたように、「福祉文化的基盤」は今後さらなる応用を行って、科学的ツールとしての有効性を検証する必要がある。

もう1つの指摘は、終章で筆者が提案した前近代末期の台湾=中国、朝鮮、日本の「福祉文化的基盤」の概念図と、そこに記している、福祉の私的領域、公共領域そして官領域についての試論的問題提起が不十分ではないか、という点である。本書でも言及しているように、この概念図は試行的ではあるが根拠は明確で、前近代末期と時代的限定をしたなかでの台湾、朝鮮、日本の救済事業のあり方の相違をとらえ、イメージ化したものである。この概念図は、帝国日本による植民地社会事業政策が、各地域のいかなる福祉文化基盤のうえに、いわゆる「近代化」政策を行ったのかを明確化するうえで、不可欠の理論的検討であった。これまでの植民地社会事業歴史研究のなかでは、こうした各地域の比較とその類型化という試みは前例がなく、歴史的比較研究という方法のなかで、初めて可能となったアイデアである。確かに大胆な概念化で、賛否、異論の出るところではあるが、こうした議論への発展が、今後の東アジア福祉史および政策史の礎となることを願って

いる。

(3) 3つ目に沈氏が指摘される論点は、①被植民地住民の労働運動、反植民地支配運動について真正面からの言及がないこと、そして、②抵抗が強ければ植民地政策の推進は鈍くなり、抵抗が弱ければ推進が容易に加速できるため、この要因を台湾と朝鮮の近代化の到達点をはかる際に視野に入れるべきこと、の2点である。

これらの2点については、本研究において筆者が最も関心をはらった点である。なぜなら、こうした問題は、第二次大戦後の内外の植民地研究において最も注目され、多数の研究成果を上げてきた重要なテーマだからである。植民地社会事業領域における政治的抵抗については、本書の諸処において言及しているが、「運動」のような形態にまで昇華する例は、管見の限り見いだせなかった。反植民地支配への明確な意志を示す例では、台湾の社会事業家施乾の発言や行動があり、また朝鮮では総督府役人愈萬兼の朝鮮社会における社会事業の不適合性を指摘することを通しての婉曲な批判があった。しかしこのように政治的抵抗が言語化された例は決して多くはない。植民地社会事業領域における政治的抵抗は、総督府が準備する諸社会事業の利用率の低さに表れたように、社会事業を利用しない被植民地住民の意志や行動、産業社会に適合的な生活レベルの「近代化」や「皇民化」を強制する社会教化事業に無言のうちに従わない被植民地住民の意思や行動を通して発現したとみてよいだろう。「運動」のように組織化されたものではなく、また明確な言語化もなされないうちに発現する被植民地住民の政治的抵抗に、筆者は注目し言及してきた。このことが本書のなかで十分に伝わらなかったとすれば、政治的抵抗のあり方の多相性、多層性について明確に論じなかったことが、ご指摘をいただくこととなった筆者の不十分さであったと思う。露骨な政治的抵抗が失敗することが明白なとき、人々の抵抗は疑い、無視、否定、非協力といったさまざまな形を

とる。こうした一見消極的な人々の行動に含まれる政治的真意こそが、多くの被植民地住民が取り得る反植民地支配の行動であり、姿勢であろう。

次の問題は政治的抵抗の強弱と植民地政策推進との関係についての沈氏の指摘である。従来の多くの研究では、沈氏が指摘されるように政治的抵抗が強いと植民地政策の推進はむずかしいという両者の相関関係が研究成果として上げられてきた。こうした研究成果を尊重しつつ、筆者は植民地社会事業領域では「抑制された近代化」がなぜ生じ、ことに台湾に比して朝鮮において、なぜ低い水準にとどまったのかを比較のなかから検討した結果、従来の見解とはやや異なる結論を見いだすことになった。研究は真剣勝負であるから誤解をおそれずにいうと、①朝鮮や台湾の反植民地支配運動は社会事業政策を引き出す契機となったこと、しかし②その後の、植民地社会事業政策の浸透や到達点の水準は、政治的抵抗とは異なる要素の作用を受けた、という結論である。ここでいう「異なる要素」とは、当該社会が防貧を主眼とするシステムティックな社会事業政策を受容し得る社会条件を具備しているか否かの問題である。すなわち植民地社会事業政策の推進の度合いは、政治的抵抗という要件より、当該社会が社会事業システム受容の社会条件を有しているか否かという要件に左右される、という結論である。こうした社会条件の整備に朝鮮の植民地政策一般が実質的な成果を上げ得なかったことを、その責任とともにここでは再確認すべきであろう。

こうした結論は比較史研究のなかから析出されたもので、従来の各地域別植民地社会事業史研究で指摘される政治的抵抗運動と植民地社会事業政策との相関関係を解明する研究とは、若干異なる結論となった。研究のパースペクティブと研究方法論が異なると、こうした結論の相違が生じることを、筆者も改めて確認した次第である。

書評とリプライの機会を与えてくださった日本社会福祉学会および労をおとりくださった沈潔氏に再度、御礼申し上げます。

機関誌『社会福祉学』投稿規程

1. 機関誌編集規程3（資格）に基づき、投稿者は、共同研究者を含め、前年度中に学会員資格を得ていなければならない。
 2. 機関誌編集規程5（内容）に示す欄のうち、論文・実践報告・資料解題・調査報告は、原則として本学会員による自由投稿とする。
 3. 投稿する原稿は、未発表のものに限る。もし同じデータ・事例・資料等に基づいて投稿者が執筆した別の論文・報告書等（共同執筆も含む）があれば、投稿時に添付すること。また、投稿原稿は、1編ごとに独立、完結したものと扱い、審査過程に挙げるので、表題に「上・下」「1報・2報」「I・II」等をつけない。
 4. 投稿の締切りは、毎年、4月末日・7月末日・10月末日・1月末日とする。
 5. 原稿およびフロッピーディスクは、日本社会福祉学会事務局あてに送付する。
 6. 投稿論文掲載の可否は、「投稿受領から掲載までのフローチャート」に基づく審査により機関誌編集委員会（以下「委員会」）が決定する。
 7. 投稿論文がフローチャート上の査読過程で、当該号の掲載決定期日までに間に合わない場合は、次号への査読が継続しているものとみなす。
 8. 原稿が掲載された者には、1編につき別刷りを30部贈呈する。
 9. 投稿された原稿およびフロッピーディスクは返却せず、原稿およびフロッピーディスクは2年間保存のうえ、廃棄する。
 10. 投稿論文の審査結果に不服がある場合には、文書にて委員会に申し立てることができる。また、委員会の対応に不服がある場合には、社会福祉学会理事会に不服を申し立てることができる。
 11. 海外社会福祉研究欄は社会福祉およびその研究の動向の紹介にあて、その依頼は委員会が行う。
 12. 書評欄は、国内外の社会福祉研究に関する批評にあて、その依頼は委員会が行う。
- 付則 1. 2006年4月1日より4項を施行する。

東北アジアにおける「社会事業の近代化」と日本の「帝国主義」

浦和大学 沈 潔

1 論文へのコメント

本書から得た示唆を数点列挙する。

第1に、本書の大きな特徴は、従来の植民地社会事業研究のあり方そのものに対して問題提起がなされていることである。著者はこれまで植民地統治下の社会事業に対して、為政者などからの「善行」、「仁政」としての評価や植民地支配の「ムチ」に対する「アメ」であるとの両極の評価をふまえながら、近代化の指標で植民地支配という抑制的な政治状況のもとで行われる社会事業政策の特質を評価したことである。

第2に、新たな視点で「福祉文化的基盤」を提起したことであろう。著者は植民地社会事業近代化の対抗軸としての福祉文化的基盤はあくまで植民地的近代性のもつ抑圧制に起因するものであると述べている。朝鮮の近代化が台湾に比してより低い水準にとどまった主な要因は、占領以前の台湾・朝鮮両地域の福祉文化的基盤の格差にあり、また、台湾を占領した当時の水準は日本よりも高いにもかかわらず、終焉段階では台湾の近代化水準は日本より低い水準となったことを実証研究によって析出した。

また、従来の研究では朝鮮・台湾それに日本という別々の枠組みのなかで社会事業の展開が検討されてきたが、両地域の比較分析と日本との関連性を問うことにより、植民地から見た日本の社会事業動向という視点を析出しうる可能性を提示したこともとても重要である。

第3に、実は近年、当該分野において在日韓国人、中国人の学者による研究業績は注目されていたが、それと対話できる日本人学者の研究成果が待たれていた。なぜならば、植民地の歴史に関する研究は被植民地の立場からのアプローチが必要であるとともに、植民地支配側からのアプローチも重要だからである。現在、日本側からのアプローチの象徴となる本書の登場によって、東アジア社会事業近代化への追究を目指し、不幸な歴史を形成した隔たりを超えた双方の対話・協働の実現がさらに近づいてきたと実感できる。この意味で本書の意義はとても大きいと思う。

2 福祉文化的基盤の捉え方

著者の実証的な研究によって見いだした福祉文化的文化基礎の提起は、植民地社会事業の研究において、いかに重要であることを私たちに再認識させた。

著者の捉え方は、①貧困者や生活困難者を社会的に包摂するための共同の思

考様式や行動様式をいい、価値判断を有する特定の集団や階層によって作られる。②その思考様式や行動様式は具体的には福祉の私的領域・公共領域・公領域における制度・システム・事業・行為となって現象する。③福祉文化の基盤は不変不動ではなく、ある種の様式を再生産しながら、その内部条件・外部条件の変化にあわせて内容や様式が変化する。

また、その特徴について著者は、「当該社会が形成してきた福祉文化的基盤は、支配者による一方的な「近代化」の政治的力に対抗して、植民地住民がこれをコントロールし、受容を拒否したり、選択的に受容したり、改変して受容したりするフィルター装置としての政治性をもつ。被植民地住民の植民地支配に対する対抗と懐柔の政治的力が、この福祉文化的基盤のなかにみいだせる。

「社会事業」の実践上の有効性は当該社会の社会的共同性、なかでもその福祉文化的基盤と切り離れた施策では実体化できず、このことは非植民地よりも植民地体制下においてより明確に現れる。植民地体制下の新たな福祉システムの形成にあたっては、福祉文化的基盤の実績が一つの政治的な力として、作用することが認められる。

その捉え方は、非常に明確的で妥当だと思う。

著者の提起や捉え方に感銘する一方で、若干の補足をしておきたい。一点目は、福祉文化的基盤を考察する際には、以上に提示された枠組のほか、福祉文化的基盤を形成させ、変化させるためのプロセスに対する考察も重要だと思う。

そして、福祉文化的基礎を研究する際に、どのような社会的事象を取り上げるのか、もしくはどのような文献・資料・データを利用するかによって見いだした結論は異なってくる可能性がある。この視点に関しては留意する必要があるのではないかと思う。

3 近代化の捉え方

著者は植民地社会事業政策の分析に「近代化」の4つの指標を示された。つまり[①救貧策から防貧策への転換、②専門行政機関の設置および社会事業財政の確立、③社会事業の組織化・計画化、④社会事業教育の開始である。この四つの指標は実証研究にとって、非常に有効だと思い、共感を持っている。

しかし、実際に宗主国で実施された近代社会事業と彼らが各自の植民地で実施されたそれを比べると、「自国主体的近代化」と「植民地型の近代化」が存在していることが否認できない。「自国主体的近代化」は自らの意思（政府や権力者時には一部の民意を代弁して）に基づいて選択をし、そしてその利益のほとんどは自国に還元されるタイプのものを指す。逆に植民地で実施されたそれは、「自らの意思」と「利益の還元先」の2点に置いては大きく違っている。つまり、実証研究の際には2種類の近代化があることを念頭に置く必要があると、

私は思っている。

4 抑制された近代化

これまでの植民地社会事業研究は、結果を重視し静態的な研究が主流となっていたと思う。「抑制」という動的な角度から植民地社会事業の歴史を見るのは、独創性があり、学問的示唆を富んでおり、歴史のプロセスを研究する際、有効だと思う。

一方、プロセスを重視し、動態的な事象を重視する「抑制」の研究視点には、やはり一定の限界があると言えよう。歴大にして豊富な歴史の事象を見つめる時、重層的・複眼的な視点を常に留意する必要があると思う。そうでなければ、その歴史（植民地の歴史を含む）の本質や全体像がわれわれの視野から見逃される恐れもある。

そのため、抑制という動的な言葉で歴史の事象を観察する時、「公準」（大友昌子さん語）との相対的距離は常に意識する必要があると思う。抑制行動もしくは行為の主体、内包を常に明らかにしなければならないし、多くの場合の「抑制」には一時的か・地域的かの異常的発達などの現象が含まれるかどうかを検討する必要もある。

いずれにしても著者は、社会事業近代化政策に拮抗する「福祉文化的基盤」を伏線において「抑制された近代化」の具体相について実証分析を行った研究によって、これまでの植民地社会事業研究を一新にし、研究視野を一気に広げたと考える。著者によって示された新しい研究の枠組や研究手法をこれからの実証研究の中で検証し、整備していくことは私たちみんなの役割だと思う。こうした意味で、私は著者の研究意識を共感しながらも以上のコメントを申し上げた。このような対話が今後の建設的な議論につながれたらうれしく思う。

5 今後の国際研究のあり方

最近、東アジア共同体という言葉はあらゆる分野で取り上げられている。かつて、20世紀において「大東亜共栄圏」の構想もあった。21世紀の東アジア共同体の構想と20世紀に作られた「大東亜共栄圏」の構想との根本的な違いはなにか。「大東亜共栄圏」の構想は、対抗を軸にしたものであり、東アジア共同体は連携を主軸にしたものと思われる。

前向きな姿勢である21世紀の東アジア共同体の構想に向けて、社会福祉領域として国際研究の課題及びあり方について、数点の感想を述べておく。

① 話し合うこと

被害者・加害者双方が過去に発生したことや歴史について話し合うことが重

要である。それが自己自身の歴史感覚を豊かにすることにつながると思う。

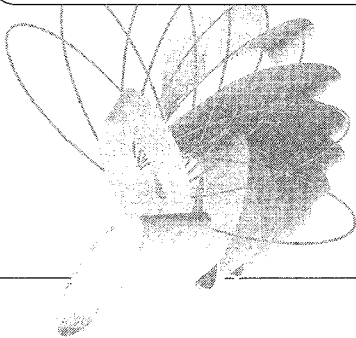
② アジア諸地域の研究者や当事者らが共同作業の形で着実な実証研究をすること

いま、アジア諸地域の研究者・当事者が共同作業の形で歴史事実を解明し、意見を出し合って共通認識を探し求める時期がやってきたと思う。こうした共通認識の土台に立ち、21世紀の東アジアの福祉政策・理論を考えていくべきではないかと思う。

③ 植民地支配時期の福祉政策・理論が現行の東アジア福祉モデル政策・理論研究との断絶性問題を解決する課題

④ アジア連帯の困難さを認識すること

20世紀の初頭、孫文はアジアの大同団結を提唱し、ほぼ同時期に日本の岡倉天心も「アジアが一つ」という表現を考案した。しかし、約100年経った現在においても、われわれはまだその目標を目指して努力し続けているところである。かつて抑圧された諸地域・諸民族から当初の日本帝国日本への反発はさまざまな形で現れてくると思う。たとえば、ワールドカップ時の中国若者たちからの不友好的な行為と反発などが代表的な事例である。自国が強大化するにつれて高揚し始めたナショナリズム、隣国の強大に伴って生まれた不安と焦り、これらはいずれも近代及び現代の歴史が背景となって生じた新しい課題である。アジア地域、そして東アジア地域の連帯の軸をどう考えるか。この大きな課題に直面し、解決の道を探して行かなければならない。



東アジアにおける福祉政策・理論の源流を求めて

沈 潔 浦和大学

今回のフォーラムは、「福祉政策・理論の源流を求めて」と題していますので、企画の趣旨に合わせて「東アジアにおける福祉政策・理論の源流を求めて」というテーマで報告させていただきます。幅広いテーマなので、本日は日本と中国との関わりに絞って歴史的検証という視点から話を進めていきます。

なぜ、いまなお歴史的検証の視点が必要となるのか。これを答えるために、2つの問題意識を提示してみたい。1つは、最近注目されてきた東アジア福祉モデルの研究ですが、それを支えてきた理念、理論の源流とはなにか、常に問われている課題です。一般的に考えると、福祉政策の概念や理論は、西欧近代国家の確立の契機に生成したもので、東アジア固有なものではなく舶来品と思われれます。しかし、西洋の「自由・民権・博愛」を源流とした福祉政策の理論と理念が、東アジアに伝わってきたときに東洋固有の「仁愛・仁義」の思想・理念と出会い、そこからどのような融合と衝突、そして、それはどういうプロセスで展開されたのか、さらにその展開のなかに創設された新しい理論とはなにか、東アジアの歴史的な財産としてトータルな視野で考えていく必要があります。

もう1つは、近代日本の植民地支配時期に日本が構想したいわゆる「大東亜共栄圏」の一環として、朝鮮半島、台湾、中国の東北部などの支配地域に実施された「東亜社会事業」政策およびその実践が、本日の東アジア福祉モデルの構築にどのような歴史的な教訓を提供できるか、歴史の連続

性と非連続性の視点から追究しなければならない問題です。

個人的な理解では、19世紀なかばごろ、日本と中国の知識人たちは西洋の福祉政策に関心を持ち始めたと思います。江戸幕府末期から明治時代の初期まで、日本は多くの留学生をヨーロッパに送り出し、やや遅れて、中国も海外に大量な留学生を派遣し、西洋の近代化を学び、社会の進歩と民族の独立を獲得するために必死でした。しかし、20世紀以後に近代日本は国力の増強に連れて、帝国主義政策が実施され、周辺東アジア地域に対する植民地支配策はいっそう加速されました。脅かされた中国、朝鮮などには非常におもしろい現象が現れました。つまり、中国・朝鮮の知識人たちは日本植民地支配に強い抵抗をもちながら、日清戦争での中国の敗北を日本の近代化政策の成功とみなし、文化面での「日本学び」が始まったのです。

19世紀までは、東アジアにおける近代福祉政策理論などの吸収は、ヨーロッパ諸国に直接に求めることが多かったが、20世紀以後にはその経路はかなり変わってヨーロッパ諸国だけではなく、日本の植民地福祉政策への留意に傾き始めたといえるでしょう。というのは、当時の日本は軍国主義国家・帝国主義国家であると同時に、文化的先進国という側面もありました。

しかし、日本の敗戦後、冷戦などの国際環境および日本国内の政治環境の影響下、歴史認識が政治問題と絡んでしまい、日本が植民地支配時期に東アジアの支配地域で強行的に推し進めた福祉政

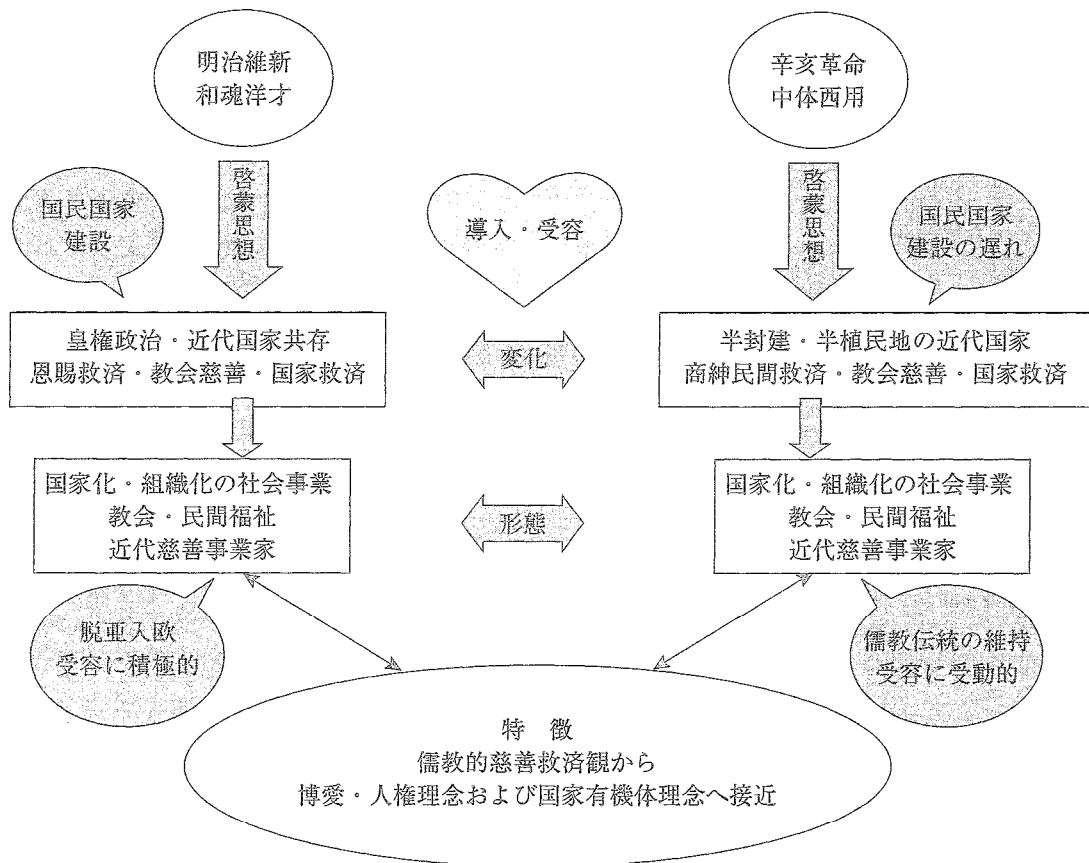


図1 形成過程における日・中の類似性

策に対する認識，整理および検証作業がきちんと行われていませんでした。この時期の歴史事実を回避，あるいはごまかすという姿勢はよい選択ではありません。いま，アジア諸地域の研究者，当事者が共同作業の形でいままでにタブーとされてきた歴史事実を解明し，異見を出し合って共通認識を探し求める時期がきたと思います。こうした共通認識の土台に立ち，21世紀の東アジア福祉政策，理論を考えていくべきではないかと思いません。

さて，すでに触れた2つの問題意識をめぐっていくつかの角度から東アジアの福祉政策・理論の源流を考えてみます。

第1の問題意識に対して特に提示したい論点は，3つあります。第1に，東アジアは西洋の福祉政策を理解・受容するとき，まず儒教的慈善救済観から博愛・人権理念および国家有機体理念への接近というプロセスを通じて出発したと考えら

れます。第2に，東アジア地域では西洋の福祉政策の思想・理論を受容する時期に，「思想連鎖」（山室信一氏の定義），「時空運動」の傾向があります。第3に，東アジア諸国の福祉政策の形成に強い影響を与えた西洋の思想・理論は，「民権」・「博愛」という啓蒙思想，連帯思想とセツルメント運動，ソーシャルワーク教育にあると思いません。

具体的に説明すると，19世紀末期から敗戦までの間には，東アジア地域の諸国は近代国家の形成とともに儒教的慈善救済観から近代的な福祉政策・理論へ脱皮していく模索が絶えずに続けられていました。その探索のなかにとりわけ日本と中国は，西洋の理論へ接近しながら，自国の政策・理論を形成していくプロセスは非常に似ていました（図1参照）。その背景には，近代日本と近代中国がおかれていた歴史的環境に共通している面があったからと思われます。たとえば，日本は1860年代において国民国家を目指した明治維新を

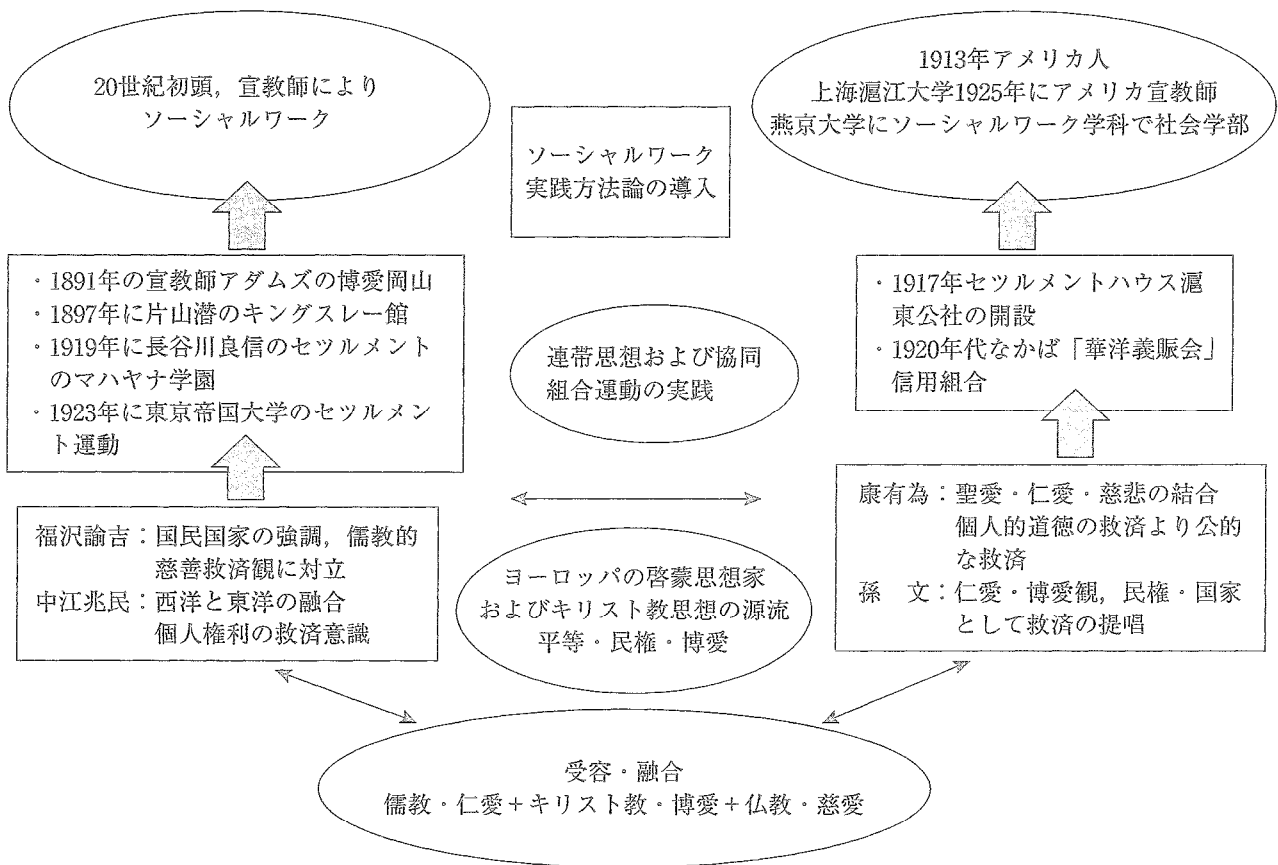


図2 思想源流における日・中の共通性

迎え、中国では1911年に2000年も続けられてきた封建王朝を倒す辛亥革命が勃発しました。西洋文明を受容する過程のなかに、日本では「和魂洋才」、中国では「中体西用」のような伝統文化の主導性を強調する理論がそれぞれはやっていました。さらに、西洋理論の導入、受容によって社会事業・慈善分野にもたらされた変化といえ、日本では、皇権政治・近代国家の共存および恩賜救済・教会慈善・国家救済の成立でした。一方、中国では半封建・半植民地の近代国家の設立、および商紳の民間救済・教会慈善・国家救済ができました。結果としては、日本と中国が同様に国家化・組織化の社会事業や教会・民間福祉事業の原形ならびに近代慈善事業家は、形成されつつありました。しかし、大きく異なった点も多々あるのです。1点だけ指摘しなければならないのは、西洋理論の受容に対して近代日本は「脱亜入欧」といった積極的な姿勢であり、一方の中国は、あくまで儒教的伝統を維持するといった受動的な姿勢

をとっていたことです。

実にこれらのプロセスが似ているだけではなく、西洋に求めた思想、理論にも共通したことが多かったとみられます。日中双方の関連資料を調べてみると、日本および中国の福祉政策に強い影響を与えたヨーロッパ文化の源流が主に3つがあると思います(図2参照)。

1つは、「民権」・「博愛」という啓蒙思想の受容です。

近代日本啓蒙思想家の福沢諭吉の論著『文明論之概略』『西洋事情』における主な論点は、個人的道徳救済と、公的政策的救済の混乱を否定、救済における個人的道義よりも組織的や科学性の重要さの重視、儒教的な救済の基本であった序列的關係を否定するなどにあると、理解できます。

そして、東洋のルソーと称された自由民権論者の中江兆民が提示した救済論の特徴は、東洋的土壌と西洋的知見の結合のうえに開拓されたものとみられます。彼は、博愛を仁愛に訳したり、博愛

を儒教の仁愛、仏教の慈善と解釈したりしていました。また、中江の思想のなかに、貧困者の恤救は社会の義務だけでなく、間接的には自分の権利を守る観点も現れたと思われまます。

近代福祉の実践家としてしばしば取り上げられる洪沢栄一は、国際派でありながら、孔子の教えの『論語』を生涯の行動規範とし、生涯で600以上の社会福祉関連施設の設立に関わってきました。一方、中国の洪沢栄一といわれる張謇という人物がいました。彼は中国近代社会の最も有名な実業家、慈善事業家で、新儒教の提唱者でもあります。彼は「仁義・兼愛」論を基盤とし、そこにキリスト教の「博愛」理念からの影響を加味して自分の慈善救済思想を形成しました。1903年日本を視察したとき、張謇は洪沢栄一と交友を始め、洪沢氏に習い、中国の江南地域に数多くの近代的な児童・養老施設を設立しました。

また、清朝末期から中華民国初期にかけて活躍していた啓蒙思想家の康有為、孫文などがいます。康有為は欧州に周遊した経験を持ち、西欧諸国の事情に深い理解をもっている人物です。彼は著書『大同書』のなかに、個人的道徳の救済より公的な救済を提唱し、さらに公的救済に基づいて「ゆりかごから墓場まで」の独自のユートピア大同世界を描き出しました。康有為の大同理想社会の原点は、儒教の「仁愛」であったが、彼がヨーロッパのキリスト教の「聖愛」と儒教思想の「仁愛」および仏教思想の「慈悲」を結びつけて平等の大同世界を論じた初めての学者として注目されています。

ほかに中華民国の建国の父と呼ばれる孫文は、周知のように彼は、19世紀後半から20世紀の初めまで、長らくイギリス、フランスなどに滞在し、資本主義国家の社会問題を目撃し、調査してきた経験があります。彼が主張した民族・民権・民生といった「三民思想」のなかに、イギリス穏健派の民権思想、ルソーの『社会契約論』の影響などがみられます。孫文は国民国家としての慈善事業の成立は重要であると認識し、国家慈善事業の成立を呼びかけました。また、キリスト教信者であ

る孫文は、博愛と仁愛はお互いに通じているものという理解に基づき、国家としての慈善事業を次のように論じたことがあります。つまり、いままで中国歴史の流れのなかに形成されてきた慈善事業を3つのタイプに分類することができる。第1種のタイプは「救世の仁」といい、仏教やキリスト教などの宗教家の仁である。大半の宗教は「皆犠牲を主義にし、衆生を救済する」ことを目的とするのであり、その主義によって世を救う者が仁人である。第2種のタイプは「救人の仁」といい、慈善家の仁であり、「お金を投げ出して人を救うのは慈善家の仁」という。彼らは善事をなしたり、人に布施をしたりすることを楽しむ、財産で世を救う仁人である。第3種のタイプは「救国の仁」といい、すなわち「志士愛国の仁である」。彼らは、慈善家や宗教家らと外見的には「心掛けは同じであるが、目的が異なっている」。すなわち、国家の設立で世を救う仁人である。孫文の国家慈善事業観は、その後の毛沢東にも影響を与えたようです。

おもしろいことは、以上に取り上げられた中国の先駆者たちは、ほとんど日本での滞在経験を持ち、日本の近代化に強い関心をもっていた人々でした。つまり、彼らは近代日本を手本として学びながら、日本を近代化への道でのライバルと民族独立への道での敵として意識していたともいえるでしょう。

2つ目の源流は、連帯思想とセツルメント運動です。

实例を取り上げてみますと、日本の場合は1891年の宣教師アダムズ (Alice Pettee Adams; 1866~1937) による岡山博愛会の成立、1897年、片山潜によるセツルメント・ハウスとしてキングスレー・ホール (Kingsley Hall) の開設、1919年に長谷川良信によるセツルメントのマハヤナ学園、1923年に東京帝国大学のセツルメント運動などがありました。

中国の場合、1917年にセツルメント・ハウスとして滬東公社が開設され、1918年に中国最初の合作社 (協同組合) の北京大学消費組合が誕生

し、1919年に連帯思想の提唱者である薛仙舟の提案で「上海国民貯蓄銀行」が設立され、1925年に燕京大学のセツルメント清河試験区の開設などがありました。1920年代なかばに連帯思想を理念として西洋人の首唱によって創立された「華洋義賑会」は、1932年まで河北省地域で農民協働組合組織379をつくりました。合作事業は単なる救貧にとどまるのではなく、生活の手段を与え、貧困を予防するのが基本的な趣旨となっています。

3つ目の源流は、ソーシャルワーク教育の導入です。

ソーシャルワーク教育の導入は、福祉事業成立の重要な指標であると、よくいわれています。日本は20世紀初頭に、宣教師によってソーシャルワーク教育が始まったといえます。一方、中国では、1864年に中国初めてのキリスト教大学が山東省に誕生し、ソーシャルワーク教育の導入は、1913年アメリカ人宣教師によって設立された上海滬江大学のソーシャルワーク学科が嚆矢でした。その後の1925年、燕京大学にソーシャルワーク学科、1930年代に福建協和大学に農村ソーシャルワーク学科、1940年代に金陵女子大学に児童ソーシャルワーク学科が次々と設立されました。また、1911年、コロンビア大学の社会学部で「中国の慈善救済事業」をテーマにして哲学博士号を取得した朱友漁氏によって、ソーシャルワークの方法論およびセツルメントのあり方が中国に伝えられました。

以上のように、日本と中国では西洋に求めた福祉政策・理論の源流に共通していることが非常に多いです。

次に、第2の問題意識について日本の植民地社会事業政策に焦点を絞って話をします。

前述したように、20世紀に入ってから東アジア福祉政策の構図が変わってきました。日本植民地統治当局は植民地拡張政策の一環として、台湾、朝鮮、中国の東北部の支配地域の武力を背景に、強行的に植民地社会事業政策を実施した時期があります。医療保護政策からみれば、日本は「伝染病予防法」(1887年) および『国民医療法』(1941

年)を公布しましたが、その後、その焼き直し版といえるものを台湾に『台湾伝染病予防令』(1914年)、『国民医療法』(1942年)、朝鮮に『伝染病予防令』(1915年)、『朝鮮医療令』(1944年)、「満洲国」に『伝染病予防法』(1937年)、『国民医療法』(1943年)をそれぞれに公布・施行しました。日本独自の隣保事業の方面委員制度を植民支配地域へ押し広めることに関しても同様で、1918年に大阪でスタートされた方面委員制度は、1923年に台湾で、1927年に朝鮮で、1940年に「満洲国」で導入されました。

また、植民支配時期の間に日本で活躍していた社会事業の思想家の後藤新平、山口昇、生江孝之などが、日本と植民支配地域の間で往来し、社会事業調査や社会政策講習会などの活動を行っていき、植民地社会事業政策の策定に関わってきました。当時に、日本中央社会事業協会が刊行した『社会事業年鑑』に台湾、朝鮮、満洲など植民地ごとの動向を掲載し、または、協会誌の『社会事業研究』『社会事業彙報』のなかに、東アジア諸地域の社会事業政策の研究、調査報告が大量に取り上げられました。そして、中国を対象とした社会事業調査も数多く残されています。たとえば『欧米人の支那における文化事業』(山口昇編 1921年)、『支那社会事業調査報告』(生江孝之編 1940年)などはその代表的な例です。

日本社会事業団体により各植民地に出版された社会事業政策に関する雑誌や書籍などは、多数あります。たとえば、「満洲」および「満洲国」で刊行された『満洲社会事業』『満洲社会事業要覧』などがその一例です。人材の養成に関して、各植民地が数回にわたって若者が中心となった「社会事業研修生団」を日本に送り出し、日本の社会事業政策の理論および実践を学ばせました。

もちろん、植民地地域をフィールドした民間レベルでの福祉実践活動も多く存在するわけです。たとえば戦時中の中国における榎本貴雄氏の福祉奉仕活動などが挙げられます(永岡正己・加藤博史氏の研究成果を参照)。

つまり、20世紀初頭から日本の敗戦まで約半世

紀にわたって、東アジアの福祉理論・政策の形成のなかで、日本の植民地社会事業政策がひとつの重要な中軸となっていたことは事実です。さきほど、福祉理論・政策の生成において、東アジア地域は「思想の連鎖」という特徴をもっていたことに触れましたが、実に、思想の連鎖のみではなく「時空の連動」という特徴もはっきりと現れてきたと思います。

しかし、植民地支配時期に行われた日本の社会事業政策・理論に対して、あまりにも暴力的、強行的に押し込まれたものだったため、いまの中国や韓国などでは、それに対する抵抗と反感がいまになってもまだ強く残っていると感じます。

東アジア福祉政策・理論に求められた本来の「平等・民権・博愛」理念が植民支配のナショナリズム背景の下にねじ曲げられたことを、東アジア諸地域の研究者、当事者および実践者たちの実証的、冷静な共同作業を通して再認識していくべ

きだと思っています。今日のさまざまな現象は、いずれも複雑な歴史に由来したもので、歴史の連続性と非連続性の観点から、これらの歴史の事実を客観的に受け止め、東アジア福祉政策・理論の源流を求めていくことになるだろうと思います。

最後に、東アジアにおける福祉政策・理論の源流を追究していく趣旨に戻って、次の課題を提示させていただきます。①国民国家形成時期に確立された福祉理論の基礎（儒教・仁愛+キリスト教・博愛+仏教・慈愛）および本土化の方法論が、現行の東アジア福祉モデル研究との連続性の解明につながります。②歴史から現在まで東アジア地域に続いてきた民間レベルの福祉実践活動をどのように体系化、理論化するかという課題です。③植民地支配時期の福祉政策・理論が現行の東アジア福祉モデル政策・理論研究との断絶性問題を解決するかという課題です。

以上、私の報告を終わりにします。

「満洲国」社会事業の展開

——衛生医療事業を中心に——

浦和大学 沈 潔

はじめに

「満洲国」の社会事業についての日中両国認識のズレは明らかである。かつて満洲に一時的に活動を行った社会事業家でもある賀川豊彦は、「日本が行った侵略のなかで満洲国だけはロマンを持っています¹⁾」と、自らの活動を高く評価したことがある。また、歴史研究者の山室信一は、「社会福祉事業を取り上げることはどうしても統治の仁慈的、恩恵的側面に当たることにならざるを得ず、日本人としてそれを積極的に実証していくことは心理的抵抗が伴い、そこに研究の空白が生じてきたというのが実情であろう²⁾」と、「満洲国」社会事業研究の遅れた理由を研究者の心理的な要因から説明したこともある。日本側が植民地だった「満洲国」で施した慈善救済の善事に対して、いったいどう評価すべきか、日本側の研究者にとって心境がいかに複雑なのかを語ってくれた。

一方、中国側がその相反する姿勢をとっていることは鮮明的である。「ロシア及び日本は旅順・大連を侵略した47年間、植民地当局は中国人のための社会福祉事業を一つもしていなかった。植民地支配を粉飾するために、地域の有力者や商人は大連広済善堂、世界紅卍字会などの慈善団体の救貧、救済、養老活動を認めたことがある³⁾」。「満洲国」の支配時期に社会事業が行われたことを認めたが、その目的はあくまで植民地支配を飾りつくろうと言うことにあるとの結論である。具体的な面においても、たとえば、衛生医療に関しては、日本支配下の「この時期の衛生医療事業は、植民地支配者しか利用できない病院が多数を占め、中国人群衆の基本的な医療がほとんど保障されていない。植民地支配の特質は明らかに映されたのであろう⁴⁾」と、全面的に批判している。

そこで、本稿は以上のような日中両側の立場と視点の分岐を視野に入れて、かつての「満洲国」に社会事業がいったいどのように展開され、どのような役割を果たし、そして、どのような特質を持っていたのか、これらの疑問を問題意識として追究していきたい。また、衛生医療は社会事業政策のそのものであるという考えがあるため、本稿は衛生医療を焦点にして実証的な研究作業を進めていく予定である。

1 「満洲国」社会事業展開の背景

(1) 「満洲国」の社会構造

「満洲国」は、1932年3月、清朝最後の皇帝だった宣統帝溥儀を執政として建国宣言をした「中国の中の国」である。その後、日本の敗戦と共に姿を消した。その存続期間はわずか13年5ヶ月しかなかった。現在の中国においては、「満洲国」が日本のいわゆる「大東亜共栄圏」の植民地支配拡張政策によって中国の東北地域に作られた傀儡政権であると見なされ、その政権としての歴史を認めなかった。

「満洲国」の成立以前、中国東北地域の人口は4千万の中に漢族が3600万人占めていた。満洲族は清朝初期に官途を求めて内陸の進出を始めた後、既に漢族との同化を進めていたので、満洲に残された満民族の人口は260万前後、モンゴル族も100万前後に達していた。当時の「満洲国」は満族、モンゴル族、漢族などの人口を「満人」として扱っていた。「満洲国」の成立後及び太平洋戦争直前の人口状況は表1と表2の通りである。

表1 「満洲国」建国直後の人口⁵⁾ (1933年調査)

	戸数	人口	男	女	女対男の割合
全「満洲国」	4,829,881	29,606,117	16,332,354	13,273,763	100:123
「満洲人」	4,707,159	28,902,592	15,952,952	12,949,640	100:125
日本	92,576	566,471	300,601	265,870	100:113
その他の民族	30,147	137,054	78,801	58,253	100:135

表2 太平洋戦争直前の「満洲国」の人口⁶⁾ (1940年10月臨時国勢調査)

民族別		民族別の総人口数	民族の内約
満洲人		40,858,473	
内訳	満洲旗人		2,677,288
	漢人		36,870,978
	蒙古人		1,065,792
	回教人		194,473
	その他		49,942
日本人		2,271,495	
内訳	内々地人		819,614
	朝鮮人		1,450,384
	その他		1,497
第三国人		3,732	
無国籍人		69,180	
合計		43,202,880	

著者注：第三国人は欧米人を示すこと。無国籍人は白系ロシア人を示すこと。

人口の状況について見れば、「満洲国」建国直後に中国各民族の居住人口が97%以上を占め、圧倒的な優勢になっている点が挙げられる。日本人は2%に満たず、その他の民族も1%となっている。太平洋戦争直前に中国各民族の居住人口が94.5%、日本人が5.26%に変わった。人口構成の特徴として、その一、被抑圧民族の人数が膨大であり、支配者の日本人が数字的に不利な立場にあるため、被抑圧民族に対して強い警戒心と防衛心理を抱くことは避けられない。その二、移民政策の実施に伴って、日本人としての人口が急激に増加している。「満洲事変後における朝鮮人農民の来満者は年平均四万乃至五万、即ち一万戸内外であってその大部分は僅かに目的地に至る迄の旅費を持つのみで或いは縁故者を辿り、或いは漫然と全満各地に移住する⁷⁾」つまり、満洲事変以後、日本政府は日本人枠に入れた朝鮮人の移民政策を強く推し進めた。太平洋戦争の前、日本人の人口がすでに227万人を超えていた。

社会構造は人口構造よりも更に複雑である。日露戦争の後、日本は東北の南部に入り、満洲の植民地統治地域を少しずつ拡大していった。関東州と満鉄統治機構が設置され、部分的に植民地統治が始められた。当時、日本人の活動範囲は旅順、大連及び満鉄付属地一帯に集中していた。日本人と中国人の活動空間は互いに独立し、同じ地域の中で中国人社会と日本人社会という二つの大きな社会構造が同時に形成されていった。

「満洲国」成立後、日本は傀儡政権を操って事実上の植民地統治を開始した。中国各民族を内側から抑制するため、日本人は日本国・「満洲国」の二重国籍身分を認め「満洲国」の政治統治に直接関与した。同時に「満洲国」への大量移民に着手し、日本人の活動空間と中国人の活動空間は互いに交差を始めて、社会関係と社会利益に於ける新しい合流と分化が生じていった。民族統治から見れば、植民支配者側の日本人は、そのうちに内々地日本人、台湾人としての日本人、朝鮮人としての日本人など、民族によって階層化されている。被支配者側の中国人にも、満民族、モンゴル民族、イスラム民族、漢民族に構造化されている。しかし、階級統治から見れば、この構造はまた変わっていく。例えば、上流社会に中国人がいる、下層社会に日本人もいる。「満洲国」の社会事業は、こうした民族支配、階級支配といった重層化支配構造の下で行われた。

(2) 「満洲国」社会事業のねらい

「満洲国」の社会事業は、どのような目的で実施すべきか、どのような手段で行うべきか、日本及び満洲地域の日本人の間で論議された。その論争の趣旨については以下の資料を通して、いくつかの動向がうかがわれる。

1) 略奪補償論

略奪補償論は、「満洲国」社会事業を提唱する側の一つの理論根拠になっている。

当時、長年満洲に生活した「満洲国」社会事業協会の責任者である渋谷弥五郎は、雑誌の紙面を通して次のような主張を述べた。「日満不可分関係に基く日満経済統制が強く叫ばれて居」たが、「実際には日本の満洲に対する経済的な略奪以外何もないと満人の眼底に映して居る⁸⁾」。それを是正するため、渋谷弥五郎は「日本はもっと与へなければならぬと思ふ。与へることを知って取ることを為さない政策を織り込まなければならぬと思ふ。この政策こそ日

本社会事業家各位の唱導に俟たなければならないと考へて居る。こうした意味に於て日満社会事業聯盟は形態が対等ではあるが、満洲国としてはその内容には多分に日本側の後援を求めて居るのである。亦日本国としては当然の義務として十分に之に力を与えて貰い度ものである⁹⁾」。

当時、「満洲国」社会事業が直面された大きな社会問題とは、むしろ日本の過酷な経済搾取によって中国人の抵抗や反感を買った抵抗運動の多発である。渋谷氏の発言は、まさに社会事業が鞭の対としての飴の役割を果たしてもらおうとしたものである。

日本の過度な搾取によって大きな抵抗を買ってしまうのではないかというような心配は、「満洲国」設立以前にもよく取り上げられていた。満鉄に所属する満洲社会事業研究会のメンバー山田武吉は、次のような発言をした。「日露戦争直後には謬れる優越感によって支那人を侮蔑し凌辱した日本人があり、今でも個人としての日本人の中には尾籠なる利己的行動に出づる者もあれど、日本としては満洲において寧ろ多く支那人に与へて居り、而も条約上の既得権益たる土地商租権、鉄道敷設権、鉱山開採権その他の満蒙開発上必要なる権益は支那当局の阻止を受けて今に至るも尚実現されず、却つて支那側から反日的対抗手段に出でられ、北満地方においては日本人の居住、往来、営業の自由さへも阻害されると云ふ有様である。是等の明白なる事実から考へて、日本乃至日本人が余り取り過ぎるから支那乃至支那人の対日感情が悪くなるのだ¹⁰⁾」。山田氏の基本的な考え方にも、社会事業は、略奪の代わりに慰める役割を果たすことである。

2) 「満洲国」植民地支配の正当性を世界に表明する論調

武力で満洲及び「満洲国」の支配権力を握ることに対しては、中国だけではなく国際社会からも強く抗議が起こされた。国際社会の批判を抑え、かつ満洲支配及び支配秩序の拡大を順調に進めていくために、社会事業の実績を挙げることは重要であるという主張が「満洲国」設立以前にも論じられ始めた。満鉄に所属していた満洲社会事業研究会の編集長である山田英峰は、日本が満洲地方での社会事業政策の基本方針について、こう語った。「支那と相提携して此の半開地たる満蒙大陸の文化的開発に当り、これを世界に公開し、日支両国および両国民の共存共栄と共に世界人類社会の共同福祉を増進するに努めねばならぬ。これが我が満蒙策の第一義諦である。……今後の我が満蒙策は王道的和平主義を基調として文化的、経済的、社会的にその歩を進むること、せねばならぬ¹¹⁾」。

「満洲国」設立後も、「満洲国」に衛生医療を推し進めることについて、「満洲国王道主義精神の徹底；満洲国社会事業政策基礎の確立；日本道德の世界的表明；国境を超越したる日満融合親善の確立；満洲国医業制度の民衆化。然して徹底的医業の社会化普及を卒先躬行し、之が医業国営の前哨的特徴を醸成し単に医業制度の確立のみに止まらず重大なる五大使命の達成に傾倒されん事を取て当路者の奮起を促すものである¹²⁾」。衛生医療政策の世論が見られた。

上述した議論から、「満洲国」社会事業の必要性は何だったのか、その理由はどこにあったのかを示してくれたと言えよう。

2. 「満洲国」における衛生・医療の展開

(1) 社会事業政策としての衛生医療の展開

「満洲国」の建国当初、衛生医療体制が社会事業の一環として直ちに立ち上がった。衛生医療は社会事業であろうか？なぜ社会事業政策の中に衛生医療を重要な位置に付けられたのか？疑問を解いていくために三つの見解を提起する。

まず、日本植民地支配政策の中に「国家衛生」を大いに強調する傾向はある。19世紀末は日本の植民地統治が開始された時期であり、日本国内において国家による衛生の制度化が進展した時期でもあった。「こうした中で衛生の制度化は植民地にも強制されることになった。近代国家は医療衛生事業を制度化することは統治のために回路として医療・衛生を行政に取り込むことであったが、それは、植民地にも適用された。そして、衛生の制度化という近代化政策の展開こそが植民地化であった」と、優れた研究成果が実証されたことがある。¹³⁾

「国家衛生」で植民するとの論調が、日本植民地開拓思想の中によく見られる。満鉄初代総裁の後藤新平が満洲植民開拓の時期に、この日本植民地支配の独自性がより具現化・体系化された。台湾総督府の衛生局長を務めたとき衛生行政の成功で出世した後藤は、満鉄に赴任した際、地方部に衛生課を設立し、満洲衛生行政の先駆けを切り開いた。後藤は衛生の普及と貧困の防止は、社会事業の二本柱であると繰り返し主張したこともあった。「大連には建設費だけに650万円も掛かった東洋一の病院のほか、奉天の医科大学と共に満洲各地に28カ所の病院が設立されました」¹⁴⁾。此の実践したことに関して、「伯（後藤）が衛生局長時代より抱懐せる社会事業観の一端が、はからずも此処に表現せられたものであった」¹⁵⁾という評価が下されたことがある。

日本植民地支配政策の策定者の一人である後藤は、満鉄での在職期間は僅か2年間しかなかったが「国家衛生論」に基づいた社会事業の基本方針は、その後も延々に踏襲され、「満洲国」の社会事業にも影響をおよぼした。「満洲国」社会事業のプランを描いたのはほとんど満鉄に所属する満洲社会事業研究会のメンバーたちで、これを貫いたのである。

その二、満洲地域において、19世紀後半20世紀にかけて欧米人の満洲地域への進出が盛んになった。1935年、日本側の調査によれば、「満洲国」全域にキリスト教会は合計773カ所あり、プロテスタントが450カ所、カトリックは323カ所があった。¹⁶⁾多くの教会は宣教しながら現地¹⁷⁾の貧民を対象にした救療活動に力を入れた。1938年日本外務省の調査結果を参照すれば、満洲地域に欧米の宗教団体が持っている社会事業施設は69カ所あり、そのうち38カ所が医療施設である。「満洲国」の建国には欧米諸国を含む国際社会が認めてなかったため、欧米人の救療活動はある意味で日本の「満洲国」支配に対抗する姿勢を取ろうと意図している。これに関して「満洲国」の社会事業政策の策定に直接に関わった元日本女子大学教授の山田淑子は、「満洲国」と社会事業」を題に、両者の関係について次のように述べた。「夫に反して欧米人は、武力に依らず、宗教の布教を名として所謂人道主義に基づいた文化事業の発達に努めて来たのである。私は先年南方支那を旅行した際、彼地に於ける文化事業、社会事業が多く欧米人の経営である事を知つて聊か驚いたのである。……それは即ち如何に欧米人の感化が南方支那の民

衆を支配してゐるかといふ事を物語るものである。斯くして欧米人は武力に依らず、即ち文化事業に依つて彼等の勢力範囲を獲得し、全く潜行的侵略を試みつゝあつたのでないか、又は「今日南方支那の排日の原因となつて居るのではないかとも思はれる」¹⁸⁾。その脅威を感じた心境や医療、教育を取るべき考えが提示された。日本の「満洲国」の統治を欧米諸国の挑戦に対峙して見れば、衛生医療政策を重視せざるを得ない立場になつたでは、と考えられる。

その三、満洲地方の住民は、以前からも伝染病及び地方病の氾濫に苦しんでいた。死亡率の高い伝染病や地方病が流行するたびに、多数の犠牲者を出した。ほかの地方と比べても、満洲地方の伝染病の死亡率ははるかに高かつた。清朝末期の宣統2年では、満洲一帯を襲撃した肺ペストにより多数の住民が死亡した。そのため、民国に入ると、中華民国臨時政府は民国元年(1912年)に満洲地方に「東北防疫処」を設置し、「防疫条例」を公布、そして衛生の相談会をも設置した。それをきっかけに、北京防疫所が設置され、衛生局が独立し、南京政府の衛生部も最終的に中央の防疫機関として独立した。このような特別な経緯があつたので、防疫ルールの上に立つ「満洲国」にとっての一つの選択肢と考えられる。

また、偶然なことかもしれないが1932年(大同元年)、「満洲国」建国の直後、満洲地方は百年に一度の大水害に見舞われた。水害の後も、さまざまな伝染病が蔓延し、住民は不安定的な状態であつた。立ち上がったばかりの「満洲国」政権支配にとっては、この伝染病の蔓延も極めて大きな脅威であつた。

以上の要因を踏まえて、1933年(大同2年)、「満洲国」は、緊急に実現すべき医療方針を出した。具体的な内容は以下の通りである。

①地方衛生機関の充実。各省に医師・薬剤師・事務関係の職員を衛生指導員として配置し、地方の衛生機関の中核とする。各県には衛生係員を配置し、また各省附属の細菌衛生試験室を設置し、それを地方の衛生機関として機能させる。

②医療の社会への普及。病院及び公医診療所の設置により救療の実を挙げようとした方針のもとで、病院施設を人口比によって設置した。まず、患者収容の病床数によって病院をA級百床、B級五十床、C級二十床の三等級に分け、A級は人口5万—10万人、B級は2万—3万人、C級は1万—2万人の地域に設置することが定められた。最初の計画では、A・B・Cを合わせて58院の増設が予定された。そして公医診療所は五箇年計画として、各県合計170カ所の配置が予定され、各施設内には診察室及び病室を持つことが地方に呼びかけられた。

③伝染病の予防と撲滅。この方面においても三箇年の計画が立てられ、各地に衛生技術工場の増設を勧め、それを、従事員の訓練・農村常備薬の供給・漢方医の補習教育機関とすることにより、防疫動員の準備をさせることにした。¹⁹⁾

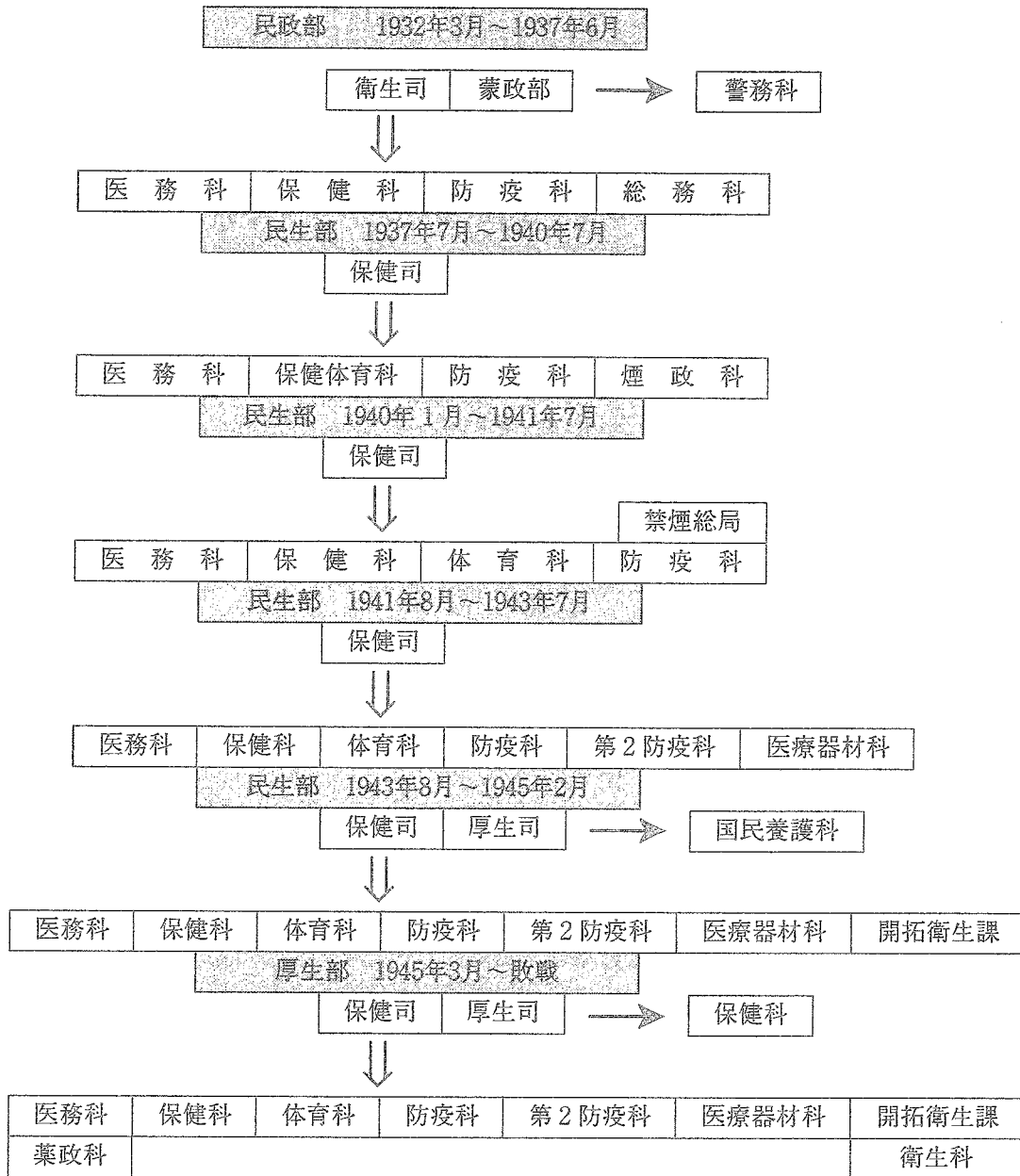
建国初期に定められた以上の三大医療政策は、社会治安の維持と社会問題の解決という立場にたって確立した社会事業政策とも見られる。

(2) 「満洲国」の衛生・医療行政機関の設置と沿革(図1参照)

1) 建国初期の衛生医療行政

1932年3月、「満洲国」設立の当初、衛生医療行政機関が設けられた。国务院民政部に衛生

図1 「満洲国」医療行政の沿革図



※著者より作成

司を創設した。これは衛生医療に関する国の行政である。衛生司の下に医務科、保健科、防疫科、総務科を設置した。

医務科の所管は「医務科ニ於テハ主トシテ疾病ノ治療ヲ目的トシ其ノ内容ハ治療ニ関スル人物及施設ニ関スル行政ヲ包含ス医師、薬品、病院等²⁰⁾」。保健科の所管は「保健科ニ於テハ主トシテ公衆ノ健康増進ヲ目的トシ、且公衆ノ健康保険ニ必要ナル社会条件ヲ維持センカ為公衆ノ健康保持ニ必要ナル社会的な原因ヲ除去セントスル積極的ノ衛生行政ヲ掌管セシメ²¹⁾」。防疫科

は「防疫科ニ於テハ特定ノ疾病ノ預防並伝染病ニ対スル防疫ヲ目的トセリ換言スレハ原来疾病ノ預防ハ個人ノ自衛ニ待ツヘキモノナルカ其疾病ニヨリ影響スルトコロ……国家又公共団体ノ力ニ依リテ之ニ当ルヲ必要トシ……国家或ハ公共団体ノ統制下ニ之ヲ為スモノトシテ特定ノ疾病及急性伝染病ノ預防、防疫、海港検疫行政ヲ掌管セシメル²²⁾」。また、特殊衛生状態を把握するため蒙政部に警務科を置き、国境地域の検疫などを掌管する。

2) 日中戦争前後の衛生医療行政

1937年7月、日中戦争の勃発と同時に「満洲国」の衛生医療行政は大きな改編を行った。まず民政部から民生部に、衛生司から保健司に改編された。民生部の改編に関して「康徳4年7月行政改革して新たに民生部を設置し、従来各部に分散していた教育、保健衛生、社会施設、宗教その他国民生活の関係ある事務を全部民生部に統合掌管し、国民の発展向上を企図することになった²³⁾」と解釈している。これまで蒙政部などの部門に掌管された衛生業務は保健司に移し、一元化衛生行政を実現した。同年12月に国際社会から日本が「満洲国」に対する治外法権の撤廃を求められたので、日本は外圧の下で治外法権撤廃をせざるを得なかった。衛生行政も調整に入り禁煙課を新設し、体育保健課に開拓衛生股も新設した。

この時期、「治外法権撤廃」に従って「日満国防国家体制の確立」及び日中戦争の開戦をめぐって衛生行政が大きく変わった。衛生司から保健司に改編する意味は、「国民の健康保持及び体位向上への関心は、建国直後既に臑気ながら動いてゐる……」。しかし政治上多少とも真剣にこの問題が考慮され始めたのは、「治外法権撤廃に伴ひ、更に康徳六、七年頃からは厚生問題の一段の発展と共に国民保健及び体位向上の問題は明確に国家的基礎観念に於て取上げられるに至つた²⁴⁾」。つまり衛生医療行政は、国家主義に基づいた国民保健及び体位向上に転換させなければならない。

また、民政から民生への改称は『満洲建国十年史』の説明によれば、「康徳四年は、国際情勢の緊迫に伴ひ、満洲国が国防国家体制の確立の為に、……民生問題の取扱いにも大きな方向転換が齎された。『王道楽土』の標語の下に、建国理念乃至政治理想として、単に一般的理念的に民生の永福を高唱力説する従来の風潮が漸く廢れて、厚生問題は専ら国防国家体制の一翼を担ふ当面の重要政治問題として具体的に把握され始めた。民生工作は、産業開発五箇年計画等と相並んで、今や現実にこの国の最大国策の一つとすらなるに至つた²⁵⁾」とのねらいだった。

「民生問題」と呼ばれていた社会事業問題は既に単純な政治理念や道德の問題ではなく、「国防国家」という戦時体制の重要問題として組み込まれていた。

その激変の下に新設された保健司が衛生に関するすべての医務を一元的にあずかることになった。司の下の総務科が廢止され、保健科に体育業務を加え、医務、防疫科がそのまま継続した。1938年、日中戦争中に「人的資源」の不足問題が深刻になりつつ、人作りのためアヘン政策が重視され、禁煙股を廢止して煙政科が新設された

1939年12月、「満洲国」は「國務院各部官制改正の件」を公布した。「民生」と密接な社会事業を強化するため民生部に厚生司を加えた。1940年1月「民生部分科規程」を定め、各部門の業務を新たに編成した。規程に従って保健司の下で医務科、保健科、体育科、防疫科を設置する。これまで保健体育科が統合の形になっていたが、今回の改正によって二つに分けられた。

それぞれの掌管に関しては、医務科は「医師、漢医、歯科医師、看護婦、助産士及療属並ニ其団体ニ関スル事項」、「医療制度ニ関スル事項」、「医療所ニ関スル事項」、「医薬資材ノ生産、輸入、及配給ニ関スル事項」などである。保健科は「開拓衛生ニ関スル事項」、「労働衛生ニ関スル事項」、「学校衛生ニ関スル事項」、「民族衛生ニ関スル事項」、「衛生技術員ノ教養ニ関スル事項」などである。体育科は「体育団体ノ指導統制ニ関スル事項」、「体育ニ関スル調査企画及指導ニ関スル事項」などである。防疫科は「急性及慢性伝染病ニ関スル事項」、「地方病ニ関スル事項」、「精神病ニ関スル事項」、「検疫ニ関スル事項」などが規定された²⁶⁾。また、アヘン行政を一段と強化するため、煙政科が撤廃されて、禁煙総局が設けられた。禁煙総局の掌管は、「阿片癮者及び麻薬癮者の予防及び禁煙思想の普及に関する事項。阿片癮者及び麻薬癮者の管理、救療及び補導に関する事項。生阿片の生産及び収納に阿片及び麻薬の製造及賣下に関する事項²⁷⁾」を規定された。

それぞれの科に当てられた業務は、1932年3月の規程よりかなり広がっていた。

3) 太平洋戦争前後の衛生医療行政

1941年8月、太平洋戦争の前夜、軍需供給基地の役割に課された「満洲国」は、保健司に第二防疫科と医療器材科が増設された。第二防疫科は、結核疾病の予防、隔離、治療に関する業務を要請した。1943年1月、保健司に開拓衛生科が新設された。これは、3月に「満洲国」が「開拓保健団法」を公布し、「満洲国」が法人として開拓保健団を立ち上げ、開拓地の衛生保健指導、医療関係者の養成などに責任を負わされたことと関連する。開拓民を含めた住民の健康生活を援助するために、厚生司に国民養護科も新設した。

敗戦直前の1945年3月、衛生保健行政は再び拡大した。まず民生部は厚生部と改称され、そして保健司には薬政と衛生の二科が加えられた。厚生司にも保健科を設けるようになった。

こうして衛生医療行政の機関はだんだん拡充し、徐々に組織化されていった。全体的な流れを見ると、「満洲国」の建国初期に衛生医療行政は治安を第一義に民心の安定を図ることが目的だった。「九・一八事変」後、「満洲国」が日中戦争に巻き込まれ、衛生医療の方針は戦時国防体制を支えるための「健民保健・人的資源の確保」に転換した。太平洋戦争の前夜及び直後、衛生保健行政は頻繁の改編に伴ってさらに拡大された。行政は戦争の長期化にもたらされた医療器材、人的資源の窮乏、戦時救助などの問題に応じなければならない一方、日本から転嫁された開拓民の衛生医療問題を負担しなけりばならなかった。

(3) 「満洲国」の衛生医療施設の実態

1) 衛生防疫施設

「満洲国」は建国の初期、コレラが大流行になったことをきっかけに防疫体制を整えた。特殊衛生施設としては、隣国からの伝染病の侵入を防ぐために、国境の主要地域で検疫所を設置し、また、衛生技術工場、研究所なども設置された。しかし、研究機関の中には、伝染病の予防どころか、伝染病を利用して細菌戦争武器の開発実験を行った研究機関もあった。日本軍の731部隊がよく知られていた一例である。

(1) 衛生技術工場：「新京に設置された大陸科学院長の指揮監督の下に、伝染病その他の病原の検索及び痘苗、血清その他予防治療材料の製造検査及び格納、伝染病予防方法の講習、衛生上試験に関する事項²⁸⁾」などを行う。

(2) 検疫所及び関税検疫所：「海港及び国境における検疫に関する事項を掌り以て伝染病の防疫に任ずる機関²⁹⁾」である。

(3) ペスト調査所及び隔離所：「1938年哈拉海及び鄭家屯にペスト調査所を設け」、「その他の流行地として哈拉海の以外11カ所百斯篤（ペスト）隔離所、高家店外11カ所に百斯篤監視所が設置され、ペスト流行地たる汚名永かりし我が国も防疫上画期的進展をもたらし³⁰⁾」と記載したことがある。1941年保健司にペスト防疫科（第2防疫科）を設置し、従来のペスト調査所を廃して中央防疫職員訓練所を設けた。省ごとにペスト防疫所及び省防疫職員訓練所を設け、ペストに関する調査研究・防疫の指導、防疫資材の調達、防疫職員の養成などが課された。

その他、1937年12月、「伝染病予防法」が公布され、結核の予防治療対策がより整備された。1937年、満洲結核防疫会は、満鉄から「満洲国」に移管され、その後、この防疫会を中心に結核病の発生事態調査を行った。1944年「結核対策要綱³¹⁾」も発表された。

2) 医療施設

「満洲国」の医療施設は、大まかに分類すれば二つの系統に分別できる。一つは国公立病院施設、もう一つは個人開業病院である。国公立の医療施設には国立、公立病院があり、これは大体都会部で設置された規模の大きい施設である。公立診療所は地方政府に属するものが多く、辺鄙な地域に設置された医療施設である。公医は政府が医師に委託する形を取るものが多く見られる。個人開業病院は数が多く、地域社会に自由診療の形で診査治療を行う私立の医療施設である。

しかし、1937年12月以後、「満洲国」の医療政策は個人主義から全体主義に転換し始め、医療の公営制度化が導入され、個人開業医に対する統制が次第に強くなった。「満洲国」民生部事務官の成田彦政は、「満洲国」の医療公営制度に対して検討を行う際、医療公営化の実施に関して「ナチス独逸医師法」の第一条第一項に、「医師ハ各個人ト国民全体トノ健康ノ為ニ挺身貢献スルヲ以テ職務トナス、医師ハ本法ニ規定サレタル公務ヲ遂行スルモノトス」と規定されている趣旨を挙げ、その中に「幾多の示唆を含むものである」と、医療公営制度化の趣旨、目的を明示したことがある。

公的な医療施設の実態は次のようになっていた。

(1) 国立医院：国立病院は政府により直接経営される病院である。医療組織の中心機関とする役割も果たしている。1934年9月、「国立病院官制」が設定され、「満洲国」以前にある吉林省立病院及びハルピンにある防疫所病院を改編し、国立病院として立ち上がった。1937年12月、国防防衛体制の強化のため新たに2カ所を開設した。

(2) 国立らい病養所：「民生部大臣の管理に属し、らい患者の収容及び治療に当たるもの³²⁾」で、1939年に設立された。

(3) 公立病院：地方政府の下で管理・経営する病院である。公立病院の一部は建国以前の施設を接収して整備されたものと、その後、1937年12月治外法権撤廃によって満鉄付属地の一

部の施設や関東州の一部の保健所が「満洲国」に移譲したものである。それを基礎にして数々の公立病院が立ち上げられた。1940年「公立病院令」を公布、公立病院に対する統制が一層強くなった。「公立病院令」に課された新しい機能について、「其の機能も単に疾病の診療に止まり国家の積極的な保健政策に副はない憾がありますし、殊に現下の情勢に於きましては国民保健の重要性が益々加はつて参りましたので茲に公立病院令が制定公布せられ公立病院の設置方針が闡明にせられた次第であります³³⁾」と規定された。

公立病院の内部構造及び機能を理解するために、当時よく宣伝された「満洲国」の首都である新京の第一市立病院の実例を取り上げて見てみよう。1936年、政府によって建設された入院部も持つ規模の大きい病院である同院は、病室が138室、病床が385床、医師が45名、薬剤師8名、看護婦76名、事務系をあわせて合計239名の大規模の病院である。分科は内科、外科、小児科、産婦人科、歯科、精神科など合計11科室もある³⁴⁾。

公立病院の経費の出所は国庫の特別会計で持つ。特別会計ではアヘンの官営収入を充当することである。その時期に、公立病院が全満洲に相当な程度で整備された。1944年の時点になると、「満洲国」全域の公立病院数は省立10カ所、市・県・旗立が139カ所に達したという³⁵⁾。

(4) 福民診療所：福民奨券（宝くじ）発行の益金で建設された診療所である。「福民証券の益金の一部を以て本診療所を満洲各地の医療機関のなき地に設置し、公医を以て診療に当らしめている³⁶⁾」。こうした政策のもとで、福民診療所は年次計画によって増設され、その数は後に130カ所にも達した。宝くじを発行する形で社会医療資金を調達するというやり方は、当時の欧米諸国ではかなり流行していた。日本でも昭和11年に、国民同盟総裁の安達謙造らは、宝くじの発行を通して国民保健資金問題の解決を図り、国会に「富籤法案」を提出したが、審議中に国民の射幸心を誘発する恐れがあると見られ、採択されなかった。それと対照的に、「満洲国」では宝くじの発行は社会事業資金を調達するための重要なルートの一つになった。福民診療所の設置基金と運営経費は主に宝くじの発行によって支えられていたのである。

(5) 「満洲国」赤十字社病院：日中戦争勃発後、「満日一体防衛」がより強要され、日本赤十字社満洲委員部は「満洲国」恩賜財団普濟会を合併して「満洲国」赤十字社として再発足した。1937年までの時点で日本赤十字社満洲委員部が満洲地域に持っている施設は支部15カ所、出張所27カ所、病院、診療所、出診所など16カ所である³⁷⁾。「満洲国」赤十字社の医療施設は、軍事救助以外にも看護婦の養成や公共衛生の普及に関わっていた。

(6) 公医・開拓地公医：公医制度とは、「公医は何等医療機関に恵まれざる僻地住民に近代医学の恩沢に浴せしめ、一般診療に従事する共に伝染病の予防、地方病の調査、接痘、学校衛生、検屍検証、行路病者及び貧民患者施療、衛生及び医事統計に関する事務をなすもの³⁸⁾」と規定されている。開拓地配置の公医は、1938年以後原則として「満洲国」公医に委託することになった。

公医制度が「満洲国」建国と共に樹立され、五ヶ年を一期とし「一県一公医」という原則のもとで、公医制度を通して医療社会化が急激に押し進められた。大同3年(1936年)1月、「満洲国」政府は「民政部令第三号」という形で「公医規則」を公布した。主な内容は「一、公医ハ各省長ノ申請ニ基キ本部ニ於テ決定シ各県ニ駐在勤務セシム。二、公医ハ五箇年ヲ期シ各県

最小限度一名以上ヲ駐在セシメントス。三、公医ハ一般診療ノ外公医衛生ニ関スル指導調査研究警察医務ニ従事スルモノトス。……五、貧民ニ対シテハ予算範囲内ニテ施療券ヲ発行シ之ニヨリ公医ノ診療ヲ受ケシム³⁹⁾」となっている。

この規則は、公医に従事する者は診療に従事するほか、同時に治安側の要請に応じ、警察行政事務に関与しなければならないと定め、公医制度に治安維持の目的を詰め込んだ性格がはっきりと現れている。貧困者に対する救療が救療券の発行という形で実施されることは、救療対象は大きく限定されたことを意味している。

表3 「満洲国」における公医制度の推移⁴⁰⁾ (単位：カ所)

年度	公医	開拓地公医
1933年	28	
1934年	27	
1935年	44	
1938年	148	147
1939年	157	120

表3に示されたように、1938年以後、公医の数が急に増加した。それは、1938年2月、「民政部令第三十二号」によって「公医規則」が改正したことと関連する。主な改正点には、第一に、公医の任免は省長の認可を必要とし、政府が直接公医医師を統制するようになった。これは戦時体制下の国家主義的な動きがさらに強化された現れと言えよう。第二に、医療範囲が拡大された。まず医療対象を拡大して、それまで含まれなかった日本及び朝鮮人の開拓移民を「満洲国」の公医治療対象に組み込んだ。医療の内容も単純的な医療保護から、いつでも国家の要請に応じて医療事務を展開できるように充実することが要求された。

(7) 漢方医療：以上に取り上げた衛生施設のほか、漢方医の医療施設が多数に存在していた。大同元年いわゆる「満洲国」建国の年に、奉天省資政局調査課が「奉天省各県医療機関並医療設備調査」を行い、調査の対象は「満洲国」設立前に衛生医療活動を支えた中国人医師の医療機関である。調査の結果には、奉天省の遼陽県を事例に見ると、漢方医療機関が288カ所に、西洋医療機関が60カ所に、中西医療機関が10カ所にあり、全県の合計は358カ所である。医師は363名に、スタッフは173名⁴¹⁾がいる。「満洲国」建国の前に個人開業の漢方医は中国人の衛生医療を支えたことが明らかにされている。

3) 禁煙施設

アヘンの専売は、関東庁の満洲支配の「我が満蒙の特殊⁴²⁾権益」として、関東庁の主な財政収入源となっている。「満洲国」が設立後にもアヘンの専売を「建国早々財政収入の獲得のため実施した」。しかし、「満洲国のアヘン専売の開始は、満洲内地の関東庁の独占的なアヘン専売市場への新規参入ということになり、一つの市場をめぐる二つの専売が相争う関係、つまり関東庁の我が満蒙の特殊⁴³⁾権益と真っ向から敵対関係に立つことになった」。日本の関東庁及び「満洲国」は相争いながらアヘンの専売を行い、それぞれ財政を確保しようとしていたので

ある。つまり、両者は禁煙しながらアヘンの専売を行っていた。

日中戦争勃発後、「人的資源」、「健民健身」の国策が策定され、禁煙が本格に実施せざるを得なかった。1937年12月「満洲国」がアヘン断禁方策要綱を決定し、さらに1938年1月中央禁煙促進委員会を成立することになった。これを背景に禁煙総局、管煙所、康生院などが続々と設立された。

(1) 管煙所：1939年12月、管煙所官制を公布し、管煙所は地方長官の管理に属し、「救療用阿片煙及麻薬の売下を行うものである」。

(2) 康生院：1939年12月、康生院官制を公布し、「禁煙所官制はこれを廃止し、専ら康生院をして阿片及麻薬癮者の矯正救療に当らしめることにした⁴⁴⁾」。1940年1月まですでに143カ所の設置が出来たという。しかし、山田豪一氏は1933年に全国に設置された10カ所の国立禁煙所を「紙上の楼閣」と批判したこともあり⁴⁵⁾、40年に急激に現れてきた140以上の禁煙施設は、本来の役割を本当に果たせたかどうかは、疑問視せざるを得ない。

(4) 「満洲国」の衛生医療法と医師への統制

1) 「日・満」衛生医療法の関連と相違 (表4 参照)

1936年以後、「満洲国」は一連の衛生医療法を公布した。

1936年11月、「満洲国」は「医師法」を公布し、日本の医師法とさほど相違のない本法は、西洋医学に従事する医師しか認めない方針だった。漢方医学が主流とした中国の医学界には、「医師法」の承認を得られる医師はわずかであった。その後、中国人漢方医師の強い要望があり、1937年4月、「満洲国」が「漢医法」を公布し、漢方医学でも統一試験を行う方針を定めた。こうして統一試験に合格すれば、開業資格を取得することが出来る。

1937年12月に公布された「伝染病予防法」の構成は、1897年の日本に公布された「伝染病予防法」とほぼ一致している。40年の前に日本の「伝染病予防法」が出されたとき、ちょうど国家による衛生医療が制度化した時代であった。制度化、国家化された衛生医療は、人々の生活が国家管理の下におかされて、生活様式や社会制度は大きく変化した。40年後「満洲国」でこれを再現するのは、同じような狙いがあったのではないかと推測できる。

1938年に公布された「満洲国赤十字社法」は、日本赤十字社満洲委員部と「満洲国」の恩賜財団普済会と合体することにあわせて出した法律である。「日満一体防衛」、「国防国家」体制強化の一環とした法律でもあった。1942年以後に「満洲国」が出した法律は、日本国内に公布した法律との類似性と同時性が明らかだった。例えば、17歳から19歳までの青少年に対して体力検査が義務付けられた「国民体力法」は、1940年4月日本に公布した「国民体力法」との趣旨と同じであった。「国民医療法」、「薬品法」、「医療団体法」などにも、日本国内の動向に追いつけようとした傾向が読み取れる。

「満洲国」法律制定の中心的なメンバーは、日本人の衛生官僚であった。「大部分の日系の中堅技官はその薫陶を受けており、簡潔で、かつ実状に即した衛生法規を制定して満洲国保健衛生の基礎を固めた⁴⁶⁾」。単刀直入的に言えば、「満洲国」の医療保健関係の法律は、日本国内の法律を焼き直したものととっても良からう。

表4 「日・満」衛生医療に関する法律の比較

[満洲国] 法律	公布年月	日本国内法律	公布年月
医 師 法	1936. 11	医師会	1906. 3
漢 医 法	1937. 4		
伝 染 病 予 防 法	1937. 12	伝染病予防法	1897. 4
「満洲国」赤十字法	1938		
国 民 体 力 法	1942. 7	国民体力法	1940. 4
開 拓 保 健 法	1943. 1	国民優生法	1940. 5
歯 科 医 法	1943. 12	医療保護法	1941. 3
国 民 医 療 法	1943. 12	国民医療法	1942. 2
薬 品 法	1944. 4	薬 事 法	1943. 3
医 療 団 体 法	1944. 8	国民医療団令	1942. 4

2) 医師の養成及び医師への統制

医師及び看護婦の養成に関して、高等教育は「満洲国」官立教育機関としては、新京医科大学、ハルビン医科大学、奉天医学専門学校、陸軍軍医学校、開拓医学院、佳木斯医科大学があった。日本側の大学で私立大学としては、満洲医科大学、盛京医科大学がある。満洲医科大学は1911年に設立され、満洲で最も有名な医科大学である。開拓医学研究を中心に、地方病、伝染病の発生を押さえるのに成果が上げられたという。日本内地の医療研究機関と広範囲なネットワークをもっている。日本国籍の学生が多数を占め、日本国籍を持つ台湾人や朝鮮人も含まれている。

表5は1931年～1936年まで満洲医科大学卒業生の一覧である。

表5 満洲医科大学卒業生一覧表⁴⁷⁾ (1931年～1936年)

年度	国籍	学部生	予科	附属予備科	専門部	合計
1931	日本籍	246	182	0	0	428
	中国籍	29	25	7	111	172
1932	日本籍	251	183	0	0	434
	中国籍	30	19	7	89	145
1933	日本籍	251	194	0	0	445
	中国籍	23	32	26	86	167
1934	日本籍	241	195	0	0	436
	中国籍	27	36	35	83	181
1935	日本籍	250	190	0	0	440
	中国籍	25	48	36	85	194
1936	日本籍	253	229	0	0	482
	中国籍	26	1	41	135	203

表6 1941年における満洲医科大学卒業生一覧表⁴⁸⁾

	日本人	朝鮮人	台湾人	中国人	合計
学 部	221	4	1	73	299
予 備 科	218	2	3	60	283
附属予備科	0	0	0	20	20
専 門 部	0	0	0	195	195
薬学専門部	71	1	6	31	109
合 計	510	7	10	379	906

表5、表6のデータを参照すれば、満洲医科大学の教育は4つのランクに分けられていることが分かる。学部が5年教育で高い水準の教育である。その次に予備科、附属予備科、専門部教育といった順位で並んでいる。学部と予備科にはいずれも日本人生徒が絶対多数を占め、下位の専門部には中国人生徒が多かったという実態である。

そして、「医師法」の基準にしたがって医師資格を持っていた中国人医師は少ない。「医療機関で通用する慣例・方法は、すべて日本国内の医師法を基準にして定められた。中国人の医療関係者にとっては、極めて大きな制限であった。当時のある統計によれば、旅順と大連地区では、医師の総人数は1,428名であり、その中の中国人医師は僅か113名に過ぎず、総人数の7.9%しか占めていなかった⁴⁹⁾という。表7のデータは、「医師法」公布後に行った医師試験の中で中国人受験者の合格状況である。全体的に見れば、合格率は少ない方と言えよう。

表7 中国人医師試験合格率状況⁵⁰⁾

種別	1937年		1938年		1939年	
	受験者数	合格者数	受験者数	合格者数	受験者数	合格者数
医 師	302	6	169	5	176	9
歯科医	0	0	85	8	61	8

漢医試験を受けて漢医資格を持つ医師は、ほとんど中国人であった。漢医試験を合格した医師が医師試験を合格した医師の位地よりはるかに低い。しかし、現実に中国人の衛生医療は中国人漢医が支えていた。「満洲国」民生部の統計によれば、「1938年末まで「満洲国」における医師、漢医、薬剤師は全国通し医師3,516名、漢医18,848名、歯科医604名⁵¹⁾がいる。漢医が圧倒的な存在である。

1943年以後、太平洋戦争の緊迫化に対応して各医科大学、国公立病院の中に、看護婦訓練所、助産婦養成所など続々設置された。医療人材の不足を解決するため、募集人員を増やす一方、養成期間も短縮した。

また、「国民医療法」、「医療団体法」の実施に従って、医師や医療機関に対する統制はより強化された。医師の個人開業は認められず、従来の医師会、漢医会、歯科医師会などを公営、法人団体に改組して全員参加を要求した。医師、医療機関は民生部大臣の監督のもとで衛生国

策、防空救護に協力させようとした。

おわりに

衛生医療の政策及び活動の実施を通して「満洲国」に展開された社会事業のプロセスや特質などが明らかになってきた。本来、社会事業は資本主義の発達に伴いもたらされた貧困問題を国家権力の指導により解決していく役割を果たしている。しかし、「満洲国」の社会事業には、常に日本が発動した植民地拡張の戦争に巻き込まれ、戦争に奉仕する道具としての役割を果たさなければならなかった。「満洲事変」、日中戦争、太平洋戦争などが勃発するたびに、衛生医療を含めた「満洲国」の社会事業は、インフラの側面ではある程度進展され、整備されたことも事実だが、その目的は貧困解決、生活保護の趣旨ではなく、あくまで戦時体制の需要に答えるものである。そのゆえに、「満洲国」で行った社会事業は、一種の変質した社会事業にとどまって幕を下ろしたと言わざるを得ない。台湾、朝鮮半島の植民地支配と比べて、「満洲国」での植民地支配がわずか13年4か月の期間で、しかも、ほとんど戦時体制の下におかれて、本質的な社会事業の展開は実際にできない状況になっている。これは、「満洲国」の社会事業に特別な彩りが染められたのであろう。

さらに、衛生医療事業展開のプロセスから見れば、「満洲国」で行われた社会事業は、終始日本国内の戦時下社会事業の一部として展開され、その延長線にあったものである。特に日中戦争勃発後、「満洲国」の医療政策の方向は、医療救護から健民健身政策へとねじまげられた。民生部大臣の呂榮寰は1940年に新しい施政方針を公表する時にも、「国民の保健体位の向上は凡ゆる国家的活動の源泉を培養する所以であります但遺憾ながら現在に於ける我が国民の体力は未だ相当低劣なるを蔽ひ難い状態であります」と述べ、そのため、今後の主要任務は「保健思想の普及及び徹底」や「医療施設の改善拡充を図⁵²⁾る」と、日本の代弁者として宣言したことがある。こういう動向は日本国内の動きと一致し、同時性を持っている。また、1937年以後、「満洲国」に定めた衛生医療法律も、日本国内の足並みにあわせてゆく姿勢が注目すべき点である。植民地宗主国日本との同時性または類似性は、「満洲国」社会事業のもう一つの特徴といえよう。

〔註〕

- 1) 山室信一『ユーラシアの岸辺から——同時代としてのアジアへ』岩波書店、2003年3月、93 p.
- 2) 同上、93 p、235 p.
- 3) 大連市誌編纂委員会『大連市誌・民政誌』1994年、81 p.
- 4) 大連市誌編纂委員会『大連市誌・衛生誌』1994年、1 p.
- 5) 「満洲国」通社編『「満洲国」現勢』第1部人口篇、康德元年版。
- 6) 満洲国司法部『満洲家族制度慣習調査』第1巻、有斐閣、昭和19年、1 p.
- 7) 満洲事業案内所編纂『満洲帝国概要』康德7年、372 p.

- 8) 大阪社会事業連盟編『社会事業研究』昭和11年、20巻、31 p.
- 9) 同上、32 p.
- 10) 山田武吉「日支親善の社会観」満洲社会事業研究会編『社会研究』第7巻10号、昭和4年、3 p.
- 11) 満洲社会事業研究会編『満洲之社会』2巻3号、43 p.
- 12) 「満洲国医業社会化の提唱(一)」東京府社会事業協会編『社会福利』16巻12号、昭和7年。
- 13) 飯島洪『ベストと近代中国』研文出版、2000年、110 p.
- 14) 鶴見祐輔『後藤新平伝』満洲経営編、上、太平洋協会、昭和18年、68 p.
- 15) 鶴見祐輔『後藤新平伝』満洲経営編、下、太平洋協会、昭和18年、9 p.
- 16) 満洲国中央社会事業連合会『満洲国社会事業概要』康德3年、68 p.
- 17) 日本外務省文化事業部『満洲及支那ニ於ケル欧米人ノ文化事業』昭和13年に参照作成。
- 18) 大阪社会事業連盟編『社会事業研究』23巻3号、昭和10年、105 p.
- 19) 沈潔『満洲国の社会事業』ミネルヴァ書房、1996年、253 p に参照
- 20) 満洲帝国民政部編、第二次『政務年報』康德2年、216頁。
- 21) 同上。
- 22) 同上。
- 23) 日本社会事業協会『日本社会事業年鑑』昭和14・15年版、571 p.
- 24) 満洲帝国政府編『満洲建国十年史』原書房、昭和44年、260-261 p.
- 25) 同上、251 p.
- 26) 満洲国民生部大臣官方資料科編『民生』3巻1号、康德7年、103-105 p.
- 27) 満洲事業案内所編纂『満洲帝国概要』康德7年、131 p.
- 28) 同上、127 p.
- 29) 同上。
- 30) 同上、128 p.
- 31) 日本社会事業協会『日本社会事業年鑑』昭和14・15年、345 p.
- 32) 同上、128 p.
- 33) 満洲帝国民政部大臣官方資料科編『民生』3巻6号、康德7年、55 p.
- 34) 新京特別市公署衛生処編『新京特別市衛生施設概要』康德8年、11-13 p.
- 35) 満洲国史編纂刊行会編『満洲国史-各論』満蒙同胞援護会、1971年、1193 p.
- 36) 満洲事業案内所編纂『満洲帝国概要』康德7年、128 p.
- 37) 田代仙蔵ほか『日本赤十字社満洲委員部史』日本赤十字社関東州委員部発行、昭和13年、28-30 p.
- 38) 同上、129 p.
- 39) 満洲帝国民政部編、第二次『政務年報』康德2年、230 p.
- 40) 同上、217 p.、満洲帝国民政部編『第二次民政年鑑』康德7年、124 p に参照作成
- 41) 奉天省資政局調査課『奉天省各県医療機関並医療設備調査』大同元年 4-24 p.
- 42) 山田豪一『満洲国のアヘン専売』汲古書院、2002年、6 p.
- 43) 同上、3 p.

- 44) 同上。
- 45) 同上、642 p.
- 46) 満洲国史編纂刊行会編『満洲国史一各論』満蒙同胞援護会、1971年、1217-1218 p.
- 47) 『日本侵略東北教育史』大連教育出版社、587-588 p.に参照、『大連近百年史』大連人民出版社から刊行予定（執筆者からいただいた校正原稿）より参照作成。
- 48) 同上。
- 49) 顧明義ほか『日本侵占旅大四十年史』453 p.
- 50) 満洲帝国民部編『第三次民政年鑑』康徳8年、95 pに参照作成。
- 51) 同上、94 p.
- 52) 呂榮寰「民政部施政方針」満洲国民政部大臣官方資料科編『民生』3巻6号、康徳7年、105 p.

添付資料 「満洲国」・日本の医療衛生年表

年代・背景	「満洲国」	日本本土
1931年 9.18.「満洲事変」	満洲社会事業協会設立（日本側）	農業衛生思想啓発に関する通知
1932年3月 「満洲国」設立	民生部に衛生司が設けられる 日満防疫委員会が設立 検疫所、隔離所を開設	「寄生虫病予防法規則」が公布
1933年	三大医療方針が確立：地方医療機関の強化；医療普及；伝染病の予防。移民衛生調査会が設立	1.21 保健衛生調査会が設立 4.5.「医師法」「歯医法」改正 6.24.「産婆規則」改正、植民地地域の合格者を認め 沖縄国立らい病療養院設立
1934年 12.16. 内閣に対満事務局設置 3.23. ドイツ「保健衛生行政統一法」	国立病院官制が公布	2.7. 保健衛生調査会「結核予防対策案」 11. 衛生局に医療制度調査会が設置
1935年	公医規則公布 関東局保健所設置規則公布	都会型衛生模範保健館誕生 日本処方調査会官制公布
1936年 イギリス、「公衆衛生法」が公布	1. 公医制度規則が公布 11. 「医師法」が公布	1.20. 内務省などが「らい病を20年根絶計画」を提出 6. 陸軍省衛生局が「新衛生省意見書」を提出 7.19. 陸相寺内が兵士の健康状況の低下に鑑み、保健を国策にすべきと提言 8.6. 海港検疫法実施規則が改正される
1937年 7.7. 廬溝橋事変 8.24. 国民精神総動員実施要綱が公布	4. 「漢医法」が公布 12. 「伝染病予防法」が公布	1.27. 「学校身体検査規定」が公布 4.5. 「保健所法」が公布（保健所500カ所、支部1100カ所設置10年計画） 5.6. 日本学術振興会、国民の身体検査を提言 5.14. 陸軍省医薬局、衛生行政の強化を図るため、再度「衛生省案」を提出 6.15. 内務省衛生局に企画課が設立 6.23. 国立結核療養所官制が公布
1938年 4.1. 国民総動員法が公布	2. 「満洲国」新公医規則が公布 2. 「満洲国国家総動員法」が公布	1.11. 厚生省が発足、体力局、衛生局、予防局、保健院、外局公衆衛生院設置

		<p>3.26. 国民体力振興会が設立 3.29. 「公衆衛生院官制」が公布 5.8. 傷痍軍人療養所18カ所を決定 6.30. 医薬調査委員会官制が公布 8.23. 「医療関係者職業能力申告令」が公布 9.5. 体力検査制度が発足 11. 全国医薬品原材料統制会が設立</p>
<p>1939年 8.8. 多子女家庭表彰要綱が公布</p>	<p>2. 「満洲国赤十字法」が公布</p>	<p>4.1. 厚生省予防局結核課が設置 4.1. 結核予防会が設立 5.15. 七帝国大学及び官立医科大学に臨時附属医学専門部が設立 8.23. 「戦時薬典」が公布 8. 農村結核予防指導要綱が公布 9.8. 医師・医療制度改革政策が発表 10.6. 官立医科大学官制が改正（熊本医科大学に体質医学研究所が設置）</p>
<p>1940年 4.8. 石炭配給統制法実施 4.24. 生活必須品にチケット配給制度実施</p>	<p>4. 「国兵法」公布、募兵制から徴兵制へ 4. 都市・農村に結核病状調査が実施され 佳木斯医科大学が開設 チチハルなどに開拓医科学校を三カ所開設 12. 公立医院令が公布</p>	<p>4.8. 「国民体力法」が公布 5.1. 「国民優生法」が公布</p>
<p>1941年 人口政策確立要綱決定</p>	<p>中央、地方の防疫職員訓練所設置 看護婦訓練所設置</p>	<p>2.5. 医薬品統制規則 3.6. 医療保護法が公布 3.27. 公医心得作成 5.7. 医薬品及び衛生機材統制規則実施 5.26. 医事専門委員会 11.29. 保健婦普及通知 12.16. 医療関係者徴用令公布</p>
<p>1942年 厚生省再編成</p>	<p>7. 国民体力法が公布</p>	<p>2.11. 国民医療法が公布 4.16. 医療団令公布健康保険法が公布 5.26. 国民医療管理専門委員会設置 6.20. 国民保険指導要綱作成 7.13. 妊婦手帳配布 8.22. 医師会、歯師会令が公布 11.1. 地方衛生関係事務が警察部門から内務部に移転 12.23. 43カ所の健民指導地域指定</p>
<p>1943年</p>	<p>1. 開拓保健団法が公布 1. 保健司に医療開拓課設置 12. 国民医療法が公布</p>	<p>1.28. 日本医師会成立 3.12. 薬事法が公布 6.11. 健民修練所設置 12.13. 衛生物質確保対策要綱</p>
<p>1944年</p>	<p>4. 医薬品法公布 4. 結核対策要綱発表 4. 薬制課・医療器材課新設 8. 医療団体法が公布 保健婦養成所開設</p>	<p>1.25. 女子体力規定 3.29. 家庭薬生産統制会社設立 8.20. 家庭薬処方整理実施要綱 10.1. 全国770カ所保健所完成 陸軍病院に看護婦の養成事業開始</p>
<p>1945年</p>		<p>4.2. 医療戦時措置要綱 4.13. 栄養師規則公布実施 5.5. 国民体力法実施令戦時特例が公布</p>

東北アジアにおける「社会事業の近代化」と日本の「帝国主義」

八戸工業大学感性デザイン学部 徐明仿

1. 大友論文へのコメント

大友先生の高著『帝国日本の植民地社会事業政策研究』において全編の考察において貫かれる要素は3つあると理解した（以下では、大友論文と表現する）。一つ目は「空間軸」であり、本篇の国際比較の対象地域として植民地の台湾と朝鮮に絞られたが、検証の内容に応じて、当時、日本国内で取り入れられた社会政策等も取り入れられた。二つ目は「統治体制」の相違であり、日本という統治者に対し、台湾と朝鮮は被統治者という政治的立場にあった。三つ目は「時間軸」であるが、前述した2つの相違点を踏まえ、さらに統治開始時期が異なる台湾（1895～1945年）と朝鮮（1910～1945年）において展開された社会事業がどのような様相を呈し、見いだせる共通点と相違点とは何か、どのような手法を通して社会事業が展開し構築されたのか、それぞれの社会事業の展開に影響を与える要素とは何かについて3つの時期区分にわけて考察が行われた。

検証の結論について次の3点に集約できると考えている。

一つ目は、植民地時代前の日本、台湾、朝鮮で有した福祉文化的基盤を高い順番でみると、それは、台湾が最も高く、次に朝鮮、そして日本であった。それぞれの特徴としては、朝鮮における従来の福祉文化的基盤は中央政府（福祉の官領域）の役割が日本より大きく強調された形で整備された社会事業であった。これに対し、台湾は、中央政府（福祉の官領域）の役割は朝鮮より強く働いていたうえに、官と民の連携（福祉の公共領域）による困窮者の救済事業も朝鮮と日本より発達し、地方の有力者が主体となった自発的救済事業が盛んに行われたことである。すなわち、当時の台湾では、福祉の官領域も福祉の公共領域も朝鮮と日本よりも特出した機能を果たしたことが特徴づけられた。しかも、台湾のこの盛んな民間の救済活動は植民地という統治体制に切り替わった後も崩壊の途を辿ることなく、多かれ少なかれその機能を発揮した。一方、朝鮮における官領域の福祉の機能は政治体制の衰退により、没落の途を辿った。これが、後の植民地で展開された社会事業の整備状況にも影響を与えた。

二つ目は日本国内で社会事業の近代化が図られたのに対し、植民地の台湾と朝鮮で整備された社会事業の水準は、日本より抑制されたものであった。また、台湾と朝鮮を比較すると、台湾の社会事業の整備状況は朝鮮より高い水準に位置した。その理由は、それぞれの統治時期が異なり、それによる日本の社会事業に対する方針が異なったことと、前述した様に、台湾と朝鮮において植民地前に構築された福祉文化的基盤が違ったのである。

また、困窮者対策に不可欠な「救貧」と「防貧」の施策については、日本では両方が整備されたのに対し、植民地の台湾や朝鮮では救貧的な働きの強い「救護法」が整備されて

いなかった。そのうえに、防貧システムの規模が小さかったと指摘されている。また、この社会事業の近代化の動きに対し、植民地内部では、異議を唱えた言論もみられ、植民地の文化的社会的基盤の進捗度合いに適合したものではなかったという。

三つ目は、戦時下体制において、植民地の台湾と朝鮮で整備された社会事業の水準は、限界を示すこととなった。戦時体制の色合いが強まるに従って、行政と住民との中間的な役割を果たした方面委員（今日の児童民生委員の前身）は文化工作へと役割が転換させられたうえに、軍事援護が主な職務内容となったからである。

以上は筆者が理解できる範囲で大友論文の要約を試みたものであり、誤った記述があれば、改めてご指摘を頂ければと願う。

大友論文を通し、台湾というミクロの視点から、植民地統治への再評価、民間資源の福祉文化基盤における位置づけの再定義、今後台湾の社会福祉諸施策における民間団体が担いうる役割の再考において、重要な参考文献になったと考えている。ここでは、植民地統治への再評価という点について述べる。これまでの考察は文化面（童謡や文芸）や、経済建設（農・工業政策やインフラ建設）、統治体制（抗日団体や少数民族の統治方法を含む）、公衆衛生（風土病等の伝染病予防対策、医療人材の育成）、教育体制（公学校の仕組み等）については多くみられるが、社会事業という視点からの研究や検証は少ないのが台湾の現状である。賛否両論の激しい1996年新刊行の教科書である『認識台湾』の中にも、社会事業と方面委員についての関連記述はみあたらなかった。

そして台湾で蔵書量が再大と誇る国家図書館の検索システム（<http://www.ncl.edu.tw/mp.asp?mp=2>）を利用し、「日治・日據（この二つの用語は日本植民地の意味に該当する）・社会事業・社会福利・方面委員」をキーワードに検索した結果、該当した学術論文は博士論文1編のみで（陳燕禎「政府與本土非営利組織關係之轉變—財団法人台湾省私立台北仁濟院歷史研究分析」暨南国際大学2004）、これは行政と非営利団体の役割変遷という視点から台北仁濟院を事例研究に取り上げて考察が行われた論文である。また、国家図書館には植民地時代に関連する国内外の文献が11,994点蔵書され、その専用検索エンジンとして開設されたのは日治時期図書全部影像系統（<http://stfb.ntl.edu.tw/cgi-bin/g32/g3web.cgi/main?db=book#result>）である。この検索エンジンを利用し、「社会事業」をキーワードに検索した結果、社会事業に触れた文献は126件あり、そのうち117件が中央と地方政府の行政刊行文献と、その殆どを占めている。以上の検索結果からも、台湾における植民地時代社会事業に関する学術研究は限られており、この分野における大友論文の貢献性がいかに高いかがわかる。

2. 近代化の捉え方

近代化の捉え方について、ひとまずその定義に触れると、『大辞泉』では「封建的なものを排して、物事を科学的、合理的に行うようにすること。産業化・資本主義化・民主化などの視点からとらえられる」といい、また、フリー百科事典『ウィキペディア (Wikipedia)』

では、「近代化とは、社会が近代的な状態になること。社会全般の産業化がその前提となる。国民国家・民主主義・資本主義・合理主義などの諸現象や諸制度をとמוなう」という（傍点は筆者）。これに対し、大友論文では、社会事業の「近代化」を次のように捉えている。「西欧標準の理念、合理性、効率性、組織化、計画化などをすすめる絶え間ない運動であり、社会事業を一定の方向に導くベクトルである」、そして、この西欧標準の理念について「ヒューマニズムと社会連帯にもとづく国民福祉の具体化にある」という。

以上の定義を踏まえ、大友論文では社会事業の「近代化」という視点から4つの指標を用いて考察が進められた。この4つの指標とは、①救貧から防貧への転換、②専門行政機関、財政の確立、③社会事業の組織化、④社会事業教育の開始が取り上げられた。その結論として、植民地の台湾も朝鮮も社会事業近代化の特質を見出すことができ、その内容は日本より「抑制された近代化」であり、そして、植民地戦時体制下での植民地社会事業は戦争遂行のための一手段に転換されたため、社会事業の近代化はこの時期に終止符を打ったのである。

これに対し、ここでは、植民地時代の産業構成という視点から近代化の進捗度合いと社会事業との整合性をみてみたい。

植民地初期の統治方針は「農業台湾・工業日本」であり、台湾の産業方針は農業の推進に重点が置かれた。1930年以降、台湾が日本南進の補給基地と位置づけられるようになり、産業方針は従来の農業重視から軍需関連基本工業の推進へと変換された。そして植民地末期には、台湾は「半農業・半工業」社会に転換した。すなわち、植民地時代において台湾の産業化進展は日本より遅れを取り、被統治者という政治体制の下で、台湾の近代化は意思疎通を欠いた一方的な工業化・近代化といえる。それがゆえに、植民地時代に展開された台湾の工業化は偏ったものであり、台湾の発展や建設の進捗状況に合わせた工業化の展開というよりも、日本の政策や戦略に合わせた工業化であった。

また、同じことが社会事業の近代化にも当てはまる。社会事業の内容はその時代の社会的背景や産業構造または人々の要請と大きな関連性を持つ。この点について大友論文でも触れてあり、植民地時代において社会事業近代化の政策が実施された背景には、植民地住民による抗日ナショナリズムの運動が頻繁に行われたことがあり、植民地政権の妥当性を擁護し確立させるための一手段として実現した。それを具現化した社会事業は、経済保護事業を中心とした防貧策の実施であり、時期区分としては1920年代から1930年代前半という第二期社会事業拡大期である。この時期は産業区分からすれば、ほぼ農業中心社会と重なり、産業の近代化—工業化—への転換がはかれる前に、社会事業の近代化が政策面において一足早く実現された形となった。また、1930年の時点で、台湾の産業人口の分布は約70%が農業人口、12%が商業人口、そして鉱工業人口は合わせて10%という割合であるという。結果的に、植民地時代の台湾において社会事業近代化をはかる施策として打ち出された防貧的な機能を有する経済保護事業が、運用面においては政策の目的と住民のニーズとの間にかい離を生じ、不整合性を呈した。

先進諸国の歴史を辿ると、産業の近代化に伴ってさまざまな社会問題が生じ、その打開策として社会事業の近代化がはかられるという傾向がみられる。もし、筆者のこの認識に誤りが無ければ、植民地時代の台湾の場合、逆のプロセスをたどる施策となり（すなわち、産業近代化の前に、社会事業の近代化を図る施策が先に取り入れられ）、先見的な政策ではあったが、植民地時代の終焉により、その後の国民党政権は旧体制社会事業の政策方針を貫くことがなかったため、今日、台湾の社会保障政策の整備にさらなる遅れを取ったといえる。

大友論文から、社会政策の立案において社会の現状・動向を把握し、将来の動向を見越した政策づくりの重要性は昔も今も変わりがないことを強く再認識できた。

3. 抑制された近代化と民衆の抵抗

大友論文では、台湾と朝鮮の社会事業の「近代化」が抑制された理由について次のように結論づけられている。台湾も朝鮮も救貧対策へのニーズは日本より高いものの、日本の「救護法」に相当する体系的な救貧タイプの社会事業システムは整備されなかった。1920-1930年代に植民地で欠落された「救護法」の役割にかわって機能した台湾の仕組みをみると、①州庁が行う「台湾窮民救助規則」による救助、②台湾全土、7か所の慈恵院による救助、③法的根拠にもとづかない市街庄が固有に行う窮民救助、④私設団体や個人による窮民救助事業があった。そのうち、窮民救助において大きく機能し、実績のうち約9割を占めたのは、個人や民間団体の窮民救助事業、そして市街庄による窮民救助であった。

そして、台湾の民間窮民救助事業には次の二つの類型があると分析している。①清朝時代からの信仰、倫理や教化と強く結びついた伝統的福祉文化の特徴の濃い事業であり、地方財産家によるもの、②窮民救助の防貧的側面や社会防衛的機能に傾斜した新たなタイプの窮民救助事業であり、単独の社会事業家によるもの、地方有志者によるもの、台湾人の実業団体によるもの、地方役所、警察署などが主体となったものがある。

救貧施策に加え、防貧施策の社会事業として経済保護事業を中心にした施策が行われた。経済保護事業に盛り込まれた取り組みは8項目あり、①公設市場、②小資融通、③公共住宅、④簡易宿泊所・無料宿泊所、⑤公共浴場、⑥職業紹介事業、⑦授産・職業補導、⑧公設質舗である。そのうち⑥～⑧は1920年代以降に新たに設置されたものである。利用実績を人口比または合計数からみれば、日本人利用者が多くを占めたのは⑤公共浴場、⑥職業紹介事業、⑧公設質舗である。その理由について、次のように述べられている。⑥職業紹介事業は失業者の救済を目的とした事業であるが、実質上、台湾人を対象にした求人・求職はともに在日日本人より少なかった。また、⑧公設質舗は防貧事業としての経済保護事業の機能を持つが、平均経済力は台湾人が低く、日本人が高いという傾向があるにもかかわらず、台湾人の利用率が低かった。その理由として、極貧者にとっては質屋利用に必要な物資すらも用意できなかったことが考えられる。

また、この近代化をめぐる批判について大友論文を引用すれば、台湾の社会事業実務者

の施乾氏は「窮民救済を徹底しないままの防貧策による『誤魔化し』」であり、また、朝鮮の福祉行政担当者の俞萬兼氏は「朝鮮社会の実情を踏まえない『西洋式建物』」と批判評した。これらの論点について大友論文では、さらに次のような指摘を加えた。「1920年代以降に展開された社会事業振興策が台湾住民の生活実態や意向を軽んじた一方的な『近代化』策」であり、また、「西欧型社会事業システムの移入は台湾、朝鮮それぞれの社会にとって整合的ではなかった」と指摘されている。

植民地社会事業の近代化における民衆の抵抗として、前掲した地元実務経験者の施氏と俞氏が提起した政策批判がみられた。それ以外に、もう一つの現れとして、従来の地元有識者・有力者が主体となった相互扶助組織による救貧機能が、植民地統治初期にはいったん衰退をみせたものの、1923年に方面委員が設置されて従来の地域救貧活動経験者の中から方面委員に任命された人もあり、その活動によって住民の中にある助け合いの精神、地域相互扶助機能の再始動へとつながったことがあげられる。方面委員による援助方法の中に地域資源の活用、資源の連携またはネットワークの構築による問題の解決という今日的な援助の理念や理論の原型を見出すことができる。具体的に、大友論文を抜粋すると、「方面委員は方面委員連合会事務所を拠点に、困難な事例については方面委員会の中で相談しながら、時には地域住民のまとめ役である保正、警察、役所などを巻き込んで問題解決に取り組んだ。引き取り手や支援者のない場合の最後の拠点が慈恵院であった。「救護法」が施行されない台湾では、救貧、防貧は街庄などが設置した窮民救助制度、もしくは方面委員助成会の資金にその財源を求め、こうした制度が未整備な場合には、寄付金に頼った。方面委員が地域の有力者や人望を集める人物。多額の寄付金が集まるのは台湾社会に特徴的な福祉文化的基盤として確認することができ」た。

さらにいえば、衛生習慣の改善をはかる公共浴場の利用において台湾人利用者が少なかったことも民衆の抵抗としてとらえることができよう。亜熱帯に位置する台湾の温暖な気候を考えれば、公共浴場は台湾の生活習慣、文化に不整合な部分がある。先祖代々受け継がれた生活習慣や価値観を短期間に変えようとするのは無理がある。しかも、そのやり方が上からの一方的で高圧的な強引策であるほど、表向き植民地住民の協力は得られるであろうが、さほどの政策効果は期待できないうえ、政治体制が変わった途端に従来通りの習慣へ戻った事例は他にもみられた。例えば、公衆衛生の向上や風土病防止の為にはゴミや廃棄物の処理を守ることが肝要であるが、植民地時代の終焉に伴い、衛生習慣は従来通りに戻り、衛生観念の後退が陳淑芬の研究（『戦後之疫—台湾的公共衛生問題與建制』稲郷2000）で認められた。これが一因となり、植民地時代に沈静化を迎えた風土病は植民地時代終了後、直ちに再燃し、後の「2.28事件」の引き金にもなったという。陳の研究でも指摘されたように、施策の有用性を高めるためには、住民が理解し、自発的に取り組むようになるまで、意思疎通が不可欠である。

総じていうと、不十分な意思疎通は、被統治者にとって、帰属意識もままならない段階での頭ごなしの強引策となり、潜在的な反発心を助長させる恐れがある。表向きは服従の

姿勢を見せるが、高圧的な外力政権が消えると、今まで抑圧されてきた反動がさらに大きく噴出し、元の生活習慣ばかりか、それ以上に逆戻りする可能性すらある。

4. 福祉文化的基盤の捉え方

大友論文では、前近代末期の北東アジア中華文化圏域の福祉文化的基盤について3つの領域から定義し、考察を深められた。①家族・親族・集落という福祉の私的領域、②官と民の連携による福祉の公共領域、③行政の責任に基づき制度整備が行われるという福祉の官領域。考察の結論として、この3つの領域のうち、②と③はいずれも台湾では強く機能していたのに対し、日本ではいずれも働いていた機能が小さかったという。

その理由については、要するに中国の影響を強く受けた国ほど、福祉文化基盤が強く機能し、その影響を受けた度合いによって、国ごとの福祉文化的基盤の整備度合い、または到達度合いに差が出ていたということである。具体的には、官民連携による福祉の公共領域について、台湾の場合、長期にわたる清朝統治時代において中華文化の思想に深く影響を受けた。それに加え、儒教思想と仏教そして民間信仰の道教の教義にも類似点が多く、台湾住民に受け入れやすかったことや、そもそも台湾住民の大半は中国南部や沿岸部出身者による移民であり、文化も言語も日本や朝鮮と比べて同一性が強くみられたからである。地理上の遠近による中華文化の伝播の強弱、中華文化の取り入れ方に相違点があったため、台湾が受けた影響が最も強く、朝鮮と日本で受けた影響は台湾と比べて弱かったという。台湾・朝鮮・日本においてそれぞれ受け入れた中華文化の影響の強弱により、その結果として福祉文化的基盤に呈した要相は、福祉の公共領域が担う役割の大・小、地域住民に働いた福祉的役割の強・弱という形で認められた。

植民地政治体制終了後、台湾では国民党政権の下で38年(1949~1987年)にわたる戒厳令体制が敷かれ、住民には言論・出版・結社の自由がなかった。この時期に整備された福祉体制は「軍公教福利」と称されたほど、少数政権の正統性擁護のために、軍人・公務員・教員を主対象に整備された社会保障制度であった。社会資源の再分配が一部の人に限って行われていたこともあり、1980年代に入り、福祉政策の充実を目的に結成された民間団体が現れ、戒厳令解除後、その社会運動が盛んに展開された。また、前出した陳の研究(陳燕禎2004)では、台北仁濟院の位置づけは3つの転換期を経て現在に至っている。①清朝統治時代—民間富裕層の慈善行為に基づく施設の設置、②植民地統治時代—運営面からすれば、官と民の共同運営の色合いが濃かった。③国民党統治時代—非営利法人組織に転身し、財団法人という法人格を取得した。

また、福祉分野における公的領域の役割は今日の日本より限られたものであった。国民党政権以降、福祉の公的領域の役割が拡大されるよりも、むしろ、非営利を目的にした民間団体に事業委託の形で福祉サービスの量的確保がはかられてきた。このように、台湾において長らく培われてきた福祉文化的基盤、とくに福祉の公共領域にみる民間団体の機能は、政治体制に応じてその機能の弱体化はみられるにしても、崩壊の途を辿ることなく、

さらに、その役割や機能が活発化している。表1に示したように、台湾の民間団体組織は活動の目的に応じて多様性を呈し、活動範囲に応じて全国的組織と地方的組織に分かれ、行政管理の下で活動していることが伺える。

前近代の台湾において富裕層や地域有力者が困窮者の救済事業に強い関心を示した背景について、儒教思想から受けた強い影響に加え、次の理由も一因として働いたと考えられる。戦前の台湾では、風土病による死亡率が高かったが、衛生習慣の改善による死亡率の低下という近代的な考え方は薄く、宗教的な観点から「定め」と捉える人が多かった。また、西洋医学よりも漢方薬、民間療法の有用性が広く信じられ、ゴミや排せつ物を道路に投げ捨てるという悪い衛生習慣に加え、上下水道の未整備、これらが風土病の感染を助長させた。大規模な風土病の頻発により、人々は死と隣り合わせの生活を送る中で、富裕層も含めて親孝行理念の延長線としての先祖崇拜に熱心であり、厚い信仰心を持ち善行を行う事で、その見返りのご利益として一家の健康を期待したという精神面の働きもあったと思われる。また、当時の社会は貧富の差が激しく、社会の富の大半を一部の富裕層が握っていた。富裕層にとって自分の社会的地位を維持するためにも、地域社会の不安要素を取り除く必要があり、その手段として窮民の救済に取り組んだと考えられる。

今日の台湾でも宗教は身近な存在であり、また、宗教団体が母体となった諸事業が過疎地域や資源不足の地域を中心に展開されている。その一例として、台湾最大の宗教団体—仏教慈濟会—が展開した社会奉仕事業の内容を図1に作成したが、それは①医療事業（医療サービスの提供、7か所の総合病院）、②教育事業（保育園から博士課程までの教育機構を有し、医学部や看護学部の設置による医療人材の育成、ソーシャルワーカー養成学科もある）、③文化事業（出版事業と放送事業を行い、勸善懲悪や親孝行理念の啓蒙活動に取り組む）、④慈善事業（生活保護制度開始前の困窮者への援助、独居高齢者や要介護者への家事援助、安否確認、病院の付き添い）、⑤ボランティア組織（病院・環境美化・地域清掃・骨髄バンク登録呼び掛け・募金活動・潜在的ニーズを抱える地域住民の発見等）である。

今日、台湾の人口構造は日本より顕著な少子化進行に加え、高齢化率の進行速度は今後日本を上回ると推測されている。「家族・親族・集落」という福祉の私的領域の役割が弱体化しているのが現状である。その背景には、産業構造の変化に伴う人口移動が発生し、それによる人口の過密と過疎地域が形成されたことがある。また、近隣とのつながりの深さも地域により開きがみられる。それに加え、グローバル経済の影響により、台湾の経済基盤は国際情勢に影響されやすく、また現時点で到達した経済発展の状況は先進諸国より遅れを取っている。社会福祉施策や社会保障制度に取り組むうえで台湾は先進諸国よりも財源や時間が限られており、政策に取り組む困難さが増している。

少子高齢化の進展に有効な歯止めをかけることができないとすれば、民間組織団体が担う公共領域のさらなる活性化が求められることになる。同時に、社会教育の一環として諸啓蒙活動に取り組み、親孝行の精神理念を長く持続させることにより、精神面の支えは家族や親族で担い、福祉サービスの提供は専門職が担うという仕組みの構築・維持が必要と

なる。

5. 今後の国際研究のあり方

国際比較の視点から研究を進めるうえで、諸用語の定義、政策の中身、政策導入の背景と目的等を把握することは不可欠である。そして各国の特徴に合わせた社会保障制度や社会福祉施策の構築、地域の資源を生かした介護サービス基盤整備、地域ネットワークの構築による地域福祉推進の重要性も周知の通りである。制度づくりの理念および目標は同じであっても、各国の置かれた状況やこれまでの政策制定の背景、民主主義の成熟度が異なるため、その実現手法も国によって必ずしも一様ではない。これは、言うは易く行うは難し、その実践は歴史経験をみれば、容易なことではないとわかる。

その例をそれぞれ台湾と日本から一つ挙げると、台湾では、2009年度に入り、行政院経済建設委員会人力企画処の下で介護保険制度の草案作成に取り組み、年度内に草案を行政院に提出・議論し、2年後の2011年度に制度を発足させるという工程表が打ち出されている。草案の中に、保険者は日本型の地域保険方式（保険者が原則的に市町村である）を採択せずに、ドイツ型の全国保険方式による制度の運営が有力である。この場合、在宅介護基盤がなお整備されていない台湾では、サービス基盤の地域格差による「保険あって介護なし」の課題が日本より深刻に現れる可能性が高い。医療保険制度発足15年目を迎えた今日、医療サービス基盤の地域格差が依然として存在している現状もある（1995年の全民健康保険制度）。介護リスクの出現率は医療リスクと比較して低いため、在宅介護基盤の地域格差現象の軽減は医療保険制度より一層困難さが増している。この基盤整備の格差を抑えるためにも、台湾の特徴に照らし合わせた補完策を考えなければならない。具体的には、次の様なものがある。①民間組織団体とくに宗教団体の資源の活用による介護サービスの量的確保、②基盤整備不足地域にける介護保険料軽減策の実施、同時に、③無職の家族介護者に対して現金給付策の実施、そして社会保障制度加入支援策の実施（医療・年金・介護保険料の軽減措置、労災保険料の全額免除措置）、そして、④質的確保に向けて地方自治体または利害関係のない第三者組織によるサービスの質のチェック体制構築、および、⑤定期的な介護研修講座の開催、外国人介護労働者も参加できるよう通訳者の確保、研修時に介護者の役割に代わる民間介護サービスの確保。

日本では、北欧や福祉先進諸国の経験を踏まえ、施設入所者の尊厳重視（ユニットケアの実現による高質のサービス提供やプライバシー尊重）に向けて2002年度に全室個室の新型特養が新設施設の建設基準として制度化された。今後の社会全体の動向を考えれば、個室化への流れは当然の成り行きであろう。しかし、制度化6年目に突入した今日、個室差額ベッド代や食費を加えた利用料を支払えない利用者が現れ、経営難に陥る施設もみられる中、サービスの質の低下が懸念されている。とりわけ生活保護者をターゲットにした貧困ビジネスが深刻な課題として浮上している。利用者の尊厳重視や人権擁護はむしろ大切な理念であり、目指すべき目標でもある。それに基づいてスタートした新規特養の開所お

よび介護報酬の改定により、低所得者層を中心に特養施設への入所が排除されてしまうこともまた事実である。今回の新型特養制度化の実施は、独自の補完策が取り入れられていない地方自治体において、利用者の尊厳や人権の擁護が富裕層には実現しやすく、貧困層には実現し難いという奇妙な構図の定着を促しているともみえる。格差社会は人生の最期にも現れつつあるという今日の新型特養の現状を考えれば、北欧諸国で謳われたような利用者の尊厳や人権の擁護とかけ離れているといわざるを得ない。

なんとといっても施設入所緊急度の高い要介護高齢者に対し、生活の場の確保および生命の維持は最優先である。補完策なしの全室個室の新型施設の設置方針が、はたして地域全体の福祉水準の向上につながるのかと疑問に感じる。というのも、老老介護や認認介護の状況に置かれている家庭が年々増加し、また、介護疲れによる介護心中・殺人事件、孤独死は介護保険制度発足 10 年目に入った現在も絶えることなく発生している。新規特養の制度化は先を見越した施策ではあるが、目下の家族介護をめぐる社会事件の解決には結び難い。

特養待機者は全国で 38 万人に上るともいわれている現状の中、全国一律の方針に加え、地方自治体にも裁量権を与え、独自の補完策の整備を促すべきである。たとえば、①4 人部屋までの新規設置の容認、②事前に建築上の工夫をこらし、その時の利用者層の経済力や希望に合わせて居住空間を 4 人部屋、2 人部屋、1 人部屋に簡単に模様替えできるようにすること、③待機リストの順位とは別枠で、地域や在宅での介護生活が困難な生活保護者への優先的な特養入所、④在宅介護基盤を整備すると同時に、地域ネットワークの構築による見守り地域支援体制づくりが考えられる。ここでは、④について私案を述べてみる。

この見守り地域支援体制について、個人情報保護法に触れないことを前提に、地域住民が見守りボランティアとして活動し、リスクの高い地域住民を見守ることである。例えば、学生、会社員、散歩習慣のある人がローテーションを組んで違う時間帯に定期的な安否確認を行い、異常発見時、市役所、保健所、警察、消防署、救急車などに通報する。ボランティア活動に熱心な住民が地域安心安全見守り団体を結成し、介護サービス利用時間帯以外に、料理・洗濯・庭の手入れ・買い物や通院の付き添いや手伝い、話し相手、情報の発信の役割、災害時の通報役、緊急事態発見時の通報役を担うことは可能である。ボランティアのメリットはボランティア本人のいきがいづくりや健康づくり、専門知識の活用につながる。もし、ボランティア本人または家族が介護保険制度を利用するときにすれば、利用料の一部軽減（軽減分の財源は全額地方自治体が補助）が利用でき、ボランティア活動時間相当分を利用することができる施策を作る。もしくは、商店街と連携をはかり、有効期限なしの活動時間相当分の商品券や買い物券を配布することも考えられる。指導およびチェック役は、地区の福祉資源に応じて、地域包括支援センター、社会福祉協議会や福祉センターなどに行政委託の形で取り組む方法が考えられる。このボランティア組織が機能するまで時間はかかるが、団塊世代が後期高齢者に突入するまでになお 10 年弱の時間的余裕があり、現時点からの仕組みづくりを行政が後押しすれば、10 年後、何らかの度合いで

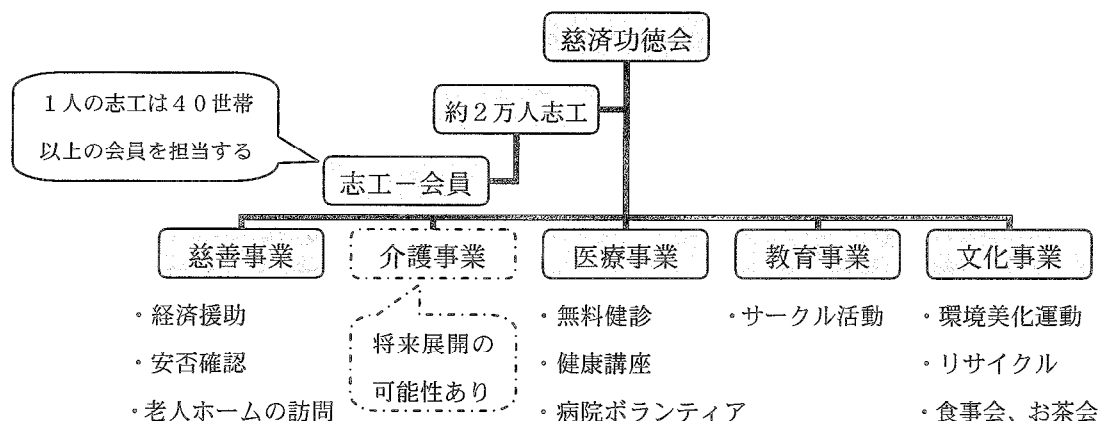
機能することは可能と期待できる。

施策の理念は将来性を見越したものにすることが必要であり、福祉先進国の経験や理念には参考に値するものが多々ある。しかし、社会資源・文化・風習・住民の意識は必ずしも各国同様ではない。それがゆえに、急進的・極端な施策よりも、施策の効果を上げるためには住民のニーズに合わせた実施方法が必要であり、現在の社会資源や経済水準に合わせ、住民との合意を図りながら段階的に取り組むべきであろう。これらの視点を欠くと、安易な国際比較に陥る恐れがあり、その国の経験を正しく発信し活かさない恐れもあることを強調したい。

表 1. 非営利団体にみる介護サービス提供者の特徴 (2007 年末現在)

非営利 介護サービス 提供者	I. 財団法人	全国的組織の 福祉慈善事業団体 167 団体	うちの 2 割 設立主体が 宗教団体	
			II. 公益性社団法人	全国的組織団体 7,796 団体
	医療衛生 698 団体			
	宗 族 会 47 団体			
	宗 教 団 体 683 団体			

図 1. 台湾最大の民間非営利組織—「仏教慈濟会」—社会奉仕事業の組織図



注：「仏教慈濟会」ではボランティア活動を行う人のことを「志工」と称し、定期的に寄付金をする人

のことを「会員」という。

出所：徐明仿「台湾における地域ネットワーク構築の現状と課題」『平成 18 年度～平成 20 年度科研費基盤研究 A（課題番号 18203032 研究代表者：野口定久教授）テーマ：地域福祉計画・介護システム開発を通じた東アジア型福祉社会モデルの構築に関する研究』『日中韓社会福祉国際シンポジウム報告論文集—南京大学社会学系—』2007、詳細は別紙の参考資料まで。

参考文献：

I. 日本語文献

- ・大友昌子『帝国日本の植民地社会事業政策研究』ミネルヴァ書房 2007
- ・沈潔『中華圏の高齢者福祉と介護』ミネルヴァ書房 2007

II. 外国語文献

- ・陳拱北予防医学基金会主編『公共衛生学（上冊）』巨流図書 1988
- ・陳淑芬『戦後之疫—台湾的公共衛生問題與建制』稻郷 2000
- ・陳燕禎「政府與本土非営利組織關係之轉變—財団法人台湾省私立台北仁濟院歴史研究分析」博士論文、暨南国際大学 2004

台湾における地域ネットワーク構築の現状と課題

Building Regional Networks in Taiwan

The Current Trends and Challenges

八戸工業大学 助手 徐 明仿

Research Associate, Hachinohe Institute of Technology, Hsu MingFang

はじめに

地域ケアの重要性が高まる今日、地域ネットワークの構築による地域福祉の展開が望まれている。その課題として、議論の焦点になっているのは担い手の確保難である。本研究では、台湾における地域の定義を「社区」の捉え方から考察したうえで、公的部門と民間部門の二つの視点から台湾における地域ネットワーク構築の現状に触れる。公的部門の視点からは、地域福祉推進拠点として整備された3拠点の役割を明確にしたうえで、民間部門の取り組みにおいては台湾最大の非営利組織団体の財団法人仏教慈濟会に注目する。「仏教慈濟会」の「志工—会員」の組織分析により、地域活性化を促す人材の育成方法を検討する。それを踏まえ、台北市士林区の事例検証を通して地域ネットワークの形成において社会福祉機関（士林老人服務中心）が民間組織団体（仏教慈濟会の救貧事業の実践的援助）とどのような連携体制を取り、各機関が担う役割とは何かを考察する。最後に、台湾における地域ネットワーク構築上の課題を明確にしたうえで打開策の提示を試みるものである。

I. 地域福祉推進における公的部門の取り組み

(1) 台湾の行政区画と「社区」の定義

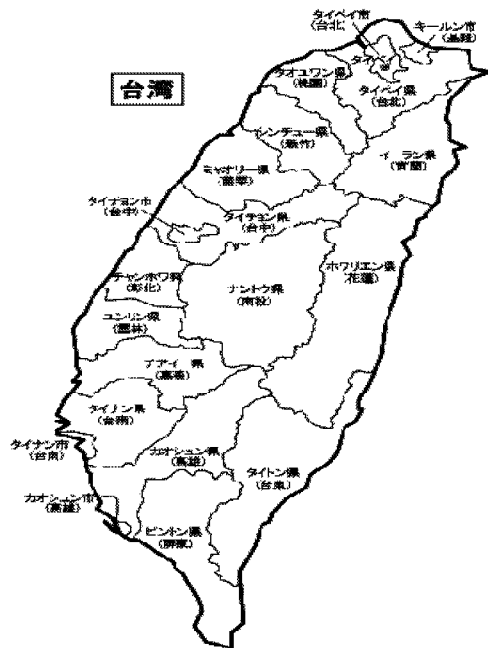
台湾の行政区画は図1-2に示したように、日本の47都道府県制に対し、台湾では23縣市制（離島を除く）であり、2直轄市・5省轄市・16県という23地方自治体から構成されている。「直轄市」は第一級行政に区分されており、「行政院（日本の内閣府に相当）」の直接管轄にあたる。「省轄市」と「県」は「省」の管轄にあたり、第二級行政に区分されている。「直轄市」・「省轄市」・「県」の下に置かれたのは第三級行政に区分された「郷鎮市区」であり、日本の市区町村に類似した基礎自治体である。2005年末現在、計368郷鎮市区（226郷・61鎮・32県轄市・49区）が区画されている。そして「郷鎮市区」の末端行政に協力する組織として置かれたのは「村」と「里」である。この「村」と「里」は1991年までの行政計画の中で「社区（community）」として捉えられていた。

台湾の「社区」は日本での「地域」に該当し、その定義は1991年施行の「社区發展工作綱要」を境目にして捉え方に大きな変化が見られた。「社区發展工作綱要」を施行前、「社区」は「村」と「里」という行政区域に準じ、農村部では300～500世帯を基準

に、都市部では「区」より規模が小さく「里」より大きいという基準に従って定義された。1991年の「社区発展工作綱要」の施行に伴い、「社区」は行政区域の制限に捉われることなく、「社区」を結成するための発起人が30名以上（各世帯から1名ずつ20歳以上の代表者）いれば、一つの「社区」として結成することができる。同じ地域の「社区」は一つに限るといふ但し書きがあるが、この「同じ地域」についての定義はされていない。

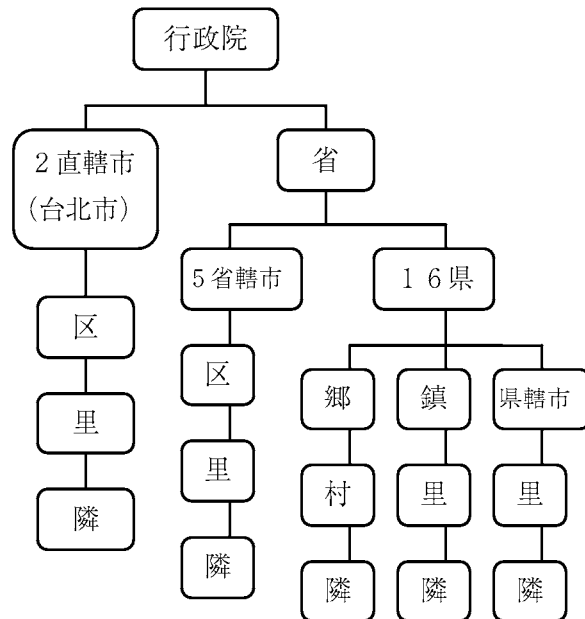
2004年に行政院で草案が通った「社区营造条例」では「社区」をさらに柔軟に捉えたうえ、「同じ地域」についての定義も明確にされた。第二条によると、「社区」とは、直轄市と県（市）という行政区域内において、ある特定の公共の議題のもとで、一定の確認プロセスを踏まえ、地域住民の共通認識に基づいて直轄市ないし県（市）政府により認められた空間および住民のことを指すと定義されている。翌年の2005年施行の「台湾健康社区六星計画」では「社区」を新旧の定義を融合して捉えている。この計画では「社区」を次の2点として定義しており、①地方組織としての部落・村里・社区のこと、②ある特定の公共の議題のもとで、一定の確認プロセスを踏まえ、地域住民の共通認識に基づいて地方自治体により認められた空間および住民のことを指す。

図1-1. 台湾の行政区



出所：http://www.pubanzen.mofa.go.jp/info/blank_map

図1-2. 台湾の行政区画



出所：筆者作成

(2) 地域福祉推進に向けての拠点施設の整備

台湾の介護サービスは、社会福祉体系と衛生体系の二本立てで整備されている。前者は内政部社会司（地方では社会局）の主管で「老人福利法（1980年制定）」と「身心障礙者保護法（1980年制定の「残障福利法」の後身）」に基づき、税金を主財源とし、行政

措置の形で低所得者を主対象に無料か低額で介護サービスを提供している。後者は衛生署（地方では衛生局）の主管で「全民健康保険法（1995年に国民皆保険としての制度発足）」に基づき、医療系介護サービス（訪問看護サービス等）を提供している。利用対象者は所得と関係なく、原則的にサービスの利用が必要だと医師に判断され、かつ居住地域内にサービスの提供があれば、医療保険給付に基づくサービスが利用できる。

1996年まで内政部社会司も衛生署も施設サービスを中心に介護基盤の整備計画に取り組んできた。1996年に内政部が制定した「推動社会福利社区化実施要点」は初の地域福祉推進条例として注目したい。その中で「社区照顾（community care）」という地域ケアの理念を重視した介護サービス提供体制の構築が目標として打ち出され、介護基盤の整備方針が施設から在宅へと移行することが明確にされた。それを受け継いで内政部社会司も衛生署も地域福祉推進拠点の整備を重点策として捉え、2005年末現在、主に3種類の拠点が整備され機能している。それは、内政部社会司主管の「老人福利服务中心」と「社区照顾關懷拠点」、そして衛生署主管の「長期照顾管理中心」である。

この3拠点の機能を見ていくと、「老人福利服务中心」は老人福利法に基づき、高齢者福祉総合問合せ窓口として23地方自治体に設置が呼びかけられ、2005年末現在、計326箇所（県型33箇所、郷鎮市区型293箇所）が整備されている。施設の名称は統一されておらず、台北市では「老人服务中心」と称しているが、「老人文康（活動）中心」と称している地方自治体もある。主な機能は対象者により次の6項目に分けて挙げることができる。①地域住民を対象にした高齢者福祉総合問合せ窓口、②介護サービスの利用申請者に対し、ソーシャルワーカー（以下 S.W. に略す）が要介護認定を行い、必要な介護サービスを決定してサービス提供事業者をつなげる。③社会福祉体系の介護サービスを要する要介護高齢者に対し、デイサービスと訪問介護サービスを提供する。④低所得高齢者や要介護高齢者を主対象にした食事サービスの提供、⑤独居高齢者に対し、安否確認・食事サービス・緊急通報システム・病院への送迎と付き添い・訪問介護サービスを提供する。⑥全ての高齢者を対象に、閉じこもり予防に向けて各講座（絵画・書道・外国語・パソコン等）を開催し、レクリエーションを実施する。

「社区照顾關懷拠点」は高齢者の健康づくり・介護予防を地域で推進することを目的とし、2005年に（内政部社会司「建立社区照顾關懷拠点実施計画」に基づいて）設置が始まった地域密着型小規模拠点施設である。当面の3年間（'05～'07年）で計2000箇所の設置が目標化されており、拠点の設置基準は原則として4つの「村」ないし「里」で一箇所の設置が目安とされているが、地域の特性、高齢者の分布状況に応じて地方自治体が整備値の裁量権を持つ。利用想定規模として原則的に40～50名の利用規模であり、最小でも20～30名の高齢者が利用できるスペースの確保が必要である。設立・運営主体は立案した民間団体であり、具体的には、①社会团体（例：社区發展協會）、②社会福祉事業に携わる財団法人、③その他の非営利団体が挙げられている。主な役割として、①高

齢者の安否確認、②高齢者福祉関係の問合せ、③食事サービスの提供、④健康促進活動の実施が挙げられているが、各拠点では上記 4 項目のうち 3 項目以上のサービス提供が設立条件として制定されており、前出の「老人福利服務中心」での高齢者健康づくりの地域密着版として見なすことができる。利用料は昼食代程度であり、低所得者なら行政補助があるため無料利用となる。

「長期照顧管理中心」は地域福祉推進窓口として 1998 年に衛生署が打ち出した「老人長期照顧三年計画」に基づき、各地方自治体で一箇所以上の設置が目標化され、2005 年末現在、目標値が達成されて計 28 箇所が整備されている。主な機能として、①県民を対象にした介護サービスの総合問合せ窓口、②介護補助器具の展示・貸し出し窓口、③ケアマネジャー（以下 C.M. と略す、看護師と S.W. が担当）によるケアマネジメントの実施（通報→要介護認定の実施→ケアプランの作成→利用者と事業者のコーディネーターをこなして必要な介護サービスをつなげる→サービス利用後のモニタリング→6 ヶ月ないし 1 年ごとの更新認定）、④家族介護者を対象にした介護講座の開催がある。

以上 3 種類の拠点は地域福祉推進において行政主導の形で整備が進められてきたものであり、相互の連携体制については後述する。次には社会的使命に基づき自発的な無償奉仕活動に取り組む民間団体の中から「仏教慈濟会」に注目し、担い手の育成方法を考察する。

II. 地域福祉推進における民間部門の取り組み

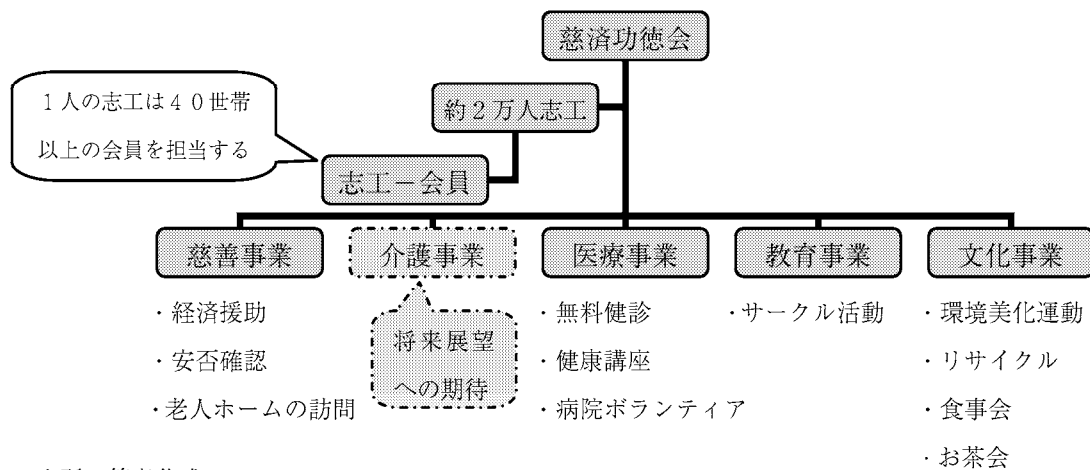
(1) 台湾最大の非営利組織団体「仏教慈濟会」

2005 年末現在、内政部により「財団法人社会福利慈善基金会」として認定され、台湾全土で福祉慈善事業を展開した非営利組織団体は計 145 団体である。そのうち、財団法人の基金規模をはじめ、無償奉仕活動に取り組む実働者数をみても、毎月寄付金を行う「会員」の人数をみても、ともに最大の規模を有するのは「仏教慈濟会（1966 年結成、全名『財団法人中華民國仏教慈濟慈善事業基金会』、別名『仏教慈濟功德会』）」である。

2005 年末現在、「仏教慈濟会」が内政部に報告した基金の総額は約 263 億元であり、これは、他の 144 団体の合計基金総額の 199 億元を上回っており、また、同年の台北市年間社会保障費（217.6 億元）に匹敵する規模である。無償奉仕活動の実働者数は 2004 年末の調査時点で約 2 万人にまで増加し「志工（詳細は後述）」と呼ばれている。活動拠人も花蓮県本部の 1 箇所から台湾全土に広がり計 18 箇所（4 支部と 14 連絡拠点）増加した。「会員」は「仏教慈濟会」の理念に賛同し、毎月 100 元以上の寄付金を行い、氏名・住所・身分証明書の番号を登録している寄付者のことを指す。2004 年末の面談調査によると、この 38 年（1966～2004 年）で累積 100 万世帯を超えた 400 万余りの方が「仏教慈濟会」に寄付を行い、台湾の総人口に換算すると、約 6 人に 1 人が「仏教慈濟会」の寄付者であることを意味している。

「仏教慈済会」は 1966 年に設立者の證嚴法師（1937 年～）が仏教の教義に基づき弟子とともに救貧活動を展開し、2006 年で結成 40 周年を迎えた。貧困者援助に始まった救貧活動は「仏教慈済会」の慈善事業の原点となり、慈善事業の延長線として後に医療・教育・文化まで社会奉仕活動の裾野が広がった。この 4 つの社会奉仕事業が「仏教慈済会」の骨格となり、全ての奉仕事業には無償ボランティアとしての志工の参加が見られる（図 2 を参照）。その成果を見ていくと、医療資源不足の地域で 7 箇所の総合病院・分院を建設し医療サービスの提供を担っている。貧困家庭児童の教育支援策、医療スタッフ（看護師・医師）の確保策として組織本部の花蓮県で医学部付属の総合大学を建設し、幼稚園から博士後期課程までの一貫した教育を行っている。文化面においてはテレビ局、出版部を持っており、ニュース報道や親孝行の理念、隣人愛による相互扶助の理念を呼びかけるためのドラマ放送、書籍や定期刊行物の出版に取り組んでいる（各社会奉仕事業の詳細については金子昭《2005 年》の著書を参照されたい）。

図 2. 志工の活動にみる「仏教慈済会」の社会奉仕事業の組織図



出所：筆者作成

(2) 無償奉仕活動の担い手の育成方法

「仏教慈済会」の社会奉仕事業を成り立たせた原動力は約 2 万人の志工である。志工になるには、一定の研修プログラムを経て 2 名以上の志工の推薦とともに団体設立者の證嚴法師からの任命が必要である。女性は「委員」を、男性は「慈誠」と呼び分けられているが、ここでは志工と総称する。證嚴法師に任命されるということは、単なる無償奉仕活動に取り組むボランティアになるだけでなく、證嚴法師から法号をもらい、在家の仏教徒になり法師の弟子になるわけである。志工にとって無償奉仕活動への参加は在家の仏教徒としての修行であり、自分の居住地域は修行の場となる。

研修プログラムの内容に触れると、仏教の教義をはじめ、「仏教慈済会」の結成背景・目的・理念を理解するためのカリキュラムはもちろんのことであり、福祉や医療の専門職に

よるソーシャルワークの方法論、社会保障制度の概要、基礎的な医療知識、コミュニケーションのとり方等が盛り込まれている。それに加え、半年以上の現場研修があり、ベテラン志工とともに社会奉仕活動に参加するのもプログラムの一環として行われている。研修および奉仕活動の実践的体験は土日に行われる場合が多いため、全ての研修を終了するには約 2 年を要する。なお、救貧事業に取り組む志工の質の向上に向けて S.W. による定期研修会（2 ヶ月ないし 3 ヶ月 1 回）および月 1 回の新規認定者検討会が各支部で行われる。

志工としての主な役目は、①寄付金集め、②貧困者宅への月 1 回の定期訪問、③社会奉仕事業の活動参加および地域イベントの開催、④会議および定期研修会への参加という 4 項目がある。それに加え、自分の居住地域に研修中の志工見習がいる場合、さらに現場研修の指導が新たに加わる。この 4 項目のうち、研修中の志工見習は①～③の役目を実践的取り組みとして現役志工の指導のもとで執り行う。その中でも、とくに、寄付金集めが志工になるための評価指標でもあるため、40 世帯以上の会員確保が目安とされている。

「志工－会員」の関係に触れると、志工には各自担当の会員を 40 世帯以上持ち、各会員の都合に合わせて月 1 回の頻度で家庭訪問する。訪問の際、今月の寄付金を預かって金額に合わせた領収書（所得税の控除対象になる）を作成して会員に渡す。それに加え、寄付金の使途説明や地域イベントの開催案内、定期刊行物の送付を行う。信頼関係が深まると、会員の相談者として必要な公的サービスの情報提供を行う。その意味で志工見習にとって新規 40 世帯の会員確保は正式な志工になるための最大の関門といえる。「仏教慈済会」をよく理解していないと、新規会員（家族は対象外）の開拓は容易なことではない。この「1 人の志工－40 世帯以上の会員」という寄付金集めの仕組みは、「仏教慈済会」の社会奉仕活動が地域で展開していくための基盤となり、地域ネットワークづくりの原点でもある。この仕組みを通して「仏教慈済会」の社会奉仕活動が地域性を持ち、社会での「仏教慈済会」への認知度の向上、安定した活動基金の確保、そして後に述べる救貧事業の援助対象者の発見に結びつく利点が考えられる。

とくに 1996 年の「社区志工」の理念が打ち出されて以来、志工の活動組織は自分の居住地域により再編成され、徹底した地域密着型奉仕活動の展開が図られた。その背景には、1996 年に被害額 220 億円をもたらした台風 9 号（別名：賀伯台風、死者 51 名に負傷者 463 名、家屋の全半壊が約 1400 棟）があり、近隣の相互扶助による地域づくりに取り組む必要性を認識したのである。以降、独居高齢者への安否確認、貧困者家庭への定期訪問・世話、地域の環境美化運動（道・川・公園等の清掃活動）、リサイクル活動、低所得の独居高齢者や要介護高齢者への生活援助活動（訪問介護・入浴）は全て同地域の志工等が自分の会員そして地域住民とともに取り組むようになった。

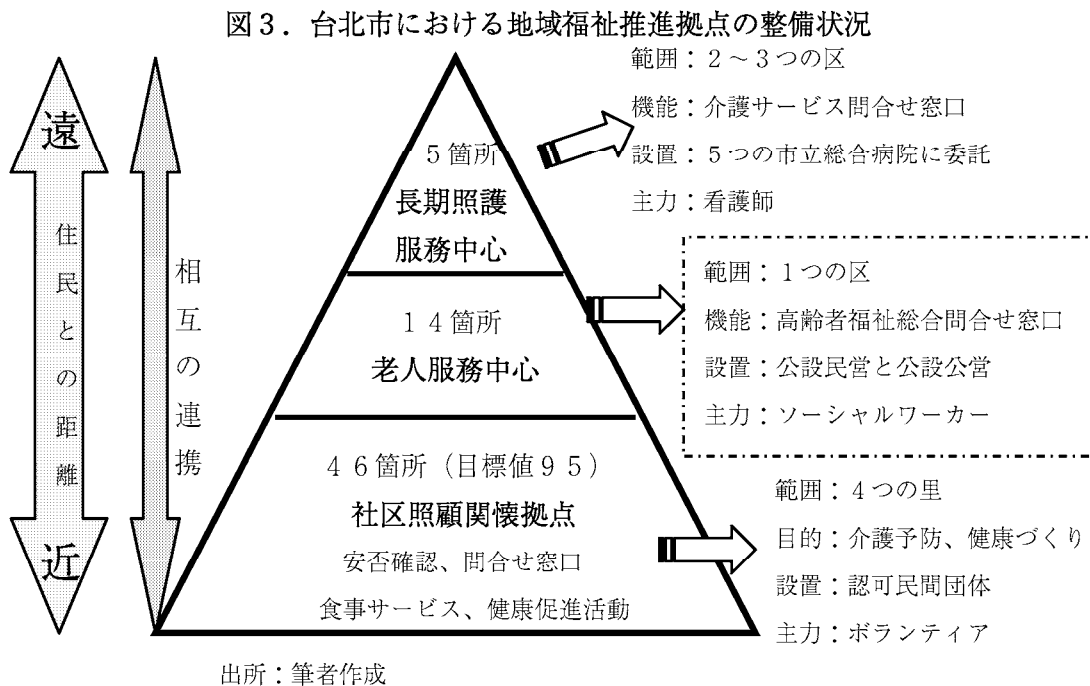
「社区志工」に取り組んだ成果としてこの 10 年で志工の人数は 1996 年の 7 千人弱から 2006 年の 2 万人弱へと 3 倍の増加を見せた。この数値から「仏教慈済会」の地域ネットワークは「志工－会員」という関係を土台にして「社区志工」の組織再編成による

活動の成熟に伴って社会奉仕活動の地域密着性を増していると見られる。次には台北市士林区の実践を通して高齢者の地域生活の支援において「仏教慈濟会」と福祉行政部門の連携体制を考察し、行政と民間の視点から地域ネットワークづくりの方法論を検討する。

Ⅲ. 地域ネットワーク構築の現状

(1) 台北市士林区の実践にみる地域福祉推進 3 拠点施設の連携体制

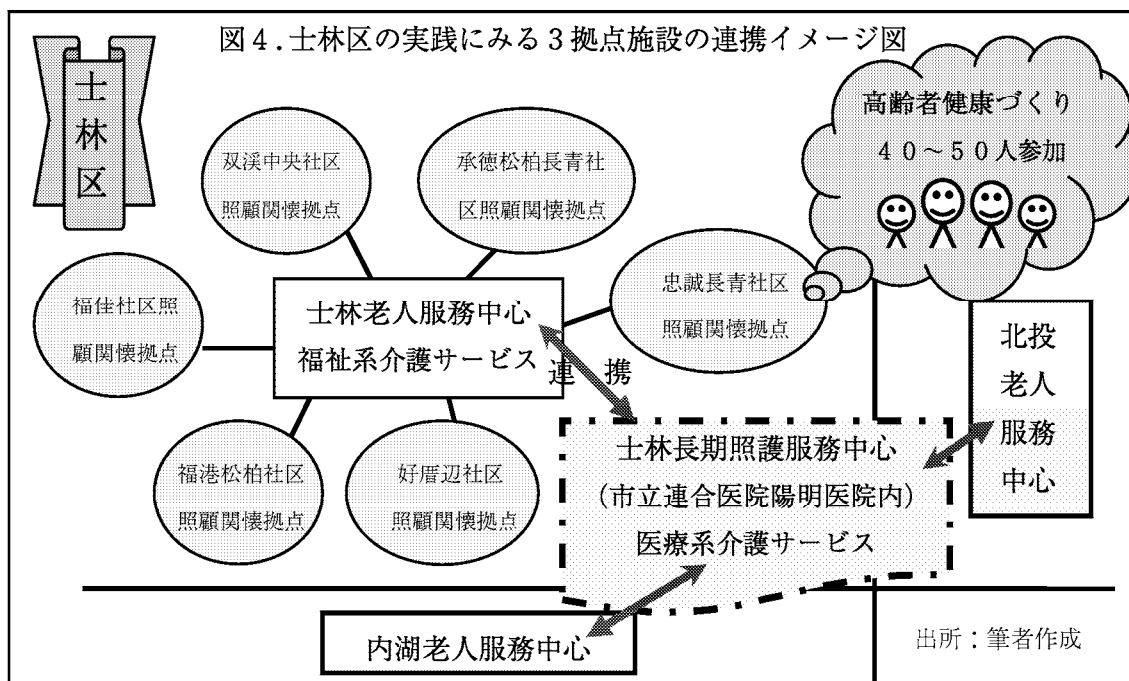
2005 年末現在、台北市 12 区で計 14 箇所の「老人服務中心」と 5 箇所の「長期照
 護服務中心」そして 46 箇所の「社区照顧關懷拠点」が整備されており、地域密着性から
 して「長期照護服務中心」は最も遠く、「社区照顧關懷拠点」は住民に最も身近な存在とし
 て位置づけられている(図 3 を参照)。12 区のうち、士林区の整備状況を見ていくと、「老
 人服務中心」と「長期照護服務中心」は各 1 箇所であり、「社区照顧關懷拠点」は 6 箇所の
 整備となっている。具体的には「士林老人服務中心」はキリスト教団体(「財団法人台北市
 中国基督教靈糧世界佈道会士林靈糧堂」)に業務委託の形で運営されており、「士林長期照
 護服務中心」は区内にある市立総合陽明医院内で窓口設置の形で確保されている。「社区照
 顧關懷拠点」は運営主体の社会团体等に運営費補助の形で拠点の確保が図られている。



3 拠点の連携体制を図 4 のように図式化した。高齢者の健康促進に向けて区内 6 箇所の「社区照顧關懷拠点」は「士林老人服務中心」の協力を得ながら週 1 回のミニデイサービス(8時半～17時半)の形を取ったレクリエーション活動と食事サービスの提供に取

り組んでおり、活動未参加の独居高齢者に対して安否確認を行っている。これらの活動は各拠点のボランティアが主体となり実施しているが、ボランティアの育成およびミニデイサービスの実施経験を伝えるための講座開催の役割を担っているのは「士林老人服務中心」である。各拠点は地域密着型小規模施設に位置づけられているため、普段の活動を通して高齢者の健康管理に協力し、身体状況の異変や健康づくり以外のニーズをいち早く把握し、「士林老人服務中心」に通報して必要なサービスの利用へとつなげる役割を担っている。

「社区照顧關懷拠点」から通報を受けた「士林老人服務中心」の S.W. は高齢者のニーズに応じて必要なサービスをつなげる役割を果たす。生活保護や社会手当の利用要望なら必要な書類作成に協力して申込書を社会局に送付するが、介護サービスの利用要望なら S.W. が要介護認定を行い、ケアプランを作成して事業者と本人の仲介役として必要な福祉系介護サービスをつなげる。本人の経済基盤に応じて行政補助額を算出し社会局に補助費の申請を行う。また、医療系介護サービスの利用が認定される場合、本人の資料を「士林長期照護服務中心」の C.M. に知らせて要介護認定以外のケアマネジメント業務を引き継がせる。



「士林長期照護服務中心」は市立総合病院内に窓口が置かれたため、利用者の通報ルートは病院内部からの通・退院患者リストの他に、「士林老人服務中心」からの通報、本人ないし家族等が直接申出る方法がある。「士林老人服務中心」からの通報以外に、「士林長期照護服務中心」の C.M. が要介護認定を行い（認定項目は「士林老人服務中心」と同様であるが、一部の細目に相違点がある）、ケアプランを作成して医療系介護サービスの利用をつなげる。福祉系介護サービスの利用が認定される場合、本人の資料を「士林老人服務中心」

の S.W. に知らせて要介護認定以外のケアマネジメント業務を引き継がせる。

地域福祉推進において「士林老人服務中心」と「士林長期照護服務中心」では、区民の問合せに対応する他に、2 拠点のスタッフは本人の介護ニーズに応じてサービスの利用をつなげる役割を担う。前者では福祉系介護サービスの利用者を、後者では医療系介護サービスの利用者を対象にケアマネジメントを行う。要介護認定を行ったうえで福祉系ないし医療系介護サービスの利用を把握し、それにに応じてミスマッチングの場合、利用者の資料を相手に周知させる。知らせを受けたスタッフは要介護認定以外のケアマネジメントを引き継ぐという連絡体制を取っている。

(2) 「仏教慈濟会」の救貧事業にみる福祉行政部門との連携体制

「社区照顧關懷拠点」を設置前、「士林老人服務中心」は区内 4 つの民間団体（3 キリスト教団体と 1 仏教団体）と連携を取り合って 2 9 1 名独居高齢者の安否確認を行ってきた。その中の協力団体として「仏教慈濟会」があり、志工は事前に決めた担当地域の独居高齢者を定期訪問し本人の身体状況に異変が生じた場合や必要な福祉ニーズを「士林老人服務中心」の S.W. に知らせる役割を果たしている。本人のニーズは公的サービスで対応できる部分を「士林老人服務中心」の S.W. がサービスの利用をつなげるが、対応できない部分を志工が「仏教慈濟会」の資源を利用する方向で独居高齢者の地域生活をサポートしている。

「仏教慈濟会」の救貧事業に焦点を移すと、援助の原則は公的制度を補完するものであり、公的サービスの利用を優先させる。そのため、福祉行政職員と連携を取る必要性が生じたわけである。通報者は志工と会員に加え、地域住民や医療関係者、生活保護の申請を却下した行政職員も協力者リストに加わっている。通報を受けた「仏教慈濟会」の S.W. は本人の資料を入力し、訪問時の注意事項を含めた訪問表を作成して担当地域の志工に渡す。5 名一組の志工グループが本人宅を訪問前、公的サービスの利用状況の把握に向けて末端行政組織の「隣里長」ないし区役所を訪れて問合わせる。公的扶助を未利用の場合なら生活保護制度や諸社会手当の情報を提供し、必要に応じて代行申請を行い、さらに保護費が下りるまでの短期的な経済援助を行う。援助金の算出について「仏教慈濟会」の S.W. は地方自治体が毎年公示する最低生活費を参考にして算出する。

公的サービスが利用できない場合、志工等は本人の実情把握に向けて家庭訪問を行う。訪問の際、本人の生活環境・家族構成・近隣との付き合い状況を把握して訪問表に書き、会議で（志工と S.W. が参加）援助資格の有無も含めて具体的な援助内容を決める。援助を開始後、志工が月 1 回の定期訪問を行い、実情に応じて援助の内容を修正する。介護サービスを要する場合、志工から知らせを受けた S.W. は福祉行政の社会局や「老人服務中心」に本人の状況を通報し、サービス利用の代行申請も含めて公的介護サービスの利用をつなげる。閉じこもりの傾向が見られる場合、「社区照顧關懷拠点」に本人の様子を知らせて高齢者の健康状態を見守る役割も担っている。

現時点で「仏教慈濟会」の慈善事業は教義に基づき、独居かつ貧困な高齢者に対象を制限しているが、しかし、今後 20 年での急速な人口高齢化の進行、それを見込んでの日本の介護保険制度の形を取る介護保障制度の実施、そして会員や地域住民の要望が高まれば、家族と同居中の要介護高齢者に対象者を拡大して介護サービスの提供を担う役割が期待できる。医療事業の経験を生かし、総合大学で既存の福祉関連学科（社会工作学系）に高齢者関連科目を増設する方向で、介護専門職の育成による担い手の確保は可能である。医療事業と救貧事業を土台に、介護専門職の雇用による介護事業への展開、そして社会奉仕活動に取り組む「社区志工」との連携により、「医療－福祉－介護－志工」という「仏教慈濟会」の地域におけるネットワークづくりが一層充実されることが期待できよう。

終わりに—地域ネットワーク構築上の課題と打開策

地域ネットワーク構築上の課題として担い手の確保難がある。これに対し、台湾では市区町村で無償奉仕活動に取り組む「志工」を 2 万人近く有し、かつ「1 人の志工－40 世帯以上の会員」という仕組みを生かした「仏教慈濟会」という民間組織団体があり、末端行政組織の「隣里長」をはじめ、市区町村の福祉行政・機関との連携が展開される中、インフォーマルな人手が現時点で確保されていると見られる。担い手の確保難において台湾では専門職の確保にあると指摘せざるを得ない。

まず高齢者福祉担当職員の人手不足という問題がある。2005 年末現在、高齢者福祉担当の公務員 S.W. は 168 名であり、高齢者の人口比で見ると、約 1.3 万人対 1 名の S.W. という割合になる。行政職員を含めても 700 人未満という人手であり、地域での高齢者の実情把握に難点があり、日本のように市区町村レベルで地域福祉計画を策定するのは困難である。次にケアマネジメントを担う C.M. の雇用体制に問題点がある。地域福祉推進窓口としての「長期照顧管理中心」は衛生局の主管にあたるものの、公部門としての位置付けが不明確なため、台北市を除き他の 22 地方自治体では C.M. の人件費を年度予算の編成に組み入れていない。それに代わって C.M. の人件費は中央行政部門の衛生署の地域福祉関連計画の実施予算に頼り、計画期間に合わせて C.M. を 1 年契約制で採用している。安定した雇用体制の未整備は、C.M. の流動率を促す恐れがあり、課題として指摘できる。

この両課題に対し、高齢者福祉担当 S.W. および行政職員は人口構成の高齢化に伴い、近い将来、行政組織の再編成も含めての増員は避けて通れないことである。日本の経験を生かし、市区町村レベルで小地域簡易将来人口推計を行い、それを目安にして質を確保したうえでの専門職員の増員を計画的に取り組むべきである。なお、C.M. の人手確保において質が確保されたうえでイギリスの経験を生かして全員準公務員の形で採用すべく、C.M. の人件費を予算編成に組み入れる必要がある。

参考文献

- 内政部「建立社区照顾关怀拠点実施計画」2005年
内政部「建立社区照顾关怀拠点輔導計画」2006年
内政部統計処「内政統計年報2005」2006年
台北市士林区公所『中華民國94年区務統計要覽』2006年5月
台北市政府主計処『台北市重要統計指標行政區別』2006年10月
台北市政府社会局『台北市老人福利簡介』2006年
台北市政府衛生局『台北市長期照護資源手冊』2005年7月
行政院文化建設委員会「台湾健康社区六星計画」2005年5月
慈濟文化出版『慈濟年鑑2001』2002年
金子昭『驚異の仏教ボランティア』白馬社2005年

植民地社会事業研究の到達と課題

—大友昌子著『帝国日本の植民地社会事業政策研究—台湾・朝鮮—』を中心に—

1. 大友先生の『帝国日本の植民地社会事業政策研究』—台湾・朝鮮—の評価

- 1) 比較研究の視点
 - (1) 植民「宗主国」：植民地台湾・朝鮮
 - (2) 植民地台湾：朝鮮
- 2) 福祉文化の基盤という枠組み

2. 疑問点

1) 植民地社会事業政策の政治的メカニズムをめぐる理論的帰結

「破壊と修復、解体と社会統合、戦争と福祉」区分の妥当性

2) 植民地社会事業の「近代化」と福祉文化的基盤をめぐる理論的帰結

① 「朝鮮」の場合、必ずしも官の役割が大きかったのか。

官と民間の比重を一律的な比較は容易でないが、仏教が国教であった高麗時代はお寺を中心とした慈善事業が盛んに行なわれ(「福祉の公共領域」、朝鮮時代は儒教を政治理念に強力な王道政治が行なわれたが地域の隅々にまで救済政策がいきとどまらずその空白のほとんどを地域の相互扶助の慣行でまかなわれた(例えば契、社倉、ドウレ、プマシなど)。

② 地域隣保として郷約がピックアップされているが、これはもっとも「帝国日本」の都合によかったため

3. 今後植民地社会事業史研究の課題

- 1) 「植民地近代化論」と「植民地収奪論」をともに超えて

2) 植民地社会事業史研究における分析の枠組み

(1) 近代化(性)の是非

大友先生の場合

- ① 社会事業教育(専門性)
- ② 救貧より防貧
- ③ 組織化・計画化
- ④ 行政組織の整備と財政の確保

朴の場合

- ① 行政組織の整備と組織化
- ② 公的社会事業の拡大
- ③ 近代的社会事業の実践活動
- ④ 法制化
- ⑤ 専門化

(2) 福祉文化の基盤

+

- (3) 政策権力に対抗する運動性
- (4) 社会事業政策の合理性

3) 研究方法の拡大—質的研究の必要—

(1) 植民地生活問題を現象学的に理解する必要

理論の検証でない、従来在先入観から判断中止の有効性、内部者の観点の必要

(2) 質的研究→理論化→比較の新たな枠組み

5. 第10回損保ジャパン記念財団賞贈呈式資料

(1) 祝辞

厚生労働副大臣 大村 秀章

第10回「損保ジャパン記念財団賞」贈呈式に当たり、一言お祝いの言葉を申し上げます。

はじめに、本日受賞されました大友様に対し、心よりお慶びを申し上げます。

今回受賞対象となった大友様の著書は、戦前の植民地下にあった台湾と朝鮮に着目し、その状況下における「社会事業政策」の形成が、具体的・実証的にまとめられており、今後の社会事業の研究の進展においても有意義な示唆を与える労作と伺っております。改めて、そのご努力に深く敬意を表します。

さて、今日の世界的な景気の後退は、かつてないスピードで進行しております。急速な景気の後退に伴い雇用情勢も急速に悪化し、派遣労働者の雇止めや新卒者の内定取り消しなど深刻な問題が生じております。このため、厚生労働省では、雇用の維持や、再就職者支援、離職された方の住宅の確保など各般の雇用施策に全力で取り組むとともに、生活福祉資金による貸付や生活保護の適切な対応など、雇用施策と福祉施策の密接な連携を図っているところです。

また、厚生労働行政は、急速な少子化に直面する中、年金、医療、介護など、社会保障の各分野における様々な課題を抱えており、社会保障全般にわたる不断の改革を着実に実施していく必要があります。

こうした行政における施策の推進と併せて、学術研究分野においても、確固たる実績を挙げていくことが必要不可欠となります。本日御参集の皆様方におかれましては、引き続き社会保障・社会福祉における学術研究の推進に精力的に取り組んでいただき、我が国の社会保障・社会福祉の向上に貢献していただくことを心からご期待申し上げる次第です。

おわりに、本日受賞されました大友様をはじめ、ご出席の皆様方の今後ますますの御健勝とご活躍を、そして、損保ジャパン記念財団の今後ますますの御発展を祈念いたしまして、私からのお祝いの言葉とさせていただきます。

(2) 審査講評

損保ジャパン記念財団賞
審査委員長 大橋 謙策

《審査経過》

平成20年度の「損保ジャパン記念財団賞」は、社会福祉関係学会理事及び(社)日本社会福祉教育学校連盟加盟校の学部長その他の指定推薦者から著書部門で25件22編、論文部門で15件15編の推薦を受けた。候補として推薦された著書および論文は、平成19年4月から平成20年3月末日までに公刊されたもので、社会福祉を主なテーマとして論述されたものである。これらの著書および論文について、計3回<平成20年10月19日(日)、平成20年12月20日(土)、平成21年1月24日(土)>の審査委員会が開催された。

(著書部門)

第1次審査では、推薦著書について「審査に関する整理の視点」を基準に審査を行い、基準に該当する13編を第2次審査の対象文献として選考した。さらに、推薦された著書の水準を確認する意味から、対象期間に発行され、かつ推薦されていない著書136編の中から基準に該当すると思われる著書1編を抽出した。その著書の執筆者は既に経歴等から考え、文献賞にはなじまない対象である。

第2次審査では、審査対象になった著書について、一著書につき3名の審査委員が担当となり、精読のうえ5段階評価と各自の書評を事前に書面にて提出した。そのうえで、審査委員会では、各書評を基に審査を進めた。その結果、第2次審査では、3編が第3次審査対象文献として選考された。なお、これら3編は第1次審査で抽出された著書1編の水準と遜色ないものと確認された。

第3次審査は、全審査委員がすべての審査対象文献を精読し、5段階評価と各自の詳細な書評を事前に書面にて提出したうえで行われた。審査委員会では、各委員提出の書評を基に長時間にわたる議論を交わした。この厳正な審査の結果、大友昌子氏の著書『帝国日本の植民地社会事業政策研究—台湾・朝鮮—』が財団賞として選定された。

著書部門の審査過程では、杉野昭博氏の『障害学—理論形成と射程』や原田綾子氏の『「虐待大国」アメリカの苦闘』についても評価された。特に杉野氏の著書は再構築的な自由な記述法を用い、英米の障害学のスタンスや主張の違いが詳細に分析されていることやICFに関する整理に長けている点などが高く評価がされた。その一方で、杉野氏の著書には障害学に関する論議の紹介という感が強く、考察の独自性や到達度がやや不足しているという指摘もされた。また原田氏の著書も魅力的であるが、アメリカの児童虐待の分析が中心であり、日本との比較等が十分でなく文献賞としては物足りないということになった。

大友昌子氏の著書『帝国日本の植民地社会事業政策研究—台湾・朝鮮—』については、「近

代化」の指標にやや疑問が残る点や地域の民族的制度との関わりについての考察が不足している点などが課題として挙げられた。しかし、それ以上に、避けては通れない植民地政策（社会事業政策）について、支配国としての反省的立場から、意欲的に取り組む研究スタンスは高く評価されるものであった。そのうえで行われた仮説に対する丹念な検証や、一貫した論旨展開は秀逸であり、非常に高く評価された。

これらの審査結果から、平成20年度損保ジャパン記念財団賞に相応しいということで、大友昌子氏の著書『帝国日本の植民地社会事業政策研究—台湾・朝鮮—』を理事会に推薦した。

（論文部門）

論文部門については、第1次審査では、推薦論文の審査と同時に、推薦されている論文の水準を確認する意味から、対象期間中に社会福祉・社会保障研究連絡委員会に登録されている学会誌およびジャーナルに掲載された論文の中から、査読が行われた（レフリー付き）の全論文についても、第2次審査における比較検討の対象として分担した。

第2次審査は、担当となった審査委員が、対象論文を精読し、5段階評価を事前に書面にて提出したうえで行われた。審査委員会では、各書評を基に審査を進めた結果、第2次審査では、2編が第3次審査対象論文として選考された。第3次審査対象の論文は①阿部彩「日本における子育て世帯の貧困・相対的剥奪と社会政策」、②石川時子「パターンナリズムの概念とその正当化基準—『自立を尊重するパターンナリズム』に着目して—」である。

第3次審査は、全審査委員がすべての審査対象論文を精読し、5段階評価と各自の詳細な書評を事前に書面にて提出したうえで行われた。審査委員会では、各委員提出の書評を基に長時間にわたる議論を交わした。阿部氏の論文は共同研究等で知り得た資料を活用し、子どもの貧困の構造を分析した能力は高く評価できる。しかしながら、学会機関誌の枚数の制約でもあるのだろうが、貧困を分析したうえで、その対策をどうするかに関する記述が十分ではなく、社会福祉の観点からややもの足りない。また、石川氏の論文は非常に重要なテーマを取り上げ考察しており研究の意義・必要性については高く評価するものの、分析がやや弱く、哲学的考察に偏りすぎていて不十分であるとの指摘がなされた。

厳正な審査の結果、対象論文の考察の到達度が不十分であったことや調査法に残る問題点などから、平成20年度損保ジャパン記念財団賞受賞論文は該当なしとの結論に至った。

《選考理由》

著書部門

『帝国日本の植民地社会事業政策研究—台湾・朝鮮—』

(株式会社ミネルヴァ書房 2007年4月発行)

著者 大友 昌子

本書は、日本における植民地支配という抑圧状況下にあった台湾と朝鮮における社会事業政策の形成を具体的に実証的に追求し、歴史的・体系的にまとめた労作である。

本著は支配国であった日本側からの植民地政策に関する研究であるが、著者の研究スタンスは、日本にとって避けて通れない「負の遺産」とも言うべき帝国主義の植民地政策（社会事業政策）を「植民地支配のもたらした歴史的過ち」として理解し、正当な反省をもったものである。かつて植民地化した両国での社会事業分野の歩みを、日本人として検証・総括し、日本人としての責任と義務を果たそうとする志は高く評価される。

本書の仮説は、台湾・朝鮮ともに社会事業の形成が「抑圧的近代化」あるいは「抑圧された近代化」であったのではないかという点にある。この全体的な仮説を検証するために、台湾・朝鮮に対する植民地支配の時期を3つに区分し、各時期区分においてサブ仮説を設定、社会事業政策の具体的な解明による検証を行う形式で本書は構成されている。

特に、それぞれの時期の政策の背景を、植民地支配と絡めて「破壊と修復」、「解体と社会統合」、「戦争と福祉」という概念で分析していく手法は見事である。

また膨大な資料を駆使して分析することによって、この時期にみられた社会事業の展開を単なる「通史的」記述ではなく、「近代化指標」と「福祉文化的基盤」の仮説に基づき、近代化過程の一環であることを実証した点は評価される。

しかし、以下の点は課題として指摘せざるを得ない。一つには、「抑制された近代化」の指標に関する課題である。まず、近代化において重要である資本主義社会における社会問題対応策の観点と、その事項の取り上げ、分析が不足していることが指摘される。また著者の行った日本の社会事業近代化過程との計量的比較は、当時の人口規模での補正（率の算出）などがされておらず、課題を残している。全体を通して、「近代化主義」にとらわれている感もあり、今後論議を深める必要がある。

二つ目には参考文献の中に台湾・朝鮮の側に立った資料が少ない点が挙げられる。このことにより、帝国主義的な圧制がいかに社会事業に影響したのかという点や、朝鮮や台湾の人々の生活が植民地化により、どのように変化しそれらの実態から生ずる抵抗や対峙に関しての視点からの分析が弱い。この点は著者自らも認めているところである。

三つ目に指摘される課題は、著者の用いる「福祉文化的基盤」という概念に儒教、宗族、本貫といった台湾・朝鮮で歴史的に作り出されてきた民族的制度との関わりについての考察がされていないことである。この点から、考察が全体的にやや不十分であることが指摘される。

しかし、本書で得られた功績は、そのような弱点をもつものの、それを上回るものである。

従来、欧米と比して極めて手薄であったアジア圏の社会事業の歴史的な研究に着手したことで、今後第二次世界大戦後の国際比較研究の基礎資料にもなることが期待される。

また、現在、日本・韓国の共同歴史研究が進められており、著者によって示された、東北アジアの国々との社会福祉の共有課題を明らかにし、問題解決に協力しあう学問的基盤の確立が求められているという問題意識は、支配国・被支配国の枠組みを超えた歴史研究を具現化する契機となることも期待される。

以上の観点から、本書を本年度の損保ジャパン記念財団賞に相応しい著書として理事会に推薦した。

	著者	著書または論文名	
第4回 (平成14年) <著書部門>	社会福祉学博士 田中 英樹氏 長崎ウエスルン大学現代社会学部教授 (現職：早稲田大学人間科学学術院教授)	『精神障害者の地域生活支援』 (中央法規出版、平成13年)	
	<論文部門>	文学博士 田川 佳代子氏 愛知県立大学文学部助教授 (現職：愛知県立大学教育福祉学部准教授)	「高齢者ケアマネジメントにおける倫理的意思決定」 (『社会福祉学』、平成13年)
第5回 (平成15年) <著書部門>	社会福祉学博士 坂田 周一氏 立教大学コミュニティ福祉学部教授 (現職：同じ)	『社会福祉における資源配分の研究』 (立教大学出版会、平成15年)	
	<論文部門>	社会福祉学博士 大原 美知子氏 東京都精神医学総合研究所 主任技術研究員 (現職：東京都精神医学総合研究所研究員) 菊地 英明氏 東京大学大学院/ 国立社会保障・人口問題研究所研究員 (現職：武蔵大学社会学部准教授) 社会福祉学博士 寺田 貴美代氏 清和大学短期大学部専任講師 (現職：新潟医療福祉大学社会福祉学科准教授)	「母親の虐待行動とリスクファクターの検討」 (『社会福祉学』、平成15年) 「生活保護における『母子世帯』施策の変遷」 (『社会福祉学』、平成15年) 「社会福祉と共生」 (『社会福祉とコミュニティ』東信堂、平成15年)
第6回 (平成16年) <著書部門>	心理学博士 山口 利勝氏 第一福祉大学人間社会福祉学部 (通信教育部)助教授 (現職：山口福祉文化大学准教授)	『中途失聴者と難聴者の世界』 (一橋出版、平成15年)	
	<論文部門>	社会福祉学博士 李 政元氏 関西福祉科学大学社会福祉学部 専任講師 (現職：関西学院大学総合政策学部准教授)	「高齢者福祉施設スタッフのQWL測定尺度の開発」 (『社会福祉学』、平成15年)

	著者	著書または論文名	
第7回 (平成17年) <著書部門>	法学博士 廣澤 孝之氏 松山大学法学部教授 (現職：福岡大学法学部教授)	『フランス「福祉国家」体制の形成』 (法律文化社、平成17年)	
第8回 (平成18年) <著書部門>	菅沼 隆氏 立教大学経済学部教授 (現職：立教大学経済学部教授)	『被占領期社会福祉分析』 (ミネルヴァ書房、平成17年)	
<論文部門>	社会福祉学博士 村田 文世氏 日本女子大学大学院人間社会研究科 博士課程後期 (現職：九州看護福祉大学 看護福祉学部 社会福祉学科専任講師)	『『委託関係』における当事者組織 の自律性問題-組織間関係論に依 拠した理論枠組の構築-』 (『社会福祉学』、平成17年)	
第9回 (平成19年) <著書部門>	星加 良司氏 東京大学先端科学技術研究センター 特任助教 (現職：同上)	『障害とは何か-ディスアビリティ の社会理論に向けて-』 (株式会社 生活書院 平成19年2月)	
<論文部門>	金子 絵里乃氏 法政大学現代福祉学部 現代福祉学科任期付専任助手 (現職：同志社大学社会学部 社会福祉学科講師)	『『小児がんで子どもを亡くした母 親の悲嘆過程-「語り」からみる セルフヘルプ・グループ/サポー ト・グループへの参加の意味-』 (『社会福祉学』、平成19年2月)	
第10回 (平成20年) <著書部門>	大友 昌子氏 中京大学現代社会学部教授 博士(学術・福祉) (現職：同じ)	『帝国日本の植民地社会事業 政策研究-台湾・朝鮮-』 (ミネルヴァ書房、 平成19年4月)	

財団法人損保ジャパン記念財団の理事（平成21年12月現在）

（敬称略）

理事長	佐藤 正敏	（株式会社損害保険ジャパン代表取締役社長）
専務理事	高宮 洋一	（専任）
理事	鴻 常夫	（東京大学名誉教授）
理事	金田 一郎	（日本社会福祉弘済会理事長・元社会保険庁長官）
理事	西嶋 梅治	（法政大学名誉教授）
理事	古川 貞二郎	（恩賜財団母子愛育会理事長・元内閣官房副長官）
理事	三浦 文夫	（日本社会事業大学名誉教授）
理事	森鷗 昭夫	（特定非営利活動法人日本気候政策センター理事長）
理事	和田 正江	（主婦連合会副会長）
理事	今井 英雄	（専任）

第10回損保ジャパン記念財団賞の審査委員（平成20年度）

（敬称略）

審査委員長	大橋 謙策	（日本社会事業大学学長・ 社団法人日本社会福祉教育学校連盟会長）
審査委員	浅野 仁	（関西福祉科学大学教授）
審査委員	岩田 正美	（日本女子大学教授）
審査委員	黒田 研二	（大阪府立大学人間社会学部長・ 人間社会学研究科長）
審査委員	白澤 政和	（大阪市立大学大学院教授）
審査委員	福山 和女	（ルーテル学院大学大学院研究科長）
審査委員	宮武 剛	（目白大学大学院教授）

損保ジャパン記念財団叢書 No. 76

第10回損保ジャパン記念財団賞受賞者記念講演録

発行日 平成22年3月1日

発行者 財団法人損保ジャパン記念財団

〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1

電話 03-3349-9570 FAX 03-5322-5257

URL <http://www.sj-foundation.org/>

Email sjf3340@sj-foundation.org